

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第25巻 第2号

2023年3月

朱 炎教授・立花 亨教授 退職記念号

論文

- 2018年改正漁業法と漁業権・漁協組織への影響
— 権利の性質および管理方法を中心として — …… 奥田 進一 (1)
- 労働力フローから見る男女の動向 …… 杉浦 立明 (15)
- ウィリアム・ペティと経済科学の曙 (3) …… 大倉 正雄 (35)
- アメリカにおける移住労働者の労働条件とH-2Bプログラム …… 中島 醸 (89)
- 日本の金型産業の国際競争力に関する一考察 …… 平山 勉 (109)
- 修正1条と平等保護の交差
— 米国におけるEgalitarian First Amendmentに関する予備的考察 — …… 菅谷 麻衣 (127)

資料

- 中華人民共和国民法典相続編の試訳
— 中華人民共和国相続法からの改正点・対照資料として …… 長 友昭 (155)
- 退職教員の挨拶・略歴・研究業績
退職挨拶 …… 朱 炎 (167)
退職にあたって …… 立花 亨 (171)
- 拓殖大学 研究所紀要 投稿規則 …… (177)
- 「政治・経済・法律研究」執筆要領 …… (179)

2018年改正漁業法と漁業権・漁協組織への影響

— 権利の性質および管理方法を中心として —

奥田進一

1. 問題の所在

2018年の漁業法の改正⁽¹⁾は、約70年もの間、ほとんど変化のなかった漁業者および漁業協同組合（以下、漁協という）の在り方や漁業権行使の方法に対して、抜本的な見直しを行うものであり、わが国の漁業革命といっても過言ではない。今回の改正によって、水産資源の適切な管理と、水産業の成長産業化を両立させることが可能になり、漁業者の所得向上とバランスのとれた漁業就業構造を確立することが期待されている。しかし、状況や地域によっては、漁業者の廃業や漁協の消滅が発生する危険をはらんでいる。たとえば、漁業者（経営体）または漁船ごとに漁獲枠を割り振るIQ制度の導入や漁船の大型化などは、資力が乏しい漁業者にとっては困難であろうし、漁業権付与の事実上の自由化は、巨大資本による漁場独占を生じさせるかもしれない。

わが国の法制度の多くは、明治期に西洋から移植されたものであるが、漁業関係法はかなり例外的であったとされ、それは制度の基盤である漁村の構造やその特殊性とも深く関わっている。このような法制度や地域の特殊性があるにもかかわらず、今回の改正漁業法は、各地の漁業関係者や漁村の社会の実情をどの程度踏まえたのかについて、そして、新制度が与える影響についても不明な点が多いままの状態になっている。とりわけ、各地の漁村社会に残存して継承されている慣習法上の漁業権に対する影響の大きさは、歴史的沿革を明らかにすることで明確になると思われる。

本稿では、慣習法上の漁業権に焦点を当ててその歴史的沿革を辿り、それがいかに行政法的に規律されてきたのかを検証する。そして漁業権を管理する漁協の成立と変質の経緯をあわせて検証したうえで、2018年改正漁業法（以下、改正漁業法という）によって漁業権および漁協にどのような影響が発生し、あるいは発生し得るのかについて明らかにする。最後に、新しい資源管理制度が、旧来の社会制度とどこまで調和を図ることが可能なのかという問題提起を行う。

2. 2018年改正漁業法の要点

2018年の漁業法改正と同時に、国内における海洋生物資源の保存と漁業の発展、水産物の供

給の安定に寄与することを目的に1996年に制定された、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）」が漁業法に統合されたとともに、1948年に制定された「水産業協同組合法」もあわせて改正された。とりわけ、改正漁業法は、新たな資源管理システムとして、漁獲量等を制限ないしは割り当てる制度を法定した。ここで注意すべきは、それらが新たに漁業に参入する者が有する船舶ごとに行われる点である。また、新規参入者に対しては、従前の漁協に免許する漁業権ではなく、個別漁業権が与えられる点も重要な改正である。つまり、新規漁場や既存の漁業権者が申請しない漁業権については、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に個別に免許することで、企業等の新規参入が容易になったのである（法73条2項2号）。以下では、改正漁業法においてとくに重要と思われる部分を紹介する。

(1) 新たな資源管理システム

漁業資源管理には、様々な手法がある。たとえば、漁船の隻数や大きさの制限、魚の大きさや漁期の制限、漁獲量の制限などがある。とくに、漁獲量の制限に関しては、漁獲可能量（Total Allowable Catch：TAC）を定めることが重要である。そこで、今回の改正によって、毎年TACを設定し、TAC対象魚種を増やしつつ、持続可能な資源水準の維持と回復を行うことになった（法8条）。現在の対象魚種は、マアジ、マサバおよびゴマサバ、マイワシ、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカである。これら7魚種の漁獲量は、国際的な資源管理の対象となるカツオ・マグロ類等を除いて、わが国のTACの対象となり得る魚種の漁獲量の約50%を占める。なお、ノルウェーでは24種にTACが設定され、ニュージーランドでは98種類もTACが設定され、アメリカは漁獲対象の全魚種（528種）にTACを設定している。また、わが国のTAC対象魚種の選定基準は、①漁獲量が多く、国民生活上で重要な魚種、②資源状態が悪く、緊急に管理を行うべき魚種、③日本周辺で外国人により漁獲されている魚種、となっている。なお、TACは、農林水産大臣が、資源管理目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく決定する（法11条）。さらに、TAC管理をするために、農林水産大臣または都道府県知事が、漁業実績等を勘案して、漁業者または船舶ごとにTACを割り当てる漁獲割当（Import Quota：IQ）制度を導入した（法17条）。IQは、イギリス、スペイン、アメリカ、ノルウェー、アイスランドなどでも導入されており、アメリカ、ノルウェー、アイスランドでは譲渡性が認められている。改正漁業法では、IQの譲渡は船舶の譲渡等がなされる等の一定の場合に限定された（法22条）。また、若い人たちにとって魅力ある漁業にするためには、漁船の安全性、居住性、作業性を向上させる必要がある。そこで、IQ制度が適用される船舶の規模制限を緩和し、漁船の大型船化を可能にした（法43条）。さらに、許可を受けた者には、適切な資源管理や生産性向上に係る責務を課すとともに、漁業生産に関する情報等の報告を義務付けた（法52条）。

(2) 漁業許可制度の見直し

改正漁業法は、漁業権を個別漁業権と団体漁業権とに大別した。これによって、漁業権の免許内容（漁場計画）の公示の際に知事が公示する区画漁業権を、企業等に直接免許する個別漁業権として免許するか、あるいは漁協が漁場全体を一元的に管理する団体漁業権として免許するかをあらかじめ決めることになった（法62条2項1号ホ）。したがって、個別漁業権として公示された区画漁業権については、企業は地元漁業者の団体である漁協に漁業権行使料を支払う必要なく免許を受けることができる。実際に漁業を営む者に着目すれば、これまで漁協に加入しない限りは定置網漁業も養殖漁業も自由に営むことはできなかったが、改正漁業法によりこのことが可能になったのである。改正漁業法は、「漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする」という規定（法63条2項）を設け、これによって新たな漁業権の設定を促すことにより企業参入を容易にするとともに、計画の策定において漁業を営もうとする者からも意見を聴き、知事はその意見を踏まえて、計画を作成することとされた（法64条）。つまり、個別漁業権は、免許権者（農林水産大臣または都道府県知事）との相対性が顕著な債権的に構成されたといえそうである。もっとも、債権的とはいいながら、物権的性質を付与することでその資産価値を高め、投資や金融の対象としやすくしている点は見逃すことができない。たとえば、個別漁業権も団体漁業権も物権とみなされる（法77条1項）が、団体漁業権が先取特権、質権および抵当権の対象から除外されている一方で、個別漁業権に関しては質権の対象から除外されているのみである（法77条2項）。そして、個別漁業権に設定された抵当権につき、民法370条の規定を準用して、漁場に定着した工作物を漁業権に付加して一体化したものとみなすことで、漁場および個別漁業権の担保価値の増大を図っている（法78条1項）。さらに、個別漁業権に関しては、抵当権設定者の抵当権実行および個別漁業権者が欠格した場合に、都道府県知事の許可による他人への譲渡を認めている（法79条1項但書）。

しかし、この債権的な個別漁業権の新設により、漁協免許型の団体漁業権に何らかの変化が生じたわけではない。そして、漁協等に加入する組合員が、漁業権行使規則に基づいて、実際の操業を行う漁業行使権を有している実態は変わらず、改正法によりその呼称が、後述する「組合員行使権」に変じたに過ぎない（法105条）。そして、漁業権の法的性質は、従前と変わらず、「物権とみなす」（法77条、法98条）とされており、各種の制限があるものの、それを以て物権性および物権的請求権までもが否定されるものではない。しかし、債権の特徴を帯びて流動性や金融資産価値が増大している個別漁業権と比較した場合に、団体漁業権は物権性が色濃く残存したことで、最大利益追求型の市場競争の原理からは取り残され、むしろ経済的には劣後した地位に置かれたと見てよいであろう。

なお、団体漁業権はなるほど漁協に免許されることから、漁協が漁業権の主体として認識されやすいが、実態は漁協組合員が所在する関係地区が実質的な権利主体である。ただし、関係地区

には法人格が存在しないため、名義において関係地区の集合体である漁協が漁業権の免許を受け、これを管理しているのである。なお、その管理行為は保存行為や組合員の利益行為に限られ（法74条）、漁業権の分割または変更については、都道府県知事からそのための免許を受ける必要がある（法76条）、漁業権行使規則の変更または改変については、関係地区の区域内に住所を有する者の3分の2以上の書面による同意が必要とされている（法106条9項）。したがって、漁協が物権とみなされる漁業権を免許されたからといって、一般の物権者と同様に自由に使用収益処分ができるわけではなく、それらの物権的権能を有しているのは、関係地区に所在している個々の組合員の意思決定に委ねられている。

改正漁業法は、漁業許可の更新制度についても見直しを行った。これまで、漁業許可は5年に1度一斉に更新（新規許可を含む）されていた。これでは、たとえば2020年が更新期だとすると、新規参入を希望する者は、2025年まで待たなければならない。そこで、改正漁業法は、一斉更新の制度を改め、すでに許可を受けた者は5年ごとに更新を行う一方で、他の漁業者の廃業などで新規許可の余裕が生じたときには、必要に応じて随時許可できるようにした（法42条）。この点に関連して、海面利用制度の見直しも行われた。団体漁業権は、水産業協同組合法に基づいて設立された漁協または漁業協同組合連合会に、都道府県が漁業権を与える点に特徴がある⁽²⁾。改正漁業法は、区画漁業権と定置漁業権の許可対象者につき、法律で優先順位が決められていた従前の制度を改め、既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先的に許可し、既存の漁業権が存在しない場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に許可することにした（法73条）。また、漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付けた（法74条、法90条）。今回の改正により、利用されなくなった漁場、あるいは利用度が低下した漁場の活用に向けた検討が期待されている。

(3) 組合員行使権

前述の通り、法改正以前において、漁協等に参加する組合員が行使してきた漁業権行使権は、法改正によって組合員行使権という呼称に変化したが、その実態は何ら変わっていない。漁業権の法的性質は、従前と変わらず、「物権とみなす」（法77条、法98条）とされており、各種の制限があるものの、それを以て物権性および物権的請求権までもが否定されるものではない。

なお、漁協に免許される漁業権と、組合員行使権との関係は、たとえば所有権と用益物権、あるいは所有権と賃借権のような関係ではない。それは、漁業権の成立経緯からも明らかな通り、漁業権は、元来は村落共同体の入会的権利に由来する。入会的権利としては、農山村においては入会権、河川等の水流に関しては水利権、漁業においては漁業権が学問的にも広く認識されている。入会権に関しては、1896年の民法がこれを包摂したが、その実態的運用に関しては各地方の慣習に委ねた。水利権に関しては、1964年の河川法において水利許可制が法定されたが、農

村地区における水利権を慣行水利としてみなし許可制度を設けた。そして、漁業権に関しては、1901年漁業法においてひとまず入会的権利関係を法定し、その後1910年漁業法が旧態を継承しつつ漁業集団への権利付与型に転換させ、1949年漁業法において、今日の漁協免許型へと転換した。

しかし、漁協免許型といっても、旧村落の入会的利用形態が消滅ないしは変化したものではない。つまり、旧村落には法人格が存在しないため、法人格を有する漁協を設立させて免許を付与し、漁業行為および漁業経営の主体はあくまでも旧村落の構成員である漁業者であるという構造に変化はなかったのである。このとき、1949年漁業法では、漁業の産業化や漁場の有効活用という視点から、旧村落を糾合して比較的広域に漁協を設立させることを企図し、そのために旧村落に補償金を支払い、それを原資に複数の村落から成る漁協が設立され、漁協は免許料を納付する体系が構築されたのである。

以上のように、漁業権はなるほど漁協に免許されることから、漁協が漁業権の主体として認識されやすいが、実態は漁協組合員が所在する関係地区こそが権利主体なのである。

(4) 自由漁業を営む権利

改正漁業法においては、従前において存在した自由漁業に関する規定が消滅したが、自由漁業が排除されたわけではない。まず、改正漁業法は、漁業者につき、「漁業を営む者」と規定する（法2条2項）。漁業を営むとは、自己の名をもって漁業を営業し、かつ単にその営業に出資するのみでなく経営の意思決定を自ら行い、これに参与する者をいう、と解されている⁽³⁾。判例も、たとえば、仙台高判昭和25年4月22日高裁刑特報73号129頁は、漁業法にいう「業とする」とは、「反復継続して之を行ふ意志を以て水産動植物の採捕又は養殖を行う」と解するを相当とする、と判示している。また、福岡高判昭和55年1月23日判タ419号112頁は、「漁民」に関して「水協法第1条第1号は「漁業を営む漁民」は漁業協同組合員たる資格を有する旨を規定し、同法第10条第2項は、「漁民」とは漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物を採捕若しくは養殖に従事する個人をいうと定義するところ、右に「漁業を営む」とは、法律上経営の主体として実質的に漁業に参与することを意味すると解すべきである」と判示している。つまり、単なる趣味としての魚釣りのような場合は除外され、生業として漁を反復継続して行ふ意思の有無こそが漁業者か否かを決する要因であり、漁協の組合員たる資格の有無ではない、という点である。

つぎに、漁業法は、漁業権を、「定置漁業権」、「区画漁業権」および「共同漁業権」の3種類に分けて定義し（法60条1項）、共同漁業権について、第1種～第5種までの指定された水産動植物を採捕する漁業であって、「一定の水面を共同に利用して営むものをいう」と定義する（法60条5項）。共同漁業の本質は、一定の漁場を共同に利用して営むということであり、「共同に利用して」というのは、その地区の漁民の入会漁場であるという性格が強いことを意味すると解されている⁽⁴⁾。

そして、漁業免許につき、「定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基づくものでなければ、営んではならない。」と規定している（法 68 条）。本条を反対解釈すれば、「共同漁業は、漁業権又は入漁権に基づかずに営むことができる」ということになる。かかる反対解釈が可能な理由は以下の通りである。

もともと共同漁業は、江戸時代以前の一村一漁場を前提とする入会権的利用形態を継承している。1901 年に漁業法が制定され、その後今日まで数度の改正を経て、漁協に免許される共同漁業が確立してもなお、旧村落を基礎とする入会的共同漁業のうち少なくとも第 1 種共同漁業に関してはこれが併存し、これを 1962 年改正法が特別な扱いを定め、現行の改正漁業法にも引き継がれている。たとえば、漁業権行使規則を制定する際に、区画漁業または第 1 種共同漁業を内容とする場合には、旧村落を基礎とする「関係地区」の区域内に住所を有するものの 3 分の 2 以上の書面による同意を必要としている（法 106 条 4 項）。

さらに、改正漁業法は、「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合には、海区漁業調整委員会は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と関係地区内に住所を有する漁業者（個人に限る。）又は漁業従事者であってその組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第二百十条第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。」と規定する（法 72 条 8 項）。本条が、組合員以外の漁業者が漁業を営むことを排除するものではなく、むしろ、その存在と当該者の漁業の継続を尊重していることはいうまでもない。さらに、「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」と規定している（法 120 条 1 項）が、本条によって各種制限を受けるのはすべての漁業者または漁業従事者であって、自由漁業者のみが制限や制約を受けるわけではなく、むしろ彼らのための何らかの配慮がなされることが規定されており、自由漁業者も漁業法上の法益対象者としての地位が付与されているというべきである。

(5) その他

改正漁業法は、漁協の機能と役割に関する新しい制度も構築した。漁協が、都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入し（法 109 条乃至 116 条）、国および都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するように十分配慮することを求めた（法 174 条）。また、漁協の活動や取り組みが、漁業者にとってメリットになるように、水産業協同組合法に漁協の役割として漁業者の所得向上

を明記した。さらに、販売事業を行う漁協は、その理事のうちの1人以上は水産物の販売等に関して実践的能力を有する者を登用し、公認会計士監査を導入することで、事業経営基盤の強化を図った。さらに、近年は悪質な密漁が問題になっていることから、密漁に対する罰則を強化するとともに、密漁者だけでなく、密漁品だと知って譲受や運搬などをした者への罰則を新設した。

3. 漁協の沿革と機能

明治政府は、地租改正等の土地制度改革と平行して、漁場についても江戸時代の漁場使用関係を解消し、新しい制度に切り替えようとした。前述の通り、1875年に雑税廃止と海面官有宣言を行い、同年2月の太政官布告によって、漁場、漁業に対する権利関係を表徴していた漁業税等を廃止し、同年12月に太政官布告「捕魚採藻ノ為海面所有ノ件」(借区制布告)によって、漁場の私有を廃してすべてを官有化して許可制とすることで、従前の慣習による漁場利用から、官許による漁場利用へと制度改革を行った。しかし、網元や船元等漁村における実力者の反発や集落間の抗争が激化したことから、1876年にはこれを改正して、「なるべく従来の慣習に従い」という表現で、実質的に江戸期の漁業制度の継承を容認した。さらに、1886年には、旧慣を維持させるべく、漁業組合準則を公布して、漁業集落等の入会団体的性格を有する漁村団体を漁業組合として法定化した⁽⁵⁾。ここで注意すべきことは、漁業組合は漁村団体、すなわち旧慣主体たる漁村集落そのものであった点である。

そして、1901年漁業法は、前述の通り、入会的漁業権を、地先水面専用漁業権と慣行専用漁業権の2つに整理して規定し、漁業組合は、原則として浜、浦、漁村あるいはその他漁業者の部落の地区によって存立させるとともに、漁業組合が漁業権の共有および行使につき権利義務を有するが、漁業組合が漁業を自営することを禁止した。このような規定を設けた背景には、漁業の権利化に伴う漁場紛争の解決と資源保護の目的があったことが指摘される⁽⁶⁾。また、漁業組合を法人とする明文の規定はなかったが、漁業組合が漁業権の行使につき権利義務を有することを根拠に、これを法人と解してきた⁽⁷⁾。なお、漁業権は相続、譲渡、共有および貸付の目的とすることができたが、地先水面専用漁業権を処分するには、行政官庁の許可を必要とした。1901年漁業法は、漁業組合について漁業組合準則からさらに踏み込んだ法定化を行ったといえるが、それは漁村団体を、漁業権の管理団体とすることで、そこに存在し続けてきた旧慣を法定化したと評価できるのではないだろうか。ただし、1901年漁業法が、漁業組合に旧慣に基づく漁業権を管理させることを法定化したからといって、そのことから漁村団体の旧慣が遵守されたわけではなく、漁業組合と漁村団体に属する漁民との紛争も発生するようになり、むしろ漁業組合と漁村団体との間には乖離現象が生じていった⁽⁸⁾。

このような制度を創出したのは、1896年に民法が公布され、林野入会権が明文化されたことと決して無縁ではなく、1910年漁業法は、地先水面専用漁業権を引き継ぐとともに、漁業権を

物権とみなして土地に関する規定を準用した。これによって、漁業権は担保物権の目的物となり、漁業資金融通の道が開かれた⁽⁹⁾。そして、1910年漁業法は、漁業組合について、漁業権もしくは入漁権を取得または漁業権の貸付を受け、組合員の漁業またはその経済の発達に必要な共同の施設をなすことを目的とするものと規定した。また、漁業組合員は、漁業組合の取得し、もしくは貸付を受けた地先水面専用漁業権または入漁権の範囲内において、各自漁業行使権を有するとした。地先水面専用漁業権は、漁村保護と漁場維持のために、漁村の漁業者の団体である漁業組合がその地先水面専用を出願する場合に限って免許される漁業権である。1910年漁業法の立法者は、地先水面専用漁業権に、その母体となった入会漁業が有していたのと同様な役割を担わせようとしたのではないかという評価がある⁽¹⁰⁾。漁村団体が有していた入会漁業の管理権能は、個人の権利関係を明確に規定する近代法的な法人である漁業組合の専用漁業権に、漁村団体の成員たる漁業者が有していた収益機能は、漁業組合の組合員の漁業行使権にそれぞれ継承されることになったのである⁽¹¹⁾。しかし、法人たる漁業組合は入会団体たる漁村団体のように柔軟ではないため、入会漁業関係が完全継承されることは困難であった⁽¹²⁾。なお、漁業組合に、経済事業の実施を目的とした協同組合性が付与されたのは1933年の改正においてであり、これによって近代的な法人としての漁協が制度化され、経済事業の主体となるとともに、これまで通り漁村団体として漁場の管理を担うことになった⁽¹³⁾。

その後、1949年漁業法は、漁業の民主化を目的として、漁業調整委員会の関与に基づく漁業調整という視点を取り入れ、従来の漁業権が有していた漁場に対する私的所有的性格を弱めつつ、組合管理漁業権に関しては漁協による管理を法律上明確に位置付けた⁽¹⁴⁾。そして、前述の通り、1949年漁業法は、漁業権行使権（改正漁業法にいわゆる組合員行使権）につき、「組合員は各自漁業を営む権利を持つ」と規定していたのに対して、1962年漁業法は、これを「組合員であり、かつ漁業権行使規則に定める資格に該当する者は共同漁業を営む権利を持つ」に改めた。たとえば、伝統的村落共同体を母体とするA組合とB組合が合併して新たにC漁協が成立したとして、合併後も旧来通りの地区漁民集団（それぞれ旧A組合と旧B組合）に属することを資格とする、つまり入会関係の存在と継続を前提とした規定である。もし、1949年漁業法の制定によって入会関係が消滅していたのであるならば、組合が合併すれば、共同漁業権も1つだけの免許になり、C漁協内の各地区（旧組合）において定められる漁業権行使規則に定める資格は不要であろう。また、1962年の法改正に際して、水産庁の立法者（昭和35年6月3日漁業制度調査会中間決定）は、「共同漁業のうち、第一種共同漁業は、今なお部落総有の観念を前提とした一般沿岸漁民による入会利用という性格が強いのに対し、第二種共同漁業、第三種共同漁業及び第四種共同漁業は、その具体的行使者が事実上特定している場合が少なくないので、第一種共同漁業とは区別して取り扱うのが適当である」と述べている⁽¹⁵⁾。このことから、第1種共同漁業が、入会的利用形態が色濃く残存していることを重要視した立法措置であったといえよう。なお、最判平成元年7月13日は、「共同漁業権は元は入会権の性質を持つ権利だったが、昭和24年漁業法以降の

改正をへて、権利の性質が変わり、すでに入会権の性質を失った」と判示するが、これを批判する学説が大勢を占め、「判例として必ずしも安定したものではない」という指摘もある⁽¹⁶⁾。

また、2001年に水産基本法制定とあわせて漁業法31条（改正漁業法108条）が改正され、合併により広域化された漁協における共同漁業権等の分割、変更、放棄に際しては、実際に漁場を利用する地元漁業者の意思を的確に反映させるため、漁業権の変更等に係る地元漁業者の同意制度、および漁業権の管理に係る地区部会制度を導入した。つまり、合併後も依然として、合併前の旧漁協ないしは小組合の意思を尊重するということは、やはりここでも入会慣習の存在と継続を前提としているといわざるを得ないのである。さらに、水産庁が今日なおそのホームページにおいて掲出している「漁業権」の用語解説⁽¹⁷⁾からも、慣習物権としての各種漁業権が消滅したという言説は俄かには受け入れがたいのである。

他方で、改正漁業法は、都道府県が漁業権を付与する際に、すでに漁業権を持つ漁協や漁業者が有効に活用している場合は、その者を優先的に扱うが、既存の漁業者が有効活用していない水域では法定の優先順位を廃止して、新規参入を促進させることになった。また、資源管理については、船等で漁民個別に漁獲枠を割り当てるIQ方式を導入し、漁協ではなく漁民を基本にする。また、水産業協同組合法の同時改正により、漁協に販売の専門家を役員に登用し、公認会計士監査の導入等により事業経営基盤の強化を図る。これによって、漁協は、経済事業体としての性格に特化する傾向が強くなった。

以上のように、わが国の漁協は、漁村団体を基礎とする漁場管理団体を出発点として、慣行的な漁業権管理主体の性格を担いつつ、近代的な法人としての地位を獲得してきた。さらに経済事業の実施を目的とする協同組合としての性格を獲得し、極めて前近代的な要素と近代的要素を複合的に包含した組織として発展してきたが、2018年の大規模な法制度改革によって、前近代的な要素が一気に剥離されようとしている。漁村団体が近代化を遂げた、ないしは遂げつつある状態における制度改革であるならば問題はないが、そうでないならば漁村社会に大きな痛みを与える改革になるのではないかと危惧するものである。

4. 漁協統合とその課題

人口減少社会の影響は、地方、とりわけ離島には駆け足で迫ってきている。2017年9月の「長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」によれば、対馬、壱岐、五島列島の3地域40島からなる長崎県特定有人国境離島では、2005年度から2015年度にかけての10年間に、毎年2,000人近くの人口が減少している（2005年度は146,681人であったのに対して、2015年度は120,677人であった）。人口減少率でみるとマイナス17.7%であり、長崎県全体の減少率6.9%と比すると、特定有人国境離島地域がいかに急速に人口減少社会を迎えているのかがわかる。また、漁業従事者人口についても減少が著しく、長崎県特定有人国境離島では2005年度が7,717

人であったのに対して、2015年度は5,249人に減少している。このような急激な人口減少は、漁業における経営形態に対しても、漁協の統合という現象によって大きな変化を迫っている。この現象に関する実態調査の結果を紹介し、漁協統合の現実とその課題を検討する⁽¹⁸⁾。

対馬では、1949年の水産業協同組合法施行から1952年までの間に46組合が設立されたが、その後の人口減少と呼応するかのように組合数は減少の一途をたどり、2018年6月末現在で12組合にまで統合が進んでいる。

壱岐では、2022年12月1日現在で、郷ノ浦町漁協、勝本町漁協、箱崎漁協、壱岐東部漁協、石田町漁協の5組合が存在しており、この数は少なくとも1949年漁業法以来変化はない。ただし、過去に5組合で漁協合併について協議したことはあったが、地先漁業権をめぐる調整や港湾内の砂利採取事業との調整等が難航して、不調に終わっている。なお、2018年6月に、壱岐東部漁協の一部組合員によって新たな漁協の新設に向けた動向が報道されており⁽¹⁹⁾、もしこれが実現すれば、漁協の離合新設という、全国でも極めて稀有な事例が登場する。

五島列島⁽²⁰⁾では、2021年度末現在で、上五島町の7組合、五島市の3組合、佐世保市（宇久小値賀）の1組合の、合計11組合となっている。ここでも近年の組合員数の激減に伴い、急激な漁協の統合が行われている。五島市は、2004年に旧福江市、南松浦郡富江町、玉之浦町、三井楽町⁽²¹⁾、岐宿町、奈留町の1市5町の合併により誕生した。この時点で14の組合が組織されていたが、水産資源の減少や魚価の低迷、水揚げ不振等により漁協組織の再編強化が強くと求められ、2013年度には五島漁業協同組合、五島ふくえ漁業協同組合、奈留町漁業協同組合の3漁協に集約された。このうち、五島ふくえ漁協は、2008年度に、五島ふくえ、福江市福江、黄島漁業協同組合の3漁協を対等合併して成立したものであり、極めて短期間のうちに小規模統合を繰り返してきたことがわかる。

漁協統合の利点としては、経営規模の拡大が多くあげられるが、詳細に検証すると、地域ごとに様々な要因が存在することがわかる。たとえば、対馬市では、漁協施設の老朽化に伴う作業スペースの確保や人員不足等による鮮度低下を解消すべく、有効的かつ効果的な施設再編を目指してきた。また、対馬市の峰町東部漁協では、イカー一本釣漁業、定置網漁業および潜水器漁業を主要漁業としており、他の漁業種に比べて燃油使用量の割合が多いことから、漁業者の経済的負担を軽減するために、漁協独自で事務所所在地以外に点在する3漁村に一切の支所機能を有する施設を置かずに、本所一極集中体制を整え、支所運営に要する費用相当を漁業者へ還元する効率的な運営へと機能を集約し、漁業経営の指導を行っている。これによって、漁業者の利便性は喪失するものの、それを担保に漁業関連資材を低廉価格で提供し、組合員全体の収益効果の上昇が期待された。ただし、近年の燃油価格の高騰により、その効果が希薄化している。

このように、漁協内における事業所の統合を進めることで、経営基盤の強化や経費削減の効果も期待される。さらに、既述の、五島ふくえ、福江市福江、黄島漁業協同組合の3漁協が対等合併して成立した五島ふくえ漁協では、これまで五島ふくえ漁協のみでしか行うことができな

かった金融サービスを、福江市福江および黄島地区の組合員に対して提供可能となったほか、販路やマーケット開拓システムが単一化されることで、養殖マグロやキビナゴなどの五島ブランドの全面的展開や、五島市魚市場を拠点とした販売事業等が強化されることが期待されている。

以上のように、今日、いくつかの地域で漁協が統合される現象が発生している。しかし、漁協の漁村に対する影響力が薄弱化し、これまで埋没していた村落共同体による慣習法が再び露呈し、漁業ルールの不均衡状態が発生する可能性がある。1949年漁業法によって近代的法制度のもとで形成されたかに見える漁協主導の共同漁業は、実態としては江戸時代以前の慣習的な漁業形態の一部を取り込み、引き継いだものである。そして、共同漁業の主体である漁村の部落漁民集団（組合員集団でもある）が衰退あるいは解体されるときに、その共同漁業を行う根拠となる漁業権の内容と実態も乖離する。そして、これまで漁業権を管理してきた漁協が統合されると、本来異なるはずの漁業慣行の統合現象も発生するのである。つまり、漁協の統合によって、漁業権の根底に存在していた地域の慣習法も、これを統合する作業が必要となるのではないだろうか。

対馬市および五島市では、全域において漁協の統合が進められているが、これは、急激な島内人口の減少およびそれに伴う漁業就業者人口の減少と同時並行の現象である。このまま島内人口の減少が進めば、いずれは漁業権の消滅という問題⁽²²⁾に直面する。もっとも、新規就業者ないしは新規参入者がいる場合には、彼らが新たに組合に加入することによって、漁業権は存続可能である。これは、むしろ漁協の統合が促進され、既存の漁村の慣習や慣習的漁業権（地先専用漁業権）が切り離されることによってより現実的なものになるのかもしれない。

他方で、かりに新規就業や新規参入が促進されたとしても、共同漁業のうち第1種および第5種に該当するものは、免許された漁場の区域以外では自由漁業として行うことができるため、新規就業者や新規参入者が将来的に漁協に属さなかった場合には、彼らと漁協ないしは組合員との利害関係の調整が必要になろう。現状は、こうした問題に対して、秩序が存在しない状態にある。

五島列島では、定置網漁に関して、これに従事する人材確保が深刻な問題になっているという。かつて、漁村が半農半漁であったときは、村民は基本的に農業も漁業も双方の作業経験を有していたため、農業を主業とする者であっても、農閑期になれば定置網漁に従事することが可能であったという。しかし、今日では、各専業となっているため、農業者に漁業の作業経験がないため、定置網漁のための人手の確保が難しく、外国人労働者への依存傾向が強まっているという。この問題は、むしろ、1949年漁業法によって漁協の権限が強化され、半農半漁を基本とした伝統的な漁村の変質に起因するのであろう。漁協の統合は、社会情勢の趨勢に従った必然的なものであり、人口減少社会における産業経営の効率化と合理化のためには必要不可欠である。

5. まとめ

改正漁業法が指向したのは、果たして何であったのであろうか。それは、漁業権の債権化と

それを推進できる機能を備えた組織構築であったのではないだろうか。我妻榮が、『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣，1953）で明示した通り，近現代社会においては債権，すなわち契約的手法による社会経済秩序の構築が進んできた。その過程で，賃借権などの債権は，社会生活における流動性を向上させる一方で，物権的効力を特別法で与えることで権利者の保護も図ってきた。漁業は，伝統的に漁村ないしは漁村を母体とする漁協に付与された漁業権に基づき，これを個々の漁民が行使することで成立してきたが，その物権性により流動性は低く，漁村の近代化や商品経済化に対する障害になっていたことは否めない。この点において，改正漁業法は，わが国の漁業の近代化や産業化に拍車をかけるものとして歓迎されるものなのかもしれない。

しかし，実際には，かりに漁業権が債権化されても，旧来からの漁村社会には慣習物権としての漁業権が残存しており，漁業権の流動化や高度産業化には克服すべき課題が山積していると思われる。また，明治以来の数度にわたる漁業法の制定および改正によって，漁業法上の漁業権が慣習法上の漁業権に代置してきたわけではない。そのため，改正漁業法により漁業法上の漁業権が流動したときに，その下に埋没していた慣習法上の漁業権が顕在化することになる。今般の法改正により，果たしてその克服ないしは超越が可能になったのか否かは不明であり，それができないしは放置されたときに，地域社会の衰退に拍車がかかり，わが国の漁業という産業がその自律性を失うことを危惧するものである。

《注》

- (1) 改正の経緯については，辻信一『漁業法制史——漁業の持続可能性を求めて』（信山社，2021）1111頁以下に詳しい。
- (2) 小松正之＝有菌眞琴『実例でわかる漁業法と漁業権の課題』（成山堂書店，平成29年）106頁。
- (3) 金田禎之編著『解説・判例漁業六法』（大成出版社，2009）5頁。
- (4) 同上9頁。
- (5) 出村雅晴「漁業権の成立過程と漁協の役割」調査と情報（2005年3月）4頁。
- (6) 亀岡鉦平「権利としての漁業権を支える二重の共同（協同）性——震災後の岩手県沿岸漁協における養殖漁場管理から」農業法研究52号（2017）98頁。
- (7) 田平紀男『日本の漁業権制度——共同漁業権の入会的性質』（法律文化社，2014）50頁。
- (8) 原暉三『日本漁業権制度概論』（杉山書店，昭和9年）241頁では，大正時代に大分県において，漁民等の有する慣行による専用漁業権が組合の名義で免許され，漁業組合の規約によって旧慣そのままの操作方法を墨守していたが，漁業組合は漁民の収入よりも組合の収入増加を図るために適法に規約を変更し，当該漁民から漁業を奪って他者に漁業権を貸し付けた事案につき，長崎控訴院大正15年2月15日判決は，組合の決議が組合規約そのものに違反するものでない以上は，組合員は当該変更規約に従うべき義務があると判示した事案が紹介されており，漁業組合と母体である漁業集落との乖離現象によって，漁業集落等が維持してきた旧慣が漁業組合によって改変されて，漁民は私法的に何らの救済も得られなくなってしまったことが指摘されている。また，吉田禎吾編書『漁村の社会人類学的研究 - 沓岐勝本浦の変容』（東京大学出版会，1979）77～78頁でも，沓岐の勝本町において1930年代に盛んに行われたブリ飼付漁をめぐって，漁民を組織して漁業組合を設立した一部の富商が，その後漁場の独占を行い，株を手放しあるいは非組合員ではない漁民を漁場から締

め出し、漁民らが大きい困窮し、その対策として、同町では漁民1人に付き1株の出資を募って「勝本浦ブリ飼付組合」を発足させたという。

- (9) 前掲注(7) 田平書 32頁。
- (10) 同上 39頁。
- (11) 前掲注(8) 原書 250頁。
- (12) 前掲注(7) 田平書 39頁。
- (13) 長崎地判昭和58年3月31日訴訟月報29巻9号1685頁は、「防波堤工事により喪失あるいは漁業の制限される区域が共同漁業権漁場全域の0.2パーセント程度の僅少部分にとどまるのであれば、右区域が右漁場における漁業に不可欠のものであって、これを喪失しあるいは同所で操業が制限されることが漁業権の喪失あるいは変更に相当するものでない限り、防波堤工事は漁業協同組合における漁業権の管理行為に含まれるものとして、漁業権の放棄を伴わずになし得る」と判示し、漁協に免許される漁業権の本質を明らかにしたものと見えよう。
- (14) 前掲注(6) 亀岡論文 99頁。
- (15) 前掲注(7) 田平書 69頁。
- (16) 池田恒男「共同漁業権を有する漁業協同組合が漁業権設定海域でダイビングするダイバーから半強制的に徴収する潜水料の法的根拠の有無」判タ 940号 76頁。
- (17) 水産庁：https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html (2022年10月1日最終閲覧)
「古くから、地先水面においては、漁村集落によりアワビ、サザエ、藻類等の独占的な利用が行われるという漁業秩序が形成されており、漁業権はこれを引き継いだものです。
漁業法では、漁業権は「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」とされています。また、漁業権は、物権的請求権の付与によりその法律上の権利の保護を強化することを目的として、民法上の物権に生ずるものと同様の法律効果を発生させることとしたものです。このような漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、漁業法第143条に基づく漁業権侵害罪に該当することがあります。
漁業権の侵害については、漁業権の内容が一定の水面において特定の漁業を営むことにあるため、画一的な判断基準を設けることは困難ではありますが、その様態をあえて抽象的に類型化すれば、次のとおりです。
- (1) 敷設若しくは使用中の漁具又は養殖施設の毀損等によって、現実に採捕又は養殖行為を妨害する他人の行為
 - (2) 以下のような他人の行為であって、漁場内における漁業の価値を量的又は質的に減少又は毀損する場合
- 漁場内における採捕又は養殖の目的物たる水産動植物を採捕する行為
水質の汚濁や工作物の設置等によって、漁場内における採捕又は養殖の目的物たる水産動植物の棲息及び来遊等を阻害する行為」
- (18) 笹川平和財団海洋政策研究所「海の未来に向けた創造的研究推進事業（研究代表者：村上悠平（笹川平和財団海洋政策研究所研究員）、共同研究者：小森雄太（笹川平和財団海洋政策研究所研究員）、倉持一（東北公益文科大学准教授）、奥田進一）（肩書はいずれも2018年度末のもの）」において実施した、対馬・五島（2018年6月17日～6月20日）および壱岐（2018年11月27日～11月29日）での実態調査に基づく結果である。
- (19) 壱岐新報2018年6月26日版。同紙報道によれば、設立の理由は、組織運営の方向性の違いと資金や管理帳の情報開示についての不信などであるという。また、長崎県庁の担当者は「社会の流れは分裂ではなく合併の時代。なるべくなら二分化は避けたいが、やむを得ない事情もわかる。担当課は粛々と手続きを進めるのみ」と理解は示すものの、設立に慎重な考えを述べている。
- (20) 潮見俊隆『漁村の構造——漁業権の法社会学的研究』（岩波書店、1954）14頁によれば、わが国の漁業は、室町時代末期から特に発展し、江戸時代に入ってから現在の沿岸漁業の形態が確立したとき

れるが、当時の漁法は家族経営的なものであったのに対して、五島列島等ではすでに網元や船元等が十数人から数十人の漁民を使用する大規模漁業が出現しており、このことは漁民の階層分化が進んでいたことが前提であるという。

- (21) 五島観光歴史資料館には、昭和30年代ごろまで五島において捕鯨が盛んであったことを示す漁具等の資料が豊富に展示されている。それによれば、五島列島の福江島の北西に位置する五島市三井楽の柏港は、かつては捕鯨の重要基地として栄えたという。現在でも、ロープでつないだ鯨を浜へ引き上げ、さらに解体する際に使用された、ガラクサンと呼ばれる「ろくろ場（ウィンチ）」の基礎が柏港に残されている。また、宮本常一『忘れられた日本人』（岩波文庫、1984）11頁および18頁によれば、対馬の漁村においても、第二次世界大戦前にクジラやイルカ漁が盛んに行われていたという。なお、吉田禎吾編書『漁村の社会人類学的研究——壱岐勝本浦の変容』（東京大学出版会、1979）19頁によれば、壱岐では、最早で1493年にはすでに捕鯨が行われていたことが確認でき、その後、江戸時代になると壱岐北部の勝本浦を中心に捕鯨船団が組織され、明治初年頃まで盛況であったという。こうした捕鯨文化の歴史を有する地域では、かつての鯨組等の組織や慣習が現今の漁業慣習や漁協の組織力等に少なからぬ影響を与えていることが多い。ただし、対馬、五島、壱岐のいずれの地域でも、すでに漁村や漁協による捕鯨は行われておらず、その廃退とともに、かつての慣習や捕鯨文化に対する記憶は急速に失われている。
- (22) 消滅するのは、漁協に免許された漁協管理漁業権なのか、それとも漁協組合員の漁業権行使権なのかについては議論がある。

(原稿受付 2022年10月12日)

労働力フローから見る男女の動向

杉浦 立明

要 旨

杉浦（2017）は、総務省統計局『労働力調査』の公表値から2000年代の労働力フローデータを男女別に算出して労働市場の動向を分析した。本研究は杉浦（2017）で算出した男女別フロー値及び推移確率を最新の数値にアップデートして考察したものである。

労働力フローデータを算出した結果、男女共に同じ労働力状態を続ける人の方が別の状態に変化する人よりも圧倒的に多い。ただし、別の状態に変化した人の割合として、再就職率 ue と新規就職率 ne の和は男性で13.3%、女性で16.2%、失業化率 eu と退出率 en の和は男性で1.3%、女性で2.5%と、男性より女性の方が別の状態に変化している。

失業率が低下している間では、男性より女性の方が状態を変化させており、非労働力人口から新規就業が目立つ。一方で、好況期には、非労働力状態から新規就業者が増えて、女性の労働力率の上昇につながっている。

新型コロナウイルスの流行により労働集約的な飲食、宿泊、観光業などのサービス業の経済活動は低迷した。これらの産業には多くの女性が就業しており、労働力フローの動きにもつながっている。こうした産業での雇用機会の喪失は、失業期間の長期化をもたらす一因にもある。

キーワード：労働力フロー、推移確率、失業率、失業頻度

はじめに

バブル崩壊後の就職氷河期と言われた時代では高い完全失業率（以下「失業率」）が問題であり、雇用政策が重要な政策課題であった。失業者の背景を探るために、失業率や労働人口比率（以下「労働力率」）といったストックの数値だけでなく、就業、失業、非労働力の3つの状態変化に関する労働力フローの数値を利用して失業問題の解決を図る分析が日本でも少なからず試みられた。その時期には、内閣府『経済財政白書』や厚生労働省『労働経済白書⁽¹⁾』等でも労働力フロー分析はしばしば取り上げられていた。その後失業率が低下するに伴いこうした白書等で労働力フローを利用した分析は近年あまり取り上げられなくなった。

新型コロナウイルスの世界的流行が収束しつつあり、上昇した失業率も低下してきている。再び人手不足の解消という雇用問題に直面している。人手不足の解消策として、女性労働の活用及び高齢者の活用が求められている。不況期の失業者対策の必要性は解消したが、人手不足の背景について労働力フローの分析を活用することから新たな視点を与えることはできよう。

杉浦（2017）は、総務省統計局『労働力調査』の公表値から男女別に2000年代の労働力フローデータを算出して労働市場の動向を分析した。その結果、労働力フローデータの動きは男女

で必ずしも一致しておらず、失業から就業、失業から非労働力への推移確率が男女で異なることを改めて示した。また、男女で失業から他の労働力状態への推移が異なることは、若年者にも見られることを指摘した。また、杉浦（2018）では若年者⁽²⁾の労働力フローデータに関する考察を試みた。若年者は就職が比較的容易とされる一方で、労働条件が悪いと離職しやすい傾向にある。本研究では、杉浦（2017）で算出した男女別のフロー値及び推移確率について、最新の数値にアップデートするものである。公表された統計数値を活用して、男女別の労働力フローデータを考察した研究は日本ではまだまだ少ない。男女計ではなく、男女別で見ることから労働市場の構造を捉えることは重要な知見であろう。

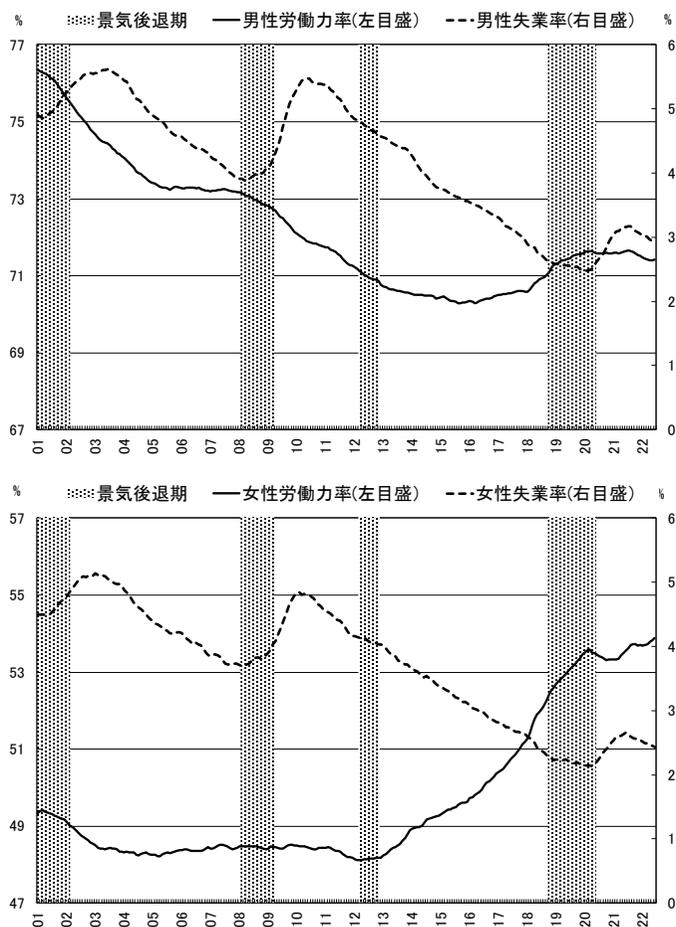
本稿の構成として、1節でストックデータとして失業率及び労働力率の動きを示す。2節でフローデータの概略と労働力フローを利用した指標を利用する。3節で労働力フローの推移確率の動きを示す。4節で失業に関するフローデータから失業頻度及び失業継続期間の動きを示す。

1. 労働ストックデータの動き

労働力フローデータの動きを見る前に、ストックデータの動きを確認する。ストックデータとして、男女別に労働力率（労働力人口／15歳以上人口）及び失業率（失業者／15歳以上労働力人口）を図1に示す。総務省統計局『労働力調査』では、基礎的な数値については季節調整値も公表されているが、全ての数値が公表されておらず、利用できる数値は限られている。そこで、労働省（1985）、黒田（2002）、桜（2006）、杉浦（2017）などの労働力フローに関する先行研究に倣い、季節調整の手法として12か月累積値を求めて12で割った換算値を利用する。なお、2011年3～8月の間は東日本大震災の影響により、『労働力調査』では全国的な月次の集計結果は公表されていない。統計局では補完推計した労働力人口の数値を公表しており、労働力率と失業率については補完推計値を利用する。図には内閣府景気基準日付から景気後退期の領域にシャドーを表示する。

図1から、労働力率及び失業率の動きは滑らかである。失業率は景気の運行指標であり、失業率は、2010年以降20年上半まで低下傾向にある。世界的な新型感染症流行を受けて、20年中盤から男女共に失業率は上昇に転じて、21年中盤から再び低下傾向に転じる。12か月累積値であるが、その数値は、22年6月時点で男性で2.9%、女性で2.4%である。分析期間中の失業率が最も高かった値は、03年にかけて男性で5.6%、女性で5.1%であった。リーマン危機後の10年では男性で5.5%、女性4.8%と、03年時点に比べると若干低い。新型感染症の流行に対して、政府は企業への雇用継続支援策や家計への給付金支給によって、失業者数をリーマン危機時ほど増やしておらず、失業率の急上昇という事態に至っていない。

図1 労働力率と失業率の推移（12ヶ月累積値）



資料：総務省統計局「労働力調査」に基づき算出
備考：景気後退期の領域をシャドーで表示

一方で、労働力率は、失業率とは異なり、男女で異なる動き方を見せている。2022年6月時点で、男性で71.4%、女性で53.9%である。図中の労働力率の最大値は、女性の労働力率では22年6月であり、男性では01年1月76.4%である。

女性の労働力率の伸びは著しい。図1から、女性労働力率は2012年の最小値48.1%から22年6月に53.9%と5.8ポイント増えている。女性労働力率の上昇には、アベノミクスによる景気回復によって女性の労働参加が進んでいること、安倍晋三内閣による女性活躍支援策の推進もあろう。15年女性活躍推進法や16年子ども・子育て支援法改正などの就労環境の整備や支援策が積極的になされて、当初の政策目標とした女性24～44歳就業率（20年に73%）は17年に達成され、19年に78%に達した。

一方で、男性の労働力率は女性のような顕著な伸びを見せていない。2016年以降に男性の労働力率は、70.3%まで低下した後反転して71.4%にまで回復しているが、10年の水準に届いてい

ない。厚生年金支給開始年齢の引き上げに伴い、企業に高齢者雇用を義務付けた雇用政策が推進されている。男性が60歳以降も継続就業するようになり、10年代後半の労働力率の上昇につながっている。

以上のように、労働力率の動き方は男性と女性とで異なる。労働力フローを利用して、男女の動きについて次節以降で捉えていく。

2. フローデータの概略及び労働力フローの動き

労働力フローデータの算出方法は、労働省（1985）、黒田（2002）、桜（2006）、杉浦（2017）、杉浦（2018）などに詳細がまとめられている。ここでは、分析に必要なことを中心に説明する。労働力の状態を、「就業者（E）」、「失業者（U）」、「非労働力（N）」に3区分して、その状態変化の様子を図2に示す。図2の各記号は、先月就業しており今月失業した場合は「EU」、先月就業しており今月非労働力化した場合は「EN」、先月の失業者が就業した場合は「UE」、先月の失業者が非労働力化した場合は「UN」、先月の非労働力で今月就業した場合は「NE」、先月の非労働力で今月求職活動をして失業者となった場合は「NU」である。以上のように労働力フローの大きさは大文字で表すものとする。先月も今月も就業者である場合は「EE」、先月も今月も失業者である場合は「UU」、先月も今月も非労働力である場合は「NN」の3つの状態も存在する。

2009年の統計法改正により、公的統計が広く活用⁽³⁾できるようになった、個票データを利用して、藤本・プレテル（2022）では年齢階級別、正規・非正規雇用者別などの労働者の属性別に労働力フローを求めて、正規・非正規雇用間の移動を考察した。しかし、欧米諸国に比べると日本の公的統計データの利用⁽⁴⁾にはまだ制約が多く、公表値のみを利用して労働力フローデータここでは算出する。尾崎・玄田（2019）では、2011年1月～18年12月の月次公表値から、年齢階級別のフローデータを算出して、女性や高齢者の労働供給量の増加が賃金上昇を抑制した可能性を指摘している。

図2 労働力のフロー状態

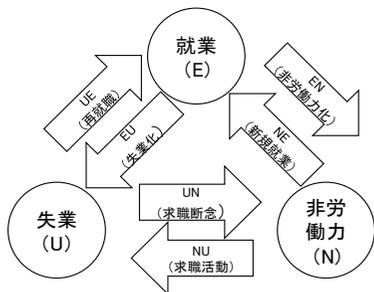


表1 労働力フローの数値（2000年1月～22年6月）

		前月					
		E(就業者)		U(失業者)		N(非労働力人口)	
今月		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
E	男性	3646	52.5	18	4.0	31	1.4
	女性	2665	142.0	14	2.3	56	4.6
U	男性	17	5.0	129	33.7	13	1.5
	女性	14	3.3	73	17.2	16	3.0
N	男性	30	1.6	12	2.0	1431	98.8
	女性	53	5.5	16	3.8	2786	95.7

資料：総務省統計局「労働力調査」に基づき算出

基礎データは、総務省統計局 e-stat から入手した基本集計第7表である。この第7表の数値をそのままフローデータとして利用した場合には、調査世帯の入れ替えや転居・死亡等によって、表の数値とストックデータには乖離が生じる。そのため、ストックデータの動きに合うように統計表の数値を修正する必要がある。その修正方法として、労働省（1985）に倣う。

修正したフローデータの結果には、季節性が含まれている。労働省（1985）、黒田（2002）、桜（2006）、杉浦（2017）、杉浦（2018）などの先行研究に倣い、季節性の除去として各数値の12か月の累積値を利用する。12か月の累積値は12で割った換算値である。なお、東日本大震災によって、被災地では11年3月～8月の間は調査集計されていない。そのため、12か月累積値は、12年3月～8月の間は図示していない。次節以降の労働力フローに関する数値の取り扱いも同じものとする

$$\text{フロー値} = \sum_{i=0}^{11} F_{t-i} / 12 \quad F: \text{各フロー値} \quad \dots (1)$$

上式から算出された労働力フローの数値の結果を表1にまとめた。今井（1986）や黒田（2002）は、元々の公表値には、標本バイアスや回答エラー、標本交代のバイアスなどが存在している可能性を指摘している。フローデータの動きを見ることによって、ストックデータからでは必ずしも観察できない労働力の有益な情報を利用できる。この利点を生かして、考察を進める。

表1のフロー値の平均値から、EE、NN、UUのように同じ労働力状態を継続する人が別の状態変化に移動するEU、EN、UE、UN、NE、NUより極めて多いことが改めて示される。1か月の期間平均値では、EEが男性で3646万人で、女性2665万人で、NNが男性で1431万人で、女性で2786万人で、UUが男性で129万人で、女性で73万人である。就業から失業へのフローEUは男性で18万人で、女性で14万人で、就業から非労働力へのフローENは男性で31万人で、女性で56万人である。一方で、失業から就業へのフローUEは男性で17万人で、女性で14万人で、失業から非労働力へのフローUNは男性で13万人で、女性で16万人で、非労働力から就業へのフローNEは男性で30万人で、女性で53万人で、非労働力から失業へのフローNUは男性で12万人で、女性で16万人である。

頻繁に労働力の状態変化をしておらず、分析期間中のENとNEの平均値がほぼ同じ水準になっている。失業率が長期間に渡り低下傾向にあったことに注意する必要もあるが、就業者が引退して非労働力化したことや人手不足の好況期に新規就業が容易であったことが、NEやENの水準に作用しているのであろう。

宮本（2013）は1980年から2009年の月次労働力フローデータの男女計及び年齢計の算出結果から、日本では毎月労働市場に属する人の3%が労働力状態を変えており、米国では毎月6.5%が変えていることを指摘している。表1の結果から、他の労働力状態に変化した人の割合を求めると、男性で2.3%、女性で3.0%である。分析期間やフローの算出方法などが異なり、単純比較はできないが、宮本（2013）の算出結果に比べて、労働力の状態変化の割合は、男性で小さく、

女性ではほぼ同じ水準である。男性では労働力の状態変化の動きが小さく、女性ではその動きが男性より大きいことが示される。

ここで、算出した労働力フローの動きを概観できる指標を利用する。そのような指標として景気循環と労働力フローとの関係进行分析した Diamond (2013) は次の3つの比率を利用している。就業へのフロー流入比率、すなわち新規就業と再就職の比率、NE/UE、及び就業からのフロー流出比率として、すなわち非労働力化と失業化の比率、EN/EU、並びに非労働力と失業間のフロー比率、すなわち求職活動と求職断念、NU/UN、である。このような指標の利用から、景気動向によって各労働力フローの大小関係を把握できる。例えば、NE/UEの動きから、非労働力から就業者になったのか、失業者から就業者になったのか、どちらが大きいかが分かる。Diamond (2013) は男女計で算出しているが、男女別に算出してその結果を図3-1~3に示す。

図3-1、2から、就業へのフロー流入比率と就業からのフロー流出比率の動きは、ごく一部の期間を除いていずれも1倍を超えている。

就業へのフロー流入比率は、男女共に景気後退期に低下して反転した。新型コロナウイルスの流行以降の動き方が男女で異なる。男性ではフロー流入比率が低下している時期が目立つが、女性では低下ではなく上昇局面である。

フロー流出比率は、新型コロナウイルス流行後に、女性では低下後上昇しているが、男性では女性の動きに比べると変動は小さくほぼ横ばいの動きである。女性は飲食店、宿泊業、観光業などのサービス業に従事している人が多く、感染症の流行によってこれらの職場での就業機会が失われて、失業や非労働力化した。

図3-3から、失業と非労働力間のフロー比率の動きは、他の2つの比率との動きとは異なる。求職断念より求職活動の方が大きい時期もあれば、前者より後者の方が小さい時期もある。新型コロナウイルス流行後のNUの水準は男性で12~13万人で、女性で13~14万人で、UNの水準は男性10~11万人で、女性で11~12万人で推移している。感染症の流行時に、男性より女性で求職断念した人が多いことが示される。感染症流行が落ち着き、22年に飲食店やサービス業の活動が再開されるようになると、求職活動によってNUとUNのフロー比率は上昇を示すようになった。

なお、統計原表に含まれている様々なバイアスやフロー数値の算出時の誤差などが生じていることにも注意を払う必要があり、NUとUNの大きさには差がない。そのため、算出結果の微小な差が比率を求める際のノイズを増して、解釈を歪める可能性もある。

図 3-1 就業への流入フロー比率（12ヶ月累積値）

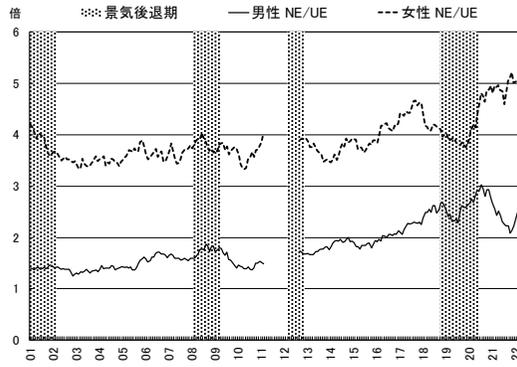


図 3-2 就業からのフロー流出比率（12ヶ月累積値）

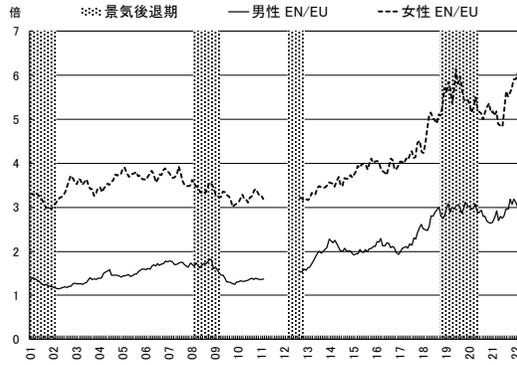
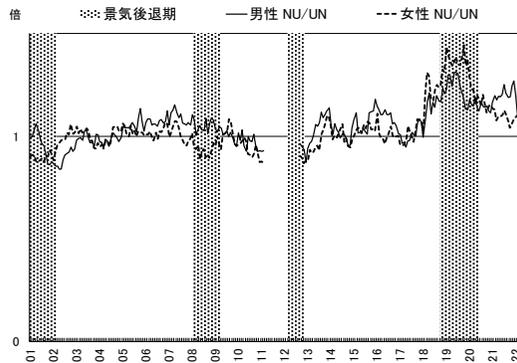


図 3-3 失業と非労働力間でのフロー比率（12ヶ月累積値）



資料：総務省統計局『労働力調査』に基づき算出

備考：2011年3～8月の間は東日本大震災の影響により集計結果が存在しない。2011年9月～2012年8月の間は12ヶ月累積値を算出できない。景気後退期の領域をシャドウで表示。

略称：NE: 新規就業, UE: 再就職, NU: 求職活動, UN: 求職断念, EN: 退出, EU: 失業

3. 労働力フローの推移確率

続いて、フローデータの算出値から、フロー状態への「推移確率」を以下のように定義する。

$$\text{推移確率} = \sum_{i=0}^{11} (F_{t-i} / 12) / \sum_{i=0}^{11} (S_{t-i} / 12) \quad F: \text{各フロー値}, S: \text{各ストック値} \quad \dots (2)$$

図2の各労働力フローの推移確率を以下のように定める。「eu」は前月就業者の中から今月失業者になった人の比率、失業化率である。「en」は前月就業者の中から今月非労働力になった人の比率、非労働力率である。「ue」は前月失業者の中から今月就業者になった人の比率、再就職率である。「un」は前月失業者の中から今月非労働力になった人の比率、求職断念率である。「ne」は前月非労働力の中から今月就業者になった人の比率、新規就業率である。「nu」は前月非労働力の中から今月失業者になった人の比率、求職活動率である。フローの推移確率は小文字で表すものとする。このような推移確率を算出して、労働力フロー分析がなされてきた。算出された推移確率の結果を表2及び図3にまとめる。

表2及び図4-1～3から、若年者の状態変化を示す推移確率として、フロー値と同じく、同じ労働力状態を続ける確率、就業継続率 ee、失業継続率 uu、非労働力継続率 nn が、他の労働力状態に移動する確率、eu、en、ue、un、ne、nu よりも極めて大きい。1か月の期間平均値は、就業継続率 ee は男性で98.4%で女性で97.2%で、失業継続率 uu は男性で80.8%で女性で70.0%で、非労働力継続率 nn は男性で97.0%で女性で97.3%である。一方で、失業化率 eu は男性で0.5%で女性で0.5%で、非労働力化率 en は男性で0.8%で女性で2.0%で、再就職率 ue は男性で11.1%で女性で14.3%で、求職断念率 un は男性で8.0%で女性で15.4%で、新規就業率 ne は男性で2.1%で女性で1.9%で、求職活動率 nu は男性で0.9%で女性で0.6%である。

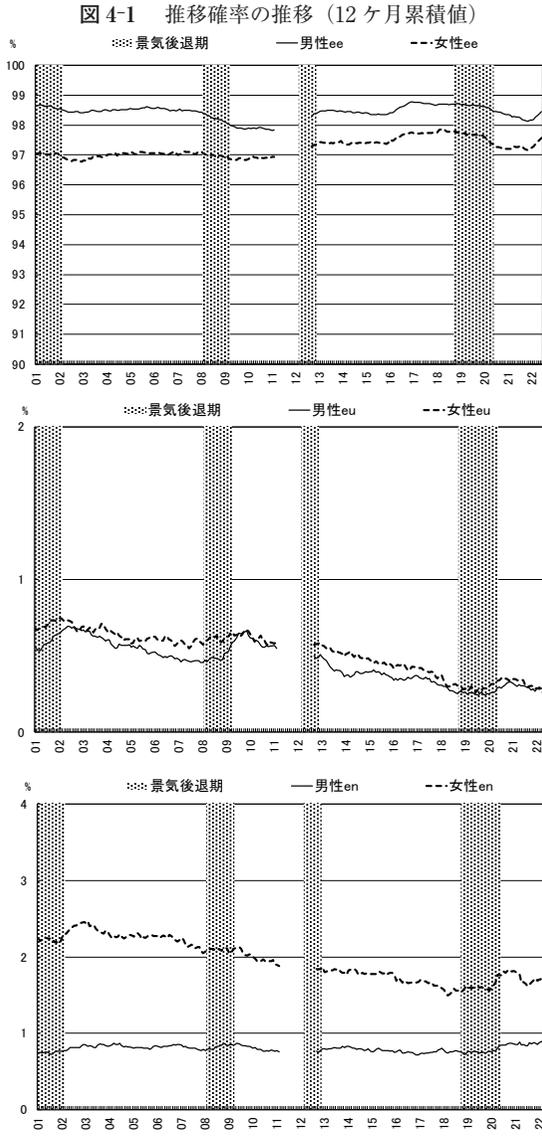
とくに、就業継続率 ee は男女共に97%を超えており、非労働力継続率 nn も男女共に97%を超えている。失業継続率 uu は、男性で80%を超える一方で、女性では70%と、男女間で数値に開きが見られる。ただし、この就業継続確率は、就業を継続している割合であって、他の企業や雇用形態に転職したかどうかまでも把握した割合ではないことに注意を要する。

表2 推移確率

今月		前月					
		e		u		n	
		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
e	男性	98.4	0.23	11.1	0.76	2.1	0.19
	女性	97.2	0.30	14.3	1.76	1.9	0.14
u	男性	0.5	0.13	80.8	1.56	0.9	0.14
	女性	0.5	0.14	70.0	1.76	0.6	0.10
n	男性	0.8	0.04	8.0	1.10	97.0	0.37
	女性	2.0	0.27	15.4	0.76	97.3	0.25

資料：総務省統計局『労働力調査』に基づき算出

最近の労働力フローの研究として、男女計及び年齢計の算出であるが、Miyamoto (2011) は、2009年までの月次労働力フローデータから就業確率を14.2%、離職確率を0.48%と算出している。推計期間の違いや若年者に限定した分析であるため、単純に比較できないが、再就職率 ue と新規就業率 ne の和は、男性で13.3%で、女性で16.2%である。また、失業化率 eu と非労働力化率 en の和は、男性で1.3%で、女性で2.5%であり、Miyamoto (2011) の算出値に比べると大きい。サンプル期間の違いによるものなのかは厳密には検討を要するが、女性の離職率が高いことが示唆される。

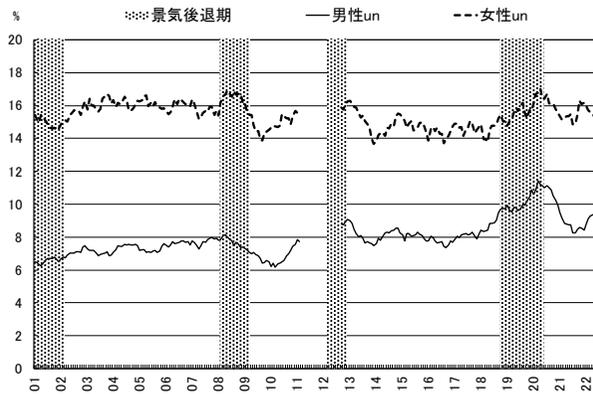
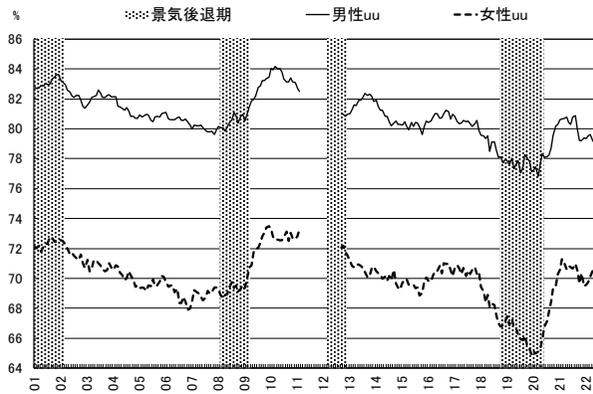
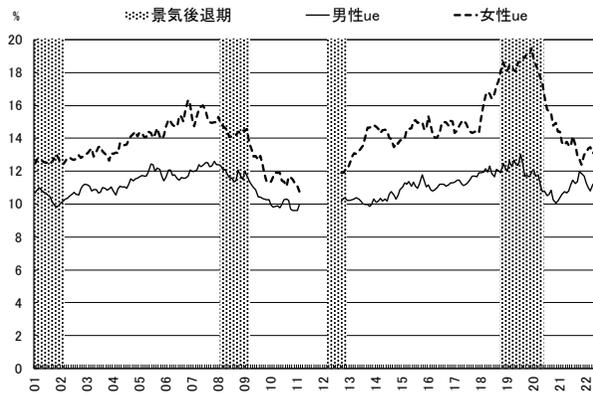


資料：総務省統計局『労働力調査』に基づき算出

備考：2011年3～8月の間は東日本大震災の影響により集計結果が存在しない。2011年9月～12年8月の間は12か月累積値を算出できない。景気後退期の領域をシャドーで表示。

略称：ee：就業継続率，eu：失業化率，en：非労働力化率

図4-2 推移確率の推移（12ヶ月累積値）

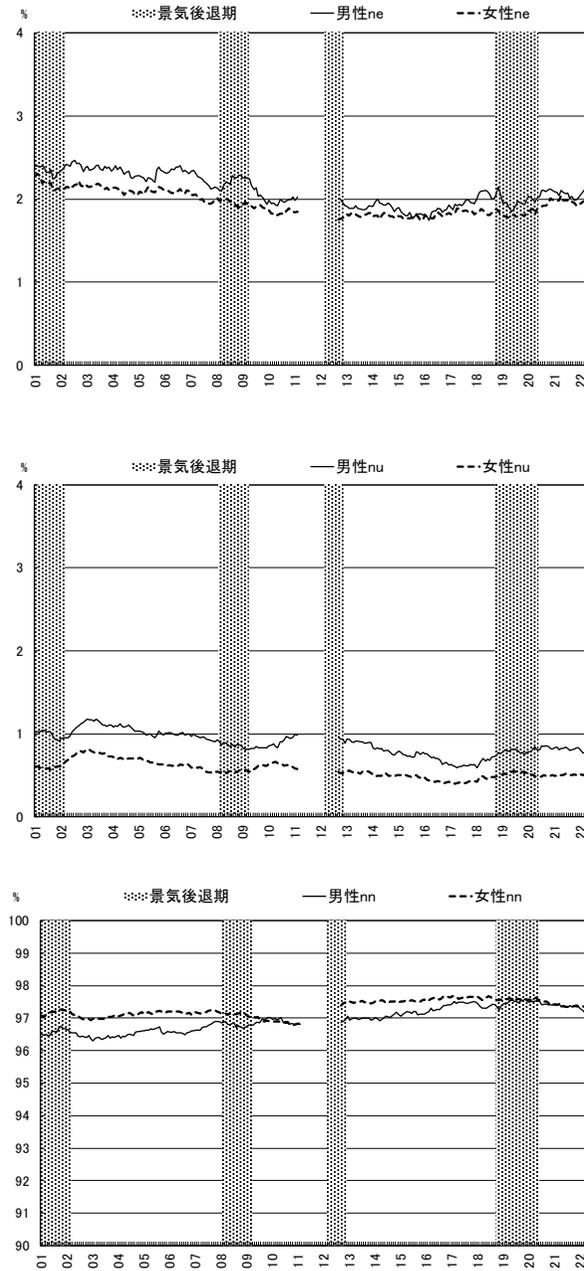


資料：総務省統計局『労働力調査』に基づき算出

備考：2011年3～8月の間は東日本大震災の影響により集計結果が存在しない。2011年9月～2012年8月の間は12ヶ月累積値を算出できない。景気後退期の領域をシャドーで表示

略称：ue：再就職率，uu：失業継続率，un：求職断念率

図 4-3 推移確率の推移 (12ヶ月累積値)



資料：総務省統計局『労働力調査』に基づき算出

備考：2011年3～8月の間は東日本大震災の影響により集計結果が存在しない。2011年9月～2012年8月の間は12ヶ月累積値を算出できない。景気後退期の領域をシャドウで表示

略称：ne：新規就業率，nu：求職活動率，nn：非労働力継続率

同じ労働力状態の継続確率 ee , uu は、男性の方が女性よりも数値は大きい。一方で、別の労働力状態に移動する確率は、求職活動率 nu 及び新規就業率 ne を除いて、男性より女性の方が大きい。女性の方が男性よりも就業、失業、非労働力間の状態変化をする傾向にある。一般に、女性の場合は適職がない場合に非労働力化する傾向にあることが言われてきた。一方で、好景気による人手不足が続いた期間中に新規就業率 ne の数値は上昇しており、女性の上昇傾向が目立ち、男性との開きが近年縮小しつつある。女性の非労働力状態から他の状態への変化が目立つことが近年の特徴である。

感染症の影響を受けるまでは、2012年12月からの景気回復が長期化する間、失業化率 eu は男女共に低下している。また、非労働力化率 en も高齢者の就業が促進されたこと、好景気による旺盛な労働需要を満たすように女性の就業が進んだこともあり、低下傾向にあったが、感染症の影響を受けて、女性では上昇した。一方で、企業の雇用維持の取り組みや政府の雇用維持支援策の推進もあり、失業者の急増には至っておらず、失業化率 eu はリーマン危機時ほどの水準に男女共に低く、急激な上昇も見せていない。ただし、再就職率 ue は男女共にリーマン危機時より高いが、大幅に低下もしている。この間に感染症リスクによって労働集約的な飲食店、宿泊業、観光業などのサービス業の経済活動が機能できなかったことが理由であろう。これらの業種は女性の就業者が多く、男性より女性に影響を与えている。

女性就業継続率 ee の上昇傾向及び女性非労働力化率 eu の低下傾向から、女性労働力率の上昇を裏付けて、女性の労働市場から退出が減っていることを示す。2000年代以降に男女共同施策として、育児休業制度の普及や改正が行われ、女性が仕事と家庭の両立支援をよりできるようになった。その結果、結婚退職や出産退職は目立って減っている。

黒田（2002）、桜（2006）などの研究は、労働力フロー量の変化について、ストック量の変化によるものなのか、推移確率の変化によるものなのかを要因分解している。要因分解の結果から、就業からの流出フロー（ EU , EN ）、就業への流入フロー（ NE ）、失業と非労働力間のフロー（ NU ）の各フロー量の変化は、その推移確率の変化によるところが大きいこと、失業から就業への流入フロー（ UE ）、失業と非労働力間のフロー（ UN ）のフロー量の変化は、失業のストック量の変化によるところが大きいことも指摘している。したがって、労働力フロー量の変化は、推移確率の変化によるものとストック量の変化によるものの2つのタイプが存在する。そこで、本研究でも要因分解⁽⁵⁾を試みたが、必ずしも有意な結果は得られなかった。有意な結果でないが、再就職 UE 、求職断念 UN のフロー量の変化は、失業のストック量の変化より推移確率の変化の方が大きい。ただし、この結果は、失業率の上昇期間がデータの欠落期間に含まれていることもあり、必ずしも適切なものであるとは言えない。

労働力状態変化の真の原因については、本研究のフロー分析の算出値のみからでは明確にはできない。例えば、就業から非労働力化した理由は、就業意欲を失って非労働力化したのか、育児や介護などの理由から就業をやめて非労働力化したのか、などを区別できない。非労働力人口に

ついて家事や通学などの理由を区別せずに総計で算出している。こうした属性も考慮した労働力フロー分析を行うことは今後の課題である。すでに説明したように、詳細な属性に分割したフロー数値は小さくなり、結果の信頼性が小さくなる可能性がある。

4. 失業頻度及び失業継続期間の動き

続いて、フローデータの結果から、失業頻度及び失業継続期間を算出する。労働省（1987）、黒田（2002）は、失業率を失業頻度と失業継続期間の積として表現している。この失業頻度とは、労働力人口のうちどれだけが毎月失業者になるのかを表し、失業継続期間とは、失業者となった場合に何か月そうした状態が続いているのかを表す。

失業への流入フロー量を F 、 $F = EU + NU$ 、

平均完結失業期間を D 、 $D = 1 / (ue + un)$ 、とすると、

ストックの失業量 U は、 $U = F \times D$ 、で表される。この両辺を労働力人口で除すと、左辺は失業率 u となる。失業への流入フロー量 F を労働力人口で除した値を f とすると、

$$\text{失業率}^{(6)} \quad U/L = u = f \times D \quad \dots (3)$$

となる。この結果を図5及び図6にまとめた。失業頻度や失業継続期間の算出に当たり、これまでの数値と同じく月次データを利用した。

図5から、失業頻度は、失業率の低下と共に小さくなっており、2022年6月に男性で0.57%で、女性で0.70%である。失業頻度は、男性の方が女性よりも小さい。期間平均値は、男性で0.77%で、女性で1.07%である。女性の方が男性よりも失業しやすい。この図から、新型コロナウイルスの流行によって、男性の失業頻度は若干増した時期もあるのに対して、女性では男性ほど増加傾向が明らかでない。

図6から、失業継続期間は、男女共に上下動を見せており、新型コロナウイルスの流行によって、失業継続期間が男女共に長くなり、2022年6月に男性で4.9か月で、女性で3.4か月となっている。期間平均値は、男性で5.3か月で、女性で3.4か月である。失業継続期間は、男性の方が女性より約2か月弱長い。女性の失業継続期間はそれほど長くない、失業率の低下に敏感に反応していない。新型コロナウイルスの流行によって、男女共に失業継続期間は伸びている。飲食店や観光業などのサービス業での就業機会が失われたことによって、就業できなくなったことが理由であろう。また、政府による給付金支給などによって就業する必要性が小さくなった場合もあろう。

失業継続期間は、リーマン金融危機時よりも男女共に新型コロナウイルス流行後の方が短い。失業継続期間の高止まりを解消するために、労働需要の回復に伴い、求人と求職のミスマッチの解消が重要となろう。すなわち、男性では労働条件や環境にこだわりがあり、適職探しに女性より時間をかけている。就業機会の創出だけでなく、求職者の能力を向上させて就業機会の選択肢を増やすことも必要となろう。

照山（2010）は、年齢計及び男女計の労働力フローを算出している。その結果を利用して、失業率を失業確率（失業頻度）と平均失業期間（平均失業継続期間）に分解して、失業期間の変動は景気循環的な動きであることを指摘している。照山の主な目的は、1990年から2009年までの高失業率の背景を解明にあり、2002年までの失業率上昇トレンドは失業確率の上昇で説明されることを指摘している。

図5 失業頻度の推移

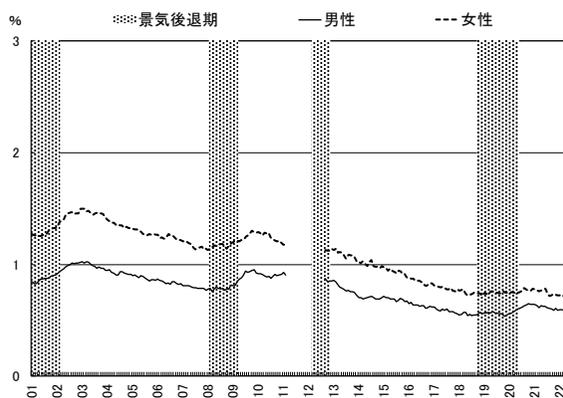
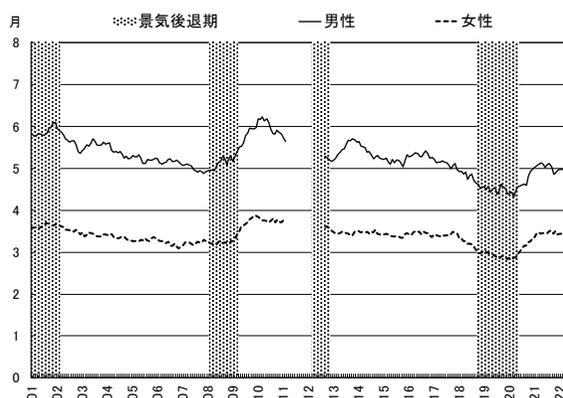


図6 失業継続期間の推移



資料：総務省統計局『労働力調査』に基づき算出

備考：2011年3～8月の間は東日本大震災の影響により集計結果が存在しない。2011年9月～2012年8月の間は12か月累積値を算出できない。景気後退期の領域をシャドーで表示

黒田（2002）や桜（2006）などの先行研究では、労働力フロー値を算出した後、景気循環やマクロ経済指標と関連付けて、VARモデルの推計やその結果を利用したシミュレーションを行っている。本研究もそうした研究に倣いVARモデルの推計を実施する必要がある。データの制約や精度等により、十分なVARモデルの推定にはまだ問題がある。代わりに、Dixon, Lim and van Ours（2014）に倣い、労働力フロー量と失業率の変化との間の相関行列を示す。なお、豪州の労働力フローを男女計で分析しており、相関行列の結果から（EN-NE）/Lと（NU-UN）/

L, (EN-NE) / L と (UE-EU) / L の間, (NU-UN) / L と失業率の変化 (ΔUR) の間で有意水準 5% の下で有意となっている。豪州の労働データや算出期間が異なり, 単純に比較できないことに注意を要する。日本でも男女共に ΔUR と (UE-EU) / L, ΔUR と (EN-NE) / L, (UE-EU) / L と (NU-UN) / L との間に相関が見られる。すなわち, 失業率の変化は, 労働力人口や失業者数のストック変動だけでなく, 就業と失業, 非労働力と就業, 非労働力と失業の間のフローの変動が関係している。ただし, 米国のように日本では労働力フロー量は手軽に利用できる環境にはなく, 労働力フロー量からの失業率変動を考察には制約がある。

表 3 労働力フロー量と失業率の変化との相関行列

	男性				女性			
	(EN-NE)/L	(NU-UN)/L	(UE-EU)/L	ΔUR	(EN-NE)/L	(NU-UN)/L	(UE-EU)/L	ΔUR
(EN-NE)/L	1.000				1.000			
(NU-UN)/L	-0.020	1.000			0.147	1.000		
(UE-EU)/L	-0.280	0.627 ***	1.000		-0.035	0.847 ***	1.000	
ΔUR	0.408 ***	-0.109	-0.838 ***	1.000	0.391 ***	-0.049	-0.563 ***	1.000

資料：総務省統計局『労働力調査』に基づき算出

備考：*** は有意水準 1% を示す。

略称：(EN-NE)：就業・非労働力のフロー, (NU-UN)：非労働力・失業のフロー, (UE-EU)：失業・就業のフロー, L：労働力人口, UR: 失業率

この相関行列の結果を利用して, Dixon, Lim and van Ours (2014) は労働力フローと景気変動に関する構造 VAR モデルを推計して, シミュレーションを行っている。Dixon, Lim and van Ours (2014) の結果に比べて, 有意性を持つものが少ないことはデータ数の精度や分析対象期間など様々な理由が考えられる。今後の『労働力調査』から公表値から推計結果の精度を増して, 男女別に労働力フローと景気変動との関係の考察は今後の課題とする。

おわりに

2000 年以降の『労働力調査』から労働力フロー値の公表が始まったが, この公表結果を利用した研究はまだ十分多いとは言えない。そこで, 本稿では労働力フローデータを算出して事実の整理を行った。この算出結果にはまだ不十分な点も多いが, 以下の点が明らかになった。男女共に同じ労働力状態を続ける人の方が別の状態に変化する人よりも圧倒的に多い。別の労働力に変化した人の割合として, ue と ne の和は男性で 13.3%, 女性で 16.2%, eu と en の和は男性で 1.3%, 女性で 2.5% と, 男性より女性の方が状態変化している。

失業率の低下している期間では, 男性より女性の方が労働力状態を変化させており, 非労働力人口から新規就業が目立っている。好景気の下で非労働力からの新規就業者の増加が女性労働力率を高めている。新型コロナウイルスの流行を受けて, 労働集約的な飲食, 宿泊, 観光業などのサービスの経済活動は低迷する中で, これらの産業に多くの女性が就業しており, 労働力フローの動きにも失業率が低下する一方で, 失業頻度は小さくなり, 失業継続期間は必ずしも短くはなってい

ない。労働力フロー量と失業率の変化との間に相関関係を求めたが、全てのものが有意な関係を持つことは確認できなかった。

算出結果から、男女別に労働フロー及び推移確率の近年の動きを図示したことの意義はあろう。ただし、分析対象期間の制約や労働力フローの算出方法等の上で不十分な点もある。こうした問題点の解決を図り、これらの事実の背後にある労働市場の動態メカニズムの解明には今後さらなる分析が必要であり、予備的考察にすぎない。今後の課題を以下にあげる。

労働力が公表東日本大震災の影響により、一部の期間について労働力フローデータの算出ができなかった。この欠落した期間の扱いについても今後検討する必要はあろう。

労働力フローデータ分析のために、年齢別データの詳細な分析が必要となろう。本研究では、若年者以外の35～54歳や55歳以上といった年齢区分による比較・検討が必要であろう。若年者以外の年齢についても労働力フロー量の算出から、卒業時の雇用環境によってその後のどの程度労働力フローの数値が異なるのか、比較・検討が可能となる。そのため、『労働力調査』の個票の入手も必要となる。今後ともデータの拡張を図ると共に充実に努める。

本稿の労働力フローデータの算出方法として利用頻度の高い労働省（1986）によった。しかし、この算出方法は公表値から算出できる利点が大い。ただし、公表値の単位は万人であるため、労働力フローの算出には精度が必ずしも十分とは言えない。また、年齢区分による数値を算出した場合には、算出結果の精度が落ちる可能性もある。そのため、算出結果の信頼性をより高めるような労働力フローの精緻な算出方法が必要となる。なお、労働力フローデータを利用して、失業率や就業率などを加味した構造型VARモデルの推計から雇用の変動がマクロ経済に与える影響をシミュレーションした日本の研究⁽⁷⁾も行われている。マクロ経済ショックが男女別の雇用量に与える影響を解明した研究はあまりない。今回は労働力フローと景気変動に関する構造VARモデルの推計を行う上で必要な労働力フロー量や指標の算出に留まった。この算出結果をより精緻な指標へ向上させて、労働力フローの動態メカニズムの解明につながる実証分析を行うことが課題である。

* 査読段階において審査員から有益なコメントを得た。ここに記して謝意を表したい。本稿のありうべき誤謬の責は全て筆者に帰するものである。

《注》

- (1) 労働省（1986）『昭和60年版労働経済の分析』の公表以来、たびたび労働白書や経済白書では労働力フローの分析がなされている。例えば、『平成4年版労働経済の分析』、『平成5年版労働経済の分析』、『平成7年版労働経済の分析』、『平成10年版労働経済の分析』、『平成12年版労働経済の分析』、『平成15年版労働経済の分析』、『平成29年版労働経済の分析』、経済企画庁『平成2年版年次経済報告』、『平成4年版年次経済報告』、『平成6年版年次経済報告』、『平成7年版年次経済報告』等である。

- (2) 総務省統計局『労働力調査』第7表の「新たに年齢前月14歳で今月15歳の者」という項目は、15

歳になった者のみを集計している。調査期間中に誕生日を迎えて別の年齢区分に変更になった人の数については不明である。そのため、35～54歳や55歳以上の年齢区分による公表値ではこの項目の数値は空欄になっている。したがって、公表値のみからフロー量を算出できない。年齢を区分したフロー量を算出するためには、個票データの入手が必要となる。

- (3) 太田・照山（2003）に倣い12ヶ月累積値に基づいて労働力フローデータ及び推移確率を算出した。
- (4) 安倍晋三首相は2007年1月25日の施政方針にて「女性の活躍は国の新たな活力の源です。意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。子育てしながら早期の再就職を希望する方に対し、マザーズハローワークでの就職支援を充実します。配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」を打ち出した。その後、女性の活躍を推進するために様々な諸政策を実施している。
- (5) 総務省統計局『労働力調査』による「就業者」の定義は調査週間に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者である。なお、無給の家族従業者も含める。また、この就業者には厳密には育児（介護）休業中の雇用者等が含まれる。
- (6) 総務省統計局『労働力調査』による「非労働力人口」の定義は、「就業者」と「完全失業者」以外の者である。
- (7) 公的統計の二次利用として、学術研究や高等教育への利用を図るため「匿名データの作成・提供」と「委託による統計の作成」（「オーダーメイド集計」）の制度が整備された。所定の申請・手続きによって、研究目的で利用することも可能となった。統計データの適性かつ厳正な管理が求められている。統計法が改正されるまでは、統計データの目的外利用は原則禁止だったことに比べれば、改正によって学術研究のための利用が可能になった。
- (8) 科学研究費補助金研究課題「家計の時間配分からみた就業行動に関する分析——男女別失業率の検証——」（2009 - 2011）領域番号21730244の分析の一環として、独立行政法人統計センターのオーダーメイド集計を利用申請して、年齢別労働力フローデータに関する統計数値の収集を行った。しかし、当時の集計では、年齢階級別に「前月14歳で今月15歳の者」に相当する年齢区分の変更及び「前月いて今月いなかった者（転出・死亡）」の収集はできなかった。そのため、年齢計のみによる労働力フローデータの算出に留まった。
- (9) 修正の詳細は労働省（1985）及び杉浦（2017）を参照のこと。
- (10) 太田・照山（2003）に倣い12ヶ月累積値に基づいて労働力フローデータ及び推移確率を算出した。
- (11) これら研究では、十分な分析期間を確保した上で、月次データを四半期に変換して要因分解をしている。本研究では、分析対象期間がかなり限定されており、データの欠落期間も存在している。また、月次データを四半期に変換した場合には、さらにデータ数が十分でなくなる。仮に、月次データで要因分解を試みる場合には、対前月増減で見ると、対前年同月増減で見ると、データ数が異なる。季節性を除去する上で対前年同月増減の方が望ましいが、データ数が確保できなくなる。また、若年者に限定したため算出結果に様々なバイアスが含まれている可能性がある、などの問題が存在している。こうした問題点を踏まえて、要因分解した詳細な結果は省略する。
- (12) 失業への流入と流出が等しい状態（定常状態）では、両者の積は失業率となる。
- (13) 宮本・加藤（2014）、Shimer（2012）、Lin and Miyamoto（2012）などがあげられる。

参考文献

- Abe, Masahiro, and Souichi Ohta (2001) "Fluctuation in Unemployment and Industry Labor Markets", *Journal of the Japanese and International Economies* 15, pp. 437-464.
- Blanchard, Oliver Jean and Peter Diamond (1990) "The Cyclical Behavior of Gross Flows of Workers in the U. S.", *Brookings Papers on Economic Activity*, 2, pp. 85-155.
- Diamond, Peter A. (2013) "Cyclical Unemployment, Structural Unemployment", *NBER Working*

Paper No. 18761.

- Dixon, R. J., G. C. Lim and J. C. van Ours (2014) "The Effect of Shocks to Labour Market Flows on Unemployment and Participation Rates", *IZA Discussion Paper* No. 8221.
- Esteban-Pretel, Julen, Nakajima Ryo and Tanaka Ryuichi (2011), "Changes in Japan's Labor Market Flows due to the Lost Decade", *RIETI Discussion Paper Series* 11-E-039.
- Lin, Ching-Yang and H.Miyamoto (2012) "Gross worker flows and unemployment dynamics in Japan", *Journal of the Japanese and International Economies* 26, pp. 44-61.
- Miyamoto, H. (2011) "Cyclical behavior of unemployment and job vacancies in Japan", *Japan and the World Economy* 23, 214-25.
- Pissarides, Christopher A. (2000) *Equilibrium Unemployment Theory*, second edition, Cambridge: MIT Press.
- Shimer, R. (2012), "Reassessing the Ins and Outs of Unemployment", *Review of Economic Dynamics*, 15, pp. 127-148.
- 今井英彦 (1986) 「労働力フロー・データの調整」, 『流通経済大学論集』 21 (2), pp. 1-17.
- 太田聡一 (2010) 「若年雇用問題と世代効果」内閣府経済社会総合研究所・樋口 美雄『労働市場と所得分配』第15章, 慶応義塾大学出版会.
- 太田 聡一, 玄田 有史, 近藤 絢子 (2007) 「溶けない氷河——世代効果の展望」労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』 569号, pp. 4-16.
- 太田聡一・照山博司 (2003) 「フローデータから見た日本の失業」, 日本労働研究機構『日本労働研究雑誌』 516号, pp. 24-41.
- 尾崎達哉, 玄田有史 (2019) 「賃金上昇が抑制されるメカニズム」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』 No. 19-J-6.
- 黒田祥子 (2002) 「わが国失業率の変動について——フロー統計からのアプローチ——」, 日本銀行金融研究所『金融研究』 21 巻 4号, pp. 153-201.
- 厚生労働省 (2017) 『平成 29 年版 労働経済の分析』厚生労働省.
- 桜健一 (2006), 「フローデータによるわが国労働市場の分析」, 『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』 No. 06-J-20.
- 杉浦立明 (2017) 「2000 年代の労働力フローから見る男女の動向」『政治・経済・法律研究』 第 19 巻 2号, pp. 83-107.
- 杉浦立明 (2018) 「若年労働力フローから見る男女の動向」『政治・経済・法律研究』 第 20 巻 2号, p. 99-118.
- 鈴木建國 (2005) 「労働力調査におけるフローデータの分析」『統計研究彙報』 62号, pp. 93-115.
- 照山博司 (2010) 「1990 年代以降の労働市場と失業率の上昇」『日本労働研究雑誌』 597号, pp. 2-5.
- 長尾伸一, 高野正博 (2015) 「労働力調査の 1 年間のフローデータを用いた最近の雇用情勢に関する分析」『統計研究彙報』 第 72号, pp. 1-24.
- 内閣府 (2017) 『平成 29 年版経済財政白書』日経印刷.
- 内閣府 (2018) 『平成 30 年版経済財政白書』日経印刷.
- 永瀬伸子, 水落正明 (2009) 「労働力調査のパネル構造を用いた失業・就業からの推移分析」, 『総務省統計研修所リサーチペーパー』 第 19号.
- 永瀬伸子 (2011) 「2000 年以後の男女の失業構造の分析——労働力調査のパネル構造を用いて構造変化を分析する——」, 『統計と日本経済』 第 1号, pp. 91-111. (www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/journal/20110104.pdf)
- 永瀬伸子, 縄田和満, 水落正明 (2011), 「『労働力調査』を用いた離職者の再就職行動に関する実証的研究」, 『総務省統計研修所リサーチペーパー』 第 24号.
- 深井太洋 (2022) 「2020 年の COVID-19 下の就業：労働力調査を用いた労働者への影響の異質性の検証」

- 『日本労働研究雑誌』738号, p.14-27.
- 藤本 淳一, ジュレン・エステバン・プレテル (2020)「日本の労働力フローの実態:労働者の属性別フローの特徴と正規・非正規雇用を巡る近年の動向」『日本労働研究雑誌』738号, p.4-13.
- 水落正明, 永瀬伸子 (2011), 「若年男女の非正規・無業経験と正規職就業に関する分析」, 『総務省統計研究所リサーチペーパー』第25号.
- 宮本弘暁, 加藤竜太 (2014)「財政政策が労働市場に与える影響について」『フィナンシャル・レビュー』第120号 pp.45-67.
- 宮本弘暁 (2014)「やさしい経済学 雇用を考える 賃上げと失業」『日本経済新聞』2013年11月26日 29面.
- 吉田千鶴 (2005)「1975から2000年における日本女性の労働供給構造 - 就業意欲喪失効果と追加的労働力効果の観点から」『経済系』第222集, pp.37-51.
- 労働省 (1985)『昭和60年版 労働経済の分析』労働省.
- 労働省 (1987)『昭和62年版 労働経済の分析』労働省.

(原稿受付 2022年10月25日)

ウィリアム・ペティと経済科学の曙 (3)

大 倉 正 雄

要 旨

ウィリアム・ペティ (Sir William Petty, 1623-87) は『政治算術』(*Political Arithmetick*)において、「政治算術」(=経済分析方法)にもとづき、オランダ・フランス・イギリスにおける国力・経済力の比較分析をおこなった。その結果、国力・経済力の究極の原因は交易(海外貿易)であることを発見した。彼はベーコン主義者として、帰納法哲学の影響を受けながらこの比較分析をおこなった。ベーコンの哲学は、博愛主義の精神にもとづき、自然を人類の利益となるように操作して改善することを目的とする「活動的科学」であった。ペティはこの哲学に倣いながら、比較分析によって得た知識にもとづいて、「平和と豊富」を実現することを目的とする、国力・経済力の強化策を提案した。海外貿易の拡大を通じて雇用量を増加させながら、国力・経済力の発達を促進するという提案である。他方で、彼は自然法思想の影響を受けながら、互恵的で開放的な海外貿易が、国際社会における自然的秩序に則して展開されうる、という構想を抱いた。そのために国力・経済力の強化策によって、イギリスが強国となって商業的至上権を掌握することは望まなかった。その場合には、諸国家間における国力・経済力の均衡状態は攪乱され、自然的秩序は乱れて対立が生じるからである。その結果、自由で開放的な海外貿易の展開は妨げられるからである。彼の構想には、海外貿易と平和とは本来共存する性質のものであるという考えが、根底にあった。要するにペティは、政治算術という経済分析方法を考案し、それを実践することを通じて経済科学の創生を試みていたのである。

キーワード：国力・経済力 海外貿易 自然法 自由貿易論者 保護主義的重商主義

目 次

はじめに

- 第1章 生涯と著作
- 第2章 研究史——19世紀から21世紀へ——
- 第3章 ホッブズとペティ——君主政から民主政へ——
- 第4章 『リヴァイアサン』と『租税貢納論』——政治・権力から経済・財政へ——
- 第5章 『租税貢納論』の租税国家論(以上、第23巻第2号/2021・3掲載)
- 第6章 ベーコン主義の経済科学——処女作の社会・経済構想——
- 第7章 初期草稿の経済科学——幾何学的方法の試み——
- 第8章 グラントの人口統計学——社会的・経済的事象の数量分析——
- 第9章 『賢者』の戦費調達論——政治算術の試み——
- 第10章 戦費調達論の系譜——17世紀から20世紀へ——(以上、第24巻第2号/2022・3掲載)
- 第11章 『政治算術』における国力・経済力の算術的分析(i)
- 第12章 『政治算術』における国力・経済力の算術的分析(ii)
- 第13章 『政治算術』における国力・経済力の強化策
- 第14章 ペティの国際貿易構想——重商主義と自然法——

第 11 章『政治算術』における国力・経済力の算術的分析 (i)

C・H・ハルによれば、ペティは 1671～76 年頃に『政治算術』を書いた⁽¹⁾。しかし、それが正確に何年に執筆されたのかは、定かではない。ところが、彼はオーブリ宛の「書簡」で、1672 年には『アイルランドの政治的解剖』を書き終えたと記している⁽²⁾。そうであるとすれば、恐らく彼はこの論説の執筆を終えた 1672 年以降に、『政治算術』を書き始めたのであろうと思える。

その 1672 年はちょうど、イギリスが第三次英蘭戦争 (Third Anglo-Dutch War, 1672-74) に突入した年であった。したがって、ペティは『政治算術』を執筆するにさいして、むろんこの戦争を目の当たりにしていたはずである。ところが意外にも、彼はこの論説において『賢者』におけるように、対オランダ戦争に対してさほど強い関心を向けていない。そればかりか、オランダを敵国とさえ見なしていない。その理由は、恐らくこうである。この戦争は実際のところ、国王チャールズが 1670 年にルイ十四世と秘密裏に結んでいたドーヴァー条約 (Treaty of Dover) に従って始められた、国民にとって不本意なプロテスタント教国との争いだったからである。すなわち、それは両国にとって、速やかに終わらせて然るべき無意味な戦争に過ぎなかったからである。ところがペティは他方で、その頃ルイがフランスの領土拡張を目論んで繰り広げていたオランダ侵略戦争 (Guerre de Hollande; Dutch War, 1672-78) に対しては、強い関心を寄せている。彼はこの苛烈な攻撃的戦争を目の当たりにし、それに危機感を募らせながら『政治算術』を執筆している。そのために『政治算術』の根底には、ルイの膨張主義政策に対する脅威の念が色濃く貫かれている。

『政治算術』は『租税貢納論』と並ぶ、ペティの主著である。しかしながら、学史家による評価は一般的に後者の方が高いようである。その主な理由は、何よりも『国富論』との学史的継承関係の解釈と関わりがあると思える。すなわち、『租税貢納論』の労働価値説と国家財政論とは、『国富論』に直接的に大きな影響を与えているのに対して、『政治算術』の分析的方法である「政治算術」は、スミスによりその意義がきっぱりと否定されたという点である。しかも、労働価値説とそれにもとづく商品価値分析の方は、スミス、リカードウのような古典派の偉才によって継承され、最終的に『資本論』という大海に流れ込むことになる。価値論史の大きな流れの水源をなしている。ところが政治算術の方は、ダヴナント以外にも幾人かの人物によって受け継がれたけれども、その直接的な影響力は 18 世紀を越えて遠くにまで及んでいない。それだけではない。学史的継承関係という点に関しては、『租税貢納論』の所説は、ケインズのマクロ経済政策の先蹤をなしているという解釈を通じて、高く評価されている。すなわち、雇用量を拡大して失業者を救済するために、政府が経済領域に干渉することを奨励する見解は、ケインズ政策の先駆けをなしている、とポジティブに解釈されている。しかしながら、『政治算術』が相対的に低く評

価されているもっと重要な理由は、この書物それ自体の内容や性質に関してであると思える。すなわち、それが理論的体系性の乏しい時論的政策論の書物であるという点である。確かに『政治算術』には、『租税貢納論』におけるような体系的理論や理論的分析は見られない。そこには、『租税貢納論』に見られる労働価値説、租税利益説、低賃金の経済論のような、光彩を放つ秀抜な学説や理論を窺うことはできない。けれども『政治算術』が経済学史のうえにおいて、『租税貢納論』よりも価値や意義が乏しい経済論説であるという解釈は、決して妥当ではない。『政治算術』は明確な方法を踏まえて経済的・社会的事象を分析した、恐らく最初の経済論説だからである。この書物では実際のところ、政治算術という自らが考案した分析方法にもとづいて、経済的・社会的事象が綿密に考察されている。そのような経済領域での科学的探究を通じて新興科学の開拓が試みられて、少なからぬ成果が収められている。すなわち『政治算術』は、独自に考案された原初的な経済分析方法を踏まえて、経済科学の創生が試みられた、経済学史のうえにおいて高い位置が与えられて然るべき、画期的な経済論説であるといえるのである。

ペティは『政治算術』で初めて、自らが考案した政治算術の技法とその名称を明らかにした。ところが彼は青年時代から、この政治算術に結実することになる経済分析方法の構想を巡らせていた。オランダ留学時に数学者ベルを訪ねた頃からすでに、社会的事象を数学的・算術的手法で分析する構想を抱いていた。その後、彼は紆余曲折を経ながら、徐々に構想を固めていった。パリでホブズの知遇を得たときには、その演繹的・幾何学的方法に興味を引かれた。それは社会的事象の考察に応用された合理的な数学的手法だったからである。そこで、ペティは帰国後に草稿「交易の解明」を執筆し、この論説でさっそくホブズの方法を用いて、交易の生成過程の分析把握を試みた。ところが、このホブズの方法は数学的手法であるけれども、算術的手法ではなかった。ペティは後々までホブズの政治哲学から大きな影響を受けているけれども、彼が『政治算術』で展開した独自の方法は、後者の演繹的・幾何学的手法とは異なる帰納的・算術的方法であった⁽³⁾。ペティが政治算術を考案するにさいして、直接的な影響を受けたのはグラントの人口統計学である。グラントは自身の方法を、商人が用いる程度の平易な算術という意味で「商店算術」と呼んだ。けれども正確には、それはベーコンの帰納法哲学の影響を受けた、主に人口動態を分析対象とする算術的方法である。ペティは『賢者』でグラントの商店算術を手本にして、社会的・経済的事象の算術的分析を初めて実践した。ところが、彼はグラントの方法に倣いながらも、分析対象を人口動態に限定することなく、広範囲に及ぶ社会的・経済的事象にまで広げた。しかしながら、『賢者』では社会的・経済的事象が算術的に分析されているけれども、まだ「政治算術」という名称は見られない。しかも、この論説で実践された算術的分析は、帰納的方法に値する条件を十分に踏まえて展開されているとはいえない。ここでは社会的・経済的事象の分析結果を踏まえて政策が提案されているけれども、諸事象の原因を探求する作業はおこなわれていないからである。結局、ペティが青年期から抱いていた構想が実を結ぶのは、壮年期を迎えて執筆された『政治算術』に至ってからであった。したがって『政治算術』は、彼の長年の思索の到

達点であるといえるのである。

『政治算術』は『租税貢納論』よりも遙かに分析の視野が広い書物である。『租税貢納論』の中心課題は、ホブズが構想した^{コモンウェルス}国家社会において欠如している、その社会の財政的基盤を築くための青写真を提示することにある。そのために考察対象の範囲は、自ずから国内（イングランド）に限定されている。この書物では、財政問題だけではなく、それ以外のさまざまな事柄が数多く議論されている。けれども対外的で国際的な事柄は、基本的に考察の視野の外に置かれている。ところが『政治算術』の中心課題は、海外貿易の拡大を促進して経済力・国力を強化するための指針を示すことである。そのために、ここでの考察はグローバルな観点に立って、国際競争市場を視野に収めながら広範囲に及んで、ダイナミックに進められている。しかも、その考察は『賢者』に見られるような、自国対ライバル国という、国際関係における対立の構図を念頭に置いておこなわれているわけではない。ここでは鳥瞰的見地から、三列強（蘭・仏・英）における経済力・国力の状態を大局的に把握して比較対照しながら、多面的かつ重層的におこなわれている。いずれにせよ、『政治算術』が『租税貢納論』とともに、詳細な検討を加えられるに値する優れた書物であることは、確かである。

ペティは『政治算術』の「序」で「政治算術」の名称を掲げ、この用語の定義を下している。「私が……採用する方法は、まだあまり広く用いられていない。というのは、私は比較級や最上級の言葉だけを用いる、知性的な議論をする代わりに……、自分の見解を数・重さ・大きさ（*Number, Weight or Measure*）を用いて表現し、感覚にもとづく議論だけを用い、自然のなかに実際に見ることができる基礎を持つような原因だけを考察するという方針を、（私が長いあいだ意図してきた政治算術の方法として）採ったからである。そして、個々の人々の変わりやすい精神・意見・欲求・情念に由来する原因は、他の人々がそれを考察するように任せる」⁽⁴⁾、と。このような政治算術の名称の提示とその定義は、当の算術的方法の案出を念じて、彼が長年かかずらってきた思索の到達点を端的に記すものである、といえる。『ソロモン訓言集』に、「神はすべての事物を、数と重さと大きさ（*number, weight and measure*）によって創りたもうた」という言葉がある。Q・スキナーが指摘しているように、ペティがこの訓言から影響を受けながら、その言葉に倣って、自身の算術的方法の定義を下していることは間違いない⁽⁵⁾。ところが、この「序」における叙述においては、政治算術という技法の基本方針が示されているにすぎない。ここでは、この算術が数字を用いて、五感で把握できる事物を考察して、その原因を明らかにする技法であるということが、記されているにすぎない。つまり、この算術が自然的現象ではなく社会的現象を分析把握する斬新な技法として、どのように具体的に実践されるのかということは、ここでは示されていない。それが具体的にどのような内容の技法であるのかということは、本論での当の技法の実践を通じて初めて明らかにされている。したがって、その内容を知るためには、本論に眼を向けなければならない。本論でそれが実践されているところを綿密に検討しなければならない。そうすれば、この算術の技法が、ベーコンの帰納法哲学の影響を受けて考案された科学的探究方法であ

る、ということが明らかになる。そこでは、グラントの商店算術と同様に、収集されたデータの分析を踏まえて、社会的事象を分析把握するという作業が、おこなわれているからである。また、それがグラントの商店算術とは決定的に異なる点を含んだ、それとは一線を画する探究方法である、ということも明らかになる。そこでは、社会的事象の表層が把握されるのではなく、その事象の深層に存する原因が探求されているからである。ともあれ、その本論の詳細について、少し丹念に見ておきたい。

『政治算術』は10の諸章に序論が付された、『租税貢納論』と並ぶ比較的長編の論説である。ここで追求されたテーマは「富と力」(wealth and strength / power)、すなわち経済力と国力(政治力・軍事力)とは何か、それらを強化する適切な方法は何か、というものである。この書物では、このテーマを正面の課題として見据え、自らが考案した算術的方法を用いて、体系的な分析と系統的な議論とが展開されている。ここでは、「政治体」(body politic)である国家社会が、^{コモンウェルス}「自然体」(body natural)である肉体に見立てられている。後者の健康(health)を増進するために医者が処方箋を書くように、前者の国力(strength)を強化するための提案がなされている。国力の原因を探求するために、収集されたデータに依拠して、算術的方法を駆使しながら、経済的・社会的事象が帰納的に分析されている。確かにここには、マルクスが指摘しているように、「経済学が独立した科学として分離した最初の形態」⁽⁶⁾が形成されつつある様相を見ることができる。すなわち、経済科学が産声^{うぶごえ}をあげているのを確かに聞くことができるのである。

本書の第1章には、「小国および少数国民がその立地条件・交易・政策により、富と力(Wealth and Strength)において、それよりも遙かに多数の国民と大きな領土に匹敵することはありうる」⁽⁷⁾というタイトルが付されている。この叙述の意味は、こうである。(i) 領土が小さくて人口が少ない小国が、国力・経済力の大きさにおいて、領土が大きくて人口が多い大国に劣るとは限らない。(ii) 国力・経済力の大きさを決定する究極的要因は、領土の広さや国民の数ではなく、立地条件と交易と政策である。このタイトルはデータの算術的分析を踏まえて、帰納推理を働かせながら導き出された一般的命題(general Position)である⁽⁸⁾。また本書で示された、国力・経済力に関する最も重要な「政治的結論」である。本書の主な内容は、この一般的命題(=政治的結論)が政治算術を踏まえて導き出され、それが真であることが論証されている、というものである。その論証は具体的には、三列強(蘭・仏・英)における国力・経済力の分析を通じておこなわれている。その詳細について、オランダ・フランスの比較分析(第1章)→フランスの分析(第3章)→イギリス・フランスの比較分析(第4)→イギリスの分析(第6・第9・第10章)という、本書で展開されている順序に沿って見ていきたい。

これらの四つの分析のうち最も重要なものは、第1章でおこなわれているオランダ(より厳密にはホラント、ゼーラント)とフランスとの比較分析である。この比較分析はそれに続くフランス・イギリスの諸分析の基礎をなしているからである。その概要は次のとおりである。フランスの領土は8,000万エーカーで、オランダのそれは100万エーカーである。したがって、双方の間での

領土の大きさの割合は、80:1である。また、国民の数の割合は13:1である。ところが、国力・経済力の大きさの割合は3:1であり、その差は領土と人口におけるよりも小さい。この国力・経済力の割合(3:1)は、次のような事柄における両国間での大きさの割合の算定を通じて、算出されたものである。すなわち、(i)土地からの収穫高における、フランスのオランダに対する割合(7~8:1)、(ii)住居の価値(約5:1)、(iii)船舶の価値(約1:9)、(iv)輸出商品の価値(約500万ポンド:1,800万ポンド)、(v)年間の徴税額(500万ポンド:210万ポンド)、(vi)貨幣利子(7%:3~5%)、(vii)防衛費(4:1)である。これら7項目のうちフランスが優位を占めている3項目(i)(ii)(v)において、この大国は80倍はおろか13倍すら優っていない。それどころか他の4項目(iii)(iv)(vi)(vii)においては、オランダの方が優っている。このような両国の間における、一方での領土面積・人口の比較、他方での国力・経済力の分析を通じて、フランスの国力・経済力の大きさはオランダのそれに対し、領土面積が80倍(人口は13倍)であるにも拘わらず、3倍にすぎないということが明らかである。すなわち、オランダの国力・経済力はフランスのそれに比べて、領土が狭くて人口が少ない割には、極めて大きいことが明らかである。換言すれば、領土と人口は国力・経済力の大きさを決定する重要な要因ではない、ということが明らかである。こうして、次のような結論が導き出されるのである。「結論を述べれば、概して次のようであると思える。フランスは国民[の数]においてホラントとゼーラントに対し13対1であり、良質の土地[の面積]が80対1である。けれども、フランスは13倍ほどいっそう富裕ではない。いわんや80倍ほどそうではないし、3倍以上ほどでもない。そのことが立証されたのである」⁽⁹⁾。

以上のように第1章では、オランダ・フランスにおける国力・経済力の比較分析がおこなわれている。国力の大きさは経済力のそれによって決まるという前提に立って、実際には経済力の比較分析がおこなわれている。より具体的には、経済的・社会的事象に関する7項目の事柄が算術的に分析されることを通じて、両国における経済力の大きさが比較されている。『政治算術』の編者であるC・H・ハルが、その脚注で記しているところによれば、この比較分析にさいしては、ウィリアム・アグリオンビー(William Aglionby)の『ネーデルラント連邦共和国の現在の状態』(*The Present State of the United Provinces of the Low-Countries*, 1671)とニコラ・ブゾーニュ(Nicolas Besongne)の『フランスの現在の状態』(*The Present State of France*, 1671)が、基礎資料として用いられている⁽¹⁰⁾。これらの著書以外に、幾つかの文献が分析の基礎データとして用いられていると思えるが、その詳細は明らかではない⁽¹¹⁾。ここでの分析は、言うまでもなく「数量的証拠が稀薄である時代」⁽¹²⁾におこなわれたものである。そのために、極めて乏しいデータに依拠して、「当て推量」(guesstimation)を交えながら分析がおこなわれていることは、間違いない。したがって、この分析がデータ収集とその処理において、少なからぬ不備や欠陥を含んでいることは、否めない。けれども、当の比較分析が無価値で無意味であると解してはならない。ここでは素朴にながらも、経済的・社会的事象の根底に存する原因を発見して、その因果関係を

把握しようとする試みがなされているからである。経済的・社会的事象の算術的分析を踏まえて、帰納推理を働かせながら、国力・経済力の原因を探求しようとする試みがなされているからである。しかも、そのような帰納的分析を展開することによって、一般的命題が導き出されているからである。

続いて第1章では、そのタイトルに掲げられた一般的命題のもう片方の部分が、真であることを論証する作業がおこなわれている。すなわち、国力・経済力の大きさを決定する要因は、立地条件 (Situation)、交易 (Trade)、政策 (Policy) であるという言明を論証する作業である。ところが、ここでの論証はオランダとフランスとの比較分析ではなく、前者における経済的・社会的事象の分析のみを通じておこなわれている。その主な理由は恐らく、国力・経済力の強化が領土・人口ではなく、立地条件・交易・政策という三つの要因によって実際にもたらされたのは、オランダにおいてだからである。その分析の概要は、次のとおりである。

まず、この国は立地条件に恵まれている。すなわち、次のような経済力の発達に有利な自然的利点 (natural advantage) を持っている。(i) 土壌が肥沃で低地である。その便宜の価値は、1年当たり約10万ポンドであると算定される。(ii) 風が吹く平坦な土地である。そのために労働を節約する風車が建てられる。その便宜の価値は、約15万ポンドである。(iii) 長大な河口に位置している。そのために、この地域では「農業 (Husbandry) よりも製造業 (Manufacture) により、製造業よりも商業 (Merchandise) により、ずっと多くの利益が獲得されている」⁽¹³⁾。その便宜の価値は、約20万ポンドである。(iv) 航行が可能な水域に接している。そのために、交易は運送費が安い水上輸送によって営まれている。その便宜の価値は、約30万ポンドである。(v) 外敵からの攻撃を防衛するのに適した、「海洋のなかにある島のうえに位置している」⁽¹⁴⁾。そのために防衛費が、1年当たり約20万ポンド節約されている。(vi) 少ない費用で船舶の停泊が可能な港がある。そのために、1年当たり20万ポンドが節約されている。(vii) 魚が豊富な海洋付近に位置している。そのために漁業 (Fishing Trade) が盛んに営まれて、少なくとも1年当たり300万ポンド以上の利益が収められている。(viii) 海洋に面しているために、漁業とともに海運業 (Shipping) が盛んに営まれている。次に、この国では交易により経済力が強化されている。とりわけ、顕著な発達が見られるのは海運業である。この国の人々は、海運業の発達に促されて海外に進出することにより、「全世界の貿易の運搬人および仲買人」⁽¹⁵⁾ になっている。最後に、この国は幾つかの政策により、交易の発達を促して国力・経済力を強化している。その政策とは、信教の自由、財産所有権の保証 (= 不動産登記所の設立)、発券銀行の設立である⁽¹⁶⁾。これらの三つの政策のうちで最も重要なものは、信教の自由である。この宗教上の寛容政策は、直接的に交易の拡大を意図して採られたわけではない。ところが、この政策は図らずも、この国の経済的繁栄を助長して、その経済力を強化する原因になっている。というのは、「交易はどのような国家……においても、その異端的な部分によって、公的に確立されたものとは異なる意見を公言している人々によって、最も精力的に営まれる」⁽¹⁷⁾ からである。すなわち、交易は宗教

的正統派の人々ではなく、異教徒によって最も活発に営まれるからである。

このように第1章の後半部では、オランダにおける経済的・社会的事象の現状分析を通じて、国力・経済力の原因が明らかにされている。すなわち、オランダは立地条件に恵まれ、交易が盛んで、宗教的寛容政策が採られているから、小国である割には国力・経済力が大きいことが明らかにされている。このような現状分析を通じて、国力・経済力の大きさを決定する要因は、立地条件、交易、政策であることが論証されている。ところが、これらの三つの要因を詳細に検討するならば、国力・経済力の究極の原因は交易であり、立地条件と政策はその副次的原因であると捉えられている、と解することができる。ここで示された立地条件とは、交易（とりわけ海運業・漁業）の発達に適した自然的・地理的条件のことだからである。また政策とは、交易の発達を助長する宗教・所有財産・金融に関する諸政策のことだからである。したがって厳密には、国力・経済力の究極的原因は交易であり、その大きさは優れて交易の発達によって決まると理解されている、といえる。こうして第1章では、国力・経済力の原因である交易がオランダにおいて、副次的原因である立地条件と政策に支えられて発達している様相が、次のように記されている。「海運業と漁業に卓越した人々 [=オランダ人] は……世界のすべての地域を頻繁に訪れる機会を持っている……全世界の貿易のための仲買人および運搬人となる機会を多く持っている。そのために、すべての原産地の物質を持って帰って国内で生産し、それらが産出された国にさえ運び返している」⁽¹⁸⁾、と。すなわち、オランダは国際的仲継貿易を大々的に展開することを通じて大いに繁栄し、国力・経済力を強化しているというのである。

『政治算術』第3章では、第1章におけるオランダ・フランスの比較分析の結論を踏まえて、フランスの国力・経済力についての分析がおこなわれている。第1章では、国力・経済力の大きさを決定する要因は領土・人口ではなく、主に交易であるということが明らかにされた。海運業の発達にもとづく海外貿易の拡大が、国力・経済力を強化する決定的要因であることが明らかにされた。第3章では、このような比較分析からの結論を踏まえて、フランスの分析がおこなわれている。第1章の分析により、オランダは海外貿易（とくに海運業）が発達していることにより、領土が小さくて人口が少ない小国であるにも拘わらず、その割には比較的大きな国力・経済力を持っていることが、明らかにされた。大国フランスと比べても、著しい格差が見られないくらいの大きさの国力・経済力を持っていることが、明らかにされた。この分析結果を敷衍すれば、フランスは海外貿易が比較的未発達であることにより、大国であるけれども、その割には大きな国力・経済力を持っていないということになる。第3章では、このような推理の道筋が妥当であることを、論証する作業がおこなわれている。第3章のタイトルは、「フランスは自然的・永続的障害のために、海上において、イギリス人とオランダ人が現在強力であるか、そうであるかも知れない以上に強力であるはずがない」⁽¹⁹⁾ というものである。この命題が意味するところは、こうである。(i) フランスの海軍力（海上における国力）は現在、イギリス・オランダのそれよりも優ってはいない。(ii) その理由は、フランスは海軍力の拡大を妨げる、克服しがた障害を

抱えているからである。本章では算術的方法を駆使しながら、この命題が真であることを明らかにしようとする論証がおこなわれている。その詳細は次のとおりである。

フランスでは、国王（ルイ十四世：Louis XIV, 1638-1715）が巨額を投じて巨大な艦隊を形成したとしても、海軍力（海上での政治力・軍事力）を強化することはできない。この国には、海戦を遂行するのに必要な、大型軍艦を停泊させることが可能な港がないからである。「ダンケルクとアンシャフト [=ブルターニュ半島先端沖の島] との間に、大型の……船を受け容れることができる港を持っていない」⁽²⁰⁾ からである。またこの国には、巨大な艦隊に十分な人員を配置するのに必要な多数の水兵を、確保することができないからである。水圏学(hydrography)の「賢明な著作家」フルニエ（Pere Georges Fournier）によれば、フランスには2万1,000人の船員がいる。このように算定された船員総数のうち、艦隊に水兵として配置できるのは1万2,000人以下であると推計されるであろう。イギリスでは、総量約7万トンの軍艦が海軍によって保有されている。その軍艦を動かすには、3万6,000人の水兵を配置する必要がある。そうであるとすれば、フランスでは艦隊に配置することが可能な水兵の総数（1万2,000人）は、おおよそイギリスにおける総数（3万6,000人）の $\frac{1}{3}$ 以上ではない、ということになる。ところが、フルニエの計算には誤りがあり、フランスには船員は2万1,000人ではなく1万5,000人以下しかいない。その理由はこうである。この国には、総量約15万トン以上の商船は保有されていないが、10トンごとに1人の船員がいると仮定すれば、約1万5,000人（=15万÷10）という数値が算出されるからである。要するに、フランスでは海運業がさほど発達していないから（その規模はイギリスの $\frac{1}{4}$ ）、大型船舶用の港はなく、水兵として徴用できる船員は少ないのである。そのために、国王が財力にものを言わせて巨大な艦隊を形成しても、それを動かして、強大な海軍力を発揮することはできないのである。

それだけではない。フランスの海軍力（国力の一部）は将来も、強化される見込みは薄い。海軍力の強化をもたらす原因である海外貿易が、これから拡大する可能性が乏しいからである。というのも、この国はそもそも海外貿易それ自体をさほど必要としていないからである。まずこの国は、海外から生活必需財を輸入する必要がない。「その内部に、すべての種類の生活必需品が……十分に蓄えられている」⁽²¹⁾ からである。そのために、海外から財貨を輸入するための海運業もさほど必要ではない。またこの国は、海外に多量の商品を輸出する必要がない。「ワインを除いて……輸出される、どのような嵩張る事物も持っていない」⁽²²⁾ からである。そのために、輸出を目的とする海運業の発達も必要ではない。要するに、必需品を自給自足しているフランスでは、海運業の発達も海外貿易の拡大も見込めないから、将来海軍力が強化される可能性は乏しいのである。

G・P・グーチによれば、『政治算術』において「フランスは戒めであり、オランダは模範である」⁽²³⁾。確かに、第1章の比較分析において、オランダは小国の割には国力・経済力が大きいと賞讃され、フランスは大国であるにもかかわらず、それが小さいと嘲弄されている。しかしながら、この比

比較分析を微細に吟味するならば、この分析視角とその結論には、疑問が浮かび上がる。この分析は、国際的伸継貿易を軸に据えた、オランダ型の開放的な経済システムが最も優れているという前提に立って、展開されている。ところが、フランスの経済システムはオランダのそれとは類型が異なる。それはオランダ型とは対極的な、自給自足を基盤とする封鎖的な経済システムであったからである。

『政治算術』が執筆された17世紀70年代に、フランスはルイ十四世によって統治され、コルベール政策（Colbertisme）と呼ばれる経済政策が推進されていた。1661年に財務総監に就任したコルベール（Jean-Baptiste Colbert, 1619-83）によって実施された、国力・経済力の強化を図ることを目的とする重商主義政策である。「フランスはすべての事物を自給自足すべきであり、そうすることができる」⁽²⁴⁾。コルベールはこのような原則に従い、工業育成策を通じて国力・経済力を強化する政策を採用した。この国が自給自足国として成長するには、工業を基盤とする国内産業の発達を促すことが重要である、と考えたからである。そのために彼は、毛・絹・麻などの繊維産業と金属工業とを保護・育成する政策を採った。具体的には、「特権マニュファクチュール」（manufactures privilegies）制を基軸にして、工業育成策を展開した。すなわち、新たに創設ないし再編成された製造業に対し、その発達を促進するために生産や販売などに関する独占権を付与するという政策である⁽²⁵⁾。こうしてコルベールは、何よりも工業育成策を支柱とする政策を推進した。ところが、彼は外国貿易の重要性を看過したわけではなかった。この国においても、海外貿易を拡大するために海運業の発達が奨励された。国内工業を大きく成長させるためには、外国貿易の拡大が不可欠であると考えられたからである。すなわち、一方で工業製品の販売市場を海外にも拡大するために、他方で生産に必要な原料を海外からも獲得するために、貿易を促進する必要があると考えられたのである。ところが、この国における海外貿易は、国産商品のための海外市場を獲得することを主な目的とする（相手先との）直接的な外国貿易であり、オランダにおけるような国際的伸継貿易ではなかった⁽²⁶⁾。

フランスが国内産業を基盤とする封鎖的経済システムを採っていたとすれば、その国力・経済力を分析するのに、オランダ型の開放的システムを枠組みに用いることは、妥当ではない。そのような分析を通じて、この国の国力・経済力をオランダのそれとを適切に比較対照することはできないであろう。第1章の比較分析は、7項目の値を算定することを通じておこなわれた。しかしながら、経済力の大きさを判断する基準として選ばれたその7項目の事柄が、公正で適切であるとは思えない。この分析により、フランスは（iii）船舶の価値、（iv）輸出商品の価値、（vi）貨幣利率率、（vii）防衛費という過半数を占める4項目の事柄において、オランダよりも劣勢であることが示された。しかしながら、これらの諸項目のうち（iii）（iv）は、フランスに不利（オランダに有利）な結果が出ることを予め計算に入れて選択された事項である、という疑問を抱かざるをえない。フランスにおける自給自足を基盤とする封鎖的経済システムにとっては、オランダの開放的システムとは対照的に、船舶の保有量や輸出商品量の大きさはさほど重要な事柄では

ないからである。

フランスの経済力を正確に計って的確に判断するには、もっと多角的で客観的な視点から選択された、もっと多くの事柄が評価基準として加えられねばならないであろう。フランスの経済システムにとっては、船舶の保有量や輸出商品量の大きさよりも、製造所の規模と数量、国内での商品取引量や消費量が重要な事柄であるといえる。この国の経済力を正確に分析把握するには、このような事柄が分析対象として選択され、その値が算定されねばならない。また、そのシステムが国内産業を基盤にして編成されていることを勘案すれば、何よりも国内経済における産出量と雇用量の値が算定されねばならない。経済力・国力の比較分析にさいし、このような事柄が判断基準として新たに選択され、多面的な角度からその分析が展開されるならば、もっとフランスに優位な総合的数値が算出されるに相違ない。少なくとも、フランスは大国の割には国力・経済力が小さいという結論は、導き出されないであろう。J・F・ムロンは、「ペティはほとんど間違った推測から始めており、その著書『政治算術』は真実を論証するためというよりは、むしろフランスの国力に対するイギリスのその優位性を示すために書かれている」⁽²⁷⁾と指摘している。これがペティによる三列強の比較分析についての、的を射た見解であることは否めない。

第1章の比較分析では、国力・経済力の大きさを決定する要因は、領土と人口ではないことが明らかにされた。しかしながらこの分析結果が、国内産業に軸足を置いたフランスの経済システムにとって妥当であるとは思えない。この国における交易の基盤は外国貿易ではなく、農業と製造業であった。そのような経済システムにとって、領土と人口が国力・経済力を強化する要因として重要でないということは、ありえないであろう。ここでは、広大な農場と大規模な製造所に、多数の労働力人口が吸収されることにより、国力・経済力が著しく強化されることは、確かだからである。このようなフランスの経済システムにおいては、交易（農・工業）が国力・経済力の究極の原因であるのに対して、領土と人口はその副次的原因であると理解して、間違いはないであろう⁽²⁸⁾。実際のところ、コルベールはフランスが領土の広い国であるという利点に着目し、それを生かして国力・経済力を強化する方法を選択した。そのために、「フランスはすべての事物を自給自足すべきであり、そうすることができる」という原則を掲げ、それに沿って経済政策を推進した。彼の工業育成策は、領土が広くて人口が多いという、この国の利点を踏まえて推進された自給自足を基本線とする経済政策であったからである⁽²⁹⁾。その政策は功を奏し、この国は1670年代には確かに経済的繁栄を誇っていた。J・ストイーはその様相について、「ルイ十四世は、多大な人口、多くの肥沃な諸州、諸州に対する……課税により、多数の軍隊と軍艦を維持することができた」⁽³⁰⁾と記している。ところが、オランダはこれとは対照的に、領土が狭い小国であったために、海外貿易を推進して国力・経済力を強化するほかに道はなかった。それどころか、広大な領土を欠いていたことが主な原因で、経済的繁栄を長期に及んで誇ることはできなかった。L・ランケは、オランダが辿ったその後の運命について、「オランダは長い間、世界の指導的役割を演じるのに相応しい国であり続けることはできなかった……この国はそうなるのに

不可欠な条件、すなわち広大な領土 (Territorium) を欠いていたからである」⁽³¹⁾、と記している。

第3章の分析では、フランスには大きな港がなく、船員の数が少なく、海運業が発達していないから、海軍力が小さいという結論が導き出された。しかしながら、今日の研究成果に照らし、この結論は誤りであるといわねばならない。確かに、フランスは17世紀中頃までは、ほんの少数の軍艦しか保有していない、海軍力の弱い国であった。ところが、この国の海軍力は1660年以降、コルベールの尽力によって急速に強化された。その結果、1672年頃には120隻の大型軍艦を保有し、1675年に至るまでには最大の海軍国になった。ところがオランダはその頃、これとは対照的に海軍の規模を縮小する傾向を示していた。確かにこの国は、第一次・第二次英蘭戦争を遂行した17世紀中頃には、最強の海軍を誇っていた。しかしながらその後、軍艦の保有量を徐々に削減し、1670年に保有していた129隻の軍艦を、その10年後には93隻にまで減らした。そのために、第三次英蘭戦争の頃にはすでに、その保有量はフランよりも僅かばかり少なくなっていた。これら双方に比し、イギリスの海軍力はほぼ一貫して劣勢にあった。この国では共和政の時代に海軍が強化されたけれども、それ以降は、その規模が大幅に拡大されることはなかったからである。そのために『政治算術』が執筆された1670年代には、フランスに大差をつけられ、オランダにも及ばない弱小な海軍国という地位に甘んじていた⁽³²⁾。いずれにせよ、第3章で掲げられた「フランスは海軍力においてオランダ・イギリスに優っていない」という命題は、真実性が疑わしいといわねばならない。

それだけではない。第3章におけるフランスの分析には、まだ議論の余地がある。国力には海上だけではなく陸上における政治力・軍事力もある。換言すれば、国力の大きさは海軍の規模だけではなく、陸軍のそれによっても決まる。したがって、国力の大きさを的確に把握するには、分析対象に海上と陸上との双方における政治力・軍事力が、含められねばならない。ところがここでは、陸上で国力は分析対象から外されている。フランスは陸上で国力において圧倒的優位を占めていたから、この処理の仕方はひじょうに拙い。この国では、リシュリユーの時代から陸軍の強化が図られ、ルイ十四世の治世にはその規模は劇的に拡大していた。ルイは領土拡張の意欲を燃やしていたから、近隣諸国を攻撃して領土を侵略するために、陸軍の強化に力を入れたのである。彼は17世紀70年代までに、2回ほど侵略戦争を企てた⁽³³⁾。その度ごとに陸軍の規模を拡大して、陸上で政治力・軍事力の強化に努めた。南ネーデルラント継承戦争 (= 帰属戦争: War of Devolution, 1667-68) の間に13万5,000人、オランダ侵略戦争の間には27万9,000人までに、兵士が増員された⁽³⁴⁾。

(1) Cf. Charles Henry Hull, "Note on the *Political Arithmetick*", in do. ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 235.

(2) Cf. Jordan ed., *op. cit.*, p. 69.

(3) 幾人かの学史家は、双方を混同している (Cf. Aspromourgos, *op. cit.*, Ch.3, 4; Reungoat, *op. cit.*, Ch.1, 2, 3)。

(4) 第6章、注(1)を顧みよ。

- (5) Cf. Skinner, *op. cit.*, Vol. III, p. 319.
- (6) 第1章, 注(1)を顧みよ。
- (7) Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, p. 249. 邦訳, 29頁。
- (8) ペティは草稿「交易の解明」においてすでに, 人口と土地面積との増大は富裕の原因ではない, と述べている(本稿・第7章を顧みよ)。
- (9) *Ibid.*, pp. 254-55. 邦訳, 17頁。この結論に関しては, 次の点に留意しておきたい。(i) ここでの数値は, 推算によって算定された概数にすぎない。(ii) フランスとオランダの間での国力・経済力の割合(3:1)が, 7項目の事柄の割合からどのような方法で算出されたのかは, 示されていない。(iii) 7項目の事柄における数値は, 立地条件・交易・政策によって影響を受ける, と解されている。なお, 今日の統計数値によれば, 17世紀末(1690年代)におけるフランスの人口は1,935万2,000人で, オランダ(ネーデルラント連邦共和国)のそれは200万人を少し下回っている。ペティが比較しているのは, フランスとオランダの二州(ホラント, ゼーラント)とにおける人口である。1690年頃におけるホラントの人口は88万3,000人であるが, ゼーラントの人口は定かではない。ところが, 別の州フリースラントの人口は12万9,000人であり, これとホラントの人口との総計は101万2,000人である。そこで, この総数をフランスの人口と比較するならば, 約1対19である。ゼーラントの人口は, フリースラントにおけるよりも幾分か多かったであろうと推測される。そうであるとすれば, ホラント・ゼーラントとフランスとにおける人口の割合は1対13であるというペティの推定値は, 確実性が高いといえる(Cf. Charles Wilson & Geoffrey Parker, *An Introduction to the Sources of European Economic History 1500-1800*, London: Weidenfeld & Nicolson Ltd., 1977, Vol. I, p. 81, 156; J. L. Price, *The Dutch Republic in the Seventeenth Century*, New York: St. Martin's Press, 1998, p. 40)。
- (10) Cf. Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, p. 253, note 2. 邦訳, 37-9頁。
- (11) 第1章では, さらに次のような文献が利用されている(cf. *ibid.*, p. 257, note 3. 邦訳, 46-7頁)。ジョン・バローズ(Sir John Burroughs)『大ブリテンの海洋統治権』(*The Sovereignty of the British Seas*, 1651), ジョン・キーマ(John Keymor)『オランダ漁業の観察』(*John Keymors Observation made upon the Dutch Fishing*, 1664), ジョン・イーヴリン(John Evelyn)『航海と貿易』(*Navigation and Commerce*, 1674)。なお, キーマの所説については, cf. Seiichiro Ito, *English Economic Thought in the Seventeenth Century: Rejecting the Dutch Model*, London & New York: Routledge, 2021, Ch. 1.
- (12) Pat Hudson, *The Industrial Revolution*, London: Edward Arnold, 1992, p. 1. パット・ハドソン(大倉正雄訳)『産業革命』未来社, 1999年, 17頁。
- (13) Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, p. 256. 邦訳, 44頁。
- (14) *Ibid.*, p. 257. 邦訳, 45頁。
- (15) *Ibid.*, p. 258. 邦訳, 47-8頁。
- (16) 宗教寛容政策については, cf. Gooch, *op. cit.*, p. 219. 邦訳, 167頁。不動産登記所と発券銀行については, cf. Ito, *op. cit.*, Ch. 3, 4.
- (17) Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, p. 263. 邦訳, 56-7頁。この言説が, ルイ十四世による非国教徒の迫害を批判するものであることは, 言うまでもない。
- (18) Cf. *ibid.*, pp. 257-58. 邦訳, 45-7頁。
- (19) *Ibid.*, p. 278. 邦訳, 83頁。
- (20) *Ibid.*, p. 279. 邦訳, 85頁。
- (21) *Ibid.*, p. 283. 邦訳, 92頁。
- (22) *Ibid.* 同上。
- (23) Gooch, *op. cit.*, p. 247. 邦訳, 189頁。
- (24) Arthur J. Sargent, *The Economic Policy of Colbert*, London: Longmans, Green, 1899, p. 45; cf. Charles Woolsey Cole, *Colbert and a Century of French Mercantilism*, New York: Columbia Univ. Press, 1939, rpt. Hamden, Connecticut: Archon Books, 1964, Vol. II, p. 132.

- (25) Cf. J. Rough, "France under Louis XIV", in F. L. Carsten ed., *The New Cambridge Modern History*, Vol. V, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1961. p. 242; Cole, *op. cit.*, Vol. II, pp. 135ff. 吉田静一『フランス重商主義』未来社, 1662年, 25頁; 同『市民革命と資本主義』未来社, 1964年, 289頁; 中木康夫『フランス絶対王制の構造』未来社, 1963年, 283-87頁, 参照。
- (26) Cf. Sargent, *op. cit.*, p. 77.
- (27) Jean François Melon, *Essai politique sur le commerce*, 1734, nouvelle edit., 1736, p. 321. ムロン (米田昇平・後藤浩子訳)『商業についての政治的試論』京都大学学術出版会, 2015年, 197頁。
- (28) Cf. Michel Foucault, *Sécurité, territoire, population: Cours au Collège de France, 1977-1978*, Paris: Gallimard, 2004, pp. 70-1. ミシェル・フーコー (高桑和巳訳)『安全・領土・人口』筑摩書房, 2007年, 84-5頁。
- (29) Cf. Sargent, *op. cit.*, p. 77.
- (30) John Stoye, *Europe Unfolding 1648-1688*, London: Collins, 1976, rpt. 1973, p. 259.
- (31) Leopold von Ranke, *Über die Epochen der Neueren Geschichte*, [1854], S. 72. ランケ (鈴木成高・相原信作訳)『世界史概観——近世史の諸時代——』岩波書店, 1941年, 206頁。
- (32) Cf. Bernard Pool, *Navy Board Contracts 1660-1832*, London: Longmans, 1966, p. 11; John A. Lynn, *The French Wars 1667-1714: The Sun King at War*, Oxford: Osprey Publishing, 2002, pp. 32-3; Jeremy Black, *Naval Power: A History of Warfare and the Sea from 1500*, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2009, pp. 49-50.
- (33) Cf. M. S. Anderson, *War and Society in Europe of the Old Regime, 1618-1789*, Leicester Univ. Press, 1988, pp. 77-8.
- (34) Cf. John A. Lynn, *The Wars of Louis XIV 1667-1714*, Harlow, Essex: Pearson Education / Longman, 1999, pp. 50-1; do., *French Wars*, *op. cit.*, p. 28.

第12章 『政治算術』における国力・経済力の算術的分析 (ii)

『政治算術』第4章以降において、イギリスを中心とする国力・経済力の分析がおこなわれている。この分析は、第1・第3章のオランダ・フランスの比較分析と連繫を保ちながら、その分析結果を軸に据えて展開されている。しかしながらこの第4章以降の分析は、前章におけるよりもいっそう多面的な視角から幅広くおこなわれていて、内容は詳細で豊富である。すなわち、第4章ではイギリス・フランスの国力・経済力との比較分析が、第6章ではイギリスの国力・経済力の史的分析が、第9・第10章ではその現状分析がそれぞれおこなわれている。この第4章以降におけるイギリスを中心とする分析について留意すべきは、ここではただ経済的・社会的事象が分析されるだけでなく、その分析結果を踏まえて国力・経済力を強化する政策が提案されている、という点である。また算術的方法を駆使しながら、比較・史的・現状分析→政策の提案という作業を展開することを通じて、経済科学の創生が試みられている、という点である。ともあれ、第4章のイギリス・フランスの比較分析から順次に検討していきたい。

第4章での分析は、イギリスとフランスの間での領土と人口を比較対照することから始められている。その詳細は次のとおりである。イングランドとフランスとの間での領土の大きさの割合は、E・チェンバレンの『イングランドの現在の状態』(*Angliae Notitia; Or, the Present State*

of England, 6th ed., 1672) によれば、30 対 80 である。そうであるとすれば、イギリス（イングランド、スコットランド、アイルランド）の領土の大きさは、フランスのそれにほぼ匹敵する。ところが、フランスはイギリスよりも広大な植民地を領有しているから、帝国の規模ではフランスの領土の方が広い。しかしながら、領土それ自体は国力・経済力の大きさを決める要因ではない。領土（土地）は有効に活用されることを通じて初めて、国力・経済力を強化する要因となるからである。ところが、その領土がそのような要因となるためには、領土面積に見合った規模の人口が必要である。けれども、実際のところフランスもイギリスも、それぞれの領土を有効に活用するのに必要な規模の人口を擁していない。そのためにどちらの国においても、領土は国力・経済力を強化する原因にはなっていない。こうして、国力・経済力の優劣の比較において、「領土の点では、フランス国王は [イギリス国王に対して] ほとんど優位を占めていない」⁽¹⁾ という結論が導き出される。

次に、フランスは人口の規模においてもイギリスに優っている。イギリスは <世界の至る所で> (*ubivis Terrarum Orbis*)、総数約 1,000 万人 (= 本国 950 万人 + 植民地 50 万人) の人口を擁している。ところが、フランスは本国だけで約 1,350 万人もの国民を統治しているからである⁽²⁾。N・ブゾーニュの『フランスの現在の状態』と、炉税・人頭税・内国消費税に関する統計的資料とに依拠して推計すれば、このような数値が算出される。しかしながら、フランスは多くの人口を抱えているとしても、大きな国力・経済力を備えているということにはならない。人口は領土と同様に、それ自体は国力・経済力の大きさを決める要因ではないからである。人口（国民総数）と国力・経済力の大きさとの間に、直接的な因果関係はないからである。人口が国力・経済力の大きさを決める要因となるのは、その絶対数ではなく、国民総数に「余剰利得者」(Superlucrators) が占める割合である。すなわち、支出（消費）するよりも多くのものを獲得して「余剰利得」(Superlucration) を生み出す職業に就いている人々が、国民総数のなかに占める割合である。この割合が高いほど、その国の国力・経済力は大きく、低いほど小さい。したがって、たとえ人口が多くても、国民総数のなかに余剰利得者が占める割合が低ければ、国力・経済力は比較的小さい——その逆は逆——ということになる。そこで、イギリスとフランスにおけるこの割合を知るために、職業別人口構成を分析把握すれば、次のような結果が得られる。すなわち、フランスにおいては国民総数がイギリスよりも多いけれども、余剰利得者がそのなかに占める割合は小さい。なぜなら、その総数のなかに聖職者（≠余剰利得者）が占める割合がイギリスにおける場合よりも圧倒的に高いからである。したがって、フランスはイギリスよりも人口が多いけれども、その割には国力・経済力は小さいといえる。この国では、国力・経済力を弱める要因である非余剰利得者（聖職者）が国民総数のなかに占める割合が、イギリスよりも高いから、その国力・経済力は比較的小さいといえる。こうして、イギリス・フランスの比較分析により、フランスは領土だけではなく人口においても、イギリスより優っているけれども、国力・経済力においてはさほど格差はないという結論が導き出されるのである。

以上のように第4章の前半部では、第1・第3章での分析を継受しながら、イギリス・フランスにおける国力・経済力の比較分析がおこなわれている。ところが、この第4章の比較分析を仔細に吟味すれば、それが前章での分析結果を全面的には受け入れていないことが分かる。前章では、領土と人口は国力・経済力の大きさを決める要因ではないことが、明らかにされた。ところが本章では、その結論に修正を加えながら、双方はそれ自体は国力・経済力の原因ではないとしても、一定の条件が与えられるならばその原因になることが示されている。すなわち、領土は人口が増大して十分に活用されるならば、また人口はそのなかに占める余剰利得者の割合が増加すれば、双方とも国力・経済力の大きさを増す原因になりうるということが明らかにされている。このような補正が意味するところは大きい。領土と人口が国力・経済力を強化する可能性を孕んでいるとすれば、双方の規模において優位を占めている大国フランスが、国力・経済力の最強国になる潜在的能力を秘めているといえるからである。

第4章の後半部においては、イギリス・フランスの比較分析が別の角度からおこなわれている。前半部の比較分析は、領土と人口が国力・経済力の原因ではないという、前章での結論を踏まえておこなわれた。これに対して後半部では、交易（外国貿易）が国力・経済力の原因であるという、前章での分析結果を踏まえておこなわれている。この後半部での分析は、次のような命題を前提にして展開されている。「あらゆる国の富（*Wealth of every Nation*）は主に……その国が全商業世界（*whole Commercial World*）との外国貿易において有する割り前に存する」⁽³⁾。すなわち、どのような国においても、その富裕の程度は、その国の外国貿易が海外市場をどれほど支配しているかという、その度合いによって決まるという命題である。要するに、或る国における国力・経済力の大きさは、その国における外国貿易の海外市場占有率に依存する、というものである。こうして、後半部での比較分析は、イギリスの貿易が海外市場において、フランスのそれと比較してどれ程のシェアを占めているのかという点に、焦点を当てて展開されている。「われわれは、イギリス国王の臣民1人当たりが、フランスの臣民よりも大きな割り前を有しているのかどうか、ということについて検討しなければならない」⁽⁴⁾。このように述べて、分析が始められている。その詳細は次のとおりである。

まず、外国貿易はイギリスにおいて、フランスよりもいっそう発達していることが推測される。その理由は、貿易と関係する船員・船舶・立地条件などの事柄において、イギリスの方がフランスよりも優位を占めているからである。(i) イギリス国王の領土（イングランド、スコットランド、アイルランドなど）には、4万人以上の船員（*Seamen*）がいる。けれども、フランスには1万人以上はいない。(ii) イギリスには、約450万ポンドの価値がある60万トンの船舶がある。その価値の大きさは、船舶の建造・修繕費などの比較から推計して、フランスの4倍である。(iii) イギリスの全地域は、平均して海（海岸線）からたったの12マイルしか離れていないが、フランスでは約65マイルも離れている。そのために、イギリスにおける方が港の数が多。次に、イギリスは海外貿易においてフランスよりも優勢に立っていることが、算術的に推定される。す

なわち、この国が(ヨーロッパ)世界全体の海外貿易のなかに有する市場占有率は、約 $\frac{2}{9}$ (約23%)であることが算定される。その占有率は、次のような手順を通じて算出される。(i)「全商業世界ないし全貿易世界」(whole Commercial World, or World of Trade⁽⁵⁾)において活動している貿易商人などは、約8,000万人である。また、これらの人々によって交換されている諸商品の価値の総計は、年間4,500万ポンドを越えていないと推定される。(ii) イギリスにおける外国貿易の状態は、輸出商品の価値の総計が年間570万ポンド、スペインから獲得される金銀が6万ポンド、輸入商品の価値の総計が412万ポンド、イギリス船舶による貨物輸送料が150万ポンドである。(iii) こうして、この国が世界の貿易全体に占めるシェアは、約23% (= 1,018万 ÷ 4,500万)であると算定される。最後に、フランスにおける貿易の状態は、イギリスに輸出される商品価値の総計が年間120万ポンド以下で、それ以外の世界の諸地域に輸出される商品価値は、その3~4倍(360万~480万ポンド)以上ではない。したがって、海外貿易の規模は、イギリス(1,018万ポンド)の方がフランス(480万~600万ポンド)よりも約2倍ほど大きい。しかしながら、「フランスはイギリスよりも多くの国民を抱えているから……1人当たりでは、フランスの国民よりも3倍ほど大きい外国貿易を持っている」⁽⁶⁾。

以上のような後半部での分析について、少しコメントしておきたい。第1に、ここでの算術的分析は、極めて大まかな推定値にもとづいて展開されているにすぎない。とりわけ、フランスにおける貿易の状態についての分析は、極めて粗雑である。ここでは輸出量についての概算だけがおこなわれているにすぎず、輸入量については空白である。恐らくはそのために、フランスの海外貿易における市場占有率は算定されていない。ところが、その占有率は国民1人当たりでは、イギリスがフランスの3倍であるという結論が示されている。どのような計算を通じてそのような数値が算出されたのかは、明らかにされていない。ここでの分析が、著しく「当て推量」に依拠して展開されていることは確かである。その理由は言うまでもなく、データ(=交易の自然誌)の収集が不十分であるからである。第2に、ここでの比較分析は前章に引き続き、オランダ型の経済システムを分析的枠組みにして展開されている。国力・経済力の大きさを決定する要因は、国内産業ではなく海外貿易であるという前提にもとづいて、この分析は展開されている。そのため国力・経済力の大きさの把握が、外国貿易の規模(輸出・輸入量)とその海外市場における占有率との算定を通じておこなわれている。しかしながらこのような算定方法によって、封鎖的経済システムにもとづくフランスにおける国力・経済力の大きさを、的確に分析把握することはできない。こうして、ここでの比較分析に幾つもの大きな欠陥があることは、否めない。それはともかく、第4章の前半部(領土・人口)と後半部(海外貿易)とにおけるイギリス・フランスの比較分析からの結論として、本章のタイトルとして掲げられた「イギリス国王の国民と領土は、富(Wealth)と力(Strength)の点で、自然的にはフランスの富と力とほぼ同じくらいに相当なものである」⁽⁷⁾という一般的命題が導き出されるのである。

ベティが『政治算術』を執筆していたとき、ルイ十四世は近隣諸国に対して、侵略戦争を精力

的に繰り広げていた。南ネーデルラント継承戦争に続いて、1672年に始めたオランダ侵略戦争がそれである。当の戦争は、フランスの敵国スペインにオランダが与^{くみ}したことに、ルイが怒りを覚えたことから開始された、攻撃的な戦争であった。またこの戦争は、コルベールが1667年に国内市場から外国製品を排除するために輸入関税を引き上げたことに対し、オランダがフランス商品に報復関税を課したことが切っ掛けで始まった、経済戦争であった。しかしながら、この戦争は勃発の動機が何であるにせよ、その本質はフランス国王が領土拡張を目論んで推し進めた侵略戦争であった⁽⁸⁾。

『政治算術』は、オランダ侵略戦争を目の当たりにして執筆された。この書物には確かに、ルイの戦争に直接的に言及した叙述は見られない。しかしながら、その国力・経済力の比較分析を微細に吟味すれば、そこにはルイの侵略戦争を批判しようとする意図が十分に窺える。少なくとも、その分析が、ルイの膨張主義政策に対して異を唱える性質を帯びていることは、確かである。その詳細はこうである。当の比較分析は国力・経済力の究極的原因を探求して、それが領土や人口それ自体ではないということを明らかにした。そうであるとすれば、ルイが領土拡張に意欲を燃やして企てた侵略戦争は、無意味な行為にすぎないということになる。対外戦争を仕掛けて他国の領土を獲得しても、そのこと自体により、自国の国力・経済力が強化されることはないからである。その戦争に勝利して、国王の頭上に栄光が輝いても、その国の「富と力」は直接的には増大しないからである。それどころか戦争に突入すれば、交戦国との交易が途絶するから、経済力は低下するであろう。しかも、戦争を遂行するには戦費調達が必要であるから、余分な税負担が国民に課せられて、その生活と経済活動は圧迫を加えられることになる。『租税貢納論』には、戦争は公共的経費を膨張させる最も大きな原因であるから、できるだけ回避されるべきで、不用意に巻き込まれてはならない、ということ力を説いた叙述が見られる⁽⁹⁾。いずれにせよペティの眼に、ルイの戦争が無謀で無意義な振る舞いにすぎないものと映じていたことは、間違いない。ルイは臨終にさいし、「栄光をあまりに愛しすぎた」と述懐して、戦争にのめり込んだ自身の過ちを悔いたことが伝えられている⁽¹⁰⁾。言うまでもなく、正に遅きに失したといつて然るべきであろう。

続いて『政治算術』第6章では、イギリスの国力・経済力についての史的分析がおこなわれている。この章には、「イギリスの力と富 (power and wealth) は過去40年間に増大した」⁽¹¹⁾ というタイトルが付されている。このタイトルの意味は、チャールズ一世の治世(1625年～49年)から本書の執筆時までのほぼ半世紀間に、この国の国力・経済力は増大したというものである。本章では、タイトルに掲げられたこの命題が、真であることを論証するために、国力・経済力と関連する9項目の事柄が分析されている。その詳細は次のとおりである。

(i) この国の領土は、ニューイングランド、ヴァージニア、バルバドスなどの植民地が加えられたから、拡大した。(ii) イングランド、スコットランド、アイルランドの土地は改良された。すなわち、沼地の乾燥、乾燥した土地の灌漑、森林・共同地(=放牧地)の環境改善がおこなわ

れた。(iii) 幾つかの河川で、航行が可能になった。(iv) イングランド、スコットランド、アイルランドで過去 40 年間に、疫病と戦争によって約 30 万人もの人々が死亡したにもかかわらず、人口はその間に 200 万人も増加した。(v) 家屋の価値は、ロンドン、ニューカースル、ヤーマスなどの主要都市で、40 年前の 2 倍に増加した。(vi) 船舶の価値は軍艦と商船との双方において増加した。とくに海軍の軍艦は、40 年前の 3～4 倍も増加した。(vii) 外国貿易は、とりわけギニア貿易とアメリカ貿易において著しく拡大した。輸出入関税の収入が増加したことから、そのことが明らかである。(viii) 貨幣量は増加した。50 年前に 10%、40 年前に 8% であった利子が、現在では 6% であることから、そのことが明らかである。この利子率の下落傾向は、貨幣量の増加が原因で生じた自然的な帰結だからである。(ix) 国王収入はほぼ 3 倍に増加した。その増加は、租税を負担している国民の資力が増加したことが原因で生じた。

第 6 章における史的分析の概要は、以上のとおりである。ここでは、過去 40 年間に領土と外国貿易が拡大し、人口と貨幣量が増加し、家屋と船舶の価値が増大し、土地と河川の状態が改善されたことを明らかにすることを通じて、国力・経済力が増大したという結論が導き出されている。ところが、この史的分析においても、腑に落ちない点が見られる。第 1 にここでは、領土の拡張と人口の増加とが、直接的に国力・経済力の増大をもたらす原因として捉えられている。これまでの分析では、領土と人口それぞれ自体は、国力・経済力を強化する要因にはならなかった筈である。第 2 に、人口や貨幣量の増加という数量的変化だけではなく、算術的方法では把握できない、土地の改良や河川の改善というような質的变化が、分析対象にされている。第 3 に、海外貿易だけではなく国内産業も、国力・経済力の原因であるという前提のもとに、農業・製造業・国内商業の発達を促す土地の改良や河川の航行のような事象が、分析されている。ところが、これまでは海外貿易だけが、国力・経済力の増大をもたらす要因であるかのように捉えられていた⁽¹²⁾。

本書の第 9・第 10 章では、イギリスにおける国力・経済力の現状分析がおこなわれている。この国における当の現状分析は第 4 章ですでに、フランスにおける国力・経済力との比較分析を交えておこなわれた。そこでは海外貿易に焦点を絞って分析が展開されていたけれども、ここでは視点を変えて、貨幣と資本に分析の焦点が移されている。貨幣と資本は、国力・経済力の究極的原因である交易の原動力をなすものと、理解されているからである。前者は国内で流通する交換手段としての貨幣であり、後者は外国貿易に投下される商業資本である。まず第 9 章では、国内交易を支える貨幣量の大きさが、続いて第 10 章では、海外貿易を推進するのに不可欠な資本量の大きさが、それぞれ分析されている。双方の分析について、順次に見ていきたい。

まず、第 9 章のタイトルは「この国の交易を推進するのに十分な貨幣がある」⁽¹³⁾ というものである。ここでは、この命題が真であることを論証するための分析がおこなわれている。その分析の概要は、次のとおりである。1660 年の王政復古以降、イングランドで新しく鑄造された貨幣は約 80 万ポンドである。この新鑄貨の鑄造は、「王位篡奪の時代」(= 共和政の時代：1649 年～60 年) に鑄造された貨幣を回収しておこなわれた。ところがその後、この新鑄貨は頻繁に

改鑄された。しかもその改鑄にさいして、1649年よりも前に鑄造された旧貨と混合された。そのため現在（1671年～76年）では、新鑄貨と旧貨との見分けはつかなくなっている。けれども、その新鑄貨は約80万ポンドで、その金額は、旧貨を含めた貨幣価値総額の約の $\frac{1}{7}$ であることが推定される。したがって、現在流通している貨幣は、総額560万ポンド（＝80万ポンド×7）であると推計される。ところが、この国には流通貨幣以外に、退蔵貨幣（hoarded money）が約40万ポンドある。したがって現在イングランドとウェールズには、総額600万ポンド（＝560万＋40万）の貨幣が保有されていると算定される。

ところで、「この約600万ポンドは、イングランドの交易を推進するのに十分である」⁽¹⁴⁾といえる。そのような結論は、次のような分析から導き出される。（i）イングランド（ウェールズを含む）の人口は600万人である。この600万人の人々は、1年間に1人当たり7ポンドを支出している。したがって、この地域の人々による支出総額は4,200万ポンド（＝7ポンド×600万）であり、その支出額は1週間あたりでは約80万ポンド（＝4,200万ポンド÷52週）である。そうであるとすれば、600万人の人々が生計費（生活資料を獲得するための経費）を支出するのに必要な貨幣は、100万ポンドあれば十分である。すなわち、「100万ポンドよりも少ない貨幣が、企図された目的に応じる」⁽¹⁵⁾ことができる、という結論が得られる。というのは、人々は一般に1週間単位で生計費の支払いをおこなっており、貨幣は1週間の周期で流通している、と推測できるからである。（ii）また、イングランドにおける地代総額は、1年当たり800万ポンドである。この地代（土地の賃貸料）の支払いは、半年に1回おこなわれている。したがって、地代の支払いに必要な貨幣は、400万ポンドあれば十分である。（iii）さらに、この国における家賃（家屋の賃貸料）の総額は、1年当たり400万ポンドである。その支払いは、1年間に4回おこなわれている。したがって、その支払いには100万ポンドがあれば十分である。こうして、（i）生計費の支払いには100万ポンド、（ii）地代には400万ポンド、（iii）家賃には100万ポンドの貨幣がそれぞれ必要であるということになる。つまり、イングランドにおける交易（＝交換・流通）を推進するには、現在保有されている総額600万ポンドの貨幣があれば十分である、という結論が導き出されるのである。なおイングランド、ウェールズと同様に、それ以外の「諸領土 [= スコットランド、アイルランド] が、交易を推進するための同様の手段を持っていることは、疑いない」⁽¹⁶⁾。

次に、第10章のタイトルは「イギリスの国王の臣民は、全商業的世界の貿易を推進するのに適切で好都合な資本（Stock）を持っている」⁽¹⁷⁾ というものである。この最終章でのテーマは、前章でのそれと対をなしている。そこで本章の冒頭で、前章では「[[国内の] 交易のいっそうの奨励のために、業務を運営するための貨幣が……十分にあるということを示した。そこで次には……全商業的世界の貿易を推進するための、適切で好都合な資本がないのかどうかということについて、考察しなければならない」⁽¹⁸⁾ と記されている。このように前置きして、タイトルに掲げられた命題が真であることを論証する作業がおこなわれている。その詳細は、次のとおりである。

全商業的世界のあらゆる地域から毎年輸出されている諸商品は、総額 4,500 万ポンドが手許にあれば、そのすべてが購入される。また、そのすべての商品の輸送に雇用されている、すべての船舶の総価値は、1,500 万ポンド以上ではないと推計される。したがって、「6,000 万ポンド [= 4,500 万ポンド + 1,500 万ポンド] があれば、当の全貿易は推進される」⁽¹⁹⁾。すなわち、全商業的世界の貿易は、1 年当たり最大限 6,000 万ポンドあれば十分に推進される。ところが実際には、世界における海外貿易のすべてを推進するのに、6,000 万ポンドもの資本は必要ではない。その半分の 3,000 万ポンドよりも少ない資本でも、その必要に応じることができる。なぜなら、商品生産者 (growers of Commodities) は一般に、自分が生産した商品を貿易商人 (Merchants) や仲買人 (Factors) に掛売りしているからである。すなわち、海外貿易は全般的に現金ではなく、信用売買にもとづいて営まれているからである。また、全商業的世界の貿易を推進するのに、2,000 万ポンドかそれよりも幾分か多い金額が不足している場合でも、対応策がある。その第 1 は、「イングランドの全領土の $\frac{1}{6}$ ないし $\frac{1}{7}$ 以上ではない、2,000 万ポンドの価値がある土地を、銀行に預け入れること (inbanking)」⁽²⁰⁾ である。土地を銀行 (= 土地担保銀行) に預け入れ、その土地を担保にして銀行券を発行することである。第 2 は、「金銀 (Gold and Silver) を得るために、土地を外国人に売ること」⁽²¹⁾ である。すなわち、この国の土地を外国人に売却して、交易を推進するための資本を獲得する、という方策である。

こうして、全商業的世界の貿易を推進するには、実際のところ 6,000 万ポンドの半分位に相当する資本 (3,000 万ポンド) があれば、十分であることが明らかである。また、交易の推進に要する資本が 2,000 万ポンド位不足している場合には、土地を銀行に預け入れるか、外国人に売却して、その不足金額を工面することが可能である。そうであるとすれば、「全商業的世界における全世界の交易を手に入れることは、イギリスの臣民にとって不可能ではない、いやひじょうに実行可能な事柄である」⁽²²⁾、といえる。要するに、イギリスは「全商業的世界の貿易を推進するのに適切で好都合な資本を持っている」という結論を得ることができるのである。

第 9・第 10 章における現状分析の概要は、以上のとおりである。この分析は大きなテーマを扱っている割には、あまりに単純で粗雑であり、釈然としない点を少なからず孕んでいる。そのことをも勘案しながら、少しばかりコメントしておきたい。まず第 9 章では、国内での財貨の流通を促進するのに必要な、交換手段としての貨幣の数量が分析されている。その結果、イギリスで保有されている貨幣の総額は、約 600 万ポンドであることが算定されている。その数値は、『賢者』の第 1 章「この王国の富についての幾つかの計算」で示されたものである⁽²³⁾。次に第 10 章では、全世界の海外貿易で流通している諸商品の価値総額は、4,500 万ポンドであることが、明らかにされている。その数値は第 4 章の後半部で示されたものである。またここでは、世界のすべての海外貿易を推進するのに必要な商業資本の総額は、最小限で 3,000 万ポンドであることが、推計されている。さらに、イギリスはこの全世界の海外貿易を支配することが可能な量の資本を所有している、という結論が示されている。しかしながら、この国が実際に所有している商業資

本の量は算定されておらず、その金額がどれほどであるのかは示されていない。つまり、当の結論が導き出されるに至るまでの分析は、まったくおこなわれていない。しかも第4章では、この国の貿易が世界の海外貿易全体に占めるシェアは、約23%にすぎないことが明らかにされた。そうであるとすれば、ここでの結論は根拠が薄くて、真実性が乏しいといわざるをえない。このような、分析上における明白な不備や欠落が見られる理由としては、本書が著者の生前には刊行されなかった未完の論説であるということ以外には、考えられない⁽²⁴⁾。

ペティが『政治算術』を執筆した王政復古期は、海外貿易が飛躍的に拡大して、経済が著しく繁栄した時代であった。この国は17世紀の初めには、まだ農業国の状態に留まっており、ヨーロッパ世界での政治的・経済的重要性や影響力は決して大きくはなかった。外国貿易は依然として、16世紀からの旧来の状態を脱していなかった。北海沿岸とヨーロッパ大西洋沿岸の諸地域への毛織物輸出が、その大半を占めていた。この不活発で低調な貿易活動は、内乱後に至っても変わることなく続いた。ところが王政復古を迎えた1660年以降に、海外貿易は突如として急速な成長を見せ始めた。貿易活動の地理的範囲は著しく拡大し、取引商品の数量は著しく増加し、その種類は著しく多様化した。この17世紀後半に始まった海外貿易の飛躍的発達には、名誉革命を迎えて九年戦争が勃発した1689年頃まで続いた。その後18世紀に入り、対仏戦争が相次いでおこなわれたことから、貿易活動の勢いは幾分か削がれた。しかしながら、その活動は決して低迷することなく、アメリカ植民地が独立を宣言する18世紀70年代頃まで成長を持続した⁽²⁵⁾。R・デーヴィスは、この17世紀60年代から18世紀70年代までの間に見られた、海外貿易の画期的な発達を「商業革命」(Commercial Revolution)と呼んだ⁽²⁶⁾。C・ウィルソンはこの「革命」が生じた理由に触れながら、次のように記している。「貿易における民間人の自発性^{イニシアチブ}が、政府の規制および海軍力の活用と連繋をとることが可能になって、国民的繁栄における大いなる進展が成し遂げられた」⁽²⁷⁾、と。いずれにせよ、ペティによる国力・経済力の比較分析は、このような海外貿易の華々しい成長を背景にして展開されたのである。

王政復古期における海外貿易の飛躍的成長は、貿易量の顕著な増大を通じて成し遂げられた。1640年から1710年までの間に、この国の産出物の輸出総額は年間250～300万ポンドから450万ポンドに増加した。1660年以降は貿易の規模が拡大するだけでなく、貿易差額(貿易収支)の改善も見られた。1660年代における輸出総額(年間)は約410万ポンドで、輸入総額は約440万ポンドであったから、差額は30万ポンドの赤字であった。ところが1700年には、輸出総額が640万ポンドであるのに対し、輸入総額は580万ポンドであり、差額は60万ポンドの黒字に転じていた⁽²⁸⁾。ペティは第4章で、当時(1670年代)におけるこの国の貿易状態についての概観をおこなっている。そこで推計によれば、年間の輸出総額は570万ポンドで、輸入総額は412万ポンドである。したがって、貿易差額は158万ポンドの黒字である。しかも、この差額の黒字以外に、貿易外収支の黒字もあった。すなわち、スペインから6万ポンドの金銀が獲得され、海運業により海外から150万ポンドの貨物輸送料が徴収された。

ところがデーヴィスによれば、1660年以降における海外貿易の躍進は、貿易量の増大よりもむしろ、活動範囲の拡大と構造の根本的変化とを通じておこなわれた。何よりも注目すべきは、取引先がアメリカ、西インド諸島、東インド、東洋などのヨーロッパ域外にまで広がったことである。そのために、取引商品は数量が増加するだけでなく、その種類が著しく多様化した。タバコ、砂糖、^{キヤラコ}綿織物、絹など、さまざまな商品が盛んに輸入されることになった。しかも、これら遠隔地から輸入された諸商品は半分以上が国内で消費されることなく、ヨーロッパ諸地域などへ再輸出された。東インドからは、東インド会社によって^{キヤラコ}綿織物が輸入された。その輸入は内乱以前からおこなわれていたが、その規模は1660年以降に急速に増加した。しかも、中国産の絹とともに輸入されたその綿織物は、その約 $\frac{2}{3}$ が再輸出された。その再輸出総額は1700年には、この国のすべての諸商品の再輸出総額の $\frac{1}{3}$ をも占めた。アメリカ植民地（ヴァージニア、メリーランド）からは、タバコが大量に輸入されるようになった。1615年に輸入されていた約5万ポンド（重量）のタバコは、1700年には3,800万ポンドにまで膨らんだ。その輸入されたタバコのうち、1,300万ポンドが国内で消費され、その2倍の量がヨーロッパなどへ再輸出された。西インド諸島（バルバドス、ジャマイカ）からは、1660年以降に重量15万ハンドレッドウェイトの砂糖が輸入された。その輸入量は、17世紀末までに37万ハンドレッドウェイトにまで増加したが、その総量の約 $\frac{1}{3}$ は再輸出された。これら^{キヤラコ}綿織物、タバコ、砂糖という主要品目以外には、ニューファンドランド島の浅瀬から輸入された鱈、西アフリカから西インド諸島およびアメリカ南部のプランテーションに輸出された奴隷があった⁽²⁹⁾。それだけではない。王政復古以降にはイギリスからの直接的な輸出貿易にも変革が生じた。17世紀前半における輸出貿易は、ヨーロッパ域内への毛織物輸出に過度に依存していた。毛織物以外の工業製品の輸出は低調で、その輸出量は輸入商品の再輸出货量と同じ程度であった⁽³⁰⁾。ところが1660年以降には、植民地市場が開拓されたことにより、毛織物以外のさまざまな製品が盛んに輸出されるようになった。すなわち、真鍮・鉛・鉄製品、絹織物、リンネル、獣脂、紙、索具、皮がそれである⁽³¹⁾。

ペティはこのような海外貿易が飛躍的に成長していた「商業革命」の時代を背景にして、国力・経済力の分析をおこなった。そのために、イギリスの経済力についての彼の現状分析には、眼前で進行していた当の「革命」の様相が反映している。第4章で示された、外国貿易の状態についての概観には、地球規模にまで拡大してダイナミックに繰り広げられていた、当時の海外貿易の状態が映し出されている。ヨーロッパ域外の遠隔地から、さまざまな種類の諸商品が輸入されていた様相が、数値を交えて描出されている。それによれば、ヨーロッパ域外から輸入された諸商品の総額（年間）は162万ポンド（＝アメリカ大陸・西インド諸島80万ポンド＋東インド80万ポンド＋アフリカ2万ポンド）で、その金額はフランスから輸入された諸商品の総額120万ポンドよりも大きい。また、その総額（162万ポンド）が、全地域（スコットランド・アイルランドを除く）からの輸入総額（282万ポンド）に占める割合は、過半数の57%である。この概観には、東インドから輸入された諸商品（硝石、胡椒、^{キヤラコ}綿織物、ダイヤモンド、薬剤）のうち、国内消費

されなかった余剰部分が再輸出されたことが記されている。また、西インド諸島とアメリカからの輸入品として、再輸出されていた商品を含む、砂糖、インジゴ、タバコ、綿花、カカオなどの品目が列記されている。なお、この概観によれば、毛織物製品以外にもさまざまな財貨（鉛、錫、石炭、家財など）が、この国から輸出されたことが明らかであるが、それぞれの輸出先は定かでない。

いずれにせよ、イギリスは1660年以降に再輸出貿易を大規模に推進して、ヨーロッパ諸地域とアジア、新大陸、アフリカとの交易を支えることにより、「世界の貨物集散地」(world entrepôt) になりつつあったのである⁽³²⁾。そうであるとすれば、ペティが比較分析を通じて導き出した、この国の海外貿易の将来についての楽観的な結論は、あながち的外れではなかったといえる。

- (1) Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 290. 邦訳, 106 頁。
- (2) フランスの人口については、第11章・注(9)を顧みよ。
- (3) *Ibid.*, p. 295. 邦訳, 115 頁。
- (4) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (5) *Ibid.*, p. 295. 邦訳, 115 頁。
- (6) *Ibid.*, p. 297. 邦訳, 117 頁。
- (7) *Ibid.*, p. 284. 邦訳, 95 頁。
- (8) Cf. Lynn, *Wars of Louis XIV*, op. cit., Ch. 4; do., *French Wars*, op. cit., pp. 41-7.
- (9) 第5章, 注(6)を顧みよ。
- (10) Cf. G. Zeller, "French Diplomacy and Foreign Policy in their European Setting", in Carsten ed., *op.cit.*
- (11) Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., p. 302. 邦訳, 128 頁。
- (12) ところが、初期草稿「交易の解明」ではすでに、交易は諸産業部門全般における生産的活動であるという理解にもとづき、「商品を作り、集め、分配し、交換することである」と定義されている(第7章・注5を顧みよ)。
- (13) *Ibid.*, p. 310. 邦訳, 141 頁。
- (14) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (15) *Ibid.* 邦訳, 142 頁。
- (16) *Ibid.*, p. 311. 邦訳, 144 頁。
- (17) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (18) *Ibid.*, p. 312. 邦訳, 同上。
- (19) *Ibid.*, p. 313. 邦訳, 同上。
- (20) *Ibid.*, p. 312. 邦訳, 145 頁。
- (21) *Ibid.*, p. 313. 邦訳, 147 頁。
- (22) *Ibid.*, p. 312. 邦訳, 146 頁。
- (23) 第9章を顧みよ。
- (24) ペティはこの論説を書物として出版するには、加筆や修正を施す必要があると考えていた(Cf. Hull, "Note on the Political Arithmetick", op. cit., p. 237)。
- (25) Cf. Ralph Davis, *A Commercial Revolution: English Overseas Trade in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, London: The Historical Association, 1967; do. "English Foreign Trade, 1660-1700", in W. E. Minchinton ed., *The Growth of English Overseas Trade in the 17th and 18th*

Centuries, London: Methuen, 1969, p. 95; Charles Wilson, *England's Apprenticeship 1603-1763*, London: Longman, 1965, Ch.8; Sari R. Hornstein, *The Restoration Navy and English Foreign Trade 1674-1688*, Aldershot Hants: Scolar Press 1991, Ch.2.

(26) Cf. Davis, *Commercial Revolution*, op. cit.

(27) Wilson, *England's Apprenticeship*, op. cit., p. 160.

(28) Cf. *ibid.*, p. 161.

(29) Cf. Davis, *Commercial Revolution*, op. cit., pp. 9-12; do., "English Overseas Trade", op. cit. pp. 79-83; Wilson, *England's Apprenticeship*, op. cit., pp. 168-70.

(30) Cf. Davis, "English Overseas Trade", op. cit., p. 78; Hornstein, *op. cit.*, p. 34.

(31) Cf. Davis, "English Overseas Trade", op. cit., pp. 83-4; Wilson, *England's Apprenticeship*, op. cit., p. 170.

(32) Cf. *ibid.*, p. 161.

第13章 『政治算術』における国力・経済力の強化策

王政復古期は科学史のうえでは、「『新しい』実験哲学 (experimental philosophy) の唱道者が多数登場した、とりわけ実り豊かな時代」⁽¹⁾であった。このような時代が、1662年における王立協会の創設とともに到来したことは、言うまでもない。ペティはボイルやフックらとともに、この協会の設立時からの主要メンバーとして、その活動を運営と研究との両面において主導した。また王政復古期は、経済科学の創生に勤しんでいたペティ自身にとっても、実り豊かな時代であった。彼は協会が創設されたその年に『租税貢納論』を刊行した。さらに、この経済学上の最初の著書を上梓した後も経済的・社会的事象の探究を進めて、70年代に『政治算術』と『アイルランドの政治的解剖』を相次いで執筆した。

ところがペティは王立協会のメンバーとして、その活動の一環として経済科学の探究をおこなったわけではない。王立協会での活動とは一線を画したところで、このような科学の新分野を開拓する作業に取り組んだ。というのは、そもそもこの協会は、社会的事象ではなく自然的事象が研究対象である自然哲学の振興を目的とする、サークルだったからである。この協会の正式の名称は、「自然的知識の改善のためのロンドン王立協会」である。トマス・スプラットは協会公認のプロパガンダとして書いた『王立協会誌』 (*The History of the Royal Society of London for the Improving of Natural Knowledge*, 1667) において、「自然哲学 [以外にそれ] よりも相応しい、どんな主題を選定することができたであろうか」⁽²⁾、と記している。すなわち、王立協会のメンバーにとって、この協会が設立される以前から自然哲学よりほかに、「心より喜んで受け容れられる」⁽³⁾ ような研究分野は見出せなかった、というのである。ペティによる経済科学の探究が、協会の活動と直接的な繋がりも持たなかったことの原因は、これだけではない。もっと明確な理由として、この協会の会合では、政治・宗教・経済・社会に関する問題に触れる議論は、合意にもとづいて自覚的に避けられたことが挙げられる。会合は毎週水曜日、天文学教授の講義の後に開かれた。スプラットによれば、その会合では、「イングランドやスコットランドやアイル

ランド、カトリックやプロテスタントの考え方ではなく、「普遍的な」人類の観点にもとづいて、率直に意見を表明する」⁽⁴⁾ ことが、求められた。ところが、この協会のメンバーは、「宗教と国と職業が異なる人々」⁽⁵⁾ によって構成されていた。そのために、これらの人々が自由に議論すれば、意見が衝突するに相違ない政治や宗教の問題は、不都合な議題であるとして退けられた。しかも、メンバーに国王チャールズが含まれていたことを勘案すれば、スプラットが記しているように、統治に関する問題が頑として退けられたことは頷ける。また、ベティは経済科学の探究を王立協会のメンバーとして、協会の内部において単独で進めたわけでもなかった。この協会では研究活動が、集团的・協力的作業を「探究の方法」⁽⁶⁾ として採用しておこなわれることが、方針とされていたからである。この点についてスプラットは、「多くの人々を結びつけること」が、「知識の進歩」を促進する「偉大な知性のための素晴らしい制度である」⁽⁷⁾、と記している。すなわち、研究活動における集团的・協力的作業は、知性の結合を可能にすることによって、知識の獲得を効率的に促進する有益なシステムである、というのである。いずれにせよ、王立協会には経済科学が創生されるための諸条件や環境は、まったく整っていなかったのである。

しかしながら、ベティによる経済科学の探究と、王立協会における自然哲学のそれとの間に、接点を見出すことはできる。どちら側においても、同じベーコン主義の立場から探究がおこなわれたという点である。その詳細はこうである。王立協会において探究された研究分野は自然哲学であるが、その探究にさいして採られた研究スタイルは、「実験哲学」と呼ばれるものであった。この実験哲学においては、実験と観察が研究方法として重視された。その理由はこうである。この協会においては、感覚を通じて真実であることが明らかとなる知識だけが、信憑性を有すると考えられた。また、そのような知識は、実験と観察をおこなって、データを収集し蓄積するという作業を通じてのみ獲得できる、と考えられた。そのために、ここでは実験と観察に軸足を置く実験哲学が実践されたのである。R・ジョーンズが指摘しているように、ここでは「実験哲学は真理への道に相当するもの」⁽⁸⁾ である、と考えられたのである。スプラットは、実験哲学がデカルトの哲学とは方法論的に対極に位置するものであることを強調しながら、次のように記している。「優秀なデカルト氏は哲学の方法において、[われわれとは異なる] もう一つ別のやり方を勧めている」。それは、「聞いたり読んだりしたものから受け取っていた印象を退けて……自分自身の精神による、ありのままの観念について省察する」ものである。これは「瞑想に関する事柄については……さほど差し支えない」けれども、「実践的で普遍的な探究とは決して折り合うことができない」⁽⁹⁾、と。

R・ジョーンズによれば、王立協会が取り組んだ「新科学」(new science) は、「着想の源がベーコンに由来する実験的方法であった」⁽¹⁰⁾。ところが、このジョーンズの言辭を待たずとも、この協会のメンバーがベーコン主義者として、ベーコンに由来する実験哲学を実践したことは明らかである。『王立協会誌』の口絵には、ベーコンの肖像が描かれている。S・ヤキーが指摘しているように、創立時の「王立協会のメンバーは満場一致で、ベーコンを新しい精神の主要な源

泉および明晰な表現者として信用していた」⁽¹¹⁾。そのメンバーの幾人かは、ベーコンを賞讃する言葉を残している。ウィルキンズは「わがイギリスのアリストテレス」と、ボイルは「われわれの時代の最初の最も偉大な実験哲学者」とか、「実験哲学の偉大な立案者」と、ベーコンをそれぞれ形容している⁽¹²⁾。また、ペティが真摯なベーコン主義者であったことは、言うまでもない。彼はすでに処女作『ハートリブ氏への助言』において、ベーコンを「偉大なヴェルラム卿」(great Lord Verulam) とか「達人」(Master-builder) と呼んで敬意を表しながら⁽¹³⁾、ベーコン主義の立場から、実用的な学問の進歩を促して、経済・産業社会を改善する企画を提示している。ペティは『政治算術』において、自然哲学ではなく政治哲学の研究分野で、科学的探究をおこなった。彼は政治算術を考案し、この書物で当の分析方法を駆使して国力・経済力の分析把握をおこなった。この政治算術はH・リッカートの分類に従えば、自然科学ではなく「文化科学」(Kulturwissenschaft) の領域に属する分析方法であるといえる⁽¹⁴⁾。したがって、それが実践されるにさいして、実験哲学におけるような実験と観察はおこなわれぬ。けれども、この政治算術が実験哲学と同様に、ベーコンの帰納法哲学の影響を受けて編み出された新しい接近方法であることは、確かである。この点に留意して、『政治算術』で展開された国力・経済力の算術的分析を、方法論の観点から検討してみたい。

ペティが分析対象にしているのは、オランダ・フランス・イギリスの国力・経済力である。ところが、国力の大きさは経済力のそれによって決まるという考えにもとづいて、実際には経済力が分析されている。具体的には、これらの諸国における経済的・社会的事象が比較分析されている。この政治算術にもとづく国力・経済力の分析は、ベーコンの帰納法に倣って幾つかの手順を踏みながらおこなわれている。その詳細は次のとおりである。

ベーコンの方法においては、実験を通じて事物を観察し、その結果を記録してデータを収集するという作業が、最初におこなわれる。そこで王立協会においては、実験による観察を繰り返しておこない、その結果を記録してデータを収集するという作業が、最初に遂行された。この基礎的作業はここでは、複数のメンバーにより集団で協力しておこなわれた。この集団的・協力的作業について、スプラットは次のように記している。「[人々の観察する]目と[実験する]手との結合によって、対象物の外観のすべてが最大限に把握される」⁽¹⁵⁾。そのために、「この[データの]全般的な収集は、この協会全体による結合労働(joint Labours)に依拠しない限り、首尾よくなされない」⁽¹⁶⁾、と。ペティの政治算術においては、分析対象が自然的事象ではなく経済的・社会的事象であるから、実験とそれにもとづく観察はおこなわれぬ。したがってここでは、いきなりデータを収集することから作業が始められている。その作業は彼においても、王立協会における場合と同様に、集団で協力しておこなわれることが望ましいと考えられていた。しかしながら、政治哲学の分野に属する作業が、自然哲学の探究に目的を限定するこの協会において着手されることは、到底ありえない。そのために、政治算術における最初の作業である、経済的・社会的事象に関するデータの収集は、やむなく協会のメンバーの助力を借りることなく単独でおこ

なわれた。

続いてベーコンの方法においては、実験と観察を通じて収集されたデータを整理して、「自然誌」(natural history)を作成する作業がおこなわれる。王立協会においては、この作業はすべてのメンバーが参加する会合において、集団で協力しておこなわれた。これについてスプラットは、「収集された材料 (Matters) は、毎週の会合へ提出されて、公正で十分な吟味を受けている」⁽¹⁷⁾、と記している。また、集団的・協力的作業が持つ利点を強調しながら、「この会合における彼らの主要な努力 [の動機] は、彼らの種々雑多な人々からなる会合 (Mix'd Assembly) による利益、すなわち、観察が広大で判断が多様であるという利益を享受できるであろう、というものである」⁽¹⁸⁾、と記している。ペティは『ハートリブ氏への助言』において、交易に関する自然誌である「交易誌」が、職人の技法を改善するための教育機関「職人の学園」で、集団を組んで作成されるという構想を描いている⁽¹⁹⁾。また1671年には、「イギリスにおける国民・植民地・貿易に関する全般的記録」という統計的な資料が、公的機関によって組織的に編纂されるべきである、という提案をおこなっている。したがって、彼は政治算術においても、収集されたデータを整理して自然誌を作成する作業が、協会の実験哲学におけるように、複数の人々によるチームワークによって組織的に遂行されることが望ましいと考えていたことは、間違いない。しかしながら、政治哲学の分野に属する自然誌の作成が、経済的・社会的事象に関するデータの収集と同様に、王立協会において着手される見込みはなかった。そこで彼は、データの収集と同様に、それを整理する作業もやむなく単独でおこなった。したがって、その収集され集積されたデータは当然のことながら、質・量ともに貧弱なものである。そもそもそのデータは、彼自身の手によって記録されて積み上げられたオリジナルな性質のものではない。政治的・経済的著書や公文書など、主に既存の刊行物を寄せ集めたものにすぎない。それは実際のところ、多量に蓄積されたデータを整理して作成される自然誌といえる程の形態を整えたものではない⁽²⁰⁾。

ベーコンの方法においては最後に、作成された自然誌を踏まえて、帰納推理を働かせながら一般的命題を導き出す作業がおこなわれる。ところが、実験哲学の作業がこの最終の段階に至っても、それまでの基礎的作業は引き続きおこなわれる。すなわち、この最後の作業は、新たな実験と新たなデータの収集という基礎的作業を交えながら遂行されるのである。その詳細はこうである。まず、データの帰納的分析を通じて、低次の諸命題を数多く導き出す。次に、その導き出された中間の諸命題が指示するところに従って、新たな実験をおこない、新たなデータを獲得し集積する。そのような、帰納推理による個別的事物から命題への上昇と、実験を通じての命題から事物への下降という道程を往復する。さらに、そのような往復を繰り返しながら、低次の中間の諸命題から、最も高次の一般的な命題に向かって徐々に進むのである。

ペティにおいては、基礎的作業を踏まえて、帰納推理を働かせながら命題を提起する作業が、積極的におこなわれている。収集された経済的・社会的事象に関する統計データを、算術的方法を駆使しながら帰納的に分析して、国力・経済力に関する一般的命題を導き出す作業がおこなわ

れている。この分析の目的は、国力・経済力の究極の原因を発見することである。そのために開放的経済システムを理論的枠組みとして用い、オランダ・フランス・イギリスにおける経済的・社会的現象を比較分析して、これら三列強における国力・経済力の大きさを把握する作業がおこなわれている。いずれにせよ、この目的を遂げるために、この算術的帰納法に依拠する分析は、このように着々と進められている。こうして結局、この分析的作業は功を奏し、国力・経済力の究極の原因は交易であるという結論が、導き出されている。また、その分析結果を踏まえて、「小国および少数国民がその立地条件・交易・政策により、富と力において、それよりも遙かに多数の国民と大きな領土に匹敵することはありうる」という、一般的命題が提起されている。すなわち、国力・経済力の究極の原因は、人口や領土ではなく交易である、という趣旨の命題である。なお、分析的作業はその後も続けられ、その分析結果にもとづいて、当の命題に幾つかの修正が加えられている。このような継続的作業を通じて、いっそう真実性の高い一般的命題が探求されている。

王立協会では、基礎的作業は精力的に取り組まれたけれども、その成果を踏まえて、次の新たな作業のステップが踏み出されることはなかった。むしろこの協会において、蓄積されたデータにもとづいて事物の原因を発見することが、その果たすべき重要な任務であることは、確かに認識されていた。「王立協会は…すべての高貴な発見 (*all noble Inventions*) の根本を究める」⁽²¹⁾。スプラットは、このように明記している。それだけではない。「遂行された実験 (*Trial*) についての [自然] 誌 (*History*) が獲得されれば、原因 (*Causes*) について憶測するために、どのような余地が……残されているか、という点について明らかにしたい」⁽²²⁾。彼はこのように述べて、自然誌の作成に続いて着手される原因の発見という作業に触れて、次のように記している。この協会では、原因の発見にさいして、「傲慢に独断的に断定」したり、「思弁的な懷疑主義に陥る」ことがないように、細心の注意が払われる、と⁽²³⁾。ところがこの協会では、データを分析して原因を発見し、その分析結果にもとづいて命題を提起するという作業は、実際にはなされなかった。というのも、そもそもこの協会が設立された当初の「目的は要するに、自然や芸芸による制作物のすべてについての忠実な記録 (*Records*) を綴ること」⁽²⁴⁾であったからである。したがってここでは、さしあたり基礎的作業だけが集中的に遂行され、その成果を踏まえた次のステップに踏み出す作業は、後続の世代に託されたのである。こうしてスプラットが記すところによれば、「この協会はその重要な観察を、一つの公共の蓄えとして纏まった形で整理している。そして次の世代の人々へ、また同様に彼らからその後継者へ、ありのままに伝えられるように、公共の記録として蓄積しているのである」⁽²⁵⁾。

ベーコンは『神聖な瞑想』(*Meditationes Sacrae*, 1597)⁽²⁶⁾で、「知識は、それ自体が力である」(*ipsa scientia potestas est / knowledge itself is power*) と記している。この言葉は広く知られているが、それが意味するところはさほど定かではない。ところが彼はさらに、知識の目的について、「われわれは知識の真の目的を……生活の便益と有用とに依拠するように求める。しかも、その目的は博愛をもって遂行される」⁽²⁷⁾、と記している。そこでこの叙述を勘案して、上記の知識=力

という言葉を吟味すれば、それが意味するところは、知識は物質的世界（人間の物理的環境）を博愛主義に即して改善できる力を秘めているというものであることが、分かる。けれども、彼が力説するところによれば、すべての知識がこのような力を秘めているわけではない。人類が自然を統制したり操作したりすることを可能にする知識だけが、そのような力を発揮できる。A・ペレス＝ラモスはこのような能動的な性質の知識を「製作者の知識」(maker's knowledge)⁽²⁸⁾と呼んでいる。すなわち、「物質的な何か或る物を、生産ないし製造することにおいて、生かされる」知識である。「私は x を作ることができるので、 x を知っている」という場合における、 x についての知識である⁽²⁹⁾。知識＝力という等式が成り立つのは、このような製作者の知識においてである。人類はこのような力を秘めた能動的知識を獲得することによって、自然をコントロールし、自らの利益となるようにそれを再生産することができる、というのである。ところがベーコンによれば、このような力を秘めた知識を獲得することは容易ではない。それは自然の運動の背後に隠されている、その動機や意図を明白にすることができる科学によってのみ、獲得される。そのような科学は、彼により「活動的の科学」(scientia activa / active science)⁽³⁰⁾と呼ばれる。すなわち、自然的事物や事象の「形相」(＝諸原因)を究明できる実践的(≠思弁的)な科学である。彼によれば、このような科学は自然の秘密を解き明かすことができるから、それを博愛主義の立場から、人類の利益となるように再生産(改造)できるのである。彼の帰納法哲学が、このような製作者の知識を獲得して自然を操作し征服する、創造的な「新科学」を目指して考案されたものであることは、言うまでもない。

ペティはベーコンの哲学に倣って、政治算術を実践的で創造的な技法として考案した。人々の利益となるように、その物理的環境を改善することを究極の目標とする技法である。ここで改善が意図されているのは、経済・社会における物理的・物質的環境である。すなわち、福祉の充実や安寧秩序の確立をもたらすように、国力・経済力を強化して経済的・社会的状態を改善することである。そのためにこの算術では、自然的事象ではなく経済的・社会的事象が考察の対象にされている。国力・経済力の原因を究明するために、経済的・社会的事象が帰納的に分析されている。そのような分析を通じて、国力・経済力の究極的原因は交易であることが発見された。その結果、国力・経済力の原因は交易であるという知識が獲得されている。この知識はペレス＝ラモスのいう「製作者の知識」である。物理的世界を改善する力を秘めた能動的な知識である。実際のところ、この知識を拠り所にして、平和で富裕な国家社会の構築するために、交易を拡大して国力・経済力を強化する構想が示されることになる。

ベーコン哲学の最終の目標は、実験・観察と自然誌とを踏まえて展開される帰納推理によって、能動的知識を獲得することではない。さらに実践的な創造的科学として、こうして獲得された知識を指針として用いながら、それに依拠して自然的事物を再生産することが、その究極の目標である。ペティはベーコン主義者として、経済的探究に挑むことを決意したときから、人々の福祉や繁栄を実現することが、その知的営為の目差すべき目標であると考えていた。彼のオープリー

宛の「書簡」には、経済的探究の目的は、医学が肉体の健康の回復や増進を目差すように、「政治体の健康と福祉」の充実や向上にあるという趣旨の記述が見られる⁽³¹⁾。すなわち、当の探究の究極の目標は、原因の究明や法則の発見、命題の提起や理論の構築に留まることなく、このような探究の成果を踏まえて、眼前の「政治体」（経済的・社会的物事）を再生産（改善）することにある、というのである。実際のところ彼は、経済的・社会的物事を分析した『政治算術』において、国力・経済力の究極の原因は交易であるという知識を獲得しているだけではない。さらに、その獲得された知識にもとづき、それを実践的に応用しながら、国家社会を人々の利益（平和と富裕の実現）に資するように再構築しようと試みている。この著書の第5・第7・第8章において、国力・経済力の強化を通じて、イギリスの経済的・社会的状態を改善するための具体的な提案をおこなっている。この点について、T・ハチスンはこのように記している。「ペティの最優先の目的は、彼の政策的提案を正当化することであった」。このように考えながら、彼は「堅実な政策決定のために、一般的な理論的・科学的基盤を導入した」⁽³²⁾。すなわち、経済的・社会的物事の分析によって、「ペティが獲得しようとしていた政治経済的知識は、有益な政策指針（policy guidance）を提示することを目標にしていた」⁽³³⁾というのである。ハチスンが注目するところによれば、このようにペティは「一般的な理論的・科学的基盤」を踏まえて政策を提案したことにより、重商主義期の経済思想史のうえにおいて「極めて重要な新たな第一歩を踏み出している」のである⁽³⁴⁾。

ペティは『政治算術』で確かに、国力・経済力を強化する提案を幾つか掲げている。そのなかで最も重要なものは、第8章で掲げられた交易の拡大を促進して国力・経済力の強化を図るという提案である。そこで、その強化策について見ておきたい。

第8章には、「現在よりも1年当たり200万ポンド多く稼ぐ予備の働き手（spare Hands）が、イギリス国王の臣民のなかにあるということ、そしてさらに、その目的のための準備が整った、適切な雇用（Employment）があるということ」、という表題が付されている。ここではこの命題を巡って、二つの算術的分析が展開されている。第1の分析は、この国には支出を越える収入である「余剰利得」（Superlucrate）が、現在よりも多く生み出される潜在的可能性があるということ、を論証するものである。その詳細は次のとおりである。

この国における労働が可能なすべての人々が、「仕事」（Work）に従事すると仮定する。そうすれば、余剰利得が現在よりも2,500万ポンド多く生み出されるであろう。それが真実であることは、次のような算術的分析によって論証される。国民の年間の支出総額は7,000万ポンド（『政治算術』第7章で算定された数値）である。その総額のうち約 $\frac{3}{7}$ （=約3,000万ポンド）は、土地・資本・貨幣からの収入（=地代・利潤・利子）によって支払われたものである。したがって、労働による収入（=賃金）から支払われる支出金額は、約 $\frac{4}{7}$ （=約4,000万ポンド）である。この国の国民総数は1,000万人（=本国950万人+植民地50万人）（第4章で算定された数値）である。その総数のうち約 $\frac{1}{3}$ （=約350万人）は、交易での労働を期待できない人々（子供、富裕層・上

流階級の人々、専門的職業人)である。したがって、労働に従事できる労働力人口は、約 $\frac{2}{3}$ (=約650万人)である。その「実際に[交易での]労働が可能」約650万人の人々は、それぞれ1週当たり平均して5シリング、1年間では10ポンドの収入を稼いでいる。したがって、全体では1年当たり6,500万ポンド(=10ポンド×650万人)を稼ぐことができる。こうして当の分析により、この国の労働者650万人は、1年当たり2,500万ポンドの余剰利得(=収入6,500万ポンド-支出4,000万ポンド)を生み出す潜在的な能力を秘めているという結果が得られる。ところが実際には、余剰利得はそれよりも遙かに少ない額(500万ポンド以下)しか生み出されていない。その理由は、その利得を生み出す潜在的な能力が十分に生かされていないからである。第2の分析は、本章のタイトルに掲げられた命題が真であることを論証するものである。すなわち、余剰利得(年間200万ポンド)を生み出す可能性がある「予備の働き手」を仕事(Work)に就かせる雇用の十分にあることを立証するものである。その詳細は次のとおりである。この国の交易(海運業、漁業、製造業)は現在、その一部が実際には外国人の手で営まれている。とりわけ、外国貿易を支える海運業は、比較的大きな割合がオランダ人によって営まれている。そこで、これらの外国人によって営まれている、海運業を始めとする諸産業が、この国の余剰労働者によって従事されるならば、年間200万ポンドもの余剰利得が生み出されるであろう。

第8章における二つの分析は実際のところ、極めて断片的で粗雑である。そのために不明瞭な点が多い。第1分析と本章の命題との関係、および第2分析との関係は定かではない。また第2分析で示された余剰利得200万ポンドが、どのようなプロセスを経て算出されたのかは明らかではない。けれども、これら二つの分析を通じて国力・経済力の強化策が提案されていることは確かである。すなわち、海外貿易(海運業)での雇用の拡大を通じて、その発達を促進しながら国力・経済力の強化を図るという提案である。この強化策が、第1章での国力・経済力の比較分析による結論(国力・経済力の原因=交易)にもとづいて掲げられた提案であることは、言うまでもない。

ペティが『政治算術』を執筆した1670年代は、経済政策史のうえで重商主義期と呼ばれる時代であった。その頃、西ヨーロッパの主要諸国は国力・経済力を競って、互いに激しく対立していた。このような時代に、彼はこの著書で、政治算術を用いて三列強の国力・経済力を比較分析した。その分析を通じて、国力・経済力の究極的原因は領土・人口ではなく、交易(海外貿易)であるということを示した。この分析結果は、小国であるにもかかわらず国際的仲継貿易によって繁栄していた、強国オランダを礼讃する内容のものであった。また、大国であるにもかかわらず、国力・経済力がさほど大きくないフランスの現状を嘲弄する性質のものであった。さらに、膨張主義政策を推進して対外的侵略戦争に熱狂していたルイ十四世の振る舞いを、非難する傾向のものであった。ペティはベーコン主義者として、帰納法哲学の方法論的態度に倣って「精神の予断」(Anticipatio Mentis / Anticipation of the Mind)⁽³⁵⁾を排しながら、この比較分析を冷静かつ慎重に進めたと思える。ところがその分析に、T・ハチスンが示唆しているように、

「オランダ経済の偉大な功績についての [ペティにおける] 実体験の知識」⁽³⁶⁾ が色濃く影響を与えていることは、否めない。すなわち、J・A・シュンペーターのいう「ヴィジョン」(Vision) である。「分析的努力に当然先行するものとして、その分析的努力に原材料を供給する分析以前の認知活動」⁽³⁷⁾ である。実際のところペティは、この比較分析を展開するにさいして、オランダの開放的経済システムを分析的枠組みとして用いている。その枠組み自体には問題があるとしても、それを補助的手段として用いることにより、ともかくも分析の歩を進めることができた。いずれにせよ、彼は当の比較分析により、国力・経済力の原因を究明することができた。また、それに留まることなく、この分析によって獲得した能動的知識を踏まえて、国力・経済力を強化するための提案を掲げることができた。そこで、その最も重要な提案について、少しばかりコメントしておきたい。

ペティは海外貿易の発達を促進して、国力・経済力の強化を図るという提案を掲げた。この提案が、貿易国家オランダの経済的繁栄を目の当たりにして抱懐したヴィジョンから、影響を受けて示されたものであることは、確かである。ところが留意すべきは、彼はこの強化策を掲げるにさいし、イギリスが商業的至上権を掌握して、オランダのような覇権国になることを目論んでいるわけではない。彼は戦費調達方法を提案した『賢者』の末尾で、「われわれは何時…… [余剰利得を生み出す] インダストリ 産業活動を止めるべきであろうか……どの近隣諸国よりも……より多くの貨幣 (たとえ僅かでも) を持っているときである」⁽³⁸⁾、と述べている。この叙述はシンプルであるけれども、次のような重要な事柄を意味していることが明らかである。第1に、貨幣はイギリス国内に集中して過剰に保有されることなく、諸国間に幅広く均等に配分されるべきである、という点。当時イギリスでは、貿易差額のプラスを通じて、できるだけ多くの貨幣を獲得しようとする努力がなされていた。けれども、ペティはここで、この国が他国よりも多量の貨幣を保有することに同意していない。第2に、インダストリ 産業活動 (その中心は海外貿易での活動) の規模には限度があり、この国に不均等に多量の貨幣が配分されているとき、その活動は限度を越えているのであるから、停止の状態に置かれて然るべきである、という点。敷衍して換言すれば、海外貿易の発達には限度があり、自国の国力・経済力が他の諸国よりも優っているとき、その発達は限度を凌駕しているのであるから、その活動には制限が加えられて然るべきである、という点。当時、最強国オランダは商業的至上権の地球的規模での支配を目差して、全世界の市場を席捲しつつあった。ペティは、オランダ人が「勤勉と儉約」という「美德」によって、経済的繁栄を生み出したことに対しては、礼讃を惜しまなかった⁽³⁹⁾。けれども彼は、この強国が国際市場を全面的に独占しようとしていたことに対しては、同意していないといえる。要するに、イギリスが商業的至上権の掌握を目指して、覇権国オランダに競争を挑むような態度を採ることは、彼の望むところではなかったのである。

(1) Michael Hunter, *Science and Society in Restoration England*, Cambridge: Cambridge Univ. Press,

- 1981, rpt. Aldershot Hampshire: Gregg Revivals, 1992, p. 2. マイケル・ハンター（大野誠訳）『イギリス科学革命——王政復古期の科学と社会——』南窓社, 1999年, 10頁。
- (2) Tho [mas] Sprat, *The History of the Royal Society of London for the Improving of Natural Knowledge*, 1667, 3rd. ed. corrected, London, 1722, p. 55. この書物は、王立協会の活動の目的・方針・内容などについて記した公認の刊行物で、その草稿は出版にさいしてウィリアム・ブランカー、ロバート・マリー、ジョン・ウィルキンズ、ジョン・イーヴリンなどによって読まれた（Cf. Richard Foster Jones, *Ancients and Moderns: A Study of the Rise of the Scientific Movement in Seventeenth-Century England*, St. Louis: Washington Univ. Press, 1961, rpt. New York: Dover Publications, Inc., 1982, p. 272）。なお、ペティはこの書物に、「染色の通常の実践についての〔自然〕誌への参考資料」（“An Apparatus to the History of the Common Practices of Dying”）という表題の論説を掲載している。
- (3) Sprat, *op. cit.*, p. 56.
- (4) *Ibid.*, p. 63.
- (5) *Ibid.*
- (6) *Ibid.*, p. 83.
- (7) Cf. *ibid.*, pp. 85-6.
- (8) R. F. Jones, *op. cit.*, p. 190.
- (9) Sprat, *op. cit.*, pp. 95-6
- (10) R. F. Jones, *op. cit.*, p. 184.
- (11) Stanley L. Jaki, *The Origin of Science and the Science of its Origin*, South Bend, Indiana: Regney / Gateway, Inc., 1979, p. 8. ニュートンはベーコン主義者ではなかったけれども、彼が王立協会に入会したのは1675年であったから、『王立協会誌』が刊行された頃にはまだそのメンバーではなかった。
- (12) Cf. *ibid.*
- (13) Petty, *Advice of W. P.*, *op. cit.*, p. 1, 2.
- (14) H・リッカートは「非自然科学的な経験的諸学科」（die nichtnaturwissenschaftlichen empirischen Disziplinen）を、研究の対象ではなく関心・課題・方法という点で、自然科学とは範疇的に区分されるグループとして、「文化科学」という名称を与えている（Vgl. Heinrich Rickert, *Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft*, 1926, Nachdruck, Stuttgart: Philipp Reclam, 1986, S.17. リッケルト〔佐竹哲雄・豊川昇訳〕『文化科学と自然科学』岩波書店, 1939年, 23頁）。
- (15) Sprat, *op. cit.*, p. 85.
- (16) *Ibid.*, p. 97. ペティによれば、80人ほどのメンバーのうち、実際に実験に携わった者は、ほんの僅かであった（Cf. Jordan, *op. cit.*, p. 36）。
- (17) Sprat, *op. cit.*, p. 91.
- (18) *Ibid.*
- (19) 本稿・第6章を顧みよ。
- (20) ただし、収集された文献を基礎データとして利用するにさいして、それらを精査する作業はおこなわれている。そのことは、フルニエ『水圏学』（*Hydrographie*, 1618）が算定したフランスの船員数、グラント『自然的・政治的観察』が算定したイングランド・ウェールズの人口に、修正を加えていることから明らかである。
- (21) *Ibid.*, p. 78.
- (22) *Ibid.*, p. 100.
- (23) Cf. *Ibid.*, p. 101.
- (24) *Ibid.*, p. 61.
- (25) *Ibid.*, p. 115.
- (26) Francis Bacon, *Meditationes Sacrae. De Haeresibus*, Londini, 1597, in Spedding, Ellis and Heath ed., *op. cit.*, Vol. VII, p. 241 / p. 253.

- (27) Do., *Novum Organum*, London, 1620, in G. Rees and M. Wakely ed. and trans., *The Oxford Francis Bacon*, XI, Oxford: Oxford Univ. Press, 2004, pp. 22-3. ベーコン (服部英次郎訳) 『ノヴム・オルガスム』 (世界の偉思想・6), 河出書房, 1966年, 207頁。
- (28) Cf. Antonio Pérez-Ramos, *Francis Bacon's Idea of Science and the Maker's Knowledge Tradition*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1988, Ch. 5.
- (29) Cf. *ibid.*, p. 49.
- (30) Bacon, *Novum Organum*, op. cit., pp. 26-7. 邦訳, 215頁。
- (31) 第8章・注(2)を顧みよ。
- (32) Hutchison, *op. cit.*, pp. 29-30.
- (33) *Ibid.*, p. 37.
- (34) Cf. *ibid.* p. 30.
- (35) Bacon, *Novum Organum*, op. cit., pp. 58-9. 邦訳, 230頁。
- (36) Hutchison, *op. cit.*, p. 28.
- (37) Schumpeter, *History of Economic Analysis*, op. cit., p. 41. 邦訳, (上) 71頁。
- (38) 本稿・第9章を顧みよ。
- (39) Cf. Jordan ed., *op. cit.*, p. 19.

第14章 ペティの国際貿易構想——重商主義と自然法——

ペティの国際貿易論を学史的にどのように解釈するかということは、難問である。J・ヴァイナーは重商主義の理論の心髄を貴金属と富との同一視という点に見出しながら、ペティを「重商主義者」(mercantilist)と解している。彼がこのように解釈する理由は、『政治算術』に次のような叙述が見られるからである。「貿易による重要な究極の効果は、富全般 (Wealth at large) ではなく、とりわけ銀・金・宝石の豊富 [をもたらすこと] である。それらは腐敗しやすくも、他の財貨のように変わりやすくもない、いつでもどこでも富である。……輸出商品の輸入商品に対する過剰は、貨幣などを国内へもたらす」⁽¹⁾。ヴァイナーによれば、ペティは「比較的有能な重商主義者」⁽²⁾であった。というのは、この叙述に窺えるように、ペティは金銀と富とを絶対的かつ無条件に同一視しているわけではなく、「金銀には、同等の交換価値を持つ他の諸商品よりも優る……価値があるという」⁽³⁾理由にもとづいて、それを重要視しているからである。すなわち、貴金属が「耐久性の大きい、流行の変化によって価値を失うことのない」、「富の蓄えに適した」財貨であるという明確な根拠にもとづいて、それを重視しているからである⁽⁴⁾。

しかしながら、仮にペティが貴金属貨幣即富という信念を抱いていたとしても、彼を重商主義者と解することには難がある。一般的な解釈によれば、重商主義思想は貴金属即富という観念だけではなく、さらにそれと対をなす貿易差額説とから成っている。ヴァイナーもこの解釈を継受しながら、次のように述べている。「重商主義者は貿易収支の黒字を欲した。その主な理由は、彼らはいっそう多くの金銀の地金を欲したからであり、しかも順調貿易差額 (favorable balance of trade) が、その地金を獲得するのに利用可能な唯一の手段であったからである」⁽⁵⁾、と。確かにペティも、順調貿易差額による貴金属貨幣の獲得が有益であることを認めている。彼は『賢

者』で、「われわれは、海外から貨幣をもたらし呼び寄せるような商品を、こしらえることに従事すべきである」⁽⁶⁾、と述べている。すなわち、商品輸出を積極的に推進して、貨幣の流入を図るべきであるというのである。けれども彼はその場合、貴金属貨幣を富と同一視しながら、富としての貨幣を国内で蓄えるために、その流入を促しているわけではない。貨幣を富としてではなく、交易を推進する手段（交換手段）として捉えながら、産業活動を促進するために、それを獲得する必要があると主張しているのである。しかも、そのような交換手段としての貨幣でも、一定の水準を超えて過剰に獲得することには、同意しない。要するに彼においては、流通する貨幣数量と交易の規模との間には因果関係があり、貨幣が不足した場合には産業活動は停滞するから、貴金属貨幣が海外から補給されねばならない、と考えられたにすぎない。しかも留意すべきは、その場合、黒字の差額によって貨幣の流入を図ることは認められているけれども、人為的な政策手段によって獲得することは、同意を得ているわけではない。当時、イギリス政府は他の諸国家に倣って、差額のプラスを人為的に生み出して、できるだけ多量の貨幣を貿易相手国から獲得しようとする政策を採っていた。差額がマイナスの相手国に対しては、その商品に高率の輸入関税を課して貿易を制限し、できるだけ貨幣の流出を防ごうとした。ところがペティは、貨幣を獲得するために、貿易活動に制限を加えることには同意しない。彼はあくまでも、輸入を制限して貿易を縮小するのではなく、輸出を促進して貿易を拡大することを通じて、貨幣を流入すべきであると考えていた。しかもその場合でも、貨幣が必要量を越えて過剰に流入することは、妥当ではないと考えていたのである。こうして彼は、貨幣の流出を防ぐために貿易を制限する措置に対し、「貨幣の輸出を禁止することは、ほとんど実行できないことなので、それはほとんど無意味で愚かしい」⁽⁷⁾、と述べている。実際のところ、海外貿易の発達を通じて国力・経済力を強化する構想を抱いていたペティによれば、貿易を制限する政策は極めて不都合であった。関税の導入による貿易の制限は、国家間対立を激化させて、海外貿易の発達を抑制する原因となるからである。その結果、海外貿易での雇用量は削減され、余剰利得は減少して、国力・経済力は低下する傾向を示すことになるからである。

ヴァイナーが言及した『政治算術』の叙述は、貨幣即富という観念を表示したものではない。マルクスが指摘しているように、この叙述は貴金属貨幣が「空間的規定から見ても一般的な商品として現れ……時間的規定から見てもまた一般的商品として現れる」ことの根柢が、「貨幣に特有の耐久性」にあるということを示している（⁸）。ロンカリアは、このマルクスの解釈を継受しながら次のように述べている。「ペティは貨幣と富とを同一視していないし、その対極に走って、貴金属を他のすべてのものと全く同じ商品と見なしてもいない。そうではなく適切にも、金と銀は『富の物質的代表物および一般的形態』（materieller Repräsentant und allgemeine Form des Reichtums）であると見なされている」⁽⁹⁾、と。いずれにせよ、ペティには貴金属貨幣即富の観念も、それを踏まえた貿易差額説の主張も見られない。したがってヴァイナーのように、ペティの国際貿易論が重商主義的であると解することはできない。

ところが、ペティは重商主義者ではないけれども、自由貿易論者であるともいえない。その決定的な理由は、保護主義的重商主義の根幹をなす保護関税の積極的意義を認めているからである。すなわち、輸入関税が財政関税として機能するだけでなく、さらに保護関税として国内産業を保護する役割をも果たすことに着目して、次のように述べているからである。輸入商品が最終消費財（農産物・製造品）である場合には、その価格を同種の国産品よりも幾分か高く引き上げる程の税率の輸入関税が課されて然るべきである。さもないと、その輸入商品は同種の国産品から国内市場を奪う可能性があるからである。また、輸入商品が工業原料・半製品・道具である場合には、その商品に課される関税の税率は、低く設定されて然るべきである。これらの輸入商品は国内産業の発達に資する財貨だからである。こうしてここで、関税がもたらす非財政的効果に着目しながら、保護関税によって組織される保護制度の意義について述べているのである⁽¹⁰⁾。ちなみに、この保護制度は名誉革命（1688年）以降の政府により、保護主義的重商主義政策の柱として体系的に整備されることになる。

ペティの国際貿易論はスミスの自由貿易論の先駆けとして、これまで幾人かの学史家により注目されてきた。F・ラッフェルは、「近代的な自由貿易を志す自由主義の精神が、ペティにおいて芽生え始めている」⁽¹¹⁾、と指摘している。しかも彼によれば、ペティは「われわれの科学に最初の理論的基礎を与えた」⁽¹²⁾、学史的に重要な位置を占める人物である。ところが彼は、ペティを「自由貿易論者」(Freihändler)と呼ぶことには同意しない。その理由はこうである。確かに「ペティの著作には、経済活動において、経済的自由主義の原則を効果的に発揮させようとする試みがなされて」⁽¹³⁾、彼が「自由主義的立場に最も近いところにいる」⁽¹⁴⁾ことを示す見解が散見される。しかしながら、「重商主義的保護制度に対する彼の態度は、首尾一貫していない」⁽¹⁵⁾。とくに「保護関税に対する態度は、あまり明確ではない」⁽¹⁶⁾。そればかりか、「彼は国家干渉主義を決して嫌ってはいない」⁽¹⁷⁾し、「経済政策的措置においては、全面的に重商主義者に留まっている」⁽¹⁸⁾。このような理由により、ペティを明確に自由貿易論者と呼ぶことはできない、というのである。こうしてラッフェルは結局、「ペティが自由貿易論の発達において持つ意義は、自然的自由が経済活動にとって最高の原理であることを……最初に示している」⁽¹⁹⁾という点に留まる、と指摘している。

H・ベッカーは、「ペティによって主張された見解は、重商主義的思想の世界から自由貿易的思想のそれへの自然的推移を示している」⁽²⁰⁾と指摘している。彼によれば、ペティの著作には確かに、「彼を重商主義的理論家 (Theoretiker des Merkantilismus) の一人と見なすことを促す」⁽²¹⁾ような点が、幾つか見られる。たとえば、貴金属貨幣即富の観念に捕らわれて、「古い貿易差額論 (die alte Handelsbilanzthorie) に逆戻りしている」⁽²²⁾。また、「彼は実践家として、[それまでの] 理論的推理のもとに長々と留まらない」で、「保護関税を承認している」⁽²³⁾。けれどもベッカーによれば、このような一面的な見解だけを通じて、最終的判断を下すことは妥当ではない。というのも他方で、ペティの著作には、「自由貿易の方向を目指して、いっそうの発展の可能性

と道とを開くことを促す議論」⁽²⁴⁾ が、少なからず見出されるからである。たとえば、仲継貿易を促すために自由港 (Freihaften) の開設が必要であるという見解、貨幣輸出の禁止は無意味であるという見解などが、それである。ベッカーによれば、ここには「外国貿易という現象を自由貿易論者として把握しようとする明白な傾向を認める」⁽²⁵⁾ ことができるのである。こうして、彼はこのように慎重に解釈しながら、最終的に「ペティはイギリスにおける最初の理論家として、全人格を持って、外国貿易のできる限り自由な展開のために尽力している」⁽²⁶⁾、という結論に達している。すなわちベッカーにおいては、ラッフェルとは反対に、ペティの見解に窺える重商主義的傾向よりも、むしろ自由貿易論のそれに焦点が当てられているのである。しかしながら、ここで異なるのは単に力点の置き所にすぎず、ペティの国際貿易論が学史のうえに占める位置を確定的に突き止めてはいない点では、双方の間に相違はない。いずれにせよ、彼の国際貿易論をいっそう深く理解するには、重商主義か自由主義かという枠組みを離れた新たな視点から、検討を加えてみる必要がある。

ペティは『租税貢納論』で次のように述べている。「賢明な医者はその患者を過度に弄ばない。自分自身の治療を熱狂的に施与して、自然の運動 (motions of nature) に逆らうようなことはしない。それよりもむしろ自然の運動を観察して、それに従う。政治学と経済学 (Politicks and Oconomicks) においても、それと同じことがおこなわれなければならない。というのも、
<自然は、たとえあなたが熊手で追い払おうとしても、いつも戻ってきた> (*Naturam expellas furca licet usque recurrit.*)」⁽²⁷⁾ からである、と。この叙述は、彼が「医学の考えを政治体 (body politic) の研究に適用」⁽²⁸⁾ することを念じながら、医学者としての経験を踏まえて記したものである。ここでは、統治や政策が医術に、統治者が医者コモンウェルスに、国家社会 (政治体) が肉体 (自然体) にそれぞれなぞら準えられながら、統治や政策がどのようにおこなわれるべきであるか、ということが示されている。この叙述において、さらに留意すべきは、「自然」という言葉が重要な意味を込めて用いられている点である。そもそも『租税貢納論』には、「自然」や「自然的」という言葉が数多く見出せる。「土地の自然的な真の地代」、「[事物の価値の大きさを測る] 自然的基準および尺度」、「土地と労働との間における自然的な同一水準」⁽²⁹⁾ などが、それである。また、「人為的 (artificial) と対比させながら用いられた「自然的」 (natural) という言葉が、それである。これらの「自然 (的)」は、自然法思想と密接な関わりを持つ言葉であると思える。言うまでもなく、古代ギリシア哲学に端を発する自然法思想は、キリスト教の教説と融合し、中世を経て近世に至るまで久しきにわたって隆盛を極めた。この長年の歴史を持つヨーロッパにおける形而上学的で神学的な思想は、さまざまな人物によって唱えられて、幾つかの異なる形態の学説を生み出した⁽³⁰⁾。ペティがどの人物によるどの学説を継受しているのかは定かではないけれども、彼が自然法思想から影響を受けていることは、確かである。そのことを証するかのように、彼は『租税貢納論』「序」で、「正しい理性 (right reason) と自然の法 (Law of Nature) とに適うものであれば、どのようなものでも実定法 (Positive Laws) として認められる」⁽³¹⁾、と述べている。「実定法」は、「自

然の法」に則する限りにおいてのみ適切であるにすぎない、というのである。また第5章では、自然法思想を信奉しながら、「自然の法に逆らって民事の実定法 (Civil Positive Laws) を作ることは、空虚で実を結ばない」⁽³²⁾、と述べている。これは、ホッブズが『市民論』(Cive) で述べた、「自然の法に逆らって、何かあることを市民法によって命令することはできない」⁽³³⁾ という命題から、直接影響を受けた叙述であると思える。ペティが自然法思想から影響を受けていることを指摘した学史家は、極めて少ない。これをいち早く指摘した人物は、ペティについての最初のモノグラフを書いた W・ベヴァンである⁽³⁴⁾。

ペティはホッブズの国家論を継受しながら、^{コモンウェルス}国家社会が秩序と調和の状態に置かれるには、政府 (統治者) による積極的な統治が必要であると考えた。人々が「平和と豊富」の状態に置かれるには、国力・経済力を強化するための政策を積極的に推進する必要がある、と考えた。というのも彼は、ウィルキンズやボイルのようなキリスト教徒の自然哲学者 (Christian virtuoso) とは異なり、人間が「霊的な力」によって運動するとも、人間の世界が自然のそれと同様に、見えざる「神の手」(hand of God) によって統治されいるとも、考えてはいなかったからである⁽³⁵⁾。「平和と豊富」は決して容易に生み出される通常の状態ではなく、統治や政策の推進によって初めて手に入れることができる状態である、と考えていたからである。ところが彼は、統治や政策を「平和と豊富」の実現に欠かせない要件として重視したけれども、そのすべてを無条件に有益なものとして承認したわけではない。統治や政策には、国家社会の秩序や調和にとって有害で不都合な性質のものもある、と考えていたからである。彼はそのことを示唆しながら、アリストテレスの『形而上学』から、「物事は悪く統治されることを欲しない」(res nolunt male administrari)⁽³⁶⁾ という警句を引用している。すなわち、統治や政策は必要であるけれども、それは有益で有効な性質のものに限ってのことである、というのである。それでは、どのような統治や政策が、望ましい性質のものであるのか。このことが究極の重要な問題であるが、それは彼によれば、「自然の法に適う [性質の] もの」である。「賢明な医者とは……自然の運動に逆らうようなことはしない。それよりはむしろ自然の運動を観察して、それに従う」。彼が『租税貢納論』で述べたこの言葉は、当然の問いに応えたものであるといえる。彼はこの叙述で比喩的表現を用いながら、賢明な政府 (統治者) は自然の法 (運動) に逆らうのではなく、それに従って統治や政策を推進すると述べているからである。

古代ギリシアではソクラテス以前の時代に、自然哲学者により、宇宙には諸事象の間に規則正しい連関や秩序があるということが発見された。またそれに留まることなく、人間の道徳的価値に関心が寄せられて、自然的秩序のある調和の取られた大宇宙を例に倣いながら、人々の公正な行動の判断基準を選定しようとする試みがなされた。その結果、均衡を保持し、限度をわきまえ、^{ノーム}過剰を遠ざける姿勢が、公正な行動の規範であるという処方箋が提示された。その後、紀元前4世紀にプラトンとアリストテレスにより、自然法の理論的基礎が固められた。しかも彼らの時代には、政治的・道徳的問題の分析にさいして、宇宙の法則を政治的世界に積極的に適用し、自然

的秩序や調和を模範にしながら、政治的・社会的組織に関する処方箋が提示されるようになった。自然と人間本性とから導き出された道徳的価値の規範が、政治的世界を構成する市民と為政者が従うべき指針として示されるようになった。しかしながら、自然法思想が政治的・社会的色彩を顕著に帯びるようになったのは、ようやく近代に入ってからのことであった。この時代には自然法思想はキリスト教と神学から解放されて、合理主義的で個人主義的で急進的な性質を帯びるようになった。こうして17世紀には、自然法思想はホッブズやロックにより、政治的・経済的・社会的制度や組織を変革するための理論的基盤として用いられた⁽³⁷⁾。

ペティの国際貿易論には、このような古代ギリシア以来の伝統を持つ自然法思想が、その根底に流れているのが、漠然とながらも窺える。そこで、そのことが比較的顕著な箇所を幾つか取り上げ、自然法思想の文脈に照らしながら幅広い角度から、彼の見解を検討してみたい。そうすれば、従来の解釈では見られなかった新たな地平が、切り開けてくるであろう。

(i) 自然法哲学者の間で「自然法」と「実定法」とが一对の用語として用いられたのは、中世以降のことであった⁽³⁸⁾。そこでは周知のように、後者は前者に準じ、それに適合する性質のものでなければならないとされた。ペティにおける「貨幣の輸出を禁止することは……無意味で愚かしい」という見解は、「自然の法に逆らって民事の実定法を作ることは、空虚で実を結ばない」という考えにもとづいて、示されたものである⁽³⁹⁾。彼はここで自然法思想を尊重し、その用語法を継受しながら、貨幣流通の流出を規制すること(→実定法)は、その自然の運動(→自然法)に逆行する政策であると批判している。(ii) ペティは『租税貢納論』で、「一国の交易を営むのに必要な貨幣には一定の大きさと割合があり、それよりも多くても少なくとも交易を害する」⁽⁴⁰⁾と述べている。すなわち、貨幣の必要量には適度な大きさがあり、それよりも多すぎても少なすぎても不自然で不都合であるというのである。この見解は、彼が「自然の運動(法則)」を観察して導き出した、「貨幣は政治体(Body-politick)の脂肪にすぎず、あまりに多量の貨幣は、あまり少量のそれが政治体を病気にするのと同じくらいに頻繁に、政治体の敏活さを妨げる」⁽⁴¹⁾という見解に則して示されたものである。彼はさらに、この見解に依拠しながら、「われわれの交易に必要な貨幣[量]の[交易の規模に対する]割合(propotion)」⁽⁴²⁾を適切な状態に保つように努めるべきである、と述べている。彼はここで、交易と貨幣との間に保たれるべき均衡を重視しながら、順調貿易差額による過剰な貨幣の獲得が、自然的秩序に反する不都合な行為であると述べているのである。ここには、秩序や調和や均衡を重視して、過剰や過度を排した自然法思想からの影響を窺うことができる。(iii) 彼は関税政策論においても、自然的秩序や均衡を尊重する自然法思想からの影響を受けている。政府(国王)と納税者(貿易商人)との間に保たれるべき秩序と調和の関係を重視しながら、その関係を攪乱することのない適度な税率で、輸出関税が徴収されるべきである、と述べている⁽⁴³⁾。すなわち、政府(統治者)の意思による政策決定は、統治者と臣民との間の自然的秩序を尊重しておこなわれたい限り、功を奏することはないというのである。

ペティはこうして、一方で自然哲学者（解剖学者）としての経験（実験・観察）を踏まえ、他方で自然法思想からの影響を受けながら、多面的な視角から国際貿易論を展開していることが、明らかである。そうであるとすれば、従来のように経済学的観点から、その見解をいわゆる貿易政策論として考察しただけでは、その真髓を十分に捉えることはできないであろう。そこでここでは、そのことを念頭に置いて、従来の視点や解釈に捕らわれることなく、従来よりも多面的で幅広い角度から、彼の国際貿易論を再考してみたい。

彼は『政治算術』で、『租税貢納論』以来の政策目標である「平和と豊富」を実現するために、国力・経済力の強化策を幾つか提案した⁽⁴⁴⁾。そのなかで最も重要な提案は、主に海運業での雇用量の増大を通じて、海外貿易の拡大を図るというものであった。オランダの仲継貿易を柱とする海外貿易をモデルにして、この提案を掲げた。オランダは小国であるにもかかわらず、海外貿易の飛躍的な発達によって大いに繁栄を誇っていたからである。ところが彼は、イギリスがその国力・経済力の強化を通じて、覇権国になることは望まなかった。その理由は、次のようであると解することができる。国際社会は生来、自然的秩序が整った均衡と調和の状態に置かれている。諸国家は本来、協調と協力の関係に置かれており、国力・経済力の大きさが諸国家間で均衡している限り、自然的秩序は保たれる。ところが、国力・経済力が突出した最強国が出現して、その均衡が攪乱されるならば、国際社会における秩序と調和は破壊される。そのために、国力・経済力の強化策が、覇権国になるために推進されてはならない。もっとも実のところ、このような見解を表明した叙述が、彼の著作において、明確に見られるわけではない。けれども、当の問題に触れた断片的記述を、憶測を働かせながらジグソー・パズルの小片のように嵌め合せてみるならば、このように解釈することが可能となるのである。実際のところ、この国が最強国になるために、海外貿易の拡大を過度に推し進めて、海外市場を独占するならば、ライバル諸国との対立が生じて相互間の貿易が中断されることは、確かである。その結果、国力・経済力の強化策の究極目標である「平和と豊富」とは相反する悲惨な事態が生じることになる。「われわれは何時……インダストリ産業活動を止めるべきであろうか……どの近隣諸国よりも……より多くの貨幣を持っているときである」⁽⁴⁵⁾と、彼は述べた。この叙述は、彼の国際貿易論が、ライバル諸国との間の秩序と調和を重視する立場から展開されたものであることを、漠然とながらも示しているといえる。海外貿易の発達と貨幣の保有とは、諸国家間における国力・経済力の均衡を攪乱する原因となる程に過度に推し進められてはならないことが、確かに述べられているからである。

ペティが『政治算術』を執筆した王政復古期は、イギリスの海外貿易が飛躍的に発達し始めた時代であった。政府は17世紀中頃に、このような目覚ましい経済的繁栄を背景にして、ライバル諸国の国力・経済力に対する挑戦的な政策を推進した。オランダに対しては1663年に航海法を制定し、フランスに対しては1678年にワインなどの輸入禁止策を講じて、正面から双方に敵対した。その結果、オランダとは1665年に第二次英蘭戦争に突入し、フランスとはその後1786年（イーデン条約の締結）まで、ほぼ全面的な貿易の断絶状態に入った⁽⁴⁶⁾。航海法は関税制度

とともに重商主義政策の主要な柱であった⁽⁴⁷⁾。ところが、ペティは航海法については、何も触れていない。この法令は戦争の原因になったけれども、海運業の奨励を意図するものであったから、不本意ながらも賛同した。そのように解釈できるかも知れない。ところが彼は、外国商船が軽微の関税を支払うだけで自由に入港できる「自由港」(Free Port)を、この国に開設すべきであるという提案をおこなっている。したがって航海法には、恐らく賛同していなかったと思える⁽⁴⁸⁾。また、フランスに対する輸入制限・禁止措置については、全面的に否定的であったといえる。プラスの貿易差額の確保を目的とする関税政策に対しては、はっきりと異を唱えているからである。ペティは政府と同様に、海外貿易の拡大を通じて国力・経済力の強化を図る必要があると考えた。しかしながら、彼の言説を仔細に検討するならば、その強化の目的と貿易の発達を促す方法とに関して、政府の政策的立場や意図とは相容れない見解を抱いていたことが、明らかなのである。

彼は『政治算術』第4章で、イギリスの貿易状態についての概観をおこなっている。それによれば、イギリス(イングランド、スコットランド、アイルランド)の貿易差額は黒字である。ところが彼は、貿易差額の状態には無関心で、彼自身はその差額の算定をおこなっていない。彼が関心を寄せているのは、輸出であれ輸入であれ再輸出であれ、あらゆる形態の貿易の規模である。多様な形態の外国貿易を通じて、世界の諸地域と取引されている諸商品の価値の大きさである。また、この国が輸出入している諸商品の価値が、全世界で諸国家により取引されている全商品の価値総額に占める割合である。彼の概算によれば、イギリスが取引している諸商品の価値総額は1,018万ポンドで、比較的大きい。また、それが全世界での総額に占める割合は約23%で、必ずしも小さくはない。さらに当の概観は、この国がヨーロッパと非ヨーロッパ世界(アジア、アフリカ、新大陸)とを結ぶ再輸出貿易を徐々に拡大して、国際貿易市場の中心地になりつつあることを示している。要するに彼は、貿易状態の概観を通じて、この国の海外貿易が着実に発達していることを、明らかにしているのである。

実際のところこの国は、当の概観が示唆しているように、海外貿易をさらに拡張し、プラスの貿易差額をさらに確保して、いっそう多くの貨幣を獲得しながら、国力・経済力を強化を進めていくことになるであろう。ところが、ペティはこの概観(=海外貿易の現状把握)を踏まえて、この国が差額のプラスを確保して、国内に貴金属貨幣を蓄積することも、海外市場を独占して最強国になることも望んでいるわけではない。彼はここで、この国が国際社会における自然的秩序に従って、諸国家間における秩序と調和を攪乱することのない、国際貿易を展開することを構想しているのである。換言すれば、諸国家が相互に余剰生産物を交換して、双方の利益となる互恵的貿易が、世界の諸地域に広範囲に及んで幅広く繰り広げられるという状態である。実際のところこの国が、このような開放的で互恵的な貿易を営むならば、「貿易の嫉妬」(jealousy of trade)⁽⁴⁹⁾が原因で近隣諸国と対立することはないであろう。また、国際市場を独占するヘゲモニー国家となって、他の諸国家に脅威を与えることはないであろう。彼はこのような構想を踏まえて、近隣諸国が保有する貨幣量の平均的水準を少しでも上回る程に、多量の貨幣が獲得されたとき、この

国は海外貿易を産業活動を停止しなければならない、と考えたのである。

ペティの国際貿易論は学史のうえで、どこに位置づけられるのかということは、依然として難題である。彼は確かに、ダッドリー・ノース (Sir Dudley North, 1641-91) のような曇りのない自由貿易論者ではない。ノースは 1691 年——『政治算術』刊行の翌年——に出版した『交易論』 (*Discourses upon Trade*) で、「いかなる国民も、いまだかつて政策 (Policies) によって豊かになったことはない。交易と富裕をもたらすのは、平和と勤勉と自由 (Freedom) 以外のものではない」⁽⁵⁰⁾、と述べている。すなわち、政策ではなく自由が交易を促進して富裕をもたらすというのである。これは、ペティには見られない見解である。彼はこれとは対照的に、「平和と豊富」を実現するには、政府の政策が必要であると考えていたからである。実際のところ、この時代には、海外貿易は極めて危険で冒険的な業務であったから、政府による保護と助成がなければ、継続的に安定して営まれることはなかったであろう⁽⁵¹⁾。また、国内製造業はまだ幼弱であったから、保護貿易政策による保護と育成がなければ、外国製品の国内市場への進出によって成長を阻まれ、消滅していたであろう。このような当時の実情を鑑みると、ノースの見解は真实性が乏しいといえる。ペティは、諸国家が開放的な経済システムを採用し、そのすべての国に有益な互恵的貿易を展開して、国際市場で自由に商品取引するという、構想を抱いていた。ところが、眼前における諸国家間対立という現実を冷静に観察しながら、重商主義的な諸政策を全面的に退けることは困難であり、得策ではないと考えたのである。T・ハチソンは、「ペティが賛同した一連の諸政策は、重商主義的というよりはむしろ自由主義的」であつと理解しながら、彼を「『重商主義的』自由主義者」 ('mercantilist' liberal) と呼んで然るべきである、と指摘している⁽⁵²⁾。この呼称は形容矛盾を含んだ表現ではあるけれども、的外れではない。

ペティが亡くなった翌 (1688) 年に、名誉革命が起こった。この革命後に、主にウイッグ派の新政府により、新たな経済政策が推進されるようになった。従来とは異なり、外国貿易ではなく農・工業の保護・育成に重点を置く保護主義的重商主義政策である。それまでは、確かに海外貿易が、この国の国力・経済力を養う主要な基盤であった。E・J・ホブズボームが指摘しているように、「船舶と海外貿易は……ブリテンの生命であり、海軍はその最も強力な武器であった」⁽⁵³⁾。これに対し農・工業は、王政復古期を迎えても依然として幼弱状態に留まっていた。ところが、これらの国内産業はその後徐々に安定した発達を遂げて、革命が起きた頃には繁栄の兆しを見せ始めていた。そこで革命後の新政府は、新たに農・工業を積極的に保護・育成する政策を採り始めたのである。この保護主義的政策はその後、18世紀に入りウォルポール首相により強力に推し進められて、早くも18世紀後半には大きな成果を上げるようになった。ところが、その政策によって成し遂げられた偉業は、ほぼ1世紀前にペティが抱いていた国際貿易に関する構想とは、根本的に反りが合わない性質のものであった。

革命後の政策は、国内製造業 (毛織物・金属工業) の保護・育成を主眼とした。そのために、これらの製造業の発達を促進することを目的とする保護貿易政策が推進された。これは主に、外

国産（完成）製品の輸入を規制する政策で、その意義はペティによっても認められていた。新政府は1705年に、フランスの繊維製品の輸入を禁止した。また1699年には、アイルランド植民地の毛織物工業を抑圧するために、その毛織物のイギリス本国以外の地域への輸出を禁止した⁽⁵⁴⁾。革命後の政策の画期的な特徴は、それが帝國的規模（母国と植民地）で展開されたという点にあった。西インド諸島との貿易は、工業製品を輸出して砂糖を輸入するというもので、植民地と母国の間における「自然的補完性」（natural complementarity）⁽⁵⁵⁾ という利点を持っていた。しかしながら、他の諸植民地との貿易はこれとは対極的に、「領土 [= 植民地] の経済が母国の経済の利益となるように統制される」⁽⁵⁶⁾ ことを、促すものであった。北アメリカ植民地に対しては、イングランド中部地方（シェフィールド、バーミンガム）の金属工業を保護・育成するために、1750年に「鉄法」（Iron Act）が発布された。この条例により、この植民地における鉄の精錬、はがね鋼と鉄製品の製造が禁止され、棒鉄と銑鉄のイギリスへの輸出が奨励された⁽⁵⁷⁾。この政策により、北アメリカ植民地は母国イギリスの製造業のための原料供給地および販売市場として利用されることになった。双方の間で営まれた貿易は、むしろ双方の利益となる互恵的貿易ではなかった。この植民地政策が孕む矛盾は1776年に、植民地に独立の決起を促す原因となった。ヴォルテールは1734年に刊行した『哲学書簡』（フランス語版）で「イギリス市民を豊かにした商業は、彼らを自由にするのに役立つ、その自由はまた商業を拡大した。これがこの国の偉大さの基礎である」⁽⁵⁸⁾、と記している。このようなイギリスの海外貿易に対する手放しの讃辞には、当時のその実情を考慮するとき違和感を覚えないではおれない。

それだけではない。革命後、国家社会における秩序と調和は、ライバル諸国間での戦争の勃発により大いに攪乱された。イギリスは主にフランスと、18世紀の後半までほとんど休止することなく立て続けに戦争をおこなった。その対仏戦争は17世紀の英蘭戦争と同様に、経済的利害の対立が主な原因で生じた「商業戦争」（Handelskrieg / commercial war）であった。しかしながらその新たな戦争の様相は、従来とは著しく異なっていた。17世紀の対オランダ戦争は国際市場の支配権を巡って、ほんの数日間海上で砲火が交えられたにすぎない、小競り合い程度のものであった。ところが革命後の戦争は、主に北アメリカとカリブ海における領土の侵略と領有を巡って、列強の間で戦われた植民地争奪戦であった。それは広大な領域を舞台とし、長期に及んで繰り広げられた極めて大規模な戦争であった。イギリスは18世紀に入り、「体系的攻撃性」を帯びた政策を首尾よく推進して、「主要な好敵手フランス」ライバルとの一連の戦争を優位に戦い抜き、1763年に七年戦争で勝利して最強国の地位を得た⁽⁵⁹⁾。

ペティは革命前の17世紀70年代に、イギリスが他の諸国家と秩序と調和の関係を保ちながら、互恵的貿易をおこなって「平和と豊富」の状態を実現する構想を抱いていた。国際社会における自然的秩序を順守し、それを基礎にして諸国家が対立することなく開放的な国際貿易を展開するという構想であった。ところが、この壮大で画期的な国際貿易の構想は、革命後のヨーロッパ世界における熾烈な国家間対立という歴史的事実に眼を向けるとき、現実性の乏しい単なる着想に

すぎなかったかのように思える。けれども他方で、この国におけるその後の対外政策史の流れに眼を注ぐならば、ペティの構想が間接的かつ無自覚的にはあるけれども、18世紀末以降に自由貿易政策を推進した政治家によって受容されているのを、窺うことができるのである。

1783年に首相に就任した小ピット (William Pitt, 1579-1805) は、「典型的な平和奉仕者」⁽⁶⁰⁾として、商業的利益を擁護する立場から旧来の重商主義制度を徐々に解体して、自由貿易政策を始めた。関税を軽減し簡素化して、保護貿易を自由貿易に転換する政策を進めた。しかし、1793年に対仏戦争 (対仏大同盟戦争・ナポレオン戦争) が始まったことにより、この政策は後退を余儀なくされた。その後、19世紀20年代に入り、トーリー党リベラル派 (Liberal Tory) の助長によって、自由貿易主義の趨勢が高まった。1823年にリヴァプール内閣の貿易相に就任したハスキソン (William Huskisson, 1770-1830) は、自由主義的対外政策を推進したキャニング (George Canning, 1770-1827) と連携しながら、ピットが着手した自由貿易政策を継承して推進した。「信任された商人階級の代弁者」⁽⁶¹⁾として、輸入禁止策を撤廃した。けれども実際のところ、関税を全面的に廃止するまでには至らなかった。そこで、1841年に第2次内閣を組織して首相に就任したロバート・ピール (Sir Robert Peel, 1788-1850) は、ハスキソンの自由貿易主義を引き継いで、彼が十分に果たせなかった目標を成し遂げた。まず所得税を再導入し、その税収入を担保にして保護関税を全廃した。続いて1864年に、農業保護政策の要であった穀物法 (Corn Laws) を廃止して、商・工業階級の念願であった自由貿易政策を、全面的に推し進めることになった⁽⁶²⁾。

シュンペーターは、この自由貿易政策それ自体よりもむしろ、この18世紀末以降における政策が推進されるにさいして重視された対外政策上の諸原則に関心を寄せている。その諸原則とは、彼が要約するところによれば、「極めて重大か、深刻かつ即座に脅かされるのでなければ、[他国に] 決して干渉しないこと」、「戦争に向けて武装しないこと」、「然るべき譲歩によって緊張と対立を和らげること」⁽⁶³⁾である。すなわち、自由貿易政策の推進には、平和主義の対外政策が随伴しなければならないという理念である。このような外交原則を重視して推進された18世紀と19世紀の過渡期における自由貿易政策と、ペティが100年以上も前に抱いていた、自然的秩序を順守して展開される国際貿易の構想との間には、共通する見解が窺えるであろう。海外貿易の拡大と国家間対立の激化とは背反する関係にあり、商業と平和とは調和的に共存する、という見解である。すなわち、国際貿易はサバイバル競争であるという、当時の根深い通念を否定する見解である⁽⁶⁴⁾。ここには、ペティの構想が無自覚的にはあるが、ともかくも後世に及んで受容されているのが、僅かながらも窺える。ところが言うまでもなく、時代的背景は双方の間で決定的に異なっていた。ピットの自由貿易政策は、産業革命が本格的に進行して、機械制工業による工業製品 (主に綿織物) の大量生産が可能となったときに開始された。その後19世紀に入り、イギリスはやがて「世界の工場」(workshop of the world) と呼ばれるようになった⁽⁶⁵⁾。その時期 (1825年～73年) は、ハスキソンとピールが自由貿易を全面的に開花させた頃と重なる。その頃、この国は機械制生産による安価で良質の工業製品を国際市場に供給して、世界の経済的至

上権を掌握していた。ピット以来の自由貿易主義の唱道は、このような時代を背景にして勝利の座に着いたのであった。言うまでもなく、このようなときに自由貿易政策が積極的に推進されるならば、この国の経済的優越性は新しい栄光の頂点に向かっていっそう高まる。ところが、ペティが抱いた構想の背景とそれが意図したところは、ピット以来の政策とその意図とは根本的に異なる。ペティはイギリスの国力・経済力がライバル諸国よりも劣勢で、国家間対立が熾烈であった時代に、国際社会における自然的秩序を順守しながら自由貿易を模索したのである。彼は開放的で互恵的な貿易を通じて、諸国家間における国力・経済力の格差が縮小し、不毛な対立が消滅する国際社会の誕生を構想していたのである。

- (1) Petty, *Political Arithmetick*, op. cit., pp. 259-60. 邦訳, 50 頁。
- (2) Jacob Viner, *Studies in the Theory of International Trade*, 1937, rpt. New York: Augustus M. Kelley, 1975, p. 22. ジェイコブ・ヴァイナー (中澤進一訳) 『国際貿易の理論』勁草書房, 2010 年, 23 頁。
- (3) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (4) Cf. *ibid.*, p. 27. 邦訳, 29 頁。
- (5) *Ibid.*, p. 15. 邦訳, 16 頁。
- (6) Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p. 119.
- (7) Do., *Treatise of Taxes and Contributions*, op. cit., p. 57. 邦訳, 101 頁。
- (8) Vgl. Karl Marx, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie*, Berlin: Dietz Verlag, 1953, Nachdruck 1974, S.142. マルクス (資本論草稿集翻訳委員会訳) 『資本論草稿集 1』(1857-58 年の経済学草稿・第 1 分冊) 大月書店, 1981 年, 259 頁。
- (9) Roncaglia, *op. cit.*, p. 33. 邦訳, 59 頁; Marx, *Grundrisse*, a. a. O., S.143. 邦訳, 260 頁。
- (10) 本稿・第 5 章を顧みよ。
- (11) Friedrich Raffel, *Englische Freihändler vor Adam Smith: Ein Beitrag zur Geschichte der Politischen Oekonomie*, Tübingen: Verlag der H. Laupp'schen Buchhandlung, 1905, S.25.
- (12) *Ebenda.*, S.16.
- (13) *Ebenda.*, S.25.
- (14) *Ebenda.*, S.17.
- (15) *Ebenda.*, S.19.
- (16) *Ebenda.*, S.21.
- (17) *Ebenda.*
- (18) *Ebenda.*, S.25.
- (19) *Ebenda.*
- (20) Hermann Becker, *Zur Entwicklung der englischen Freihandelstheorie*, Jena: Verlag von Gustav Fischer, 1922, S.18.
- (21) *Ebenda.*, S.21.
- (22) *Ebenda.*
- (23) *Ebenda.*, S.23.
- (24) *Ebenda.*, S.27.
- (25) *Ebenda.*
- (26) *Ebenda.*, S.26.
- (27) Petty, *Treatise, of Taxes and Contributions*, op. cit., p. 60. 邦訳, 105 頁。末尾の<>内は、ホラ

- ティウス『書簡詩』から引用された一節である (Cf. Quintus Horatius Flaccus, *Epistles*, in Horace, *Satires Epistles and Ars Poetica*, Cambridge, Massachusetts: Harvard Univ. Press, 1926, rpt. 1978, Liber primus, X, p.316 / ホラーティウス [高橋宏幸訳]『書簡詩』講談社, 2017年, 58頁)。なお, 原文 (Naturam expelles furca, tamen usque recurret / 自然は・・・戻^てく^る)は, 引用文とは少し異なる。
- (28) 本稿, 第8章・注(9)を顧みよ。
- (29) Petty, *Treatise of Taxes and Contributions*, op. cit., pp.43-4, p.50, 90. 邦訳, 76, 79, 89, 155頁。
- (30) Cf. Charles M. A. Clark, *Economic Theory and Natural Philosophy: The Search for the Natural Laws of the Economy*, Hants: Edward Elgar, 1992, Ch. 3・3; Perez Zagorin, *Hobbes and the Law of Nature*, New Jersey: Princeton Univ. Press, 2009, p.5.
- (31) Petty, *Treatise of Taxes and Contributions*, op. cit., p.9. 邦訳, 35頁。
- (32) *Ibid.*, p.48. 邦訳, 85頁。
- (33) Thomas Hobbes, *Philosophical Rudiments concerning Government and Society* [*De Cive*, 1642], London, 1651, in *Works*, op. cit., Vol. II, p.190. ホッブズ (本田裕志訳)『市民論』京都大学学術出版会, 2008年, 276頁。
- (34) Cf. Bevan, *op. cit.*, p.31. それ以外には, vgl. Becker, *a. a. O.*, S22; Jose Luis Cardoso, "The Political Economy of Rising Capitalism", in Larry Neal and Jeffrey G. Williamson ed., *Capitalism*, Vol I (The Rise of Capitalism), Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2014, p.581.
- (35) Cf. M. Jacob, *op. cit.*, Ch. I [邦訳, 第1章]; J. R. Jacob, *Robert Boyle and the English Revolution: A Study in Social and Intellectual Change*, New York: Burt Franklin, 1977, Ch. 4.
- (36) Petty, *Treatise of Taxes and Contributions*, op. cit., p.9. 邦訳, 34頁; cf. Aristotle, *The Metaphysics*, trans. by H. Tredennick, Cambridge, Massachusetts: Harvard Univ. Press, 1935, rpt. 1969, pp.174-75 (1076a) [アリストテレス (岩崎勉訳)『形而上学』講談社, 1994年, 554頁]。
- (37) Cf. Paul E. Sigmund, *Natural Law in Political Thought*, Cambridge, Massachusetts: Winthrop Publishers, 1971, Ch. 1-5.
- (38) Cf. Tony Burns, *Aristotle and Natural Law*, London & New York: Continuum, 2011, p.44.
- (39) Cf. Bevan, *op. cit.*, p.31.
- (40) Petty, *Treatise of Taxes and Contributions*, op. cit., p.35. 邦訳, 64-5頁。
- (41) Do., *Vebrum Sapienti*, op. cit., p.113. 邦訳, 184頁。
- (42) Do., *Treatise of Taxes and Contributions*, op. cit., p.36. 邦訳, 65頁。
- (43) その詳細はこうである。輸出関税は, 政府 (国王) にとっては税率が高い方が, 多額の税収入をもたらす傾向があるから有益である (その逆は逆)。ところが貿易商人 (輸出業者) にとっては, 高い税率は輸出商品の価格を引き上げ, その海外市場での競争力を弱めるから不利である (その逆は逆)。ところが, 政府が多額の税収入を求めて, 税率を大幅に引き上げると仮定する。そうすれば, 輸出商品は価格を大幅に引き上げられて, 海外市場での相対的優位性を喪失し, そこから撤退することを余儀なくされる。その結果, 輸出業者は利益を侵害される。そればかりか政府の税収入は, 貿易が縮小するために減少する。そこで今度は, 税率を大幅に引き下げるとする。そうすれば, 輸出貿易は拡大の傾向を示すであろうが, 政府は税収入の必要額を徴収することができない。したがって結局, 政府と納税者との間の秩序と調和を重視して, 高すぎることも低すぎることもない, その中間の平均値が妥当な税率であるということになる。(Cf. *ibid.*, p.55. 邦訳, 98頁)。
- (44) 彼は『政治算術』序で, 「公共の福祉 (publick warfare) という私の望み」(do., *Political Arithmetick*, op. cit., p.16. 邦訳, 18頁)と記している。
- (45) 第13章, 注(38)を顧みよ。
- (46) 小林昇「重商主義の政策体系」, 『小林昇経済学史著作集』第IV巻, 未来社, 1977年, 所収, 参照。
- (47) Cf. Hugh Edward Egerton, *A Short History of British Colonial Policy 1606-1909*, London:

- Methuen, 1897, 11th ed., 1945, pp. 54-61; Geoffrey Holmes, *The Making of a Great Power 1660-1722*, London: Longman, 1993, Ch.3.
- (48) Cf. Petty, *Treatise of Taxes and Contributions*, op. cit., p. 61 (邦訳, 107頁); James A. Williamson, *The Foundation & Growth of the British Empire*, London: Macmillan, 1956, Part II・III; vgl. Becker, *a. a. O.*, S.26.
- (49) Hume, *op. cit.*, p. 150. [邦訳, 311頁]; cf. Leonard Gomes, *The Economics and Ideology of Free Trade: An Historical Review*, Cheltenham: Edward Elgar, 2003, pp. 6-7.
- (50) Sir Dudley North, *Discourses upon Trade*, 1691, rpt. The Johns Hopkins Univ., 1907/1934, p. 37. タッドロー・ノース (久保芳和訳) 『交易論』 東京大学出版会, 1966年, 57頁。
- (51) Cf. Gomes, *op. cit.*, p. 7.
- (52) Cf. Hutchison, *op. cit.*, p. 31, 38. なおハチスンによれば, スミスは『『古典派的』自由主義者』 ('classical' liberal) である。
- (53) E. J. Hobsbaum, *Industry and Empire*, Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 1968, rpt. 1972, p. 24. ホブズボーム (浜林正夫・神武庸四郎・和田一夫訳) 『産業と帝国』 未来社, 1984年, 276頁。
- (54) 小林, 前掲論文; 上野格・森ありさ・藤田俊輔編 『アイルランド史』 山川出版社, 2018年, 第4章 (後藤浩子), 参照。
- (55) Peter Mathias, *The First Industrial Nation: An Economic History of Britain 1700-1914*, London: Methuen, 1969, rpt. 1978, p. 88. マサイアス (小松芳喬監訳) 『最初の工業国家——イギリス経済史 1700-1914年』 日本評論社, 1988年, 97頁。
- (56) *Ibid.*, p. 86. 邦訳, 94頁。
- (57) Cf. *ibid.*, pp. 86-7 [邦訳, 94-5頁]; 小林, 前掲論文, 参照。
- (58) Voltaire, *Lettres philosophiques*, 1734, Lettre X; *Letters concerning the English Nation*, London, 1733, rpt., Oxford: Oxford Univ. Press, 1994, Letter X, p. 43 [ヴォルテール (齊藤悦則訳) 『哲学書簡』 光文社, 2017年, 88頁]. (英語版はフランス語版に先立って, 1733年に出版された); cf. Hobsbaum, *op. cit.*, p. 26 [邦訳, 29頁].
- (59) Cf. *ibid.*, p. 147 [邦訳, 58頁]. 本稿・第10章を顧みよ。
- (60) Vgl. Joseph A. Schumpeter, "Zur Soziologie der Imperialismen", in do., *Aufsätze zur Soziologie*, a. a. O., S. 84; "The Sociology of Imperialism", in do., *Imperialism and Social Class*, New York: Augustus M. Kelley, 1951, p. 25. シュンペーター (都留重人訳) 『帝国主義と社会階級』 岩波書店, 1956年, 47頁。ただし, ビットが平和主義者であったのは, フランス革命勃発の前までである。
- (61) G. M. Trevelyan, *British History in the Nineteenth Century and After: 1782-1919*, 1922, rpt. Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 1965, p. 205.
- (62) Vgl. Schumpeter, "Soziologie der Imperialismen", a. a. O., II; "Sociology of Imperialism", op. cit., 2 [邦訳, 第2章]; cf. Trevelyan, *op. cit.*, Ch.12; C. P. Hill & J. C. Wright, *British History 1815-1914*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1981, Ch.2, 4.
- (63) Vgl. Schumpeter, "Soziologie der Imperialismen", a. a. O., S. 86; "Sociology of Imperialism", op. cit., pp. 28-9. 邦訳, 52頁。
- (64) 重商主義期にこれと同じ見解を抱いていた作家は, ペティ以外にも幾人かいた (Cf. John Shovlin, "War and Peace: Trade, International Competition and Political Economy", in Philip J. Stern and Carl Wennerlind ed., *Mercantilism Reimagined: Political Economy in Early Modern Britain and its Empire*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2014)。
- (65) Cf. Mathias, *op. cit.*, Ch. 8 [邦訳, 第8章]; J. D. Chambers, *The Workshop of the World: British Economic History 1820-1880*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1961, 2nd ed., 1968, Introduction [チェンバース (宮崎犀一・米川伸一訳) 『世界の工場——イギリス経済史 1820-1880——』, 岩波書店, 1966年, 第1章].

第15章 重商主義期の経済論説——正の知的遺産——

今日、経済学史ないし経済思想史の通史の書物において、その史的記述の歩を、スミス『国富論』についての論述から始めたものが多い。しかしながら、『国富論』が刊行された1776年には、すでに膨大な数の経済論説が主にイギリスにおいて刊行されていた。紛れもなく経済論の書物であるトマス・マンの『外国貿易によるイングランドの財宝』(*England's Treasure by Forraign Trade*, 1664)が執筆されたのは、1620年頃であった。そこで、トマ・ピケティの『21世紀の資本』(*Le capital au XXI^e siècle*)が刊行された2013年を学史的下限とすれば、斯学はほぼ400年の歴史を持っていることになる。つまり、『国富論』を始原とする史的記述は、全体のほぼ60%を占めているにすぎないことになる。したがって今日、多くの通史において、斯学の歴史と意義が満遍なく十分に記されているとはいえない。

スミスは『国富論』において、16世紀以降に西ヨーロッパ諸国で推進されていた経済政策を、「重商主義」(mercantile system)と呼んで厳しく批判した。彼によれば、この重商主義政策は、経済が「見えざる手」の働きにより、自然の運行に沿って順当に発達することを妨げる、不都合な政策であった。彼は当の経済政策だけではなく、この政策を理論的・思想的に擁護した、17・18世紀の経済論説をも痛烈に批判した。彼はこれらの重商主義期の経済論説を、誤謬に満ちた未熟な言説を弄した重商主義(mercantilism)の文献である、と解した。こうして、重商主義期の経済論説の大部分は、『国富論』において、その意義がほぼ全面的に否定された。しかも、この古典的名著におけるこのような解釈は、後世の経済学者に決定的な影響を与えた。彼らの多くは、『国富論』に先立つ経済論説を、あたかも斯学における負の遺産であるかのように見なして、その学史的意義や役割を看過するようになった。そればかりか『国富論』の刊行後に、その国で徐々に進められた経済政策における保護貿易から自由貿易への転換は、このような重商主義を蔑視する風潮に拍車をかけた。そのために重商主義期の経済論説は、経済学史の流れの背後に押しやられて、顧みられなくなってしまった。ケインズは1936年に、このような重商主義を軽んじる傾向に疑問を抱きながら、次のように述べている。「早期の重商主義的理論については、明快な説明は存在していなかった。しかもわれわれは、それが馬鹿げた考えにすぎないと信じるように仕向けられていた」⁽¹⁾と。いずれにせよ、通史のテキストにおいて、スミスの経済学(political economy)に先立つ重商主義期の経済論説が軽視ないし無視されてきたこと背景には、『国富論』における当該期の論説に対する否定的評価があるといえる⁽²⁾。

スミスによれば、重商主義の著作家(=重商主義者)は金銀即富という空虚な観念に憑かれ、国内に貴金属を蓄積することにより国富が増大すると考えた。そのために彼らは、貿易統制策によって順調貿易差額を確保し、貴金属貨幣を海外から獲得すべきであると主張した。しかしながら、重商主義期の経済論説を綿密に検討すれば、このようなスミスの解釈には、疑問が湧く。ペ

ティはマンよりも半世紀後に活躍した、重商主義期の経済学者であった。しかしながら彼の経済論説に、スミスが理解した重商主義の図式にそのまま当て嵌まるような言説は見られない。そればかりか、恐らくは重商主義期のすべての経済論説において、スミスの単純な図式に程良く当て嵌まる言説を見出すことはできないであろう。

スミスが登場するまでの経済学の歴史は、マンの時代から数えて150年以上に及ぶ。この重商主義の時代は、今日までの学史全体のなかに比較的長い期間を占めているだけではない。この時代には、天空に輝く無数の星のように、膨大な数の論説が相次いで刊行された。それらの論説は幾重にも折り重なって、あたかも星雲のような状態を紡ぎ出している。それらは数が多いだけではない。内容や形態が多様で、それぞれが個性的である。むろん、斯学の草創期に書かれたこれらの諸論説が、総じて素朴で単純で粗雑な内容のものであることは、否めない。また概して、その論述が体系的ではなく断片的であることは、確かである。しかしながら、これらの諸論説には、注目に値する多種多様な諸理論・諸思想が数多く含まれている。それらの諸理論・諸思想は、確かに未熟ではある。けれども、そこにはやがて後世において、洗練された複雑で精緻な形態の理論や思想に進化し発展する独創的なものが、少なからず見られる。つまり重商主義期の経済論説が、18世紀末以降に開花する、理論的に整序された精巧で体系的な経済学の萌芽を胚胎していることは、確かなのである。重商主義期が経済学の新芽が芽吹き始めた、その形成期であったことは明らかなのである⁽³⁾。そうであるとすれば、経済学の歴史は、重商主義の時代から記述されて然るべきである。

従来、ペティは一般的には重商主義者として理解されてきたと思える。たとえば、今世紀に刊行されたR・バックハウスの通史は、「ペティの経済学は重商主義的である」⁽⁴⁾とはっきり記している。確かにペティの論説には、——スミスの理解とは異なる観点から——重商主義的であると解釈できる見解が少なからず見られる。しかしながらそのような見解でも、幅広い視点から仔細に検討するならば、安易に「重商主義的」と断定することが妥当でないことが明らかである場合が多々ある。次のような見解が、その例である。

(i) ペティは「キリスト教的科学愛好家」R・ボイルのように、「見えざる手」の働きによってコモンウェルス国家社会に秩序と調和が生まれるとは考えなかった。ホブズの統治論の影響を受けながら、コモンウェルス国家社会に「平和と豊富」が生み出されるには、統治者（政府）の主導的役割が必要であると考えた。ところが他方で彼は、統治者がその目的を首尾よく遂げることができるのは、「自然の法」・「自然の運動」に則して、自身の役割を果たす限りにおいてであると考えた。(ii) 彼は国内産業が発達するためには、保護貿易政策が必要であると考えた。ところが他方で、順調貿易差額の確保には固執することなく貨幣の海外流出を認め、あらゆる形態の外国貿易ができる限り幅広く自由に営まれることが望ましい、と考えた。(iii) 彼は国家間対立が熾烈な時代にあって、経済政策の目的は「富と力」(＝経済力と国力)の強化にあると考えた。その目的を遂行するには、低賃金政策や大衆課税の導入によって、国民大衆の生活を圧迫しても不都合ではないと考えた。

ところが他方で彼は、政府の政策の究極的目標は「平和と豊富」にあり、国力・経済力の強化はその目標を実現するための必要条件（≠自己目的）にすぎないと考えた。そこで彼は、政府が積極的に有効需要を創出して、国民の雇用を確保する必要があると考えた。また国力・経済力の強化策として、海運業での雇用を拡大することを通じて、海外貿易の発達を促進することを提案した。この提案が実施されれば、雇用量が増大して国民の「豊富」が実現され、海外貿易が発達して、この国の政治力・軍事力が強化されると考えたからである。ところが彼は他方で、この強化策により、この国が商業的至上権を掌握して覇権国になることは望まなかった。覇権国になるには、ライバル国に攻撃的戦争を仕掛けなければならず、この国に「平和」は生み出されないからである。彼は時代の趨勢に抗しながら、自然的秩序に則した開放的で互恵的な海外貿易が、諸国家間で幅広く営まれるようになることを構想していたのである。

ペティは自然哲学者として経済科学の創生に着手した。解剖学者として国家社会（政治体）を肉体（自然体）に準えながら、^{なぞら}経済学的探究を始めた。その大きな成果は、「政治算術」という経済的分析方法の考案である。彼はこの成果を生み出すまでの過程で、解剖学、臨床医学、数学（算術・幾何学）、政治哲学（政治学）、人口統計学、帰納法哲学など、さまざまな学問分野を遍歴した。ところが彼は意外にも、すでに刊行されていた経済論説には眼を向けていない。17世紀初めには東インド貿易の是非を巡って論争が展開され、マン、G・マリーンズ、E・ミッセルデンなどにより優れた論説が相次いで執筆・刊行された。けれども、1664年に刊行されたマンの秀抜な書物さえ、彼によって読まれた形跡はない。R・コーク、S・フォートリ、J・イーヴリンのような同時代人によって書かれた論説は繕われているけれども、それらは主に資料（自然誌）として用いられているにすぎない。ところが、このようなことは囚らずも、視野の広い独創的な経済科学がペティによって創生される一因になっている、ともいえる。

ペティは最初の経済学的著書『租税貢納論』を刊行して以来、最晩年に至るまで比較の数多くの経済論説を精力的に書いた。それらはほとんどが眼前の現実的問題を扱った、政策論的色彩が強い論説である⁽⁵⁾。そこでは、さまざまな個別的・具体的問題が検討されて、その対応策が提示されている。彼のこのような論説の特徴を約言すれば、理論的よりもむしろ実践的で、体系的よりもむしろ断片的であるといえる。彼は、実践的意義と実利的価値を重視するベーコン主義者であった。そのために彼は、一般的・普遍的な問題を取り扱う理論体系を構築するという意図は、そもそも持っていなかった、と思える。彼にとっては理論体系を構築するよりも、眼前の事象を改革する提案を掲げることの方が重要であったからである。いずれにせよ、彼の論説は眼前の個別的・具体的問題を扱った時論的著作である。そうであるとすれば、彼の論説の内容と意義は、歴史的背景に照らして検討されない限り、十分には理解されないであろう。

ペティの経済論説は、焦眉の個別的・時論的問題を検討した著作であるという点では、重商主義期の他の作家による夥しい数の論説と変わるところはない。しかしながら彼の論説においては、眼前の問題が、政治算術という経済分析方法を踏まえて検討されているという点で、他の大

部分の論説とは根本的に性質が異なる。そもそも彼は他のほとんどの作家とは異なり、学究的世界に身を置くベーコン主義の自然哲学者であった。彼はこの世界にあってヒポクラテスの臨床医学に触れ、その手法から少なからぬ影響を受けた⁽⁶⁾。その古来の医学に倣って、政治体（国家社会）の病を癒やすには、医師が患者に寄り添って診察するように、眼前の事象を綿密に観察することが肝要であると考えた。そこで彼は、眼前の事象を仔細に観察して的確に把握するために、ベーコンの帰納法哲学に依拠して政治算術を考案したのであった。経済的・政治的事象を数量的に分析するこの技法を駆使すれば、その事象をさほど現実と隔たりのない姿で的確に把握できる、と考えたのである。

熟年期の主著『政治算術』は、政治算術の技法を基礎に据えて書かれた論説である。ここでは国力・経済力の原因を究明するために、この技法を用いて経済的・社会的事象が分析されている。さらに、その分析によって導き出された結論を踏まえて、国力・経済力を強化するための提案がおこなわれている。この論説は確かに、国力・経済力の強化という個別的・具体的問題を扱った時論的著作である。その限りにおいて、重商主義期の他の多くの論説と変わるところはない。ところがこの論説では、当時の焦眉の課題が政治算術に依拠して取り組まれ、この斬新で手堅い技法を駆使してその打開策が検討されている。この点において、この論説は学史のうえで決定的に重要な一歩を踏み出している、といえるのである。マルクスは、ベティによって考案された政治算術を、「経済学が独立した科学として分離した最初の形態である」⁽⁷⁾、と指摘している。すなわち、政治算術の誕生により、経済学（politische Okonomie）という新しい学問分野が形成されたというのである。確かにマルクスが目にしたように、『政治算術』を繙けば、経済科学が産声を上げているのが聞こえてくるのである。これに対し、壮年期の主著『租税貢納論』は、純粹理論の観点から高い評価が与えられてきた。この著書において、労働価値説の表明とその命題にもとづく商品価値分析の展開とが、学史のうえで初めておこなわれたからである。もっとも労働価値説に基づく商品価値分析は、ここでは実際のところ、極めて断片的に試みられているにすぎない。したがって、この分析を基礎に据えて、論述全体が体系的に組み立てられているわけではない。ところが、この著書での試みはその後、スミス→マルクスによって引き継がれ、『国富論』以降の経済学体系の形成に少なからず寄与してきた⁽⁸⁾。すなわち、後世において幾つかの傑出した経済学体系を生み出す切っ掛けを与えた。そのために、この著書は、学史のうえで極めて積極的な評価が与えられてきた。確かに、この著書において経済科学の創生の兆しを見ることができるといえる。

『政治算術』は、『租税貢納論』にもまして優れて実践的な政策論の書物である。したがって経済学の形成が、包括的で整合的な理論体系の構築をもっておこなわれたという観点から理解されるならば、この著書が学史のうえで果たした積極的役割は看過される。ところが、学史の流れを方法論の観点から顧みるならば、事情は異なる。その場合には、この書物が経済科学の創生を促した論説として、実際のところ、学史のうえに高い地位を占めていることが分かる。ここでは経

済的・社会的事象を的確に把握するために革新的な分析方法が考案され、それが実践されて少なからぬ成果が生み出されているからである。しかも、経済学的探究が堅実な方法を基礎に踏まえて最初に試みられたのは、この書物においてであったからである。いずれにせよ、『国富論』の刊行よりも遙か100年も前に、ペティの牽引により経済学の形成は着実に進んでいたのである。

(完)

- (1) John Maynard Keynes, *The General Theory of Employment Interest and Money*, London, 1936, in *Collected Writings*, op. cit., Vol. VII, 1973, pp. 334-35. ケインズ (塩野谷祐一訳) 『雇用・利子および貨幣の一般理論』(『ケインズ全集』前掲書・第7巻, 1983年, 所収), 334頁。
- (2) 小林昇が指摘するところによれば、「無数の文献には、ホテルの星じるしのようにいちおうの価値づけが定められていて、いったんマイナーと定められた文献は人々の深い注意を牽くことがない。だからこういう価値づけは、定着すればするだけ、真実を覆いかくす霧のような働きをする」(小林昇『最初の経済学体系』名古屋大学出版会, 1994年, 4頁)。
- (3) 重商主義期の経済論説の諸理論・諸思想が、その後の経済学者によって様々な角度から、直接的・間接的に、あるいは自覚的・無自覚的に継承されたことについては、竹本・大森編著(前掲書)を参照。なお、ジェイムズ・ステュアート『経済の原理』(*An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy*, 1767)は、最初の経済学体系として重商主義期に刊行された。
- (4) Backhouse, *op. cit.*, p. 70.
- (5) ペティの初期草稿「交易の解明」と最晩年の『貨幣小論』は、理論的経済論説である。
- (6) ペティの著作目録(1671年に作成)に、『ヒポクラテスについての覚書』(*Notae in Hippocratem*, 1653)という論説(恐らく消失)が記載されている(Cf. Lansdowne ed., *Petty Papers*, op. cit., Vol. II, p. 156, 261)。
- (7) 本稿〈まえがき〉を顧みよ。
- (8) 本稿・第2章を顧みよ。

(原稿受付 2022年10月26日)

アメリカにおける移住労働者の労働条件と H-2B プログラム

中 島 醸

要 旨

アメリカでは、高技能職以外の職種を対象とした短期就労ビザ制度が H-2B プログラムとして制定されている。この H-2B プログラムの下で働く移住労働者の労働環境の問題点が NPO や研究者、政府機関から指摘されてきた。本稿は、H-2B プログラムの下で働く移住労働者が直面する労働環境について H-2B プログラムの制度の特徴とかかわらせて考察している。

H-2B 労働者を雇用するためには、使用者は国内で必要な雇用を埋めることができないことを証明し、それが承認された上で H-2B 労働者の雇用の申請を行う。使用者には、国内での賃金や労働条件の低下につながらないように標準賃金を H-2B 労働者に支払うことが求められている。しかし実際には、H-2B 労働者は採用段階ならびに実際の仕事において様々な困難に直面している。採用段階では、H-2B に応募する労働者はあっせん業者や使用者に対して、ビザ取得にかかる費用などとして数百ドルから数千ドルにおよぶ手数料を支払う場合が存在し、借金をして手数料を工面することも指摘されている。アメリカで働きだして以降では、残業代の未払いなど約束した賃金を支払わないケースや、不衛生なアパートを宿舎としてあてがい多額の家賃を差し引く事例なども存在する。H-2B 労働者が直面する権利侵害や困難は、H-2B プログラムの制度のあり方から生じている。本プログラムで働く移住労働者は、単一の使用者の下で働くことしか認められていないため、職を失うことはアメリカでの滞在資格を失い、本国に帰らなければならないことを意味する。それゆえ、労働者は職場の労働環境に不満があったとしても、改善を求めることは極めて難しく、仕事を変えることもできない。また労働省の調査機関の予算や人員の制約も大きく、調査や取締りが十分に行われない状態となっている。こうした状況に対して、2010 年代以降、何度か H-2B プログラムの改善を盛り込んだ法案が提案されてきた。そこでは、H-2B 労働者をあっせんする業者への規制や、賃金水準の向上、単一の使用者との結びつきの改善などが提案された。しかし、これらの法案はいずれも立法化されるに至っていない。

キーワード：アメリカ、移民政策、H-2B、短期就労ビザ、移住労働者、ゲストワーカー

はじめに

H-2B プログラムは、アメリカにおける高技能職以外を対象とした短期就労ビザ制度である。この H-2B プログラムの下で働く移住労働者たちは、ゲストワーカーとも呼ばれ、滞在期間が決められた短期ビザ（非移民ビザ）で入国し、アメリカでの仕事に従事する。アメリカのビザ制度は、永住権を得られる移民ビザと、滞在期限の決められた非移民ビザとに区分され、H-2B は、高技能職向けの H-1B と農業労働向けの H-2A と並んで、短期就労ビザの中心的な役割を果たしている。H-1B は、IT やハイテク産業、研究開発などの高度な知識や技能を必要とする職種向けのものであり、その申請者もアマゾン、グーグル、マイクロソフト、IBM など名だたるハイテ

ク大企業が並ぶ。

その一方で、H-2Bプログラムを利用する中心的産業は、造園業、建設業、林業、魚・肉加工業、巡業アミューズメント・パーク、レストラン、ホスピタリティである (Costa, 2022, 2)。これらの産業でH-2B労働者が従事する仕事は特に高度な技能を必要としないものであるが、彼らは、アメリカでの生活に欠かすことのできない仕事に従事している⁽¹⁾。

通常、移民政策に関する議論で注目を集めるのは、国境警備や国内の非正規移民の取締りなどであり、H-2B労働者の労働条件はそれほど耳目を集める領域ではない⁽²⁾。しかし、このH-2B労働者たちの置かれた労働条件、生活環境は、現代の奴隷制と指摘するような報告書が出されるほど劣悪な状態にある。2013年には、貧困問題、人権問題に取り組む非営利組織である南部法律貧困センター (Southern Poverty Law Center, 以下 SPLC と略記) が、『ほぼ奴隷制——アメリカにおけるゲストワーカー・プログラム—— (Close to Slavery: Guestworker Program in the United States)』(2007年初版, 2013年改訂版発表)と題する報告書を発表した (SPLC, 2013)。そこではゲストワーカーの労働環境の劣悪さがまとめられている。このタイトルにある「奴隷制」という表現は、報告書の中で、連邦下院議員を1970年代から2017年まで続けたチャールズ・B・ランゲル (Charles B. Rangel) が2007年1月のCNNのトーク番組の中で語った言葉から取られている⁽³⁾。「このゲストワーカー・プログラムは、私が今まで見た中で最も奴隷制に近いものだ」(CNN, 2007)。

2015年にはウェブニュースメディアである BuzzFeed News が「新たなアメリカの奴隷制——アメリカに招かれた外国人労働者は悪夢を経験する—— (The New American Slavery: Invited To The U.S. Foreign Workers Find A Nightmare)」と題する記事を発表した。この中で、メキシコからのゲストワーカーの以下のような発言を引用している。

私たちは働くこの地で生活している。去ることはできない。会社に束縛されている。私たちのビザは会社がスポンサーとなって発行されている。賃金と労働条件が望むものでなかったとしても、誰に訴えることができるのだろうか？ 私たちは、現代の奴隷のような存在だ。⁽⁴⁾

このようにレポートで言及されることはあるが、現状では移住労働者の環境をH-2Bのビザ制度とかかわらせて考察することは十分にはなされていない。低技能職に就く移民たちの労働環境に関して、Fink (2003) や Nabhan-Warren (2021), Sittig and González (2016) が南部と中西

(1) 産業の高度化と、貧富の経済格差が拡大する中で、こうしたサービス業などの仕事の需要が高まっていることは以下を参照。Milkman (2020)。

(2) 小井土編 (2017), 田中 (2017), 西山 (2016), Swain, ed. (2018), Woods and Arthur (2017)。

(3) ランゲルは、1971年から2017年までニューヨーク州選出の連邦下院議員 (民主党) を続けた。

(4) Garrison, Bensinger, and Singer-Vine (2015) から再引用。

部での食品加工業の移民労働者の様子を、Brown (2011) がニューヨークでベビーシッターをする西インド諸島からの移民の生活を描く。Gordon (2005) は、ニューヨーク郊外の造園業や家内労働者の労働環境のひどさに言及し、彼らへの支援活動を考察する。ただ、こうした研究では、ビザ制度との関係から労働条件を考察するという視点は弱い。Griffith (2006) は、1980年代から2000年代初めまでのジャマイカとメキシコからのゲストワーカーの生活・就労環境、家族への影響などについて、長年にわたる詳細なインタビューから叙述するが、H-2B 労働者の労働条件に絞ったものではなく、労働も含めた彼らの生活への影響を全体的に描いている。Ness (2011) は、H-2B 労働者の労働環境について言及するも、労働組合や労働 NPO の彼らへの支援活動が関心の中心であり、ビザ制度そのものとの関連について具体的に踏み込んではいない。Kluver (2019) は、ルーマニアからの南フロリダでの H-2B 労働者に注目し、一部彼らのビザの条件にも言及するが、H-2B 労働者の労働環境を考察することに焦点を当てていない。Terry (2018) は、観光産業での移住労働者の労働環境について調査している。この研究は、H-2B プログラムの問題点も踏まえつつ、サウスカロライナの観光地でのホテルなどで働く H-2B 労働者へのインタビューも通じて、住環境の厳しさなど指摘しており、本稿の問題意識にとって重要な研究であるが、観光産業に焦点が据えられている。本論では、この研究も踏まえつつ、H-2B 労働者の労働環境の全体的傾向を制度との関連で考察する。

H-2B 労働者の労働条件の劣悪さについては、H-2B の制度が原因となっており、また多くの違反事案に対して労働省の取締り機関の能力（予算や人員）が不十分であるという問題も存在する。本稿では、こうした H-2B の制度との連関を念頭に置きつつ、H-2B 労働者の労働環境・条件の実情を明らかにすることを目的とする。

H-2B 労働者が全て、先述のレポートで取り上げられたような劣悪な条件で働いているわけではない。しかし、H-2B プログラムの枠組みの問題は既に指摘されてきており、後述するように2010年代以降もいくつかの制度改正を目指した法案が提案されてきた。この間、政権交代によって移民政策やその目指す方向性は変化してきたが、H-2B プログラムの枠組みが大きく改革されることはなかった。そこで、本論文は、特定の政権下での H-2B プログラムの政策を考察するのではなく、2000年代後半あたりから現代に至るまでと時期を少し広げて、H-2B プログラムの下で働く移住労働者の労働環境の問題を H-2B プログラムの制度と結びつけて考察したい⁽⁵⁾。

(5) 2020年には新型コロナウイルスへの緊急的対応として一部の規制が時限的に修正されたり、H-2B 労働者の入国が制限されたりと、大きな変化があった。そのため、本稿では新型コロナウイルスの影響が出る前までの H-2B プログラムの基本的な課題を考察することを目的として、新型コロナウイルスの H-2B 労働者への影響については稿を改めて考察を行いたい。

1. H-2B の制度

まずは、H-2B とはどのような制度なのか。その手続きや規定についてまとめたい。

(1) 概略と手続き

H-2B の前身となった H-2 ビザは、1952 年の移民・国籍法でもって、短期就労者向けビザとして創設された。この時点では、農業分野と非農業分野とは分離されていなかった。それが分離されるのが、1986 年の移民改革管理法であった。ここで、農業部門向けの H-2A と非農業部門向けの H-2B とに分離し、現在に至っている。この制度を管轄する行政機関は、国土安全保障省の市民権移民局 (U.S. Citizenship and Immigration Services, 以下 USCIS と略記) と労働省の雇用訓練局 (Employment and Training Administration, 以下 ETA と略記) となっている。

この H-2B プログラムは、一時的、季節的な労働需要に対応するものであり、アメリカ人労働者では仕事が埋まらない時に、外国籍の労働者に一時的な就労許可を発行し、受け入れるものである。この制度の目的は、恒常的な労働力不足を外国人労働者で補うものではなく、あくまでも一時的に (temporary) 労働者が不足する場合に国外から働き手を受け入れるものである。ビザの有効期限は 1 年単位であり、上限は連続した 3 年間となっている⁽⁶⁾。またここでの「一時的」が意味するものは、働き手を必要とする理由が、単発で発生するものか、季節的・ピーク時向け・断続的な需要であることである。そのため、継続的に労働者を必要とするものは認められないことになる (Bruno, 2020, 13)。

アメリカの使用者が、国外から H-2B 労働者を募集する場合には、基本的に以下の 4 つの手続きを行う必要がある。第 1 に、使用者は労働省に労働認証 (labor certification) のための申請を行う。ここでは労働省は、申請のあった仕事がアメリカ人労働者では十分ではないこと、外国人労働者を雇う時に同じ分野のアメリカ人労働者の賃金や労働条件に悪影響を与えないようになっていることを確認する (Bruno, 2022, 2-3)。またこの時点で、アメリカ人労働者を雇うことが十分にできないことを証明するために、使用者はウェブ上の求人レジストリに求人を出すことが義務付けられている⁽⁷⁾。このような手続きを経て労働認証を受けた使用者は、次に、国外から労働者を連れてくるための申込書を USCIS に提出する。この申込みが認められたら、第 3 に実際に H-2B 労働者としてアメリカで働く候補の外国人労働者が、アメリカの大使館か領事館に行き H-2B の申込みを行う。そして最後、ビザの申請が承認されたら、労働者は通関手続地でアメリカ

(6) ここには他の H タイプのビザや L タイプのビザ (企業内での一時的転勤者向けビザ) での滞在期間も含める。Bruno (2020, 13)。

(7) 2019 年までは紙媒体の新聞紙上での広告が義務付けられていたが、2019 年以降はウェブ上へと変更された。Bruno (2020, 32)。

カへの入国を申請する際に使うことができるビザを発行されることとなる⁽⁸⁾。

(2) 発行上限と労働条件に関する規定

H-2B の発行の年間上限は 6 万 6000 件である。受け付けは 10 月と 4 月を起点に半年ごとに、半数の 3 万 3000 件ずつ受け付けている⁽⁹⁾。しかし、2017 年以降、議会での予算法案における付帯条項が付けられ、かつてアメリカで H-2B 労働者として働き、本国に帰国して 3 年以上たった者は H-2B 労働者の復帰としての免除規定 (returning worker exemption) が設けられ、追加でビザの発給が可能となった (Costa, 2022, 5-6)。この規定の下で 2022 会計年度前半において、1 万 3500 件が特に国籍を指定せずに発行可能で、6500 件はエルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラス・ハイチの国籍者に割り当てられている。同会計年度後半には、2 万 3500 件が国籍制限なしで、1 万 1500 件が上記 4 か国の国籍者向けとなっている。

H-2B 労働者を雇用するにあたり、使用者は、移住労働者を雇うことがアメリカ人労働者の賃金や労働条件の低下につながらないようにすることが求められている。そのために、使用者は、H-2B 労働者に対しても、アメリカ人労働者と同水準の賃金を支払わなくてはならない。その支払われるべき賃金水準は、連邦・州・地方自治体の最低賃金、標準賃金相場 (prevailing wage rate) のうちで最も高いものとされている (Bruno, 2020, 21)。この標準賃金相場は、H-2B 労働者を雇う地域の同じ職種の平均的賃金から算出される (Costa, 2021b)。

このように地域のアメリカ人労働者の労働条件、労働市場への影響を配慮した規定は作られている。次節以降で後述するように、こうした標準賃金相場での支払い自体が使用者によって行われられないような違反事案は多く存在する。ただ同時に、この標準賃金相場の規定それ自体が、H-2B 労働者の賃金水準を低くしているとも指摘されている。それは、当該産業の全国的な平均賃金と比べると、H-2B 労働者が働く「地域」の標準賃金が低くなっているからである。H-2B プログラムにおいて使用者の義務とされている、事前のアメリカ人労働者への広告とアメリカ人労働者が不足していることの証明に関して、事前に探しても見つけれない範囲は、その「地域」内ではなく「アメリカ国内」である。アメリカ全土に広告を打ち、アメリカ人労働者を募集するという努力が求められるならば、そこで提示されるべき賃金水準 (これは H-2B 労働者と同じ賃金水準でなければならない) は、その「地域」の水準で算出されるべきではなく、全国的水準が基準とされなければならないはずである。しかし、標準賃金がベースにするのは「地域」のみで

(8) プロセスの最後の部分は、労働者が既にアメリカにいる場合は異なる。その場合、使用者は、労働者が有効な H-2A と H-2B の地位を持っている場合には労働者の滞在期間の延長が、労働者が他の非移民の地位にある場合には地位の変更ないしは滞在の延長が、認められるように申し立てを依頼する。この申請が認められた場合、労働者は、労働開始日になったら仕事を開始することができる。Costa (2022, 7-8), Bruno (2020, 3-4) を参照。

(9) ここには、もともと水産加工関係で発行上限にはカウントせずに発行可能な部分もあったりと、実際の発行件数は厳密な発行上限とは異なって推移してきている。Bruno (2020, 11-12)。

ある。したがって、この齟齬から、その産業の全国的平均賃金と標準賃金の差が生まれるのである。表1は、H-2B労働者数が多い上位15の職種におけるH-2Bの認証数と、H-2B職の平均時給・当該職種での全国的平均時給それぞれの額、両者の差を示している。H-2B労働者の平均時給とその職種での全国的平均時給との差を見ると、ほぼ差がない職種はウェ이터・ウェイトレスやレストラン調理人に限られている。多くの職種では10%以上の差が存在している。H-2B労働者の認証数の第2位である森林・保全労働者では約30%の差があり、食肉・家禽・魚加工労働者やアミューズメント・娯楽客係、建設労働者では20%を超えている。セメント石工・コンクリート仕上げ工に至っては差が50%を超えている。この点は、標準賃金相場の規定について批判もされる点である (Costa, 2021b)。

(3) H-2B労働者数の推移と産業分布

H-2Bプログラムに関して考察する際に困難であったことの 하나가、データが十分に公開されていないことであった。そのため、アメリカ国内で働くH-2B労働者の実数が正確に把握できなかったことも指摘されてきた。しかし、2021年に、労働省賃金労働時間局が2015年以降のH-2Bプログラムの申請の個別データを公表したことにより、実態を反映した数値を算出することができるようになった (Costa, 2022, 10)。

2021年以前では、主に、労働認証数 (労働省発表)、H-2B新規発行数 (国務省発表)、新規H-2B労働者数 (USCISの年次報告書) という3つの資料を使い、推計していた。しかし、それぞれ完全なデータとして使えるものではなかった。労働認証数については、H-2B発行の上限に達していたとしても、USCISへの申請へのタイムラグがあり、USCISへの申請で上限に達するまでは労働認証の作業は継続される。そのため、正確な雇用される労働者の数を反映していない。国務省のデータは新規のビザ発行数となるが、H-2Bの期間延長者や前の会計年度で承認さ

表1 認定されたH-2B職の平均賃金と全国平均時給とその差 (2019年)

H-2B労働者数の上位15位	職種	H-2B職の認証数	H-2B職の平均時給	全国的平均時給 (職種別雇用統計)	全国平均賃金との差	全国平均時給との差の比率
1	造園・土地管理労働者	66,151	\$14.18	\$15.75	\$1.57	11.1%
2	森林・保全労働者	11,283	\$12.34	\$15.96	\$3.61	29.3%
3	家内・家事清掃労働者	9,869	\$11.78	\$13.05	\$1.27	10.8%
4	食肉・家禽・魚加工労働者	8,486	\$10.98	\$14.02	\$3.04	27.7%
5	アミューズメント・娯楽接客係	8,014	\$9.62	\$11.85	\$2.23	23.2%
6	ウェ이터・ウェイトレス	4,104	\$13.11	\$13.04	-\$0.07	-0.5%
7	建設労働者	3,369	\$16.18	\$20.31	\$4.13	25.5%
8	レストラン調理人	3,299	\$13.62	\$13.97	\$0.35	2.6%
9	肉体労働者、貨物・在庫・物食の作業員・運送労働者	2,274	\$13.26	\$15.64	\$2.38	17.9%
10	ファストフード労働者	2,255	\$10.46	\$11.32	\$0.86	8.2%
11	動物飼育者	2,226	\$12.58	\$13.17	\$0.60	4.7%
12	生産支援労働者	1,728	\$12.78	\$14.86	\$2.08	16.3%
13	セメント石工、コンクリート仕上げ工	1,610	\$15.48	\$23.53	\$8.05	52.0%
14	食堂・カフェテリア接客、バーテンダー・手伝い	1,238	\$11.12	\$12.18	\$1.06	9.5%
15	皿洗い	1,184	\$11.24	\$11.89	\$0.64	5.7%
認定されたH-2B職、上位15部門の総数 (2019年)		127,090				

出典：Costa (2021b)

れている者、アメリカ国内で H-2B 以外の地位から H-2B に移った者の数をカウントできていない。USCIS の年次報告書は、2007 会計年度以降発行されており、新たな H-2B 労働者数の総数が記されている。しかし、この年次報告書は、同じ使用者の下で H-2B の地位の継続を承認された H-2B 労働者の数は含まれない。

これら 3 つの資料ではそれぞれカバーできない部分があり、正確な H-2B 労働者数を把握することが困難であった。しかし、2021 年に USCIS が H-2B 使用者データハブを通じて、個々の使用者の申請データを公開した。ただ、実際に労働者が付かなかった申請や、使用者を変えた労働者、同じ使用者の下で期間を変更した労働者は重複してカウントされる。この重複カウントの数は正確に措置することはできないが、新規の H-2B 労働者数を把握できる USCIS の年次報告書とあわせて調整することで、より正確な数値を導くことができるようになった (Costa, 2022, 10)。Costa (2022) は、USCIS の H-2B 使用者データハブの資料を用いて、正確な国内の H-2B 労働者数とその職種別の分布を算出している。これによると、2015 年で 7 万 6370 人から、2021 年で 11 万 6684 人へと増えていった (表 2)。

表 2 H-2B 労働者数とビザ発行数、年間上限数

年	新規 H-2B 労働者	H-2B 延長	新規ビザ発行数	H-2B 年間発行上限	H-2B 上限 + 追加上限
2015	70,180	6,190	69,684	66,000	—
2016	85,203	5,237	84,627	66,000	—
2017	84,037	7,352	83,600	66,000	81,000
2018	84,752	9,773	83,774	66,000	81,000
2019	99,011	11,359	97,623	66,000	96,000
2020	65,716	15,719	61,865	66,000	—
2021	97,129	19,555	95,053	66,000	88,000
2022	132,205	19,555	125,754	66,000	121,000

出典：Costa (2022, 5)

表 3 H-2B 労働者、上位 10 部門の承認数 (新規 + 継続)、全体の中でのシェア (2021 会計年度)

H-2B 労働者数の上位 15 位		新規承認数	継続承認数	承認総数	"H-2B 労働者の全体の中でのシェア"
1	ビル・土地の清掃・保守の職業	56,388	6,960	63,348	48.0%
2	生産の職業	13,087	2,674	15,761	11.9%
3	農業・林業・漁業の職業	10,692	2,057	12,749	9.7%
4	食品調理・サービスの職業	6,744	3,262	10,006	7.6%
5	個別介護・サービスの職業	8,785	1,149	9,934	7.5%
6	建設・採掘の職業	7,270	1,052	8,322	6.3%
7	運輸・運搬の職業	4,512	576	5,088	3.9%
8	(職業欄不明)	3,191	1,424	4,615	3.5%
9	設置・保守・修理の職業	512	101	613	0.5%
10	芸術・デザイン・芸能・スポーツ・メディアの職業	520	22	542	0.4%
上位 10 部門の合計		111,701	19,277	130,978	99.1%
上位 10 部門の合計 (職業欄不明を除く)		108,510	17,853	126,363	95.7%
全職業での H-2B 認定数		112,546	19,555	132,101	100%

出典：Costa (2022, 14)

また H-2B の USCIS の承認数を職種別に分類すると、上位 10 の職種で全体の 95% を占めており、一部の職種に集中している（表 3）。最も多いのは、ビル・土地の清掃・保守の職であり、承認総数は 6 万 3348 件、H-2B 全体の 48% である（Costa, 2022, 14）。次が、生産で全体の約 12%、その後、農業・林業・漁業、食品調理・サービス関連、個別介護・サービス、建設・採掘、運輸・運搬、設置・保守・修理、芸術・デザイン・芸能・スポーツ・メディアと続いている。

表 4 は、H-2B の承認数の多い上位 10 位の職種の承認総数の中での比率を示したものである。表 3 とは異なった職種区分であるため、上位 10 位の職種の占める比率が表 3 とは異なっている。こちらでは「造園・土地管理労働者」が 2013 会計年度以降 2019, 2021 会計年度を除き 40% 台となっている。また、「食肉・家禽・魚加工労働者」、「森林・保全労働者」、「家内・家事清掃労働者」、「アミューズメント・娯楽接客係」といった職種が 5~7% の割合を占めている。

2. H-2B の下での労働環境

H-2B のビザを得て、アメリカで労働する移住労働者たちは、これまでも触れてきたように、多くの困難に直面している。それは、単にアメリカ経済の中で、彼らが従事する労働が相対的に低い処遇にあるという問題ではない。H-2B 労働者は、使用者ないしは採用段階では第三者のあっせん業者からも、搾取や権利侵害などを受ける。こうした事例は後を絶たず発生しており訴訟も多い。この問題について、NPO やメディア、研究者だけでなく、米国会計検査院（U.S. Government Accountability Office, 以下、GAO と略記）からも報告書が出されている。ここでは、それらに基づいて具体的にどのような労働者に対するひどい扱い（abuse）が生じているのかについて、労働者の採用段階、アメリカ国内で実際に働く段階に分けて述べたい。

表 4 H-2B ビザの承認数の多い職種の上位 10 位の承認総数の中での比率推移、2013-2021 会計年度

	2013 会計年度*	2014 会計年度	2015 会計年度	2016 会計年度*	2017 会計年度	2018 会計年度	2019 会計年度	2020 会計年度	2021 会計年度
造園・土地管理労働者	43.0%	37.0%	41.0%	42.0%	40.3%	45.5%	44.0%	46.1%	37.6%
食肉・家禽・魚加工労働者	3.0%	4.0%	3.0%	4.3%	5.2%	4.1%	5.6%	6.9%	9.8%
森林・保全労働者	7.0%	10.0%	8.0%	6.0%	8.1%	7.5%	7.5%	6.9%	7.9%
家内・家事清掃労働者	7.0%	6.0%	7.0%	6.8%	7.5%	6.2%	6.6%	5.8%	6.6%
アミューズメント・娯楽接客係	7.0%	6.0%	7.0%	6.2%	5.3%	5.3%	5.3%	5.8%	6.4%
肉体労働者、貨物・在庫・物資の運び手・作業員	- **	- **	- **	1.4%	- **	- **	1.5%	1.9%	2.6%
レストラン調理人	- **	- **	1.0%	1.4%	1.9%	2.0%	2.2%	2.0%	2.6%
ウェ이터・ウェイトレス	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.8%	2.7%	2.7%	2.3%	2.6%
建設労働者	3.0%	3.0%	4.0%	4.2%	3.4%	2.6%	2.2%	2.4%	1.9%
動物世話人（非農業）	2.0%	2.0%	1.0%	-	1.2%	1.3%	1.5%	1.6%	1.2%
その他の職種	23.0%	26.0%	24.0%	24.0%	23.0%	21.3%	20.9%	18.4%	20.8%

* 2013, 2016 年度の数値は 6 月 30 日時点の数値である（それ以外は会計年度末の 9 月 30 日時点の数値である）。

** ハイフン記入の年は、当該産業が 10 位までに入らなかったため記載なしとなっている。

出典：ETA（2013-2021）より筆者作成。

(1) 採用段階での問題

H-2B 労働者の採用に関して、前項で説明したように、H-2B 労働者を雇用したい使用者は、まず H-2B の申請許可を労働省から取り、国土安全保障省に実際に国外から労働者を呼び寄せる申請を行う。その後、労働者本人が大使館ないしは領事館での面接を行いビザが発給される (Bruno, 2020)。この際、多くの使用者たちは、アメリカ国外に居住する労働者を採用するにあたり、現地のあっせん業者に委託することが多い。

この段階での問題は、H-2B での仕事を求める者たちが、使用者やあっせん業者から、申請やビザ取得に必要という理由から手数料を徴収されることである。これは、H-2B の制度上禁止されているものであるが、労働者たちがこうした費用を請求された事例が調査の中で多く報告されている (GAO, 2010)。多くの申請希望者は、この手数料を支払うために借金をする。これは移住労働者の中には、アメリカで H-2B 労働者として仕事を始める時点で既に借金を負っている者がいることを意味する。

ある労働者は、H-2B 労働者として働くことを申請するのに約 30 ドル、領事館に提出する書類のために 540 ドル、領事館での面接予約のために 130 ドルを請求された。さらにその後、業者への手数料として 1000 ドルを請求されている。合計で 1700 ドルもの手数料を請求された (Owens, Dank, Farrell, Breaux, Banuelos, Pfeffer, Heitsmith, Bright, and McDevitt, 2014, 52)。また 2007 年にサウスダコタ州のホテルの使用者が訴えられた事案では、9 人の H-2B 労働者に対して、ビザ取得プロセスにかかった手数料として各人 1200 ドルが請求されたとされている⁽¹⁰⁾。

こうした 1000 ドル台の手数料の請求も見られる一方で、1 万ドルを超える法外な手数料が請求された事案も見られる。ある韓国人労働者は、家禽加工工場で働くために、あっせん業者に 2 万 6000 ドルを支払ったことが報道された (Costa, 2021a, 20-21)。しかも、このケースは約束された仕事がないというものであった。

メキシコ系移民労働者の支援を行っている NPO 団体、移住者権利センター (Center for Migrant Rights, centro de los derechos del migrante inc.) の 2013 年の調査によると、調査対象の 58% があっせん手数料を支払っており、その平均は 580 ドルであった⁽¹¹⁾。しかし、短期労働者として働く (働いた) 人々の記録やインタビューに基づいて、事態を調査した Urban Institute の報告では、対象の約半数が手数料を請求され、そのうち 4999 ドル以下が約 56% と半数以上を占めるが、1 万ドル以上請求されたという回答も約 36% にも上っている。

このように、高額の手数料を請求されるケースばかりではないものの、時には 1 万ドルを超える高額な手数料を請求されるケースも存在している。

(10) ただ実際にかかった費用は 9 名全体で 1200 ドルであった。この事案では、他にも多くの労働者の権利侵害が見られ、提訴されている。GAO (2010, 6)。

(11) この調査は H-2A 農業労働者も含む H-2 労働者全体を対象としている。Center for Migrant Rights (2013, 5)。

千ドルから数千ドルにかけての手数料だとしても、H-2B 労働者として応募してくる人々にとってその金額を準備するのは容易ではない。多くの場合、自身や家族の財産を売って資金を作ったり、自分の自宅を（時には親類の住宅を）担保にお金を借りて用意する。先述の移住者権利センターの調査では、対象の47%が手数料も含めたアメリカへの渡航準備で借金をしている。また、この時の借金は利率がかなり高くなることも多く、この調査でも利率は10%から高い時は25%にも上るとされている（Center for Migrant Rights, 2013, 19）。

このように、H-2B 労働者はアメリカで移住労働者として働く前の段階から借金を背負うことになるのである。

(2) 賃金関係

アメリカでH-2B 労働者として働き始めた後も、彼らを取り巻く環境は大きな問題をはらんでいる。本項では賃金支払いに関する問題を取り上げ、次項では住居費について述べたい。賃金関係で最も大きな問題は、賃金が十分に支払われないという事態が広がっていることである。これについては、労働省の賃金労働時間局（Wage and Hour Division, Department of Labor, 以下 WHD と略記）から調査（investigations）の結果が公表されている（Costa, 2022, 13-16; WHD, 2021）。

表5で示された調査結果は、H-2B プログラムで働く労働者だけでなく、取り上げられた7つの産業で働く全労働者が対象となったものである。ここでの違反事例にかかわる従業員や賃金未払いのある従業員の中には、アメリカ市民や非正規滞在移民も含まれており、H-2B 労働者だけではない。そのため、この表に記された違反事例や未払い賃金などの数値が全てH-2B 労働者ということではない（法令違反に直面している従業員数のうちの程度がH-2B 労働者なのかについては不明である）。このように、表5は、H-2B 労働者のみが賃金未払いやその他の法令違反にさらされているということを示しているのではなく、H-2B 労働者を多く採用している7つの産業で相当多くの賃金未払いのケースが生じていることを示している。ただ、この点を加味して

表5 H-2B 労働者の利用の多い7産業での WHD による労働条件に関する調査件数、違反件数、未払い賃金、民事制裁金（2000-2021 会計年度）

産業	件数	違反件数	違反事例にかかわる従業員数	賃金未払いのある従業員数	未払い賃金算定額 (2021年ドル)	従業員一人当たりの未払い賃金 (2021年ドル)	民事制裁金算定額 (2021年ドル)
7つの産業総計	225,227	180,451	1,835,805	1,666,195	\$1,792,259,236	\$1,076	\$114,791,387
造園サービス業	5,705	4,289	64,734	58,404	\$60,088,422	\$1,029	\$4,833,676
ビル清掃・管理サービス業	11,660	9,391	105,604	96,279	\$96,808,594	\$1,006	\$3,289,109
ホテル・モーテル業	22,469	18,501	150,452	140,864	\$86,691,426	\$615	\$8,430,597
林業	1,479	1,102	13,089	10,860	\$10,781,520	\$993	\$4,262,217
食品サービス業	108,244	88,765	839,171	752,417	\$654,970,169	\$870	\$64,575,989
建設業	68,012	52,441	591,131	542,034	\$847,882,693	\$1,564	\$20,515,880
アミューズメント業	7,658	5,962	71,624	65,337	\$35,036,411	\$536	\$8,883,919

出典：Costa（2022，16）

も、下記のように H-2B 労働者を多く採用している産業で多数の賃金未払い事例が発生し、多額の未払い賃金が算定されており、H-2B 労働者もその影響を受けている。

2000 会計年度から 2021 会計年度までの 22 年間で調査した主要 7 産業での 22 万 5227 件のケースの中で何らかの法令違反があったケースが 18 万 451 件に上り、調査全体の約 80% に上っている。賃金関連のみに限定した法令違反の件数はこのデータにはないが、法令違反とされたケースで働いている労働者数が 183 万 5805 人なのに対して、賃金未払いとなっている労働者数が 166 万 6195 人と全体の約 91% に上っていることから推計して、16 万 3500 件程度、調査全体の 73% 程度の賃金未払い関連の法令違反があったと考えられる (Costa, 2022)。

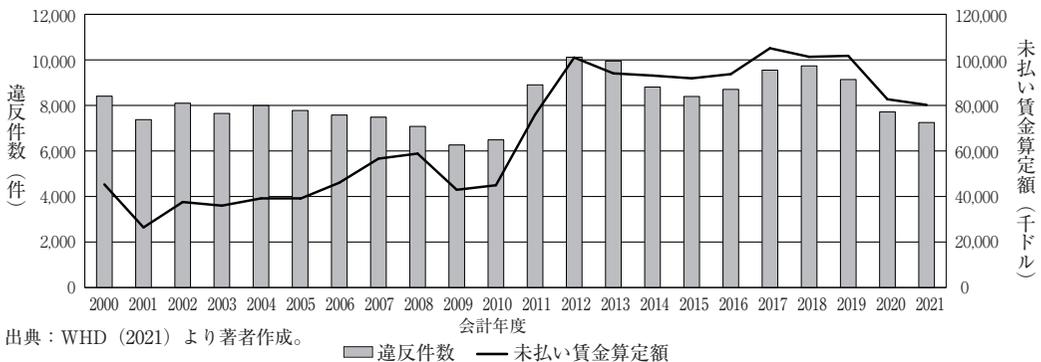
そして、その未払い賃金総額は、17 億 9225 万 9236 ドルに上っている。表 5 を見ると、賃金未払いとなっている労働者の数が最も多いのが食品サービス業であり約 75 万 2400 人となっている。次に多いのが建設業の約 54 万 2000 人となり、それ以下は、ホテル・モーテル業、清掃・ビル管理サービス業、アミューズメント業、造園サービス業、林業となる。ただ未払い賃金額でいうと、食品サービス業と建設業の位置は入れ替わっている (Costa, 2022, 16)。これは、労働者一人当たりの未払い賃金額が建設業の方が食品サービス業の約 1.8 倍となっており、建設業での一人当たりの賃金未払いの規模が大きいのがわかる。

図 1 は、WHD の調査で、H-2B 労働者の多い 7 産業での違反件数と未払い賃金算定額の 2000 年以降の推移を追ったものである。2008 年の世界金融危機後の 2009 年、10 年と両者ともに減少したが、2020 年の新型コロナウイルスのパンデミック前までは比較的高い数値を示しており、2010 年代にも賃金未払い事例が多数発生していることが分かる。

H-2B 労働者に支払う賃金水準については、当該職種のその地域の標準的賃金を支払うということが規定されており、それが労働者にも本来は約束されるべき賃金水準である。しかし、このように多額の未払い賃金が存在する背景には、約束した賃金水準を支払わなかったり、残業代を支払わないケースがある。

アーカンソー州の林業の会社では、6 年にわたり 2200 人の労働者に対して、標準賃金と残業

図 1 労働省賃金労働時間局の調査での法令違反件数と未払い賃金算定額
(H-2B 労働者の利用の多い 7 産業、2000-2021 会計年度)



代を支払っていなかったとして訴訟となっていた。会社は、従業員が、英語を話せずアメリカの法規を理解していないことにつけこみ搾取していたとされた⁽¹²⁾。またニューヨークの移動アミューズメント・パーク会社は、54人のメキシコ人 H-2B 労働者に対して約束した賃金を支払わなかったことで 2008 年に調査を受けている。そこでは、1 週間の賃金として労働時間にかかわらず 275 ドルから 350 ドルしか払っていないとされ、時給では平均約 5 ドルとなる。しかし、会社は、労働者に対して時給 8 ドル、残業時には残業手当含めて 12 ドル 20 セントの支払いを約束していた (GAO, 2010, 6)。さらには、労働者に対して、約束した賃金より低い賃金の支払いに同意させる契約書に署名させるようなケースも存在した⁽¹³⁾。

こうした使用者が労働者に正当な賃金水準を支払わないケースとともに、H-2B の賃金規定にかかわって虚偽の申請をすることで支払うべき賃金を削減させようとするケースも存在した。H-2B の賃金規定は、H-2B 労働者を付ける職種の当該地域の賃金水準を基準に H-2B 労働者の賃金水準は決められる⁽¹⁴⁾。しかし、使用者の中には、実際に仕事をする職種よりも低い賃金水準の区分で労働者を申請することで、標準的賃金を支払っているように見せるやり方を取ることも指摘されている。実際に、ペンシルベニア州の造園業者と人材あっせん業者は、H-2B 労働者への支払賃金を低くするために、労働省への労働許可の申請において、実際に仕事をさせる職種と異なる分類で申請したとされた⁽¹⁵⁾。

(3) 住居費の請求

H-2B 労働者が直面する困難は、賃金未払いだけではない。労働者は、賃金が十分に支払われないだけでなく、経営者からさらに住居費が請求されるケースも存在する。アメリカで仕事をする間の住居費については、同じ短期就労ビザでも農業労働者向け H-2A プログラムでは使用者負担で居住場所を提供することが求められている。対して、H-2B プログラムでは労働者自身が住居費を支払う規定となっている (GAO, 2015, 10, 32)。そのため、経営者が住居を準備した場合、H-2B 労働者がその家賃を支払うこと自体は制度上あり得ることである。しかし、問題は、使用者が準備する住居の衛生状態等の水準と請求される費用の妥当性である。

ウィリアム・テリー (William Terry) によるサウスカロライナ州のリゾート地の観光産業の H-2B 労働者の調査からは (Terry 2018, 97-98)、訴訟に至るようなケースでない場合の住居の様子や支払っている家賃の水準が見えてくる。観光産業の H-2B 労働者が働くのはリゾート地のホテルなどが多く、職場の近くは家賃が高いため、彼らが住むことができる家賃水準の住居は職場から遠いことが多い。ヒルトンヘッドアイランド (Hilton Head Island) の事例では、H-2B 労働

(12) この訴訟は、2010 年には会社が 275 万ドルの未払い賃金を支払うことで和解した。GAO (2010, 7)。

(13) フロリダ州のホスピタリティ関連産業の人材あっせん業者の事案。GAO (2010, 9)。

(14) これ自体が低いことは、前述した通りである。EPI (2021a, 23-24)。

(15) 2007 年に訴訟を起こされ、2009 年に労働者に 2 万ドル支払うことで和解した。GAO (2010, 9)。

者たちは職場には遠く自転車かバスでしか通うことができない場所にあるアパートに住んでおり、家賃は月額 450 ドルである。彼らは、住宅の質や給料水準に比して家賃が高いと感じている。マートルビーチ (Myrtle Beach) の事例では、アパートは職場に歩いていくことができる距離にあるものの、狭隘で家賃も高いことが記されている。1つの部屋に3人の女性で住み、さらに1つのキッチンを別の3人と共有している。それでも、使用者に支払う家賃は週 95 ドルとされ、月額換算で 410 ドル程度となる。こちらの事例では時給 8.85 ドルであり、所得の3割を超えることとなり、家賃はそれなりに高くなっている。後述するような訴訟になるケースほど極端に高い家賃の請求とはなっていないが、家賃額や住居の質において不満が出る水準となっている。

GAO がまとめた訴訟に発展したケースでは、採用段階で9人のメキシコ人労働者から手数料を取ったサウスダコタ州のホテルが、彼らがシェアして住むアパートについても、一人につき月 1050 ドルの家賃を徴収していた。しかし、実際には同水準のアパートの家賃は 375 ドルの相場であった。このケースでは、労働者たちは使用者による幾重にも恣意的な費用を請求され、その支払いのために地元のファストフード店で2つ目の仕事に就かなければならない状況へと追い込まれたと報告されている (GAO, 2010, 6)。2011 年の研究で紹介されているのは、ジャマイカからの H-2B 労働者の労働・居住環境であった。ルイジアナ州のカジノで働いていたジャマイカからの H-2B 労働者の話では、ゲストワーカーのための小さな集合住宅 (efficiency apartment) の宿舍を与えられた。労働者たちは3つのベッドルームと1つのバスルームを5人でシェアした。彼らは、この部屋の費用として1日に10ドルも請求された⁽¹⁶⁾。

先に触れたように、H-2B 労働者が住居費を支払うこと自体が問題というのではなく、使用者が用意した住居に労働者を住ませた場合に請求する家賃の額と、そこで準備された住居の質の問題であった。ここで触れた事例のように、かなり高額な家賃を労働者が請求されるケースがある。また、BussFeed News の 2015 年の記事では、使用者が提供する住居の衛生状態について、おおよそ不衛生であり、害虫も出るトレーラーの床に直接マットレスを引いて寝る状態で大勢が押し込められるような状態も存在したことが報じられている (Garrison, et al. 2015)。

3. H-2B プログラムの問題と改善方策

(1) H-2B プログラムがもたらす問題

前節で描いた H-2B 労働者のひどい扱いについては、全ての H-2B 労働者がこうした被害にあっているということではない。ただ、WHD が調査に入った職場で、何らかの法令違反があった割合が8割に上っていたことから理解できるように、H-2B 労働者にとって H-2B プログラ

(16) 月額約 300 ドルになる。Ness (2011, 130)。さらにこのアパートは、スーパーマーケットが近くはなく、ファストフードのお店で加工食品を買わなければならない立地であった。

ムの下で働くことにはリスクがあることも確かである。なぜ、H-2B プログラムでこうした問題が広がっているのか。この点について、H-2B プログラムの規定そのものの問題点と、プログラムの規定の取締りが十分に行われていないことの2つの側面から考察する。

H-2B プログラムの根本的欠陥ともされる特徴が、このプログラムの下で働く労働者は単一の使用者のみに結び付けられることである (SPLC, 2013, 42; Terry, 2018, 92)。そのため、ビザの期間では、労働者は雇用されている使用者の下を離れて、別の使用者の下で働くことができない。そのため、H-2B 労働者は、職場の労働条件や環境に不満があった場合にその改善を求める行動をとることは難しいのである。前項で述べてきたような賃金未払いや住居の問題に直面したとしても、声をあげることは困難である。

もし声をあげても解雇されれば、滞在・就労資格を失うことになり、アメリカにとどまることはできない。労働者たちの中には、前項でも触れたように、H-2B プログラムに申請し、ビザを取得するために、多額の借金を抱えている者もいる。彼らは、借金を抱えたまま帰国することはできない。使用者が、労働者本国のあっせん業者に、他の仕事への推薦も行わないようにブラックリストに掲載するよう求めた場合には、その労働者は本国に帰国後アメリカでゲストワーカーとして仕事をする機会をそれ以降失ってしまうことになる (Costa, 2021a, 21; Garrison, et al., 2015)。

このように使用者の労働者に対する支配力が圧倒的に強い現行の制度では、H-2B 労働者は、労働条件の改善を求めるための行動をとったり、仕事を辞めたりすることは難しく、仮に行動を起こした場合の代償も大きい。そのため、労働者はどんなにひどい条件の職場であったとしても我慢するしか道はないと感じるのである。

制度そのものの問題と同時に、H-2B プログラムの基準が守られているかの調査と取締りを行う労働省の能力が、十分ではないことも指摘できる。労働省の調査機関は、その予算も人員も非常に少なく制限されている。そのため職場の調査、法令違反の取締りを十分に実施することができない。全国で調査対象となる労働者は1億5000万人近くにのぼるが、彼らを調査する労働者の調査員はおよそ1000名しかいない (Garrison, et al., 2015)。また、予算面でも、2018会計年度での労働基準の執行を行うための全米の連邦機関での予算は20億ドルしかない。それに対して、移民取締りへの支出は240億ドルとなっており、労働基準取締り予算の12倍もの予算が組まれている (Costa, 2021a, 24)。特に、WHDの2019年のスタッフの数は50年前よりも少なくなっており、いかにアメリカ政府の中で、労働者保護の観点からの労働法規を遵守させるための調査能力が重視されていないかがわかる。

(2) プログラム改善の試み

こうした事態の中で、H-2B プログラムをどのような方向で改善すべきなのかについての議論をまとめたい。ここでの論点は、H-2B ビザが単一の使用者にのみ結び付けられている状態、

H-2B 労働者がアメリカに入国する前にあっせん業者などから手数料を取られる現状、使用者による賃金未払いの頻発、労働省の調査能力の低さなどであろう。

これらの問題への対応は、行政府の範囲での対応では難しく、法制度の改正が必要となる。そのためには議会での法案可決が必要である。これは民主党と共和党の対立が激しい現状では困難であるが、近年、連邦議会では H-2B プログラムの改善を目指した法案は何度か提案されてきている。ここでは 2010 年代以降に提案された 3 つの法案の内容を取り上げ、具体的な改善の試みを考察する。

第 1 は、2013 年に 4 名の民主党議員と 4 名の共和党議員の超党派で上院議会に提案された「国境警備・経済的機会・移民現代化法案」(Border Security, Economic Opportunity, and Immigration Modernization Act: S. 744) である (大沢 2014, 2-5)。この法案は、包括的移民改革法案として、①国境警備と国内の移民関連法の執行強化、②国内の非正規滞在移民の市民権獲得への制度整備、③高技能・低技能の両方に関する短期就労ビザの拡充・新設といった移民政策にかかわる課題を幅広くカバーしたものである (中島 2016b, 180-181)。この法案で H-2B プログラムに関するものは 3 点目の項目で、移住労働者をあっせんする外国の契約業者に対して、労働省への登録を義務付け、(対象となる労働者層、使用者名、下請け業者名、仕事の期間といった) 情報の開示、保証金の支払いを求める内容であった。こうすることで、H-2B プログラム参加の労働者が申請段階からアメリカに来るまでに高額の手数料を請求され借金を背負うことにならないようにすることを目指した (Costa, 2021a, 26-27)。

第 2 は、2020 年と 22 年に民主党のホアキン・カストロ (Joaquin Castro) 下院議員 (テキサス州選出) によって提案された「季節労働者団結法案」(Seasonal Worker Solidarity Act) である。H-2B プログラムの国内での問題について対応する内容となっている (Costa, 2021a, 27-28)。本法案の論文との関係で重要な点は、賃金規定と使用者とのつながりに関する規定である。法案では、企業が用いている当該職種での地域の平均賃金よりも安く H-2B 労働者に支払う方法を規制し、その職種での地域の平均賃金以上の賃金を支払うことを明記し、最も高い賃金を支払う使用者にビザを割り当てるよう求める内容である⁽¹⁷⁾。また、使用者との関係では、一人の使用者のみに結び付けられている現状を改善し、一定の期間 (18 か月間) H-2B 労働者として働いた後は、労働者自身が使用者を変更したり永住権を申請することを可能にするというものであった (Costa, 2021a, 28)。

(17) Costa (2021a, 27-28). H-2B の賃金規定では、地域の標準賃金を支払わなければならないが、その標準賃金の算出方法については、必ずしも労働省自身の調査ではなく民間賃金調査 (private wage surveys) を利用することが可能となっている。この民間賃金調査は、調査方法やデータについて労働省の承認を必要とするものの、地域の平均的賃金水準よりは低く算出される傾向があり、企業は低く算出することを目的として利用していると指摘されている。例えば、メリーランド州東海岸のシーフード加工業の会社が利用した民間賃金調査では、2016 年で時給 8.61 ドル、17 年で 9.51 ドルなのに対して、地域の当該業種の平均時給は 12.87 ドルとなっている。Costa, (2017).

第3は、「搾取と報復から労働者を保護する法案」(Protect Our Workers from Exploitation and Retaliation Act)である(Chu, 2018)。こちらは、民主党のジュディ・チュー(Judy Chu)下院議員(カルフォルニア州選出)とロバート・メネンデス(Robert Menendez)上院議員(ニューヨーク州選出)の2名によって、2019年12月に提出されたものである⁽¹⁸⁾。この法案は、移住労働者が職場での違反行為を報告した際に、調査や訴追等に協力するために彼らに「Uビザ」を発給するよう求めたものである⁽¹⁹⁾。これにより、彼らは、職場の不正を告発した後(仕事を失った後)でも、国外追放が延期され、その間、働くことも可能となる。これにより労働基準執行機関の調査権限も強まることとなる。

以上のようなH-2Bプログラムの問題を改善するための法案は提案されてはいるものの、連邦議会で立法化されるまでには至っていない。

おわりに

以上、本稿では、H-2Bプログラムの規定と、H-2B労働者の直面している苦難、使用者からの権利侵害、その制度上の原因と改善を求める法案について考察してきた。

H-2Bプログラムは、アメリカ人労働者の賃金・労働条件の引き下げにつながらないように短期で、かつ同地域・同職種の標準賃金を支払うという規定を有している。しかし、この制度では、H-2Bのビザは単一の使用者の下で働く時のみ有効である。そのため、労働者たちは、使用者による恣意的な申請段階での手数料の徴収や、約束していたよりも低い賃金の支払い、家賃などの不当に高い費用の徴収といったひどい扱いを甘んじて受け入れる状況であった。その背景には、H-2Bプログラムの制度上の問題が存在した。H-2Bのビザは単一の使用者の下で働く時のみ有効であり、仕事を辞めることは滞在・就労資格を失うことを意味した。さらに、賃金未払いなどの法令違反に対して管轄する労働省の取締りも十分とは言えない。H-2Bプログラムの下で働く労働者たちは、法的行政的保護も十分でない中で、労働環境の改善や(仕事を辞めるといふ)困難な労働条件からの避難も難しい。本稿の冒頭で触れたH-2B労働者の労働条件が現代の奴隷制のようだと言われた理由がここにある。こうした状況を改善しようと、連邦議会では、あっせん業者への規制、H-2Bプログラムの単一の使用者への拘束の緩和、賃金規定の改善、条件改善を訴えた労働者の保護規定の創設などを目指し、法案が提案されてきた。しかし、法案は成立することではなく、こうした改善策は実現されていない。

前大統領のドナルド・トランプは、大統領選挙出馬時から反移民の姿勢を明らかにしていた。

(18) Costa (2021a, 28). 古くは2011年にも一度提案されている。

(19) Costa (2021a, 29). Uビザは現行では、特定の犯罪行為の被害者が調査や訴追に協力する際に、彼らの滞在資格を保証するために発給されている。それを、労働関連犯罪にも拡充して適用すべきという内容である。

しかし、トランプ政権期、新型コロナウイルスのパンデミック前の段階では、H-2B プログラムでの移住労働者の受入は減少することではなく、第 1 節で触れたように実際には増大していた (Zaveri and Rueb, 2019)。これに対して、移民受入に否定的な移民規制派のシンクタンクである移民研究センター (Center for Immigration Studies) はトランプのこうした姿勢をアメリカ人労働者への裏切りと評している⁽²⁰⁾。他方で、労働組合も H-2B の拡充に反対している⁽²¹⁾。本論でまとめたように、H-2B 労働者の労働環境の問題は、現行の枠組みで受け入れ人数を増やしても解決に向かうわけではない。現在の民主党バイデン政権は、H-2B 労働者の流入の拡充を目指そうとしている。しかし、これには、民主党支持組織である労働組合や移民権利擁護団体は強く反対している (Penn, Ben and Douglas, 2021)。H-2B プログラムのあり方を再検討する必要があるが、その実現の道のりは難航することが予想される。

* 本報告は科学研究費補助金 (研究代表者: 中島醸, 研究課題番号 22K12522) による研究成果の一部である。

(20) Hunnekens (2019). 移民政策をめぐる対立状況やトランプ政権の移民政策については、中島 (2021) を参照。

(21) AFL-CIO (2016); Samuel (2020). 2000 年代には、労働組合の中にはゲストワーカー・プログラムの拡充を支持する動きも見られたが、そこでも労働者保護規定が整備されることが条件とされていた。2009 年の民主党バラク・オバマ政権成立後に、労働運動は全体としてゲストワーカー・プログラムの新設や拡充を求めるよりは、その労働者保護の観点から改善を求めることを重視するようになった。詳しくは、中島 (2015, 2016a) を参照。

参考文献

- American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations [AFL-CIO] (2016, June 23). Fact Sheet on Why the H-2B Program is Bad for Working People. Legislative Alert. <https://aflcio.org/about/advocacy/legislative-alerts/fact-sheet-why-h-2b-program-bad-working-people>
- Brown, Tamara Mose (2011). *Raising Brooklyn: Nannies, Childcare, and Caribbeans Creating Community*. NYU Press.
- Bruno, Andorra (2020, June 9). H-2A and H-2B Temporary Worker Visas: Policy and Related Issues. CRS Report, R44849.
- Bruno, Andorra (2022, July 13). The H-2B Visa and the Statutory Cap. CRS Report, R44306.
- Center for Migrant Rights (2013). Recruitment Revealed: Fundamental Flaws in the H-2 Temporary Worker Program and Recommendations for Change. Center for Migrant Rights. <https://cdmigrante.org/recruitment-revealed-fundamental-flaws-in-the-h-2-temporary-worker-program-and-recommendations-for-change/>
- Chu, Judy (2018, May 22). Rep. Chu and Sen. Menendez Introduce Bicameral POWER Act to Protect Immigrant Workers. Press Release.

- <https://chu.house.gov/media-center/press-releases/rep-chu-and-sen-menendez-introduce-bicameral-power-act-protect-immigrant>
- CNN (2007, January 23). Transcripts, Lou Dobbs Tonight.
<http://edition.cnn.com/TRANSCRIPTS/0701/23/ldt.01.html>
- Costa, Daniel (2017, May 26). H-2B crabpickers are so important to the Maryland seafood industry that they get paid \$3 less per hour than the state or local average wage. Working Economics Blog, Economic Policy Institute.
- Costa, Daniel (2021a, February 3). Temporary work visa programs and the need for reform. Economic Policy Institute.
- Costa, Daniel (2021b, March 18). Wages are still too low in H-2B occupations. Working Economics Blog, Economic Policy Institute.
- Costa, Daniel (2022, August 18). As the H-2B visa program grows, the need for reforms that protect workers is greater than ever. Economic Policy Institute.
- Fink, Leon (2003). *The Maya of Morganton: Work and Community in the Nuevo New South*. University of North Carolina Press.
- Garrison, Jessica, Ken Bensinger, and Jeremy Singer-Vine (2015, July 24). The New American Slavery: Invited To The U.S., Foreign Workers Find A Nightmare, *Buzzfeed News*.
- Gordon, Jennifer (2005). *Suburban Sweatshops: The Fight for Immigrant Rights*. Belknap Press.
- Griffith, David (2006). *American Guestworkers: Jamaicans and Mexicans in the U.S. Labor Market*. Pennsylvania State University Press.
- Huenekens, Preston (2019, March 29). Latest Trump H-2B Increase Again Betrays American Workers. Center for Immigration Studies.
- Jordan, Miriam (2020, May 12). They Lost Their Jobs. Now They May Have to Leave the U.S. *New York Times*.
- Kluser, Jade (2019). The Lives of H-2B Workers in the Trump Era: An Anthropological Perspective on Immigration. *Journal of International Women's Studies*, 20 (2), 412-425.
- Milkman, Ruth (2020). *Immigrant Labor and the New Precariat*. Polity Press.
- Nabhan-Warren, Kristy (2021). *Meat Packing America: How Migration, Work, and Faith Unite and Divide the Heartland*. University of North Carolina Press.
- Ness, Immanuel (2011). *Guest Workers and Resistance to U.S. Corporate Despotism*. University of Illinois Press.
- Owens, Colleen, Meredith Dank, Amy Farrell, Justin Breaux, Isela Banuelos, Rebecca Pfeffer, Ryan Heitsmith, Katie Bright, and Jack McDevitt (2014, October 21). Understanding the Organization, Operation, and Victimization Process of Labor Trafficking in the United States. Urban Institute.
- Penn, Ben, and Genevieve Douglas (2021, April 20). Biden Agencies' Pact Boosts Seasonal Visas in Blow to Unions, *Bloomberg Law*.
- Samuel, William (2020, July 20). Letter Opposing Expansion of H-2A or H-2B Visa Programs. Legislative Alert.
<https://aflcio.org/about/advocacy/legislative-alerts/letter-opposing-expansion-h-2a-or-h-2b-visa-programs>
- Sittig, Ann L., and Martha Florinda González (2016). The Mayans Among Us: Migrant Women and *Meatpacking on the Great Plains*. University of Nebraska Press.
- Southern Poverty Law Center [SPLC] (2013, February 19). Close to Slavery: Guestworker Program in the United States.
- Swain, Carol M., ed. (2018). *Debating Immigration*, 2nd edition. Cambridge University Press.
- Terry, William (2018). Precarity and Guest Work in U.S. Tourism: J-1 and H-2B Visa Programs.

- Tourism Geographies*, 20 (1), 85-106.
- U.S. Department of Labor, Employment and Training Administration [ETA] (2013-2021). H-2B Temporary Non-Agricultural Labor Certification Program - Selected Statistics.
- U.S. Department of Labor, Wage and Hour Division [WHD] (2021). Industries with High Prevalence of H-2B Workers.
<https://www.dol.gov/agencies/whd/data/charts/industries-h2b-workers>
- U.S. Government Accountability Office [GAO] (2010, November 1). H-2B Visa Program: Closed Civil and Criminal Cases Illustrate Instances of H-2B Workers Being Targets of Fraud and Abuse. GAO-10-1053.
- U.S. Government Accountability Office [GAO] (2015, March). H-2A and H-2B Visa Programs: Increased Protections Needed for Foreign Workers. GAO-15-154.
- Woods, Joshua, and C. Damien Arthur (2017). *Debating Immigration in the Age of Terrorism, Polarization, and Trump*. Lexington Books.
- Zaveri, Mihir, and Emily S. Rueb (2019, April 8). U.S. Wants to Allow More Foreign Workers While Also Restricting Immigration. *New York Times*.
- 大沢秀介 (2014) 「アメリカにおける移民政策・移民法に関する一考察——最近のオバマ政権の移民改革の背景——」『法学研究』第 87 巻第 2 号。
- 小井土彰宏編 (2017) 『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析——』名古屋大学出版会。
- 田中研之輔 (2017) 『ルポ不法移民』岩波新書。
- 中島醸 (2015) 「アメリカ移民制度改革と労働組合——ゲストワーカー・プログラムをめぐる対立——(上)」『千葉商大紀要』第 53 巻第 1 号。
- 中島醸 (2016a) 「アメリカ移民制度改革と労働組合——ゲストワーカー・プログラムをめぐる対立——(下)」『千葉商大紀要』第 53 巻第 2 号。
- 中島醸 (2016b) 「移民政策——移民制度改革をめぐる党派対立と大統領令——」藤木剛康・河音琢郎編『オバマ政権の経済政策』ミネルヴァ書房。
- 中島醸 (2021) 「移民政策——移民労働力の重要性和深まる党派対立——」河崎信樹・河音琢郎・藤木剛康編『現代アメリカ政治経済入門』ミネルヴァ書房。
- 西山隆行 (2016) 『移民大国アメリカ』ちくま新書。

(原稿受付 2022 年 10 月 26 日)

日本の金型産業の国際競争力に関する一考察

平山 勉

1. はじめに

本稿の課題は、高度成長期から安定成長期に至る日本の金型産業における国際競争力の構築について、当該産業の発展過程と NC 工作機械の導入に焦点を当てながら検討している。金型とは原材料を所定の形状に成形する、金属の型のことであり、同一の品質の製品を大量に成形するための生産手段として存在している。そのため今日の大量生産の基礎を成し、特に自動車、家電などの日本を代表する量産型機械工業の生産には、金型は不可欠だけでなく、その品質と精度が大きく影響するものである⁽¹⁾。

1957 年当時、日本における金型の生産額はわずか 106 億円程度であり⁽²⁾、ひとつの産業として顧みられることすらなかった。しかし、83 年にはいわゆる 1 兆円産業の仲間入りを果たし⁽³⁾、1998 年現在では生産額で約 1 兆 8,672 億円⁽⁴⁾、そのおおよそ 16% にあたる 2,980 億円が輸出されている⁽⁵⁾。またその生産額は、世界の金型生産規模 4 兆 4,483 億円の約 42% を占める状況となった⁽⁶⁾。

日本の金型産業に関する先行研究としては、田口直樹の『日本金型産業独立性の基盤』や⁽⁷⁾、平山勉の『高度成長期におけるプラスチック用金型産業の発展』がある⁽⁸⁾。後者が、高度成長期日本のプラスチック用金型産業に焦点をあてて、産業発展の要因——製品用途別分業・設備投資の進展・工程間分業等——とその歴史的経緯について分析したものであるに対し、前者は、日本の金型産業を産業構造・設備・技術などから多面的に捉え、独立した産業として、それぞれの要

(1) 平山勉『高度成長期におけるプラスチック用金型産業の発展』雄松堂書店、2015 年、p.1.

(2) 日本金型工業会・機械工業振興協会『金型生産調査報告』1960 年、p.4. 求められる金型生産額のなかで、一番古いものと思われる。

(3) 大阪府立産業開発研究所『大阪の中小工業の基本構造——最近 10 年の歩みと当面する問題——その 3. 金型製造業』1994 年、p.17.

(4) 松岡甫篁、小松道男『はじめての金型技術』工業調査会、2001 年、p.18.

(5) 『機械と工具、最新金型加工技術』4 月号別冊、工業調査会、2001 年、p.178.

(6) 前掲『はじめての金型技術』、p.18.

(7) 田口直樹『日本金型産業独立性の基盤』金沢大学経済学部研究叢書 11、2001 年。

(8) 前掲、『高度成長期におけるプラスチック用金型産業の発展』

素がいかなる形態を示しているのかを考察している。また、この他にも、同産業を機械工業振興臨時措置法（以下、機振法）との関連の中で捉えようとした研究もある⁽⁹⁾。しかしながら、既存の研究では、日本の金型産業が如何にして国際競争力を獲得し、構築していったのかについての研究は十分に行なわれているとは言い難い⁽¹⁰⁾。

そこで本稿では、日本の金型産業の発展と国際競争力の構築の歴史的要因の一端に迫ることを課題とする。具体的には、まず先行研究がアメリカ金型産業の国際競争力低下の要因として指摘している2つの問題——非効率な生産体制とNC化の遅れ——を手がかりとして、日本の金型産業の発展過程を探ることにしたい。

以下の構成は、まず第2節でアメリカ金型産業における競争力低下の要因をみた後、日本の金型産業に目を転じ、第3節で1960年代を中心とする生産体制の形成過程について、第4節でNC工作機械の普及過程について、それぞれ考察し、第5節で全体の総括を行なう。以上をもって、今後、戦後の金属加工製造業におけるNC化の進展を考察していくための手がかりとした

表1 金型輸出入の推移とシェア上位5カ国の変遷

輸出総額と上位5カ国のシェア												
年	輸出総額	%	1位	%	2位	%	3位	%	4位	%	5位	%
1962	123	100	フィリピン	23.1	インドネシア	9.0	インド	8.0	台湾	6.9	アメリカ	3.4
1965	966	100	オーストラリア	13.6	アメリカ	12.5	香港	8.5	フィリピン	8.2	台湾	8.1
1970	2,611	100	台湾	16.0	ソ連	14.0	アメリカ	12.5	フィリピン	10.6	オーストラリア	6.5
1975	6,547	100	韓国	13.0	台湾	11.6	アメリカ	10.1	イラン	9.3	シンガポール	8.4
1980	23,569	100	アメリカ	17.1	韓国	12.1	シンガポール	11.6	台湾	11.2	香港	5.6
1985	97,822	100	アメリカ	17.1	韓国	13.8	中国	9.8	南アフリカ	7.6	台湾	6.9
1990	156,232	100	アメリカ	23.6	韓国	10.8	タイ	7.9	シンガポール	7.6	台湾	6.8
1996	283,913	100	アメリカ	23.3	タイ	11.7	中国	10.7	韓国	8.8	マレーシア	7.5

輸入総額と上位5カ国のシェア												
	輸入総額	%	1位	%	2位	%	3位	%	4位	%	5位	%
1962	99	100	アメリカ	41	西ドイツ	40.4	イギリス	10.8	スイス	2.8	香港	1.2
1965	494	100	アメリカ	30.1	オーストラリア	22.3	スウェーデン	14.2	西ドイツ	9.6	スイス	8.6
1970	1,148	100	アメリカ	61.6	オーストラリア	10.3	スウェーデン	9.5	スイス	6.1	西ドイツ	5.5
1975	2,301	100	韓国	33	アメリカ	28.3	オーストラリア	17.6	カナダ	7.2	西ドイツ	2.6
1980	2,498	100	オーストラリア	26.2	韓国	21.1	アメリカ	19.7	西ドイツ	7	イタリア	6.2
1985	4,751	100	韓国	27.6	オーストラリア	24.2	アメリカ	20.1	台湾	9.6	西ドイツ	7.7
1990	17,771	100	韓国	37.7	台湾	19.7	アメリカ	11	オーストラリア	7.6	西ドイツ	4.7
1996	25,869	100	韓国	29.1	台湾	15.2	オーストラリア	13.9	アメリカ	11.5	タイ	5.8

出典：田口直樹『金型産業の独立性の基盤』金沢大学経済学部叢書11, 2001年, p.33. 大蔵省『日本貿易月表』各年版。

※単位：100万円, %

(9) 米倉誠一郎「政府と産業のダイナミクス：産業政策のソフトな側面——機械工業振興臨時措置法の金型産業に与えた影響から——」『一橋大学研究年報』33, 1993年, 松岡憲司「戦略的産業政策と中小企業——金型産業を中心に——」『経営経済』第31号, 1996年などがある。

(10) 中国の金型産業における歴史的発展メカニズムを分析したものとしては、李瑞雪・天野倫文・金容度・行本勢基著『中国製造業の基盤形式』法政大学イノベーション・マネジメント研究センター叢書、白桃書房、2015年がある。

2. アメリカ金型産業競争力低下の要因

1970年代まで金型製造の最先進国は、大量生産体制発祥の地たるアメリカであった。しかし、70年代を境に日米の金型産業の競争力は逆転する。村社による中小資本財の国際化過程を分析した金型工業のケースによれば⁽¹¹⁾、日本の金型産業の輸出は、1970年代後半以降、その輸出額を急激に上昇させていた。表1は、日本の金型輸出入の推移とそれぞれのシェア上位5カ国を示したものである。輸出総額は、1962年の1億2,300万円から1970年に26億1,100万となり、1990年には1,000億円を突破して1562億3,200万円となった。村社の指摘した1970年後半以降の動向に注目すれば、1975年から85年にかけてその増加率は、おおよそ1494%となっており輸出は飛躍的に伸びていた。これに対し輸入総額は、1962年の9,900万円から1970年に11億4,800万円となり、1990年には177億7,100万円となっている。当該期間と通じて、輸出入ともに大きく増加していたが、それぞれの伸び率を比較すれば、輸出の伸び率の方が高く、日本は金型製品の輸出国へ成長していったことが分かる⁽¹²⁾。

一方、同表から輸出入に対するシェア上位5カ国の推移をみると、その構成は大きく変化していた。対アメリカとの金型輸出入関係に注目して、その動向をみれば、1975年までは、輸入総額に対する30%~60%の金型をアメリカから輸入し、3%~12%の金型をアメリカに輸出するという関係であった。つまり、1975年以前は、日本において製造が困難な金型製品をアメリカから輸入する状況であったといえる。しかし、1975年以降になると状況は一変していく。アメリカからの輸入シェアが減少していったのに対して、同国への輸出シェアが1980年を機に1位となった。このことは、日米金型産業の逆転の象徴となるものであり、金型の生産において最先進国であったアメリカに、輸出を通じて日本の金型製品が浸透していくことで、日本の金型産業が国際競争力を獲得したことを示すものであった。

それでは、この日米逆転はいかなる要因によって生じたのか。前述の田口氏は、1970年代のアメリカ金型産業の競争力低下について、以下の2つの要因を指摘している。

第1の要因は、アメリカ金型産業の生産形態に起因する非効率性である。通常、金型の生産は、ユーザー自身が内製する場合と金型を外販するメーカーが製造する場合とに大別される。アメリカの金型産業では、ユーザーの内製率が約7割を占めており、special tooling makerと呼ばれる企業が残りの3割を生産している。special tooling makerとは、自動車関連部品から雑貨に至るまで、一企業で様々な分野の金型を製造する外販メーカーを指す。

(11) 村社隆「中小資本財工業の国際化過程と構造変化——金型工業のケース——」『福知山平成大学紀要』第3号、1998年、p.168。

(12) 日本企業の海外進出とそれに伴う現地の日本法人向け金型輸出の増加の関係については、今後の課題となる。

高度な精度を求められる金型の製造には、高い機械装備率が不可欠であるが、その一方で単品生産であることから、生産効率は低い。とりわけ、金型ユーザーが内製する場合には、自社用の製品だけを生産するため、設備の稼働率はより低くなる。様々な金型を生産する special tooling maker では、内製の場合と比べれば機械の稼働率は高いものの、あらゆる注文に応えるという生産体制ゆえに、特定分野に特化した技術の蓄積が困難となる⁽¹³⁾。このように、アメリカの金型製造は、内製・外販それぞれに弱点を内包していたとされる。

田口氏の指摘する第2の要因は、アメリカの金型産業における NC 工作機械（以下、NC 機）導入の遅れである。周知のように NC 機は、従来の工作機械では数工程にも及ぶ作業を 1 サイクルで仕上げることができるため段取り時間を短縮し、また加工工程で作業者の判断を要する個所が著しく削減されるためロスタイムを減少させることができる。さらに、プログラミングさえ正しく行なえば、高い精度で均一な製品を製作できる⁽¹⁴⁾。このため、NC 機は、加工難易度が高く、多品種少量の生産現場で最も大きな威力を発揮する。その意味で金型産業は、NC 機のメリットを最大限に享受しうる産業のひとつであった。

アメリカ金型産業で NC 化が遅れた理由のひとつには、熟練金型工による NC 化への反発があったとされる。もともと大量生産体制が確立していたアメリカでは、その基礎にある金型への認識は高く、設計から仕上げまで一貫した見習い制度によって、金型を 1 人で作ることのできる金型工が育成された⁽¹⁵⁾。このため、製造現場で高い地位にあった金型工は、NC 化により熟練技術が不要になるとの不安から、NC 機の導入に反発した。NC 機の導入を遅らせたいまひとつの理由は、その価格の高さにあった。航空機産業を最大の顧客としてきたアメリカの NC 機は、少なくともその価格面では、金型産業も含む金属加工業者の圧倒的多数に導入のインセンティブを与えるものではなかった⁽¹⁶⁾。

以上のように、田口氏はアメリカ金型産業の競争力低下の要因を非効率な生産体制と NC 化の遅れに求めている。以下では、この 2 つの要因を手がかりにして、日本の金型産業の国際競争力についての考察を進めることとする。すなわち、アメリカではネックであった生産体制と NC 機の導入の問題が、日本では上手く消化され、日米の国際競争力の逆転を導いた要因の一部となっているものと仮定して、そこに至る歴史的経緯をたどっていくことにしたい。

(13) 前掲、田口、pp.46-47.

(14) 日本開発銀行「数値制御工作機械——その開発および普及における諸問題——」『調査月報』、1968 年、pp.66-67.

(15) 前掲、田口、pp.50-51.

(16) 詳細は、河邑肇「NC 工作機械の発達における日本的物質——アメリカとの対比において——」『経営研究』46 卷 3 号、1995 年、p.90. を参照。アメリカでは、軍需・航空といった特殊なマーケットを対象にした製品開発が進められた。例えば、1955 年に米国空軍が発注した大型 NC フライス盤は、100 台の発注で 3500 万ドル、日本円にして 126 億円というものであり、非常に高価であった。

3. 日本の金型産業の近代化

3-1. 機振法による上位企業の育成

戦後日本の金型産業発展の起源は、1956年に部品工業育成を目的とした機振法の指定産業とされ、金型がひとつの独立した業種として定義されたことに求められる⁽¹⁷⁾。それまでの日本の金型製造業の実態は、上述したアメリカの金型産業と同様に、金型ユーザーの内製を中心としたものであり、外販を行なう製造業者では近代的以前の小規模な生産形態がとられていた。そのため、金型外販企業で生産される金型の数量および精度は、当時の量産型機械工業の旺盛な需要に到底応じきれない状態であった⁽¹⁸⁾。この金型製造業の遅れは、発展の途上にあつた量産型機械工業発展のボトルネックにほかならず、まさにこのことが機振法の指定業種とされた根拠であった。

機振法下での振興策の基軸となつたのは金型製造合理化基本計画で、そこでは、1960年度末までの合理化目標として、誤差、表面の粗さ、耐用回数、材質等の目標数値が細かく設定され⁽¹⁹⁾、導入すべき工作機械16種類や熱処理設備4種類等、金型産業の進むべき方向性が示された。この金型製造合理化基本計画を普及し金型産業に関する技術・情報の伝播を行なう機構として、57年11月に日本金型工業会（以下、金型工業会）が全国210社の組織として結成され⁽²⁰⁾、それまで横のつながりを持たなかつた金型生産者達が、はじめて公式のネットワークを持つことになった。業界団体組織の整備により、日本開発銀行（以下、開銀）の融資対象となる優秀工場の選定作業は円滑化された⁽²¹⁾。

金型産業における優秀工場は、金型を外販する企業で、旧制高校出の機械工学を修めた金型製作経験5年または、これと同等以上の能力を有するものが3人以上居ること、設備投資完成後、年間5,000万円以上の外販の確保が可能になること等が基準にされ、また素材加工16名、部品加工15名、フライス加工12名以上等といった人員配置例も示された⁽²²⁾。1956年当時、19人以下の小企業が78%と大多数を占めた金型製造業者には⁽²³⁾、この選定基準はハードルの高いもので、実際に審査をパスできたのは、従業員規模でみると最大で1949人、最小で49人、平均で

(17) 機械工業振興臨時措置法とプラスチック用金型産業の設備投資の関係については、前掲、平山勉「高度成長期前半における金型産業の設備投資動向」『高度成長期におけるプラスチック用金型産業の発展』に詳しい。

(18) 日本開発銀行営業第三部『特定機械融資とその合理化効果——第一次合理化基本計画達成状況——』1963年、p. 35.

(19) 前掲、松岡、p. 11.

(20) 前掲、米倉、p. 256.

(21) 通商産業省通商産業政策史編纂委員会『通商産業政策史』第6巻、通商産業調査会、1990年、p. 576.

(22) 前掲、米倉、pp. 271-272.

(23) 日本金型工業会・機械振興協会経済研究所『金型工業構造調査報告書』1965年、p. 120.

540人という、もともと規模の大きな企業であった⁽²⁴⁾。

第1次機振法下の金型産業で開銀融資の対象となったのは13社（19件）で、融資額は3億9,700万円にのぼり、これに自己資金と市中銀行からの融資を加えた資金調達総額は11億7,000万円となった。これは金型の全国投資実績（18億700万円）の64%をカバーしており、対象企業は他の企業とは一線を画した大規模な設備投資を実施できたことがわかる⁽²⁵⁾。こうして機振法の下で金型の外販を行なう企業が育成され、第1次の終了年度である1960年には、産業内でシェア21.4%を占める上位企業層が形成されたのである⁽²⁶⁾。

ところで、このようにもともと相対的に大規模な企業が、開銀融資対象企業としてさらなる近代化を果たすことにより、下位企業が淘汰されるという可能性が考えられよう。しかし、次項以下でみるように、金型産業では、上位企業だけでなく産業全体が近代化を果たすことになった⁽²⁷⁾。

3-2. 産業の近代化と上位企業の役割

実際に金型産業全体が近代化を果たした過程を設備面から分析しよう。表2は1958年および1964年の従業員規模別の設備状況である。1958年の設備状況をみれば、従業員規模が大きくなるにつれて専用機や合理化機、特殊機の割合が上昇し、設備の近代化が進んでいた。その一方で、20人以下の規模になると汎用機の割合が80%強を占め、旋盤やボール盤等の汎用機を中心とした従来からの生産体制が維持されていたと考えられる。しかし1964年になると、1958年と比べ全従業員規模において汎用機の割合が低下し、産業全体として、専用機、合理化機、特殊樹の保有比率が増大していった。特に20人以下の規模では未だに汎用機の保有比率が70%近くを占める状態であったが、表3の従業員規模別の設備の更新状況にみられるように、5年未満に導入した設備の割合は52.8%となっており、全設備の半数が1950年代後半以降に設置されたものであった。また、その比率は小さいとはいえ、汎用機から専用機・合理化機へ設備の内容はシフトしていた。つまり、企業規模では設備の近代化にスピードの差はあったものの、産業全体が着実に設備投資を実施していたのであった。もちろんこれは、小・中規模の企業が生き残りをかけて近代化への努力を重ねた結果でもあろう。しかし、金型産業全体が近代化を果たした要因のひとつとして、上位企業が産業を牽引するという行動があったことを見過ごしてはなるまい⁽²⁸⁾。

(24) 前掲『特定機械融資とその合理化効果』, p. 197.

(25) 融資額については『特定機械融資とその合理化効果』, p. 34. 前掲, 平山, p. 36. なお機振法指定企業は、荻原鉄工所、黒田精工、宮津製作所、昭和精機、東精密金型、岐阜精機、池上金型工業、明輝製作所等である。

(26) 対象会社の1955年度の占有率は9.4%である。同上, p. 36.

(27) 機械工業振興臨時措置法と金型産業の設備投資の関係については、前掲, 平山勉「高度成長期前半における金型産業の設備投資動向」『高度成長期におけるプラスチック用金型産業の発展』に詳しい。

(28) プラスチック用金型製造業の設備投資と上位企業の役割については、前掲, 平山『高度成長期におけるプラスチック用金型産業の発展』に詳しい。

表2 従業員規模別の設備状況 (1958・1964) (台)

		1～19人	20～49人	50～99人	100人以上
1958	汎用機	82.6%	72.4%	64.3%	55.4%
	専用機	12.8%	17.5%	18.6%	20.8%
	合理化機	4.1%	9.5%	15.5%	20.8%
	特殊機	0.4%	0.6%	1.5%	2.9%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1964	汎用機	70.6%	66.4%	60.2%	49.4%
	専用機	21.2%	21.8%	22.2%	23.7%
	合理化機	7.2%	10.8%	14.7%	22.4%
	特殊機	1.1%	1.0%	2.9%	4.5%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：日本金型工業会編『金型生産調査報告』(1960)より作成。

：日本金型工業会編『金型工業構造調査報告書』(1965)より作成。

注：金型を外販する企業の設備投資動向を示している。

注：汎用機とは汎用工作機械（旋盤・ボール盤等）

専用機とは型彫りの使用される機械（フライス盤等）

合理化機とは仕上がる形状の差異によって適応される機械（研削盤・ホーニング盤等）

特殊機とは非切削工作機械（放電加工機・コールドホビング等）を指す。

表3 従業員規模別の設備の更新状況 (1964) (%)

	1～19人	20～49人	50～99人	100人以上
5年未満	52.8%	53.0%	52.1%	52.8%
5～10年	22.1%	22.0%	20.5%	24.2%
10年以上	25.2%	25.0%	27.4%	23.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：日本金型工業会編『金型工業構造調査報告書』(1965)より作成。

注：金型を外販する企業の設備状況を示している。

上位企業による近代化の牽引は、主に金型工業会を通して図られることとなった。これは、担当官庁である通産省への影響や振興を図る政策の各金型企業への伝播の容易さ、他産業との交渉等を考慮すると、上位企業が各々で行動するより多大な効果を期待できたためと考えられる。

金型工業会が1960年代前半までに行なった近代化施策には、技術講習会の開催、職業訓練法に基く金型工養成、工作機械長期割賦購入の斡旋⁽²⁹⁾、技能検定実施、原価計算書の作成、『プラスチック射出成形用金型設計基準』の作成等があり、これらは、工業会内で上位企業が役員を務める各委員会を通じて実施された⁽³⁰⁾。ここでは、59年に始まった工作機械の長期割賦購入（以下、割賦購入）、および64年に作成された『プラスチック射出成形用金型設計基準』について詳

(29) 金型産業における工作機械割賦購入の効果については、前掲、平山, pp.40-42. に詳しい。

(30) 日本金型工業会『創立20年のあゆみ』1977年, pp.27-55. なお委員会には、企業、技術、業務、輸出対策、設備合理化等があり、役員を務める主な企業は、東精密金型製作所、黒田精工、昭和精機工業、朝日精機、池上金型工業、岐阜精機工業等であった。

しくみることにする。

まず工作機械の割賦購入についてみよう。この割賦購入は「機振法に乗せられる会社はよいとして、業界の殆どを占める小企業向けにどうするか⁽³¹⁾」が金型工業会で議論となったことに端を発し、機振法指定企業以外の資金調達が困難な小企業の設備近代化を支える手段となった。当時の工業会副会長である朝日精機社長原田氏は、「1958年だったと思いますが、工業会ができて直後の頃は、まだ工作機械の割賦販売は全然やってなかった。ところが、金型というのは高級で非常に新しい機械が要するということがついて、牧野フライスを一番最初に攻め、約半年かかって、やっと40ヶ月月賦をやってもらった。それが工作機械の割賦販売のはじめです。それで、割賦販売の保証で通産省は逆にあわててしまった。それも機振法にひっかけて頼みにいったら、牧野さんがやってくれた。それをきっかけに17社くらいから金型に必要な機械を割賦販売してもらえるようになりました。」と振り返っている⁽³²⁾。実際にその後、通産省は設備機械の中小企業部門への拡大を図るため、1961年10月より機械類賦払信用保険臨時措置法を施行し⁽³³⁾、それと並行するように、工作機械の割賦販売は広がりを見せることになる⁽³⁴⁾。

なお、この時期の工作機械の販売に関する一寸木氏の研究によれば、工作機械の割賦販売は1962年時点で受注総額の30%を占めるまでに拡大した。一方、この時点でも割賦期間は6～24ヶ月が全体の80%を占め、36ヶ月以上のものは全体の1.4%にすぎない⁽³⁵⁾。これらと照らし合わせれば、上述の金型工業会による割賦販売への働きかけの先駆性、およびそこで得られた有利な条件が多くの中小零細企業から構成される金型産業に与えた影響の大きさをうかがえる。

次に『プラスチック射出成形用金型設計基準』（以下、設計基準）についてみよう。1950年代後半以降、プラスチック成型加工業では伝統的な圧縮成形機から射出成形機へと基幹技術の大き

(31) 同上, pp. 36-37.

(32) 前掲, 田口, p. 143.

(33) 通商産業省通商産業政策史編纂委員会『通商産業政策史』第10巻, 通商産業調査会, 1990年, pp. 228-230.

(34) 割賦販売は、1957年の景気後退の影響を受けて受注および出荷が減少していた既存の工作機械製造業者や、シェア向上を目指していた新興工作機械製造業者にとって、新規需要の開拓が見込めるものであったと考えられる。日本機械工業連合会『産業機械および工具の需要予測研究』1965年, 24頁。工作機械製造業者の受注高は1957年第2四半期の21億4,000万円から第3四半期20億7,000万円, 第4四半期10億7,000万円へと大幅に低下したのち、1958年に入っても15億3,000万円(第1四半期), 12億6,000万円(第2四半期)と低迷し、1957年の第3四半期の実績を超えるのは1959年の第1四半期(27億4,200円)まで待たなければならなかった。そのため、工作機械の出荷高も1957年の第3四半期以降、40億円台で推移していた。また、河邑肇「工作機械メーカーの製品開発システムと販売・サービス活動」(坂本清編『日本企業の生産システム』中央経済社, 1998年), 173-174頁。当時新興工作機械メーカーは、多品種少量生産に対応した汎用工作機械市場において中小零細の機械加工業者に対する自社製品の売込みに奔走していたという。

(35) 一寸木俊昭「最近の工作機械工業における販売動向」『経営志林』第2巻第3号, 1965年, pp. 41-43.

な転換があり、金型産業においてもこれへの対応が急務であった⁽³⁶⁾。設計基準の作成には、「会員会社のなかから一番重要で金型の設計に一番詳しい人をお願いして11名の方に…作成専門委員になって貰いました」⁽³⁷⁾という言葉からわかるように、高い技術を保有する企業が自らの持つノウハウを提供している。当時最も遅れているといわれていたプラスチック金型部門の底上げのために、最も優れた企業の力が結集されたことには大きな意味があった。この設計基準は、金型工業会開催の講習会を通じて普及が図られるが、その際も、昭和精機や池上金型工業といった上位企業が講師として協力している⁽³⁸⁾。

以上2つの例が示すように、機振法下で他に先駆けて近代化を進めることのできた金型上位企業は、産業全体の近代化や技術力の向上を牽引する役割を担った。上位企業がなぜこのような行動をとったのかについて、次項で考察することにした。

3-3. 金型産業発展の構図

まず、金型外販企業の生産額の推移から確認しよう。表4に示されるように、金型外販企業における生産額は、1958年の44億8,400万円から1970年の1,102億6,900万円と約25倍もの拡大をみせていた。また、外販比率（全生産額に占める外販企業の生産額の比率）は、1958年の34.7%から1970年の74.3%に倍増している。このような外販企業の生産額の急増と外販比率の上昇の背景には、金型を需要する製造業の急速な発展があった。

例えば、プレス用金型やプラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型の需要先となる自動車製造部門では、1955年から1965年の間に、乗用車・トラック・バス・三輪トラックの生産台数を、17万7,104台から236万2,183台へ伸ばしていた⁽³⁹⁾。また、同様に複数の用途別の金型を必要とする電気機械工業では、家庭用電気機器、民生用電子機器等の部門において経済成長と所得増加に伴う耐久消費財の需要増加によって、部門への設備投資が急増していった。当該部門の投資額は、1955年に92億3,000万円であったが、1961年には1,187億7,700万円となっている⁽⁴⁰⁾。このように、金型産業の主要な需要産業の生産台数の伸びや投資額の増加は、1950年代後半から驚異的な伸びをみせ、これに伴い、金型の需要を急速に増大させる要因となった。また、このような急激な生産の拡大と貿易自由化とに直面した金型需要産業では自社内に金型部門をもつ余裕がなかったこと、および、機振法によって大手需要先の要請に応えうる金型外販企業が育

(36) プラスチック成型加工技術の変化は、ポリエチレンなど石油化学系の原料の発達に促されたものであった。機械振興協会経済研究所『量産産業の拡大に果した塑性加工技術の役割(2)——塑性加工と金型——』1970年、pp.66-67。

(37) 前掲『20年のあゆみ』、pp.54-55。昭和精機製作所浪江幸二氏による回顧。

(38) 日本金型工業会『会報』1967-No.5、1967年、p.43。

(39) 通商産業省『自動車統計年表』日本自動車工業会、1970年、pp.6-7。

(40) 通商産業省『主要産業の設備投資計画その現状と課題』1962年。

表4 金型外販企業の金型生産額の推移

年	金型生産額	外販額	外販比率 (%)
1957	-	-	34.7
1958	12.091	4.484	37.0
1960	18.881	8.521	39.6
1961	22.044	10.148	45.8
1962	24.694	12.546	50.5
1964	36.062	18.547	51.4
1970	148.411	110.269	74.3

出典：1957年比率は米倉「政府と企業のダイナミクス」より作成。

1958～62年は日本金型工業会編『金型工業構造調査報告書』より作成。

1970年金型生産額は通産省『工業統計表』各年版より作成。

外販比率は米倉「政府と企業のダイナミクス」より作成。

注：単位（100万円）

外販比率は、金型生産額に対する外販額の割合。

表5 自動車産業における部品材料の転換例

	置換法	部品	置換例
①	鉄鋼材料自体の中での置換	クランクシャフト（小） リヤアクスルハウジング シャフトフォーク	鋳造品⇒強靱鋳造 鋳鋼品⇒プレス製品 鋳造品⇒強靱鋳造
②	鉄鋼材料から軽金属への転換	クランクケース（小） T/Mハウジング（小） シリンダーヘッド（小）	普通鋳鉄⇒Mg 鋳物⇒Al鋳物⇄薄肉強靱鋳物 普通鋳鉄⇒Alダイカスト 普通鋳鉄⇒Al 鋳物⇒Al低圧鋳造品
③	金属材料から有機材料への転換	クーリングファン（小） メーターパネル（小） 装飾部品	鉄板プレス⇒プラスチック（P、P、ナイロン） 鉄板プレス⇒プラスチック（ABS） Znダイカスト⇒プラスチックメッキ
④	高級材料から低級材料への転換	ラジエーター カーヒーター バッテリーケーブル	Cu⇒Fe（ファインのみ）⇒Al Cu⇒Al Cu⇒Al
⑤	加工技術の開発による材料置換	オイルポンプ内・外（小） ボールジョイント（小） ドアフィンガー（小）	鋼⇒鉄系焼結 鋼⇒鉄系焼結 Znダイカスト⇒プラスチックメッキ⇒Al

出典：機械振興協会経済研究所『量産産業が果たした塑性加工技術の役割（2）』（1970），P.59.

成されたことなどが外販比率の上昇の要因となっていた⁽⁴¹⁾。

一方、需要産業の急速な発展には、製品の多様化という側面もあった。工業製品についてみると、1955年の時点では51年以前から存在した製品が92.8%を占めたが、69年には61.9%に低下している⁽⁴²⁾。これは市場に新製品が続々と投入されるのにもなって製品が多様化していることを示すものであり⁽⁴³⁾、その基礎を成す金型製品の多様化をも意味する。また、この時期には、耐久消費財に使用される材料が次第に許される最低限度の質を持つ材料へと移行する傾向があった(表5)⁽⁴⁴⁾。使用部品の材料の転換は金型の変更を意味し、例えば、クランクシャフトが鍛造品から強靱鋳物に変わることにともなって、金型の製造方法も鍛造法から鋳物法へ変更を迫られた。

このように1950年代後半から60年代にかけての金型産業は、生産量そのものの急増のみならず、製品の著しい多様化および新たな製法への取組みを求められることになったが、それらは上位企業だけでは到底応じきれるものではなかった。なぜならば、金型生産のノウハウは、加工材料・加工方法・大きさ・求められる精度・製品の種類などにより大きく異なっていた。例えば、戦前から鉄板プレス金型技術の有力企業であった小島プレスでは、新たに樹脂金型に挑戦した時の模様を「当社は三十一年に初めてS K B型トヨエースのアシスタントグリップの金型づくりに挑戦したが、案の定、失敗の連続でその後は外注に頼っていたが、そのなかから少しずつ経験を積み重ね勉強していった。」と記している⁽⁴⁵⁾。このように、製法の違う金型への進出はまるで異業種に参入するかのよう困難で、その技術を1から蓄積しなければならなかったのである。

このような事情から、上位金型企業は、需要企業から一括受注した金型のなかで、自社で製作するには不経済であるものや、専門分野以外のものを外部に発注することになるのだが、その場合、その製造法に対応した複数の下請企業が必要となる。さらにここで強調すべきことは、金型産業においては、いわゆる「系列」関係だけが重要なのではなく、需要産業の使用する素材の変更など多様な問題に対応するため、現時点で下請関係にある企業以外に、より幅広い、いわば下請予備軍的企業の存在も必要であった。

こうして金型産業の近代化には、独特の構造が生まれることになった。上位企業が金型の一部を外注に出す際、需要企業の要請に応えるためには下請企業の製作する金型の精度が重要となる。この場合、上位企業は、下請企業を自社の要請に応えうるレベルまで育成するという行動を

(41) 前掲、平山「高度成長期前半のプラスチック用金型製品市場の動向」『高度成長期におけるプラスチック用金型産業の発展』では、プラスチック用金型産業における外販比率の上昇過程が分析されている。

(42) 橋本寿朗『現代日本経済史』岩波書店、2000年、p.204。

(43) 例えば乗用者のモデル数の増加とその期間の短縮については、藤本隆宏『生産システムの進化論』有斐閣、1997年、pp.248-249. に詳しい。

(44) 前掲『量産産業の拡大に果たした塑性加工技術の役割(2)』、p.59。耐久消費財の材料の使用では、「過剰品質」の排除方針から次第に許される最低限度の質を持つ材料へ転換して行く傾向があったが、金型については生産性を上げ償却コストを安くする観点から高品質の材料へ転換して行くこととなった。

(45) 小島プレス工業株式会社『おかげさまで50年みんな元気で』1988年、pp.152-154。

取るであろう。しかし、上記のような理由から、上位企業にとっては、需要産業の使用素材の変更など起こり得る様々な問題に対応できるように、下請以外の企業もまた高い技術レベルにあることが必要であった。すなわち、上位企業にとって自分達だけが近代化を推進するよりも、広く下位企業が近代化を果たし、産業全体が高いレベルにあることの方がより合理的なのであった。そのため上位金型企業は、産業全体の底上げを図るため、産業を先導していく役割を担ったものと考えられる。

本節でみたように、上位企業による牽引を重要な促進要因としつつ、金型産業の初期の近代化は進展した。その過程で、1メーカーがあらゆる製品を作るのではなく、製品ごとに細分化されたノウハウに応じて各社が得意とする製品に特化するという効率的な生産体制が形成されたのであった⁽⁴⁶⁾。

4. NC 工作機械の導入と普及

4-1. NC 工作機械の導入を促した環境

第2節でみたように、NC機は金型生産の高度化・効率化に極めて適したものであったが、1970年代のアメリカの金型産業では早期の導入が実現しなかった。その背景には、受け入れ側の問題——金型工の抵抗——や供給側の問題——高価格——などがあった。それでは、日本の金型産業の事情はどうであろうか。以下では、日本の金型企業にはNC機を導入するインセンティブが存在したのかどうか、また、日本の工作機械メーカーは低価格のNC機の生産・販売に取り組んでいたのかを確認したい。

1970年代の日本の金型産業が直面した大きな課題のひとつは、人手不足とそれに起因する賃金の上昇であった。金属加工機械製造業全体で見ると、男子生産労働者の平均月給は、既に60年から66年の間で年平均11%前後の上昇率を示している⁽⁴⁷⁾。さらに金型産業では、67年以降も74年まで、年平均で18%という高い伸びが続いている⁽⁴⁸⁾。1950年代半ば以降の近代化の成果も手伝ってか、製品出荷額に対する現金給与総額の比率は、67年から70年まで28%の水準を維持していたが、その比率も70年から30%を超えて上昇しはじめ、75年には35%にまで達している⁽⁴⁹⁾。

これに関連して、日本金型工業会の1971年の『会報』に次のような談話を見出せる。「金型産業におきましても、非常に人手不足と申しますか、特に熟練工が足りません。統計資料を見まし

(46) 金型企業における同一産業内での分業構造については、前掲、田口、pp.55-58.に詳しい。

(47) 前掲、『数値制御工作機械——その開発および普及における諸問題——』、p.78.

(48) 工業統計（産業編）より算出した。製品出荷額に対する現金給与総額の割合も同様。

(49) ちなみに1960年代半ばから70年代半ばにかけて、工作機械産業では生産額全体に占める労務費の割合は、20%前後であった。日本工作機械工業会『“母なる機械”30年のあゆみ』1982年、p.149.

でも、今後機械工、仕上工が、20%~30%足らなくなるであろうと云われています。賃金の上昇では毎年、16%~18%と云う大幅なベースアップが続き、今後もまた同程度の賃金上昇が避けられないと予想されます。そういうことで、私どもとしてどうしても、生産性をあげて、コストダウンをはかり、人手不足を解消するために、省力化についても一生懸命やっていかないと、これからの経営が成り立たなくなるんじゃないかと痛感しているわけです。そのためには、工作機械のNC化も積極的にはかかっていかなければならないと非常に関心を持っているわけです。」⁽⁵⁰⁾ この記事から、当時の金型産業では、深刻な人手不足と賃金の上昇問題の解決手段としてNC化に注目していることがわかる。

また、70年代には、金型産業に変革を求める環境が、もうひとつ存在した。周知のようにこの時期の自動車・電機産業等では、多品種少量生産の精緻化、すなわち、大量生産の経済的効果を維持しながら、柔軟な製品品目の転換を行ない、あるいは製品の種類を拡大して、如何に機敏に市場動向の変化をキャッチアップするかへの取組みが進んでいた。そこでは、製造リードタイムの短縮と製造コストの低減のために、設計段階からの製造方法の見直し、工法転換や工数の削減などが徹底して追求された⁽⁵¹⁾。このような需要産業における生産体制の変革は、当然それに連なる関連産業にも対応を求めるものであり、金型産業においても在来型工作機械による高度化・効率化を超えた変革を迫られることになった。

次に、NC機の供給状況についてみよう。NC工作機械メーカーは、金型産業を含む中小企業市場にどのように対応していたのだろうか。これについては、1970年代半ば以降、森精機やマザックといった新興のNC工作機械メーカーが、低価格のNC機を開発し、中小企業市場にターゲットを絞った戦略展開をしたこと、また、その普及のために、派遣請負サービスや機電一体メンテナンスといったサービス活動によって、操作方法を習得させ、中小部品メーカーへの定着を図ったことが知られている⁽⁵²⁾。また、例えばマザックでは「ブルーカラーが他社のブルーカラーに売り込む」という販売基本方針をとり、「1ヶ月あたりの工賃にして100万円に相当する旋盤加工の仕事を募り、依頼のあった仕事について、NC旋盤1台だけを使用してすべて加工できるようにプログラムを作製してみせる。」というような試作・請負サービスを展開し、ユーザー企業の熟練のNC工作機械に対する不信感や嫌悪感を排除することに努めた⁽⁵³⁾。

(50) 日本金型工業会『会報』1971-No.2, 1971年, p. 2. 昭和精機浪江氏の談話。

(51) 前掲, 田口, p. 107.

(52) 技術指導員の派遣請負サービスとは、NC機の購入先に工作機械メーカーの社員を派遣し、技術指導を行なうサービス。ユーザーの現場で従業員全員に技術教育を行なうことができ、ユーザー側の労働力の欠陥を補うこともできた。また、機電一体化のメンテナンスとは、工作機械メーカーが、NC装置と工作機械のメンテナンスや保証を同時に行なうことで、ユーザーの要望に迅速で細やかなサービスが行なえた。河邑肇「工作機械メーカーの製品開発システムと販売・サービス活動」坂本清編『日本企業の生産システム』中央経済社、1998年, pp. 156-161.

(53) 同上, pp. 157, 165.

以上のように1970年代の金型産業では、NC機導入へのインセンティブが存在し、また、少なくとも70年代後半には低価格品の供給体制も整っていったことが確認された。しかし、このような環境要因だけが金型産業におけるNC機の普及を促したのではなく、次項でみるように、その下地には、NC機の普及に対する金型産業の主体的な行動があった。

4-2. 金型産業のNC機導入の取組み

金型工業会では、1968年頃より上述の『会報』を通じて、NC機の適用範囲、作業能率や経済性・有用性を会員に紹介しはじめている。68年という国内のNC機の生産台数は年間388台とまだ極めて少ない状況であり⁽⁵⁴⁾、また、これより2年前の66年の段階では工作機械メーカーの自家使用などが保有の多数を占め⁽⁵⁵⁾、産業への本格的な普及には至っていなかった。このような早い時期に同産業では、NC機と金型生産の特性の適合性を先見的に見極めていたのである。

現に金型上位企業のオギハラでは、荻原八郎社長の「将来の金型製作がNC化の方向へ進む」との確信にもとづき、1969年1月、新日本工機製のHF-5NC-PK数値制御装置付型彫り機の導入が試みられた⁽⁵⁶⁾。上述のNC機の保有状況を考えると、このオギハラの動きは、金型産業のみならず、金属加工業においても先駆的なものであった。

この時の状況は、オギハラの社史にこう記されている。「金型メーカー初ということで評判になったが、実用化には問題があり、ソフトウェアを三菱電機株式会社にてテープを株式会社IBMに依頼して研究をしなければならなかった。新日本工機、三菱電機、IBMから技術者があつまり、さながら三菱電機大田研究所というべき様相を呈した。この状態は、1年間つづいた。そして、フード、ルーフ、ドアアウター、フロアパネルなど大物金型の2次元加工に取り組んだが、どうやっても採算ベースにのらず、希望する精度がえられなかった。結局、自社でソフトウェアを開発し、テープを製作するまでにならなければ無理だということがわかった。技術者の養成、電算機の導入、資料情報の収集、システムの開発が必要であったのである。NCの先鞭はつけたものの、実用化は一時みおくられざるをえないという結論になった。時期が早かったのである。しかし、その研究成果は貴重な資料として蓄積され、本格的なNC化への下地になった。」⁽⁵⁷⁾

上に示されるように、オギハラのNC1号機は結果的には稼働に至らなかったとはいえ、NC機と金型生産現場の接点を作り、その実用化に向けて金型メーカーが工作機械メーカー、NC装置メーカーとの関係を構築し、情報を蓄積する端緒を開くことになったことは重要であろう。しかも、このようなNC機を先駆けて導入した企業の情報は、工業会を通して工作機械メーカーや

(54) 前掲『母なる機械』, p.112.

(55) 前掲『数値制御工作機械』, p.75.

(56) オギハラとは、機振法で指定を受けた荻原鉄工所のことである。現在オギハラは、プレス用金型を製作する業界大手の金型企業である。

(57) 株式会社荻原鉄工所『荻原鉄工所30年史』1982年, pp.56-57.

NC 装置メーカーに提供されている。例えば、71年に工業会で、富士通、牧野フライス、東芝機械といった、工作機械メーカー、NC 装置メーカーを招いて「NC マシンの金型工業への導入について」というテーマで座談会が開催されている。そこでは、オギハラや黒田精工といった NC 機を先駆的に導入した企業が、その導入時の状況や NC 導入のもたらすメリット、改善点等の情報を提供している⁽⁵⁸⁾。

ここで最も重要なことは、1960年代後半から70年代初頭にかけて、なお工作機械メーカーが NC 工作機械の潜在的ユーザーや NC 機の活用法を模索している段階で、NC 機を導入した金型企業が工作機械メーカー、NC 装置メーカー間の情報蓄積を各々の企業間だけにとどめるのではなく、工業会を通して情報を一本化し提供することで、メーカー間で蓄積される情報をさらに効率の良いものにしたことである。

既に述べたように、NC 機の特性と金型製造の特性を考慮すると、金型産業がその後 NC 化に進むことは理にかなっていた。ここでみたように、NC 機の普及に関しても、上位企業はこれに先駆け、さらにそこで得られた情報を、工業会を通して関係者に広く提供することで、NC 機普及の下地を整えるという重要な役割を演じていたのである。

4-3. 日本の金型産業における NC 工作機械の普及状況

最後に、金型産業における NC 機の普及状況を確認しよう。表6は、1978年の従業員規模別および設置年数別の NC 工作機械の保有状況を示したものである。同表によれば、1978年の時点で、10人以上の規模を持つ企業に NC 工作機械が導入されていることが分かる。調査の回答数に対する NC 工作機械を持つ企業数の割合は低いものの、企業規模が大きくなるに連れて、同機を保有する企業の割合も増えている。特に50人以上の規模の企業では NC 化が比較的進展しており、ここでも上位企業が先導して設備を高度化していた。しかし、むしろ注目すべきことは、従業員規模における差が必ずしも歴然としたものではないことである。例えば、2年未満および2-4年未満の NC 工作機械の導入は各企業規模層に分散していることがわかる⁽⁵⁹⁾。このように金型産業では、企業規模の大小に関わらず、産業全体として NC 工作機械が普及していたのであった。

表7は、1981年における製造業全体の NC 工作機械の保有状況を従業員規模別に示したものである。1000人以上の大規模な企業における同機械の保有割合は4.0%となっており、50-99人の小規模な企業になるとその比率は2.9%というものであった。前述の表6で示した金型産業の同機械の保有状況と照らし合わせれば、金型産業における50人以上の規模の企業では、例えば NC 旋盤で回答企業数46件中保有企業3件、保有台数15台、1軸制御 NC フライス盤で同38件

(58) 前掲『会報』, 1971-No.1, pp.1-12. とNo.2, pp.1-15. に連載。

(59) 1970年以前に NC 工作機械を導入している企業があるが、その詳細は定かではない。本稿では社史で確認された上述のオギハラの導入を業界初とみなすことにする。

中 10 企業、保有台数 10 台、NC ボール盤においては、同 41 件中 8 社、保有台数 8 台という状況であった。統計上、金型産業全体の保有台数に対する NC 工作機械の割合を把握することが困難であるため、製造業全体の NC 工作機械保有状況と並べて比較することは難しいが、企業規模の小さな金型産業の NC 工作機械の保有状況からは、当該産業における NC 工作機械導入への積極性をうかがうことができる。

1958 年に日本生産性本部が実施したアメリカ金型産業の現状視察によれば、「各工場とも我が国に比して格段に優秀な機械設備を有している」という状況であった。しかし、78 年の日本金型工業会西部支部のアメリカ調査では、「金型工場における設備ならびに加工技術について、日

表 6 従業員規模別・設置年数の NC（数値制御）工作機械の保有状況（1978 年）（社・台）

機種	規模	回答企業数	本機のある企業数	2年未満	2-4年未満	4-6年未満	6-8年未満	8-10年未満	10-20年未満	計
NC旋盤	9人以下	87								
	10—19人	98	3	1	1	1	1		1	5
	20—49人	67	6	4	4	1				9
	50人以上	46	3	3	3	7	2			15
1軸制御NCフライス盤	9人以下	87								
	10—19人	90	7	2	4	1				7
	20—49人	66	7	4	4	1				9
	50人以上	38	10	2	1	4	3			10
2軸制御NCフライス盤	9人以下	87								
	10—19人	89	9	7	3					10
	20—49人	94	9	8	2					10
	50人以上	43	6	4	6	6				16
NCボール盤	9人以下	86	1		1					1
	10—19人	95	3	3						3
	20—49人	71	2	2						2
	50人以上	41	8	4	3	1				8
NC中ぐり盤	9人以下	88								
	10—19人	98								
	20—49人	69	4	3	3	1				7
	50人以上	47	2	1	1	1	1			4
NC研削盤	9人以下	86	1					1		1
	10—19人	98								
	20—49人	72	1	2	1					3
	50人以上	49								

出典：社団法人中小企業研究センター『金型工業の構造分析——金型企業構造調査報告書——』より作成。

表 7 製造業全体における規模別数値制御金属工作機械の保有状況（1981 年）

計	50-99人	100-299人	300-499人	500-999人	1000人以上
726177	142864	195344	66005	100007	220546
25664	4188	6561	2367	3587	8895
3.5%	2.9%	3.4%	3.6%	3.6%	4.0%

出典：通産産業大臣官房調査統計編『昭和 56 年（第 6 回）工作機械設備等統計調査報告書』より作成。

注：各数値は、独立系・下請系・賃加工系の合計値である。

注：単位：台・%

本となんらかわりなく、とくにNC機の導入は、いまだ少なく、かえって設備面では、日本の方が進んでいる」という評価に変わっている⁽⁶⁰⁾。このように、この20年間に日本の金型産業の設備は近代化され、特にNC機についてはアメリカより早期に普及しており、1980年代の日本の金型の生産現場では、NC機が生産の中心を担うものとなっていた。このことが日本の金型産業の国際競争力の基盤のひとつであったことは間違いあるまい。

5. おわりにかえて

以上のように本稿では、田口氏がアメリカ金型産業の競争力低下の要因として指摘した非効率な生産体制とNC化の遅れという2点に着目し、それらを手がかりとして、日本の金型産業の国際競争力形成の要因に迫ろうとした。

日本の金型産業では、各々の企業が特定の製品の製造に特化するという専門化された体制を形成することによって、単品生産が基本で、かつ、求められる製品が極めて多様であるという金型産業の特殊性ゆえに陥りやすい非効率性を免かれていた。しかし、そのような体制が形成するためには、産業全体の近代化による技術水準の向上が必要となる。日本の金型産業においては、1950年代後半以降、機振法の支えによっていち早く近代化を進めた上位企業が主に金型工業会を通じて産業全体の近代化を牽引するという重要な役割を担っていた。

またNC化については、1970年代を迎える金型産業には労働賃金の高騰や需要産業における生産体制の変革などから、一段の生産の効率化・高度化を迫られた。また、70年代半ばには、マザックや森精機といった工作機械メーカーが登場し、NC機普及の条件も整いはじめた。しかし、金型産業にNC機が普及していく下地には、金型産業の主体的な行動があった。ここでも60年代と同じく、上位企業は先駆的な行動をとり、さらにそこで得られた情報を、工業会を通して関係者に広く提供することで、NC普及の下地を整えるという重要な役割を演じていたのである。このような上位企業の行動は、1980年代の金型産業がアメリカのそれを凌ぐ生産体制をもつに至るひとつの重要な要因であったと思われる。

今後は、NC工作機械を供給する工作機械メーカーの動向も踏まえて⁽⁶¹⁾、今回の考察を相対化するとともに、その対象を金属加工部門へと広げていくことで、戦後日本の製造業における設備投資の動向と転換を考察していくこととする。

(原稿受付 2022年10月29日)

(60) 前掲、田口、pp.50-51.

(61) 高度成長期日本のNC工作機械に関する研究としては、日高千景「NC工作機械に関する考察(2):1950年代・1960年代の日本」慶應義塾出版会、2020.等がある。

修正1条と平等保護の交差

— 米国における Egalitarian First Amendment に関する予備的考察 —

菅谷麻衣

目次

1. はじめに
2. Mosely 事件に対する司法判断
 - (1) 事実の概要
 - (2) 控訴審判決
 - (3) 上告審判決
 - (4) 判決の分析
3. 修正1条と平等保護条項をめぐる70年代初頭の学説
 - (1) Mosley 判決脚注3における議論水準
 - (2) カーストによる Mosley 判決の整理
4. 今後の課題

1. はじめに

表現の自由は、20世紀初頭のアメリカ合衆国で「権力なき者の盾」として確立された。1919年の *Schenck v. United States* 事件最高裁判決⁽¹⁾ や *Abrams v. United States* 事件最高裁判決⁽²⁾ において登場した思想の自由市場や明白かつ現在の危険といった重要な判例法理は、第一次世界大戦を推進する政府やそれを支持するマジョリティから、戦争に反対するマイノリティの表現を保護するために登場したからだ。その後、福祉国家の形成期と20世紀半ばの公民権運動の時期において、平等のための「国家の介入」を求めるために、優越的地位によって「国家の不介入」を求める表現の自由が強く必要とされた⁽³⁾。こうした歴史的経緯により、政府による思想の自由市場への介入、換言すれば、「国家による自由」としての表現の自由に対して、アメリカは極めて慎重な姿勢で臨んできた。政府の介入を防げば、自由な表現の流通が達成される、というわけである。

(1) *Schenck v. United States*, 249 U.S. 47 (1919).

(2) *Abrams v. United States*, 250 U.S. 616 (1919) (Holmes, J., dissenting).

(3) 阪口正二郎「表現の自由をめぐる『普通国家』と『特殊国家』——合衆国における表現の自由法理の動揺の含意」『国家の多様性と市場』（東京大学出版会、1998）31頁等参照。

しかし、「権力なき者の盾」という楽観的な見立ては近時大きく揺らいでいる。1980年代後半以降のアメリカでは、ヘイト・スピーチ規制をはじめとするマイノリティ救済を目的とした表現規制が政府による思想の自由市場への介入として違憲無効とされると共に⁽⁴⁾、巨大資本による政治献金や営利的言論を「言論 (speech)」として手厚く保護する判例の傾向が生じているからだ⁽⁵⁾。性別による社会的・経済的不平等の視点から性表現を差別行為と捉え直したマッキノン (Catharine A. MacKinnon) によれば、実社会の権力構造が捨象され、現状の思想の自由市場が中立とみなされることで、既存の権力秩序の再生産と固定化が生じている。今や表現の自由は「権力者の武器」と化した⁽⁶⁾、と。

このような変化の背景には、保守派が表現の自由を保障する合衆国憲法修正1条を「武器」に法廷闘争を行った結果、合衆国最高裁判所において保守派の判事が表現を絶対的に保護し、他方で、リベラル派の判事は表現を選択的にしか保護してこなかった、という力学がある⁽⁷⁾。ここ100年の間で表現の自由をめぐる政治や社会の状況が変わったことは確かだが、ではその役割自体、変化を遂げたのだろうか。

表現の自由の現代的“転回”と呼べる事態が生じているとすれば、一体、それにどう対処すべきか。1つの方法として、社会的・経済的不平等の是正に寄与する——そのため思想の自由市場に対する政府の積極的介入をも是認する——表現の自由法理が提唱されている。例えば、2018年のコロンビア・ロー・レビュー誌上では、“A First Amendment for All? Free Expression in an Age of Inequality”という直截的な名が冠されたシンポジウムが行われ、様々な角度から「平等主義的修正1条 (egalitarian First Amendment)」⁽⁸⁾の可能性が検討されていることは、注目値する⁽⁹⁾。

だが、従来は忌諱されていた思想の自由市場に対する政府の介入を肯定するためには、それを転換する理論的根拠が必要となるはずだ。この問題に対して、先に紹介したマッキノンは、かか

(4) R.A.V. v. City of St. Paul, 505 U.S. 377 (1992). See also American Booksellers Ass'n v. Hudnut, 771 F.2d 323 (7th Cir. 1985), *aff'd*, 475 U.S. 1001 (1986).

(5) 政治献金に関する判例として、Citizens United v. Federal Election Commission, 558 U.S. 310 (2010); Arizona Free Enterprise Club's Freedom Club PAC v. Bennett, 564 U.S. 721 (2011); McCutcheon v. Federal Election Commission, 572 U.S. 185 (2014). また、営利的言論に関する判例として、Sorrell v. IMS Health Inc., 546 U.S. 552 (2011); Barr v. Am. Ass'n of Political Consultants, Inc., 140 S. Ct. 2335 (2020).

(6) Catharine A. MacKinnon, *The First Amendment: An Equality Reading*, in *THE FREE SPEECH CENTURY* 140-42 (Lee C. Bollinger & Geoffrey R. Stone eds., 2018).

(7) Lee C. Bollinger & Geoffrey R. Stone, *Epilogue to The Freech Century*, *supra* note 6, at 293.

(8) Jeremy K. Kessler & David E. Pozen, *The Search for an Egalitarian First Amendment*, 118 COLUM. L. REV. 1953, 1960 (2018).

(9) 分極化の傾向が一層強まるアメリカ社会を前提に、伝統的な表現の自由の考え方と平等の関係を検討するものとして、大沢秀介「アメリカにおける表現の自由の動揺」武蔵野大学政治経済研究所年報20号 (2020) 55頁以下。

る“転換”の原因は内容中立原則にあると述べ、修正1条に実質的平等 (substantive equality) を導入して内容中立原則を修正すべきだ、と提案する⁽¹⁰⁾。やや冗長にはなるが、マッキノンの問題意識を正確に把握するため、関連する記述を引用したい。

- ① 「かつて権力なき者の盾 (a defense of the powerless) であった修正1条は過去100年の間でもっぱら権力者の武器 (a weapon of the power) へと変わった。法的には20世紀の始まりに向けて、芸術家や活動家、社会主義者や平和主義者、排除された者や阻害された者といった進歩主義者のための盾 (a shield) は、人種差別主義者やミソジニスト、ナチスやクー・クラックス・クラン、ポルノ製作者や選挙を買う企業といった権力者のための剣 (a sword) となった。公共討論における言論の自由は、支配的権力から少数者を保護するものから、支配的権力をもつ者、ヒエラルキーにおける立場、ヒエラルキー自体に対する保護を要求するものとなったのだ。」 (at 140.)
- ② 「実質的平等の概念の排除——いうまでもなく、平等を装ってはいる——は、内容中立性 (その結果が内容として中立的であるのは稀だ) という修正1条法理の錯覚や、それと関連する観点中立性 (通常、観点は存在するが隠されている) に織り込まれており、それらは今ある実質的な社会的不平等を促進する『言論』の保護を制度的に後押ししてしまう。言論の自由の法において、不平等の実践は不平等のアイディアの表現に変換され、賠償請求し得る差別は観点差別から保護される言論へと変わる。差別行為 (discriminatory practices) に対する抵抗は、討論の片側に対する思想やアイディアの検閲となるのだ。」 (at 142.)
- ③ 「実質的不平等は修正1条の法理や註釈の中ではほとんど見られない。しかし、実質的不平等のレンズを通せば、多くの修正1条の判決の事実の中にそれは鮮やかに姿を現す。差別には、権力をもち有利な立場にある者の表現活動を通じて、不利な立場にある従属したグループの言論を沈黙させ、その状況を促進し、完全に隷属的な状態に陥れることも含まれる。実質的平等を促進する修正1条の潜在的役割が実現されれば、表現方法によって惹起される差別的害悪があばかれ、それに対する慎重な規制が許容され、そして不平等に抵抗する従属的なグループの表現が援助されることになる。」 (*Id.*)

ここでは20世紀初頭と現在の判例を比較すれば、表現の自由の役割は“転回”している、と評価することができること (①)、かかる“転回”の原因が内容中立原則にあることが示されて

(10) MacKinnon, *supra* note 6, at 141-42.

いる(②)。つまり、内容中立性の要請によって、現在の社会構造が「中立」だとみなされる結果、実社会における権力の不均衡や不平等を温存・維持する表現は憲法上保護されるのに対し、当該表現を規制することで、実社会での平等を実現しようとする試みは内容規制(特に観点規制)として違憲無効とされている、というのだ。マッキノンによれば、これが①の状況を生んでいる。そこで、内容中立原則が不平等の維持に寄与しているという現状を打開するために、実質的平等の概念を修正1条に取り込み、社会的・経済的不平等を是正する修正1条の運用を可能とすべきだ(③)、と結論づけるのだ⁽¹¹⁾。

しかし、修正1条の規定自体には「平等」という文言は含まれておらず、表現の自由の平等保障を探求するにしても、そこでいわれる「平等」の起源を明らかにし、その射程を限定しなければ、論者ごとの共通点や相違点を敷衍することも困難だろう。

そこで、本稿では、修正1条と平等保護条項の関係が明確に意識され始めた1970年代初頭の判例や学説を取り上げることで、表現の自由の平等保障の起源を明らかにし、その射程を画する手掛かりを得たいと思う。この作業により、今後、現在のアメリカでにわかには焦点が当てられつつある表現の自由の平等保障をめぐる議論を検証し、表現の自由の現代的“転回”——そうした事態が現に生じているのかを含めて——と向き合いたい。

2. Mosley 事件に対する司法判断

合衆国最高裁が「表現の平等な自由の原理 (a principle of equal liberty of expression)」⁽¹²⁾ について初めて言及したとされるのは、アメリカ軍の制服の着用を禁じる規定の合憲性が争われた1970年の *Schacht v. United States* 事件最高裁判決⁽¹³⁾ であるが⁽¹⁴⁾、それがはっきりと明示されたのはピケ活動禁止をめぐる1972年の *Police Dept. of Chicago v. Mosley* 事件最高裁判決⁽¹⁵⁾ であったといわれる⁽¹⁶⁾。同判決の中で、「第1修正と平等保護の交差 (the First Amendment-Equal Protection intersection)」⁽¹⁷⁾ という表現が用いられているように、Mosley 事件では表現の自由を

(11) なお、マッキノンは先に引用した論文の別の箇所、修正1条は少数者や権力なき者に対する視点を元々もっていたと指摘しており、元来、修正1条には実質的平等を受け入れる余地があると解していたと思われる (*id.* at 161)。C.f. Louis Michael Seidman, *Can Free Speech Be Progressive*, 118 COLUM. L. REV. 2219 (2018)。

(12) Kenneth L. Karst, *Equality as a Central Principle in the First Amendment*, 43 U. CHI. L. REV. 20, 20 (1975)。

(13) *Schacht v. United States*, 398 U.S. 58 (1970)。

(14) Geoffrey R. Stone, *Kenneth Karst's Equality as a Central Principle in the First Amendment*, 75 U. CHI. L. REV. 37, 38 (2008)。

(15) *Police Dept. of Chicago v. Mosley*, 408 U.S. 92 (1972)。

(16) Karst, *supra* note 12, at 26-27, 29。

(17) *Mosley*, 408 U.S. at 95 n.3。

保障する修正1条と平等保護保護条項を含む修正14条が問題となったが、現代の標準的なケースブックでは、同判決は修正1条の判例として紹介されている⁽¹⁸⁾。

そこで、まずはMosley事件に対する司法判断を検討することで、表現の自由と平等に関する当時の理解を確認することにしたい。

(1) 事実の概要

1967年9月から68年4月に、合衆国郵便公社の職員であるアフリカ系のモズレー (Earl D. Mosley) はシカゴ市のジョーンズ商業高校 (Jones Commercial High School) に隣接する公道を「ジョーンズ高校は黒人差別を行っている。」と書かれたプラカードを掲示しながら頻繁に平和的に歩いていた。

しかし、68年3月にシカゴ市条例集の治安紊乱に関する規定が修正され、同年4月5日から施行されることになった。これにより、授業時間、授業開始前後の1時間半の間、小学校または中学校の校舎前150フィート以内の公道でのピケ活動やデモが原則として禁止されたが、「労働争議に関する平和的な学校のピケ活動 (the peaceful picketing of any school involved in a labor dispute)」⁽¹⁹⁾ だけ例外的に認められていた。

モズレーは新聞で当該条例の修正を知り、自身に対する当該修正の影響について警察に問い合わせたところ、このままピケ活動を継続すればいずれ逮捕される可能性があるとの勧告を受けたので、条例施行前の4月4日に学校近辺でのピケ活動をやめた。

そこで、モズレーは、シカゴ市条例 (以下、「条例」と呼ぶ) が修正1条によって保護される活動を規制していること、さらに条例がピケ活動の全面禁止から平和的な労働争議に関するピケ活動だけを除外していることによって、彼に対する法の平等保護を拒絶し、修正1条及び修正14条に違反することを理由に、宣言的及び差止的救済を求めて、シカゴ市警察等を提訴した。

第1審のイリノイ北部地区合衆国地方裁判所は、条例が合理的な時・場所・方法の規制⁽²⁰⁾ であり、モズレーの修正1条の権利を侵害していないこと、労働争議に関するピケ活動の除外は合理的な区分であり、修正14条の平等保護条項に違反していないこと、そして条例が曖昧不明確でないことから、指示評決により訴えを棄却した。指示評決による第1審の判決原文を入手することが困難だったので、ここでは続く合衆国控訴裁判所 (第7巡回区) と合衆国最高裁の

(18) *E.g.*, GEOFFREY R. STONE ET AL., CONSTITUTIONAL LAW 1277-78 (8th ed. 2017); ERWIN CHEMERINSKY, CONSTITUTIONAL LAW 1536-39 (6th ed. 2019).

(19) CHICAGO, ILL., MUNICIPAL CODE ch. 193, § 193-1 (i) (1968).

(20) 内容規制と異なり、「合理的な時・場所・方法の規制」には代替的なコミュニケーション手段が残されていることから、当該規制に対しては中間審査が妥当するが、かかる審査基準は判例によって比較的厳格に審査されたり、逆に、かなり緩やかに審査されたりと幅があるといわれる (市川正人『表現の自由の法理』(日本評論社, 2003) 121-33頁)。

判断⁽²¹⁾をみていきたい。

(2) 控訴審判決

上述した通り、本件のピケ活動はジョーンズ商業高校の人種差別に抗議するものであり、モズレー自身も修正1条だけでなく、修正14条の平等保護条項に対する違反を主張していた。それにもかかわらず、控訴審判決を執筆したヘースティングズ判事 (John S. Hastings) は、本件を修正1条の枠内で処理した。

まず、ヘースティングズ判事は、「純粹言論 (pure speech)」⁽²²⁾だけでなく、ピケ活動、行進、デモといった平和的な見解表明にも修正1条の保護が及ぶことを確認する。つまり、ここでは、第1修正によって保護される「言論 (speech)」と制限可能な「行為 (conduct)」を対置する言論／行為二分論⁽²³⁾を前提としながらも、言論的要素を含む行為は修正1条の保護範囲に入る、というスピーチ・プラスや象徴的言論⁽²⁴⁾に関するおなじみの議論が展開されている。

しかし、スピーチ・プラスといえども無制限に保護されることはない。むしろ、純粹言論以外の要素が含まれるからこそ、規制が許容される度合いは大きくなるはずである。そこで、ヘースティング判事は、条例は授業時間中、150フィートの緩衝地帯を設けることによって、抗議やデモ活動の間、学校の混乱を防ぎ、暴力を未然に防ぐ合理的な試みである、という被告側の主張に触れ、1965年のCox v. Louisiana事件最高裁判決⁽²⁵⁾等に言及しながら、純粹言論以外の要素を含むのでピケ活動は「合理的規制 (reasonable regulation)」⁽²⁶⁾に服する、という枠組みを提示する。

では、どのような規制であれば、「合理的規制」に当たるのか。ヘースティングズ判事によれば、「合理的規制」に該当するためには、見解の表明を目的とした公道へのアクセス権と正当な州利益を害する危険の利益衡量が必要である。しかし、本件で、シカゴ市は原告の表現の自由の

(21) Police Dept. of Chicago v. Mosley, 432 F.2d 1256 (7th Cir. 1970), *aff'd*, 408 U.S. 92 (1972). なお、本件の上告審ではシカゴ市の条例の合憲性が争われたGrayned v. City of Rockford事件と併合審理された。

(22) *Mosley*, 432 F.2d at 1258.

(23) 言論／行為二分論については、菅谷麻衣「言語と行為の臨界——米国におけるボルノグラフィ規制条例違憲論の帰趨」法学政治学研究 103号 (2014) 72-76頁等参照。

(24) 国旗焼却等の言葉によらない表現行為である象徴的言論とスピーチ・プラスは、共に純粹言論ではないが、憲法上の保護を受けるという意味で両者を分けて考える必要はないとも思われる。しかし、紙谷雅子教授によると「言論プラスは象徴的表現との類似点が多いとはいえ、その行為自体がコミュニケーションであるのか、それとも表現に付随する行為なのかの区別は、両者に与えられる保護の根拠を考慮するならば、重大な差異をもたらすものであり、分けて考えるべき概念である。」(紙谷雅子「象徴的表現 (1) —— 合衆国憲法第1修正と言葉によらないコミュニケーションについての一考」北大法学論集 40巻5・6合併号上巻 (1990) 710頁)。

(25) *Cox v. Louisiana*, 379 U.S. 536 (1965).

(26) *Mosley*, 432 F.2d at 1258-59.

権利を侵害せずに教育制度の混乱を防ぐ条例を制定することが可能であったにもかかわらず、効果的なコミュニケーションのための個人の権利と平和や秩序に関する州の利益の衡量を試みていない。ゆえに、ヘースティングズ判事は、条例を過度に広汎ゆえに文面上違憲であると結論付けた。かかる判断の背後には、本件の舞台となった公道がパブリック・フォーラム⁽²⁷⁾であるとの発想がある。実際に、ヘースティングズ判事は1968年の *Amalgmated Food Employees v. Logan Valley Plaza, Inc.* 事件最高裁判決⁽²⁸⁾ の次の判示部分を違憲の結論に達する直前に丸々引用している。

「歴史的にみると、街路、歩道、公園、そして他の類似した公共の場所は、修正1条の権利の行使と関連付けられてきた。そのような権利の行使を目的としたアクセスは、憲法上、広範かつ絶対的に拒絶してはならない。」⁽²⁹⁾

以上のように、条例は過度広汎性ゆえに違憲とされたので、「原告の他の憲法的主張を検討する必要はない」⁽³⁰⁾ とされた。ヘースティングズ判事はスピーチ・プラス、パブリック・フォーラムといった修正1条の諸理論に依拠したが、修正14条の平等保護条項には一切言及せず、本件を棄却し、原審に差し戻した。

(3) 上告審判決

控訴審とは対照的に、上告審判決を執筆したマーシャル判事 (Thurgood Marshall) は、本件を基本的に修正14条の平等保護条項の枠組みで分析し、その分析の中に修正1条の利益を入れ込むことで本件を処理した⁽³¹⁾。

マーシャル判事は、シカゴ市がいくつかのピケ活動と他のピケ活動で異なる取扱いをしていることを理由に条例を修正14条の平等保護条項によって分析する、と最初に宣言する。つまり、マーシャル判事にとって、あくまでも本件は平等保護条項の違反が問題となる事案なのだ。もっとも、その宣言のすぐ後で、マーシャル判事は次のように述べる。

(27) 文化助成等を通じ、国家の規制が巧妙化しているとの視点からパブリック・フォーラムの法理を再検討するものとして、横大道聡『現代国家における表現の自由』(弘文堂、2013) 128-66頁等。同書で問題提起されているように、思想の自由市場に対する国家の介入には常に警戒を怠るべきではないが、同書が分析対象とした2011年までのアメリカとトランプ政権が誕生した2017年以降のアメリカでは、表現の自由をめぐる状況が大きく異なる点には留意する必要がある。

(28) *Amalgmated Food Employees v. Logan Valley Plaza, Inc.*, 391 U.S. 308 (1968).

(29) *Id.* at 315.

(30) *Mosley*, 432 F.2d at 1259.

(31) 上告審判決に関する邦語文献として、市川・前掲注(20) 90-94頁、橋本基弘『表現の自由 理論と解釈』(中央大学出版部、2014) 177-79頁、横大道・前掲注(27) 136-37頁、城野一憲「表現の自由と厳格審査——アメリカ連邦憲法の修正1条解釈におけるルーツと展開」早稲田法学会誌 65巻2号(2015) 122-26頁等。

「もちろん、本件における平等保護の主張は修正1条の利益と密接に絡み合っている。つまり、条例は表現的行為 (expressive conduct) であるピケ活動に影響を与えており、さらに、それはピケ活動の主題 (the subject) に基づく区別によって行われている。」⁽³²⁾

この判決冒頭の指摘は本稿にとって、かなり興味深いことをいってのけている。なぜなら、現在のアメリカ憲法学では、内容規制と内容中立規制を区分し、各々に異なる審査基準を適用する(内容規制論)は修正1条の理論であると理解されており、当然、内容規制の一類型である主題規制も修正1条との関係で問題となるからだ⁽³³⁾。それにもかかわらず、マーシャル判事は本件を修正1条ではなく、むしろ修正14条の平等保護条項をベースに処理するというのだ。マーシャル判事による本件法廷意見が内容規制論のリーディング・ケースであることは論を待たないが⁽³⁴⁾、彼自身は本件のような「表現の内容に基づく区別」を表現の自由と平等が「密接に絡み合った」問題として捉えていた点は重要であろう。そのことは上記引用箇所が付された脚注3にも表れている。脚注3には、カルヴェン (Harry Kalven, Jr.) の *The Concept of the Public Forum: Cox v. Louisiana*⁽³⁵⁾、エマソン (Thomas I. Emerson) の *THE SYSTEM OF FREEDOM OF EXPRESSION*⁽³⁶⁾、ブラシ (Vincent Blasi) の *Prior Restraints on Demonstrations*⁽³⁷⁾、そしてヴァン・アルスタイン (William W. Van Alstyne) の *Political Speakers at State Universities: Some Constitutional Considerations*⁽³⁸⁾ といった業績が参照されているが、マーシャル判事はそれらを「修正1条と平等保護の交差」をめぐる議論として紹介しているからだ。

とはいえ、あくまでも平等保護条項の枠組みで分析することが冒頭に確認されたので、異なる取扱いによって適切に促進される「妥当な政府利益 (an appropriate governmental interest)」⁽³⁹⁾があるか否かが本件の究極的な争点となる。

こうした点からみたととき、条例が主題別に許されるピケ活動と許されないピケ活動を規定していることが問題となる。マーシャル判事は、学校の労使紛争を主題とした平和的なピケ活動は許容されるのに対し、他の平和的なピケ活動は禁止されると指摘し、この区別はプラカードのメッセージに基づいている、という。その上で、後の判例で何度も引用されることになる次の著名な

(32) *Mosley*, 408 U.S. at 95.

(33) GEOFFREY R. STONE ET AL., *THE FIRST AMENDMENT* 327-28 (6th ed. 2020).

(34) DANIEL A. FARBER, *THE FIRST AMENDMENT* 23 (5th ed. 2019).

(35) Harry Kalven, Jr., *The Concept of the Public Forum: Cox v. Louisiana*, 1965 SUP. CT. REV. 1, 29-30 (1965).

(36) THOMAS I. EMERSON, *THE SYSTEM OF FREEDOM OF EXPRESSION* 303-04, 05-307 (1970).

(37) Vincent Blasi, *Prior Restraints on Demonstrations*, 68 MICH. L. REV. 1481, 92-1497 (1970).

(38) William W. Van Alstyne, *Political Speakers at State Universities: Some Constitutional Considerations*, 111 U. PA. L. REV. 328, 37-339 (1963).

(39) *Mosley*, 408 U.S. at 95.

一文を述べる。

「何にもまして修正1条は、政府は一般的に、そのメッセージ、アイデア、主題、あるいは内容を理由として、表現を規制する権限を有しない。」⁽⁴⁰⁾

上記に引用した箇所は内容規制の禁止、あるいは、政府の中立性を要請する内容中立原則の論拠として、今でも引用され続けているが、実はこれには続きがある。マーシャル判事は、政治や文化を維持し、個々人の自己実現を達成するために、政府の検閲を禁じ、表現の自由が保障されていることを確認した後、この検閲禁止の要点は「内容統制 (content control)」⁽⁴¹⁾にある、という。1964年の *New York Times Co. v. Sullivan* 事件最高裁判決⁽⁴²⁾を引用しながら、内容を理由とした表現的活動の禁止は、公的問題に対する討論が自由で、力強く、広く開かれていなければならない、という原理に対する深い国家的なコミットメントを侵害する、と説明するのだ。しかし、ここまでは、表現の自由の文脈でよくいわれることである。マーシャル判事の特徴的な解釈はこれに続く以下の判示部分に現れている。

「修正1条自体はもちろんのこと、平等保護条項のもとでも、政府は好ましい観点をもつ人々に対してフォーラムの使用を認めながら、あまり賛成できない、あるいは、より論争的な観点の表明を望む人々に対してその使用を拒否することはできない。公共施設で、どの論点が議論され、あるいは、討論されるかを選別することはできない。『アイデアの領域における身分の平等 (equality of status in the field of ideas)』があり、政府は全ての観点が伝達される平等な機会 (an equal opportunity) を与えなければならないからだ。」⁽⁴³⁾ (『』内は原文による。圏点は筆者)

上記に圏点で強調したように、マーシャル判事によれば、政府による観点の選別は、修正1条だけでなく、平等保護条項によっても禁じられる。先に触れたように、これは現在の内容規制論に対する理解とは趣が異なる。では、こうした違いはなぜ生じるのか。それは、マーシャル判事が内容規制禁止の論拠をアイデアの「平等」に求めるからだ。つまり、アイデアは「平等」だからこそ、全ての観点が伝達される「平等な機会」が与えられなければならない、政府はアイデアを選別することはできない、と考えているのだ。上記引用個所で社会契約から表現の自由

(40) *Id.*

(41) *Id.* at 96.

(42) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964).

(43) *Mosley*, 408 U.S. at 96 (quoting ALEXANDER MEIKLEJOHN, *POLITICAL FREEDOM* 27 (1960)). なお、判決文では *POLITICAL FREEDOM* の出版年は1948年と記されているが、同書の刊行は1960年である。

の自己統治の価値を説くミクルジョン (Alexander Meiklejohn) の「アイディアの領域における身分の平等」という概念が引用されていることからすれば、諸個人の社会契約によって成立した国家が個人の平等だけでなく、「アイディアの領域における身分の平等」をも保障しなければ、国家の正当性は毀損される、という思考がめぐらされているものと思われる。そうであるからこそ、公共施設の使用など表現の伝達手段を求める者の間での「差別 (discrimination)」⁽⁴⁴⁾ は禁止される。ここにパブリック・フォーラムの萌芽がある。

むろん、以上の原理を前提としても、全てのピケ活動が常に許容されるわけではない。続けてマーシャル判事は政府利益の検討に入る。まず、マーシャル判事は、ピケ活動に対する合理的な時・場所・方法の規制が重要な政府利益を促進する必要がある、同様に、平等保護の分析でも、ピケ活動の選択的排除ないし差別を正当化する十分な規制利益が必要であることを確認する。要するに、本件では表現規制のみならず、差別を正当化する政府利益が必要であるというのだ。ただし、ピケ活動は表現的行為であり、当該行為は修正1条の保護範囲に入ると解されてきた。そこで、マーシャル判事はパブリック・フォーラムからのピケ活動の選択的排除は「慎重に審査されなければならない」⁽⁴⁵⁾ と述べ、かかる差別は「重大な政府利益 (a substantial governmental interest)」⁽⁴⁶⁾ にぴったりと限定されていなければならない、という留保を付けた。

その上で、マーシャル判事は条例の文言から、条例自体は、時・場所・方法ではなく、主題の見地から、許容されるピケ活動を規定していると認定した。したがって、この時点で、表現規制を正当化する政府利益には疑義が生じる。しかし、かかる規定について、シカゴ市は、内容に対する検閲ではなく、学校の混乱防止を目的とした手段である、と主張するので、平等保護条項の統制と調和する形で、かかる目的が促進されているか否かが次に問題となる。だが、これに対して、マーシャル判事は、労働争議に関するピケ活動よりも他のピケ活動が明白に学校を混乱させない限り、平等保護条項の下で条例を支持することはできない、と判断した。すなわち、労働争議に関するピケ活動といえども、平和的なものもあれば、秩序を乱すものもある。また逆に、労働争議に関しないピケ活動でも平和的なものもある。それにもかかわらず、学校の混乱防止を目的として、差し迫った混乱を惹起するか否かにかかわらず、労働争議に関するピケ活動以外を一律に禁止することは「不平等な取扱い (unequal treatment)」⁽⁴⁷⁾ である、と。

最終的に、マーシャル判事は、条例が1つの好ましい主題に関するピケ活動を除き、ピケ活動を全て禁止していることから、学校の混乱防止というシカゴ市の利益を擁護することはできず、ゆえに、条例は平等保護条項違反である、との結論を下した。控訴審判決と理由付けは異なるが、条例は違憲である、という控訴審の判断自体は是認したのである。

(44) *Mosley*, 408 U.S. at 96.

(45) *Id.* at 98-99.

(46) *Id.* at 99.

(47) *Id.* at 100.

(4) 判決の分析

先に2 (1)で確認した通り、Mosley 事件の原告であるモズレーのピケ活動はジョーンズ商業高校の人種差別に抗議するものであり、モズレー自身も修正1条だけでなく、労働活動に関するピケ活動だけを差別的に許容する本件条例について修正14条の平等保護条項の違反を主張していた。1950年代以降、公民権運動が盛んになる中で、65年のCox v. Louisiana 事件最高裁判決⁽⁴⁸⁾では人種差別に反対する観点を理由に街頭使用が拒否された事例が問題となっており、Mosley 事件の背後にもマイノリティに対する差別と表現の自由の侵害の問題があった⁽⁴⁹⁾。こうした社会状況の中で、モズレーが表現の自由だけでなく、平等権の侵害を主張したのは当然といえよう。指示評決による本件の第1審判決では、いずれの権利の侵害も認められなかったが、表現の自由の侵害にも差別の問題にも正面から取り組んだ、という意味では、一定の評価はできるのかもしれない。

が、これに対して、控訴審は条例自体を違憲と判断したものの、修正14条の平等保護条項に関する主張を検討せずに、過度広汎性の理論によって条例を違憲と判断した。確かに、シカゴ市は学校の混乱防止を目的として掲げながら、条例では労働争議に関わらない平和的なピケ活動まで禁止されており、当該目的との関係で条例は明らかに過剰包摂であった。先に触れた社会的文脈から、恐らくモズレー本人にとっては表現の自由の侵害と並んで（もしかしたらそれ以上に）、平等権の侵害は重要な主張だったと思われるが、事案自体としては、控訴審のように平等保護条項の検討に踏み込まずに処理することも技術上可能であったといえる。

それにもかかわらず、上告審は「修正1条の利益を平等保護条項に反映」⁽⁵⁰⁾させることで、モズレーの主張に真っ向から対峙した。これについては、1950年代から60年代にかけて最高裁が平等の憲法的価値を強調していたことから、当時は表現の自由よりも平等の分野の方が理論的に発達していたとも考えられるが⁽⁵¹⁾、差別としてマイノリティの表現の自由が侵害される当時の社会状況や上告審判決を執筆したマーシャル判事が平等論の大家⁽⁵²⁾であったことも無関係ではな

(48) Cox, 379 U.S. 536.

(49) 例えば、1980年のCarey v. Brown 事件でも人種統合政策のための強制バス通学の拡充を訴えるピケ活動を行った団体がイリノイ州法違反で逮捕され、同法の合憲性が争われた。

(50) Mosley, 408 U.S. at 101.

(51) Stone, *supra* note 14, at 37.

(52) マーシャルは人種別学制によってメリーランド大学のロー・スクールに入学することができなかったため、伝統的黒人大学（HBCU）のハーワード大学のロー・スクールで学んだ後、全米有色人種地位向上協会（NAACP）の法廷弁護基金（Legal Defense and Education Fund）の弁護士として、Brown v. Board of Education of Topeka 事件等の合衆国最高裁の人種差別に関わる訴訟で驚異的な成功を収めた。こうした功績からアフリカ系として初の合衆国最高裁判事に指名された（*see* JUAN WILLIAMS, THURGOOD MARSHALL 7-8 (2011)）。マーシャルの弁護士時代の活躍に関して、毛利透「人種分離撤廃の現実と法理論（1）——憲法訴訟における事実解釈の研究」国家学会雑誌 106 巻 7・8 号（1993）575-83

かろう。もっとも、マーシャル判事が提起した「原理 (the principle)」⁽⁵³⁾ に関しては以下の2点の疑問が残る。

第一に、「修正1条自体はもちろんのこと、平等保護条項のもとでも」⁽⁵⁴⁾ 政府による観点の選出が禁止されるというが、この禁止の要請と2つの条文の関係が不明瞭である。判決文の中で、「修正1条と平等保護の交差」⁽⁵⁵⁾ や「表現の自由と、平等保護の保障とのその交差 (Freedom of expression, and its intersection with the guarantee of equal protection)」⁽⁵⁶⁾ といった表現が用いられていたことを素直に受け止めるのであれば、マーシャル判事は内容差別の禁止（当然、内容には主題も観点も含まれる⁽⁵⁷⁾）をまさに両方の条文が重なる領域と考えていた、とも思われる。

他方で、判決文の中で「本件における平等保護の主張は修正1条の利益と密接に絡み合っている」⁽⁵⁸⁾ と述べていることや、最終的に本件の主題に基づくビケ活動の差別的取扱いを平等保護条項に違反すると判断していることからすると、直接的には内容規制の禁止は修正14条の平等保護条項から導かれており、その差別が表現活動に関わっていることから修正1条の利益（ないし理論）も考慮された、と整理することもできる。例えば、Mosley 事件上告審判決（以下、「Mosley 判決」と呼ぶ）の脚注3最後に「同様に参照 (See also)」と紹介される、1951年の *Niemotko v. Maryland* 事件最高裁判決⁽⁵⁹⁾ でも、上記と類似した整理がなされていると考えられる。つまり、同判決では宗教上の観点に基づいたパブリック・フォーラムからの選択的排除を、宗教及び表現の自由の行使における平等権の侵害と判断しており、自由権に対する侵害が平等権の審査に取り込まれている、と解されるからだ⁽⁶⁰⁾。ただし、このように整理した場合、あらゆる

頁、同「人種分離撤廃の現実と法理論 (2) — 憲法訴訟における事実解釈の研究」国家学会雑誌 107 巻 7 号 (1994) 1-45 頁、遠藤比呂通『人権という幻』（勁草書房、2011）88-96 頁、駒村圭吾「チャールズ・ブラック — 象徴的 Constitutional Lawyer の栄枯」駒村圭吾ほか編『アメリカ憲法の群像 理論家編』（尚学社、2010）7-12 頁等参照。

(53) *Mosley*, 408 U.S. at 96.

(54) *Id.*

(55) *Id.* at 95 n.3.

(56) *Id.* at 101.

(57) 内容規制と内容中立規制については「分け方、分ける理由、適用される違憲審査の基準」には争いがあるとされるが（芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論 (1) [増補版]』（有斐閣、2000）402 頁）、アメリカの標準的な教科書の執筆者である、チェメリンスキー（Erwin Chemerinsky）は、内容規制を観点規制（「メッセージが含むイデオロギーに基づく規制」）あるいは主題規制（「言論のトピックに基づく規制」）であるとし、他方、内容中立規制を「観点中立的 (viewpoint neutral)」かつ「主題中立的 (subject neutral)」な規制であるとする（ERWIN CHEMERINSKY, CONSTITUTIONAL LAW: PRINCIPLES AND POLICIES 1014-15 (6th ed. 2019)）。

(58) *Mosley*, 408 U.S. at 95.

(59) *Niemotko v. Maryland*, 340 U.S. 268 (1951).

(60) 小山剛教授はドイツこうした問題を「平等権と実体的基本権の競合」として、以下のように整理している（小山剛『「憲法上の権利」の作法 新版』（尚学社、2009）105 頁）。

①差別禁止が自然権に当然に含意されており、自由権のみの審査が行われる場合。

憲法上の権利の行使に関わる別異取扱いにおいて平等保護条項の違反が問題となり、平等に依拠することによる特有の意義があるのか否かが問題となる⁽⁶¹⁾。

いずれにせよ、内容規制論のリーディング・ケースである Mosley 判決の水準では、主題規制に当たる条例を分析するに際して、修正1条だけでなく、修正14条の平等保護条項の違反が重要な論点であった。しかし、先に2(2)で述べた通り、現代のアメリカ憲法学では、内容規制論を修正1条の理論、しかも、表現の自由に関する判例法理の中心的な理論⁽⁶²⁾として位置づけている。そうであるならば、Mosley 判決で修正1条と共に内容規制の禁止の論拠となった平等保護条項が内容規制論から後退していった理由を明らかにする必要があるだろう。

またこの点に関連して、「修正1条と平等保護の交差」をめぐる議論として、本判決の脚注3で参照されている文献を精査する必要もあるだろう。脚注3の文献（論文3本と著作1冊）は通常であれば表現の自由に関する文献であると解されるが、なぜ、そうした文献から「修正1条と平等保護の交差」する領域の問題を論じることができるのかを確認する必要があるからだ。

したがって、① Mosley 判決脚注3の参考文献がどのような文脈で何について展開されたものなのかを精査することで、修正1条と平等保護条項をめぐる当時の議論状況を確認した上で、②内容規制論から平等保護条項、ひいては平等論そのものが後退していった理由を明らかにする必要があるだろう。

これに対して、Mosley 判決に関する第2の疑問は、内容規制の禁止の射程にある。観点規制の禁止に関して判決文では、政府は観点に基づいて「フォーラム」や「公共施設」⁽⁶³⁾の使用を拒否してはならない、と論じており、街頭、広場等のいわゆるパブリック・フォーラムでのみ観点規制が禁止される、とも読めるからだ。もっとも、現在では表現活動の場がパブリック・フォーラムに該当するか否かにかかわらず、観点規制は禁止され、観点規制に該当すれば、厳格審査が

②自由に対する侵害であることは、平等権の審査に吸収され、平等権のみの審査が行われる場合。

③実体的権利と平等権が異なる観点から、並列的に審査される場合。

④実体的権利が存在しないところで平等権が適用される場合。

以上の整理を前提とすれば、Mosley 判決や Niemotko 判決は②に近いと思われる。ただし、小山教授が表現の自由の保障には「特定の主張に対する差別的取扱いの禁止」が含意されると説明する通り（同上）、現在のアメリカ憲法学では、かかる問題は表現の自由の審査にのみ付され、平等権の審査を必要としない（上述の整理でいえば①）。

(61) この点、平等空虚論を受けて (Peter Westen, *The Empty Idea of Equality*, 95 HARV. L. REV. 537, 547 (1982)), 奥平康弘教授は基本権の差別的取扱いは、当該権利の侵害にあると構成できるので、その限りで、法の下での平等は「内容において空虚ではなろうか」と述べている（奥平康弘『『基本的人権』における『差別』と『基本的人権』の『制限』——『法の下での平等』を考える』名古屋大学法政論集 109 巻 (1986) 265 頁）。なお、平等固有の実体ないし価値から平等空虚論を克服する試みとして、棟居快行「平等保障の実体内容——〈空虚〉性の克服をめざして」神戸法学年報 5 号 (1989) 172-73 頁、安西文雄「法の下での平等について (2)」国家学会雑誌 107 巻 1・2 号 (1994) 198-211 頁。

(62) *E.g.*, *R.A.V.*, 505 U.S. 377; *Reed v. Town of Gilbert*, 576 U.S. 155 (2015); *Barr*, 140 S. Ct. 2335.

(63) *Mosley*, 408 U.S. at 96.

適用されてほとんど自動的に違憲となる、と解されている⁽⁶⁴⁾。ただし、この点に関しては、マーシャル判事自身も表現の自由に係る著名な一文、すなわち、「修正1条は、政府は一般的に、そのメッセージ、アイディア、主題、あるいは内容を理由として、表現を規制する権限を有しない」⁽⁶⁵⁾の中では、内容規制の禁止に限定を付していない。ゆえに、Mosley 判決の水準でも一般的に内容規制は禁止される、と読解する余地はあった。

とはいえ、Mosley 判決の他の箇所では、内容規制の禁止の「例外」の存在が指摘されている。結果同意意見を執筆したバーガー判事 (Warren E. Burger) によれば、修正1条はその規定の文言通りに「言論」を保護してきたわけではなく⁽⁶⁶⁾、わいせつ表現⁽⁶⁷⁾や喧嘩言葉⁽⁶⁸⁾などの「保護されない言論 (unprotected speech)」の類型がある。つまり、当該言論類型は「内容」に基づいて定義されているので、かかる言論類型に対する規制は内容規制に当たるが、その規制は許容されてきた、というのだ。

また、マーシャル判事もあらゆる内容規制が禁止される、とまでは考えていなかったとも思われる。マーシャル判事は、ミクルジョンの「アイディアの領域における身分の平等」⁽⁶⁹⁾という概念によって、「政府は全ての観点が伝達される平等な機会を与えなければならない」⁽⁷⁰⁾という帰結を導いているが、ミクルジョンが自己統治の価値から表現の自由の保護範囲や保障の程度を区別していたことは有名である。そうだとすれば、判決文中で明示こそされていないが、自己統治との関係が希薄な表現だけでなく、他者の自己統治を阻害する表現——各人の自己統治が実現され得る環境がなければ、「身分の平等」が保障されているとはいえ、自己統治のシステム自体が機能不全となる——に対する内容規制は許容される、という限界が黙示的に設定されていた可能性がある。マーシャル判事もミクルジョン⁽⁷¹⁾も後世に多大な影響を与えた法律家であるこ

(64) See, e.g., CHEMERINSKY, *supra* note 57, at 1013-14.

(65) *Mosley*, 408 U.S. at 95.

(66) 合衆国憲法修正1条 (U.S. CONST. amend. I) は「合衆国議会は、国教を樹立し、または宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律、言論 (speech) または出版の自由を制限する法律、並びに、人民が平穏に集會する権利、及び苦情の処理を求めて政府に対し請願する権利を侵害する法律を制定することはできない。」と規定している (訳は筆者による)。が、ここで指摘される通り、この規定の文言にもかわらず、修正1条があらゆる「言論」を絶対的に保障している、との解釈を導く者は少ない。See, e.g., EMERSON, *supra* note 36, at 56 n.14.

(67) *Roth v. United States*, 354 U.S. 476 (1957).

(68) *Chaplinsky v. New Hampshire*, 315 U.S. 568 (1942).

(69) MEIKLEJOHN, *supra* note 43, at 27.

(70) *Mosley*, 408 U.S. at 96.

(71) ミクルジョンに関する先行研究は枚挙にいとまがない。代表的な邦語文献として、伊藤正己『言論・出版の自由』(岩波書店、1959) 190-93頁、奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』(東京大学出版会、1988) 21-23頁、阪口正二郎『表現の自由の原理論における『公』と『私』——『自己統治』と『自律』の間』長谷部恭男・中島徹編『憲法の理論を求めて』(日本評論社、2009) 44-60頁、蟻川恒正『憲法的思惟』(創文社、1994) 95-106頁、松田浩『『自己統治』と『尊厳』——ジョゼフ・タスマン研究序説』辻村みよ子先生古稀記念論集『憲法の普遍性と歴史性』(日本評論社、2019) 61-66頁等参照。

とから、各人の理論や両者の理論の対比については慎重な検討を要するので、他日を期したい。

以上、Mosley 事件に対する司法判断を検討した結果、上告審では、内容規制は「修正1条と平等保護の交差」する領域の問題と解され、そこでは修正1条だけでなく、修正14条の平等保護条項の違反が問題とされたこと、しかし、それにもかかわらず、2つの条文と内容規制の禁止の要請の関係や、かかる要請の射程には不明確な点が残ることが分かった。それらを明らかにするためには、少なくとも、先に指摘した3つの課題に取り組む必要があるだろう（① Mosley 判決脚注3の参考文献の検討、②内容規制論から平等論が後退した理由の解明、③ミクルジョンとマーシャル判事をめぐる議論の分析）。

そこで、次章では、Mosley 判決脚注3で参照される文献の該当箇所を確認することで（①）、Mosley 判決ではいまひとつ不明瞭だった内容差別の禁止の要請と2つの条文の関係を明らかにし、今後、内容規制論から平等論が後退した理由を探るための出発点としたい（②）。

3. 修正1条と平等保護条項をめぐる70年代初頭の学説

(1) Mosley 判決脚注3における議論水準

2(3)で指摘した通り、Mosley 判決脚注3には、カルヴェン、エマソン、ブラシ、そしてヴァン・アルスタインといった1970年代前後のアメリカの表現の自由の領域で活躍した学者の業績が列挙されており、一見すると、それらのテーマは主として修正1条をめぐるものである。とすると、マーシャル判事がかかる文献を「修正1条と平等保護の交差」をめぐる議論として紹介したのはなぜかについての説明が必要なのにも思われる。そこで本節では、Mosley 判決脚注3の参考文献の該当箇所を個別に確認していくことで、内容差別の禁止の要請と2つの条文の関係に関する当時の理解に迫りたい。

(A) カルヴェン

脚注3で最初に参照されているのは、カルヴェン（Harry Kalven, Jr.）の *The Concept of the Public Forum: Cox v. Louisiana* である。カルヴェンは修正1条法理として名高いパブリック・フォーラムの名付け親とされており⁽⁷²⁾、この論文もCox判決を題材にパブリック・フォーラムの法理を分析するものである。既に2(4)でも述べた通り、Cox事件では人種差別に反対する観点を理由に街頭使用が拒否されており、Mosley事件と類似した構造にあった。そのためか、本論文でも「平等保護と検閲」というタイトルの節が脚注3で引用されている。

そこでは、平等保護条項が当時の最高裁で「主要な武器」⁽⁷³⁾となっており、Cox事件でも、クラーク判事（Thomas C. Clark）とブラック判事（Hugo Black）は同規定によって、被告人の有

(72) Karst, *supra* note 12, at 22. 横大道・前掲注(27)132頁。

(73) Kalven, Jr., *supra* note 35, at 29.

罪を覆したと指摘されている。その後に次の文が続く。

「いくつかのグループがパレード及びピケ活動の禁止から除外された場合、当該規制の理由付けは致命的に疑わしい。〔その規制の〕目的にとって、もはや他の公共空間の使用を阻止することが重要なのではなく、当該グループが伝達するメッセージの種類に関係していることが明らかであるからだ。したがって、かかる規制は時、場所、状況の中立性 (the neutrality of time, place, and circumstance) から内容に対する関心 (a concern about content) へと滑り落ちる。その結果、言論の問題の領域における平等保護の分析 (equal-protection analysis in the area of speech issues) は検閲に対する検討と一体化する。」⁽⁷⁴⁾ (〔内、圏点共に筆者〕)

上記に引用した箇所では、「内容に対する関心」に基づく規制と、「時、場所、状況」に関する規制が区別されており、ここから当該論文が執筆された1965年の時点で、既に内容規制と内容中立規制を区分する発想があったことがうかがわれる。その上で、圏点で強調した通り、「言論の問題の領域における平等保護の分析」が修正1条の「検閲に対する検討」と「一体化」されると示されていることから、カルヴェンは内容中立性の要請が直接的には平等保護条項から導かれる、と整理していたと考えられる。このことは上記の引用箇所に続いて、「平等保護はわれわれが憎むパレードに対する自由も要求するだろう。」⁽⁷⁵⁾と述べていることから明らかである。通常であれば、こうした言説は修正1条の文脈で発せられると思われるが、カルヴェンにとって、表現の自由の侵害は平等権の侵害に「一体化」されるので、かかる発言がなされたのだろう。これはMosley判決における修正1条と平等保護条項の整理と酷似している(既出2(4)参照)。

このように平等保護条項によって公共空間でのメッセージの選別が禁じられる背景には、まさにその場が「公共空間」であることが関係しており、カルヴェンは貧富の差によってコミュニケーション手段へのアクセスの容易さが異なる点にも注意深く言及している⁽⁷⁶⁾。つまり、公共空間からの選択的排除は資力に基づく“差別”と同視し得るからこそ、修正1条ではなく、平等保護条項が主戦場となる、というわけだ。この辺りは、「アイディアの領域における身分の平等」に言及したマーシャル判事とも共通する問題意識だと思われるが、詳しい検討は今後の課題とし、脚注3の参考文献の検討に戻りたい。

(B) エマソン

次に脚注3に挙げられるのは、エマソン (Thomas I. Emerson) の THE SYSTEM OF FREEDOM

(74) *Id.*

(75) *Id.* at 30.

(76) *See id.*

OF EXPRESSION である。まさにタイトル通り、同書が表現の自由を体系化したものであり、現在でも読み継がれる名著であることはいままでもないが、脚注3では同書の303-304頁と305-307頁が参照されている。前者ではパブリック・フォーラムの法理が合衆国最高裁に受容される過程が描写されており、まさに303頁と304頁にまたがる箇所以下に以下の記述を見つけることができる。

「道路や他の開かれた場所を使用する憲法上の権利を認める実質的重要性は、そのような場所を集会のために誰でも利用できるように開設した場合、全て平等に解放しなければならない、という原理によって多少減少される。この原理は *Fowler v. Rhode Island* 事件最高裁判決⁽⁷⁷⁾ で定められ、*Cox* 判決で再び示された。誰でもパレードを愛し、常に様々な種類の団体が集会のために道路や公園を利用するので、人気がなかったり、正統でなかったりする団体が排除される可能性は小さくなる。しかし、これは決して完全な答えではない。結局、地方自治体は平等保護条項の保護にもかかわらず、どの程度まで利用者ではなく、利用を正当に区別できるのかは明らかでないのだ。例えば、全ての宗教団体に公共財産での集会を認めつつ、全ての政治団体を排除することは可能か。また、各団体に年1回の会合のみ許可するといった時間制限を課すことは可能か。唯一の考慮事項が差別を避けることだとすると、こうした事例の結論ははっきりしない。さらに、非差別原理 (the nondiscrimination doctrine) によって、あるコミュニティは少なくとも一時的に道路や公園を閉ざし、全ての集会を禁止する選択肢を常にもっている⁽⁷⁸⁾ (訳文における下線部は原文においてイタリックで強調されている箇所である。)

直前の (A) で確認したように、カルヴェンは (恐らくマーシャル判事も) 平等保護条項によって公共空間でのメッセージの選別が禁止されることを肯定的に評価しているが、ここではそれは対照的な評価が示されている。エマソンの整理によれば、地方自治体は正当に「利用」自体を区別することはできるが、「利用者」を区別することはできない。しかし、平等保護条項は「利用」と「利用者」を区別する基準を示さないばかりか、全ての団体に等しく道路や公園の利用が禁止されるという結果を導きかねない。深刻な論争の中にあつた南部の公民権運動等の経験からすると、コミュニティのマジョリティや支配層によって、公的集会の権利を完全に抹消する、という方針がしばしば選ばれる。ゆえに、エマソンは平等保護条項でパブリック・フォーラムを規律することはできない、というのだ。その代わりに、エマソンが依拠するのが修正1条である。上記引用箇所には、以下の続きがある。

「道路や広場を使用する憲法上の権利は規制の議論を始める出発点である、という強い前

(77) *Fowler v. Rhode Island*, 345 U.S. 67 (1953).

(78) EMERSON, *supra* note 36, at 303-04.

提があれば、規制がどれだけ多くとも、表現の自由の体系はより強固なものとなる。」⁽⁷⁹⁾

エマソンは道路や公園は公共財なのでその使用は多くの規制に服するが、道路等の使用は憲法上の権利である、という前提から規制の議論をすべきだ、という。このように権利の存在をベースとするのなら、公共財の使用に伴う規制が多くとも、「表現の自由の体系はより強固なものとなる」。つまり、エマソンは内容規制を平等保護条項ではなく、修正1条の問題であると位置づけるのだ。この結論が示された304頁以降、内容規制と平等保護条項の関係を論じる記述はなく、脚注3にも引用される307頁では、「内容に基づく差別 (a discrimination based upon content)」が「修正1条に反する」⁽⁸⁰⁾ とはっきり述べられている。

こうしたエマソンの解釈は、内容差別の禁止の要請を平等保護条項違反に収斂するマーシャル判事やカルヴェンの解釈とは異なり、修正1条の問題としてそれを捉えており、現代の内容規制に対する理解に近いといえる。したがって、同じ脚注3の中でも、平等保護条項に依拠するカルヴェンと、修正1条に依拠するとエマソンというように根拠条文に関する解釈は分かれていたのだ。

(C) ブラシ

続いて脚注3で参照されるのは、今もコロンビア・ロー・スクールで教鞭を執るブラシ (Vincent Blasi) の *Prior Restraints on Demonstrations* である。同論文の主題はデモ活動の事前抑制の統制だが、その中で資源配分の決定である許可制を平等保護基準で分析することの有効性が検討されている。かかる検討がなされ、「平等保護」のタイトルが付けられた当該論文の第2項が脚注3では参照されているのだ。しかし、そこでは、平等保護条項によって内容差別が禁止される、という議論が展開されているわけではない。というのも、同項の脚注41には以下の記述があるからだ。

「〔許可制の問題を考えるにあたって〕平等保護基準が望ましいとすれば、それは修正14条の一般的な要請、あるいは、*Williams v. Rhodes* 事件最高裁判決 (393 U.S. 23, 30-31 (1968)) で示された未発達の概念である『修正1条の平等保護 (first amendment equal protection)』の概念に起源をもつだろう。」⁽⁸¹⁾ (〔 〕内、圈点共に筆者)

まず、上記に引用した箇所からは、許可制を通じて特定のイデオロギーが排除される問題を「平等保護基準」で分析すべきか否かについてブラシが慎重な姿勢を示していることがうかがえ

(79) *Id.* at 304.

(80) *Id.* at 307.

(81) Blasi, *supra* note 37, at 1492 n.41.

る。が、当該論文の他の箇所でも平等保護基準による分析の有用性も認めているので⁽⁸²⁾、有力な視点の1つとみているのだろう。問題は平等保護基準の根拠条文である。上記に強調した通り、ブラシは平等保護基準の起源が「修正14条の一般的な要請」、あるいは、「修正1条の平等保護」の概念にあると整理している。今日のアメリカ憲法学を知る者にとってこの整理には馴染みがある。しかし、本節でみてきた通り、70年代初頭にも内容規制に対して厳しい態度で臨む、という発想はあったが、脚注3の中では、その論拠を修正1条とする説と修正14条の平等保護条項とする説で分かれており、Mosley判決本文を含めても、修正1条の中に平等保護の概念がある、という明確な指摘はなかった。もっとも、当該論文の中で根拠条文に関するブラシの立場は最後まで明らかにされず⁽⁸³⁾、「修正1条の平等保護」の詳細についてはカーストによる整理を待つことになる（後述3(2)参照）。

(D) ヴァン・アルスタイン

最後に、ヴァン・アルスタイン(William W. Van Alstyne)の *Political Speakers at State Universities: Some Constitutional Considerations* を確認したい。ヴァン・アルスタインは、先にみた3名と比べると、日本での知名度はそう高くはないが、T14⁽⁸⁴⁾の1校であるデューク・ロー・スクールのパーキンス法学教授(William R. and Thomas C. Perkins Professor of Law)として修正14条や修正1条等の分野で活躍した人物である。

当該論文では州立大学のファカルティ・メンバーや学生による外部講師の招聘を大学側が拒否するという問題が論じられており、脚注3では「平等保護と言論の自由」というタイトルが付けられた第2章が参照されている。そこには以下の一文がある。

「政治集会の事前抑制が禁止される公園と大学のキャンパスは憲法的に区別される。しかし、その施設利用の禁止において、州立大学は論争提起的ないし評判が悪いとされる意見や所属先に基づいて、講演者を差別することはできない。実際、この問題は実体的デュー・プロセスよりも平等保護条項の機能と関係する。」⁽⁸⁵⁾

(82) *Id.* at 1497.

(83) ブラシによれば、「人種、性別、嫡出性に基づく分類 (classifications based in race, sex, and legitimacy)」と異なり、「イデオロギーの分類 (Ideological classifications)」は、「差別を受ける者にどうすることもできない不変の特性に依拠するものではない」ので、「多くの文脈で完全に認められる」(*id.* at 1496)。内容差別の禁止は多かれ少なかれ人種差別とのアナロジーによって展開されており(2及び3(1)参照)、両者の違いをここまで克明に指摘することは珍しい。こうした点も、ブラシが平等保護条項と一定の距離を置いていたことを示している。

(84) T14とはアメリカで最も評価が高い14校のロー・スクールの総称である。

(85) Van Alstyne, *supra* note 38, at 338.

上記に引用した箇所では、憲法上、公園とは区別される州立大学でも講演者の所属先や意見に基づく差別が平等保護条項によって禁じられることが指摘されている。ここでは平等保護条項の他には、修正1条ではなく、実体的デュー・プロセスが問題になる可能性が示唆されているが、先に(C)で示した暫定的整理に照らせば、ヴァン・アルスタインは平等保護条項に依拠する説と分類することができよう。

以上みてきた通り、内容差別の禁止に関する脚注3でも、その根拠条文を修正1条とする説(エマソン)と平等保護条項とする説(カルヴェン、ヴァン・アルスタイン)とに分かれており、さらには、修正1条の中に平等保護の概念が含まれる、という物議をかもし得る重要な指摘(ブラシ)まであった。このうちMosley判決と類似性があるのはカルヴェンとヴァン・アルスタインの説であり、かかる説明が当時の通説とまではいえないまでも有力説であった可能性が高い。

(2) カーストによる Mosley 判決の整理

しかし、当初はあまり注目されていなかった Mosley 判決を取り上げ、内容差別の禁止の要請と両条項の関係を整理したカースト(Kenneth L. Karst)は、ブラシの指摘と接合し得る主張を行っている。それはどういうことだろうか。

カリフォルニア大学ロサンゼルス校のプライス卓越法学教授(David G. Price and Dallas P. Price Distinguished Professor of Law)であったカーストは、とりわけ20世紀後半から21世紀初頭にかけて平等の分野で活躍した著名な憲法学者である。カーストはMosley判決が下されてから3年後にカルヴェンの追悼記念として⁽⁸⁶⁾、*Equality as a Central Principle in the First Amendment*と題する論文を執筆している。この論文はそのタイトル通り、「表現の平等な自由の原理(a principle of equal liberty of expression)」⁽⁸⁷⁾を修正1条の中心に据え、当該原理と修正1条の諸価値や先例との関係を論じるものである。その中で、カーストはMosley判決を修正1条の通奏低音であった「表現の平等な自由の原理」に光を当てた判決として位置付け、同判決の脚注3の文献⁽⁸⁸⁾や「アイディアの領域における身分の平等」⁽⁸⁹⁾という印象的な概念の引用元であるミクルジョンの議論にも触れている。このことから、当該論文はMosley判決をめぐる当時

(86) なお、当該論文はカルヴェンの人生と功績を称えるシンポジウムの一部として発表されたものであるといわれるが(Stone, *supra* note 14, at 37)、同論文自体には詳しい経緯は記されていない。

(87) Karst, *supra* note 12, at 20. “a principle of equal liberty of expression” は「平等な表現の自由の原則」とも訳される(戸松秀典「Kenneth L. Karst, *Equality as a Central Principle in the First Amendment* (43 U. Chi. L. Rev. 20, 1975)」アメリカ法1977-2号(1997)245頁)。しかし、後述の通り、カーストはロールズ(John Rawls)の「平等な自由(equal liberties)」の概念から影響を受けていると思われるので(see Karst, *supra* note 12, at 20 (quoting JOHN RAWLS, A THEORY OF JUSTICE 205-17 (1971))), 本稿では「表現の平等な自由の原理」との訳を用いる。

(88) 本文での言及の有無や程度に差はあるが、カーストは脚注3の文献を全て引用しており、それらを前提に議論を展開していると考えられる(Karst, *supra* note 12, at 20 n.4, 21 n.8-9, 28 n. 41)。

(89) *Mosley*, 408 U.S. at 96.

の議論の総決算であり、「表現内容規制・表現内容中立規制二分論の完成に大きな貢献を果たした」⁽⁹⁰⁾と評される。そこで本節では、かかる論文を丁寧に見ていきたい。

まず、本論文の冒頭でカーストは「平等の理念 (ideal of equality) はアメリカの伝統に深く浸透している。政治参加の領域において、まさに社会は『平等な自由 (equal liberties)』を提供しなければならない、とわれわれは信じている。」⁽⁹¹⁾と述べ、アメリカの伝統における「平等」の重要性を確認して、そうした平等の理念が政治参加の領域だけではなく、複雑な社会の意思決定のプロセスにも関わっていると指摘する。その上で、Mosley 判決等を例に挙げ、修正1条の利益に関わる当時の事件では、合衆国最高裁は自由な表現を規制する政府の権力を制限するために平等保護の分析枠組みを用いている、という。

このような書き出しからすると、カーストも Mosley 判決と同様に内容差別の禁止の論拠を平等保護条項に求めるようにも思える。だが、返す刀でカーストは次のように述べ、Mosely 判決と袂を分かち。

「平等保護の文言で表現の自由の問題を定義することによって、平等ではなく、自由という修正1条の基本的な目的が損なわれる。平等原理を強調することで、合衆国最高裁は政府にいくつかの規制を撤廃させるのではなく、全ての表現を規制させることになるだろう。」⁽⁹²⁾
(圏点筆者)

冒頭からアメリカの伝統における「平等」の重要性を意識しながらも、ここでカーストは内容差別の禁止を表現の自由の問題と位置付ける。なぜなら、上記に圏点で強調した通り、修正1条の基本的な目的は「平等」ではなく、「自由」であり、政府が全ての表現を等しく規制するという結果を導きかねない平等原理では問題を解決し得ないからだ。これは先に3(1)(B)で確認したエマソンの問題意識と近い。しかし、カーストは次の通り、エマソンとも距離を置く。

「合衆国最高裁はごく最近、修正1条における平等原理の中心性を理解したが、同原理は合衆国最高裁の『パブリック・フォーラム』に関する判決と政治的マイノリティの集会の権利を保護する判決の中で暗示されているに過ぎない。しかし、さらに根本的には、平等な自由の原理 (the principle of equal liberty) は政府による言論の内容規制に対する修正1条の保護の中心である。」⁽⁹³⁾

(90) 橋本・前掲注(31)214頁。なお、当該論文に関する邦語文献として、奥平・前掲注(61)257-58頁、戸松・前掲(87)245頁以下、木村草太「表現内容規制と平等条項——自由権から〈差別されない権利〉へ」ジュリスト1400号(2010)101-02頁等。

(91) Karst, *supra* note 12, at 20.

(92) *Id.* at 21.

(93) *Id.*

エマソンは内容差別を修正1条違反と述べるが、その結論に至るまでに「平等」はいかなる意味でも関わらない。これに対して、カーストは修正1条の中心に平等な自由の原理があり、当該原理によって内容規制が禁じられる、と説明する。つまり、Mosley 判決ともエマソンとも異なり、カーストは修正1条の中に——それも《中心》に——平等の理念を読み込むことで、修正1条を単なる「自由」ではなく、「平等な自由 (equal liberty)」を保障する条文と解するのだ。こうした発想は Mosley 判決脚注3のブラシの論考でも垣間見ることができるが(既出3(1)(C)参照)、それを体系立てて説明しようと試みた点にカーストの独自性がある。そのために、カーストは表現の平等な自由の原理と修正1条の基本的目的の関係を検討する。

かかる検討に際して、カーストは修正1条の重要な目的を、①自己統治民主主義において情報に基づく選択を市民に可能とすること、②真理の探究を援助すること、③各人がその能力を発達させ、かつ、行使することを可能にし、自己実現の価値を促進すること、と定位し、これらの目的の達成が表現の平等な自由の実現を含意すると論じている⁽⁹⁴⁾。この中で、②の目的と表現の平等な自由の実現が重なることは想像に難くない。カーストがミル (John Stuart Mill) の『自由論 (On Liberty)』⁽⁹⁵⁾の一節を引用しながら論証する通り、思想の自由市場は真理の探究の前提条件であり、アイディアの競争を保つために全ての観点や話者を等しく保護する必要があると考えられるからだ。問題は①と③である。とりわけ、自己統治と表現の平等な自由の間には懸隔がありそうだが、カーストは社会契約を媒介し、平等な政治参加の重要性を強調することでその連関を示す。

カーストによれば、独立宣言⁽⁹⁶⁾もロック (John Locke)⁽⁹⁷⁾ からロールズ (John Rawls)⁽⁹⁸⁾ に至るまでの契約論者も被治者の同意から政府の権力を引き出す点において、政治的平等の理念にコミットしている。いずれの契約説⁽⁹⁹⁾に立とうとも、社会契約が成立する前提条件として、共同体構成員が平等に算入されなければならないからだ。こうした「法の下での平等の確保 (the

(94) *Id.* at 23.

(95) JOHN STUART MILL, ON LIBERTY (1859).

(96) ここでは独立宣言の原文は引用されていないものの、恐らくはカーストは次の一節を想起しているものと思われる。「全ての人は平等につくられ、創造主によって、一定の奪うことのできない権利を与えられ、その中には生命、自由及び幸福追求の権利が含まれる。これらの権利を確保するために人々の間で政府が組織されており、その権力は被治者の同意に由来する。いかなる統治形態といえども、これらの目的を損なうものとなるときは、人民はそれを改廃し、安全と幸福をもたらすものと認められる諸原理と諸権限の編制に基づいて、新たな政府を組織する権利を有する。」(THE DECLARATION OF INDEPENDENCE para. 2 (U.S. 1776). 訳は筆者による)

(97) JOHN LOCKE, TWO TREATISES OF GOVERNMENT (1690).

(98) RAWLS, *supra* note 87.

(99) ここでの議論からホブズ (Thomas Hobbes) の社会契約説は排除されている。ホブズ、ロック及びブルソーの社会契約の差異を論じるものとして、福田歆一『近代政治原理成立史序論』(岩波書店、1971) 243-352頁。

preservation of equality under law)」が「同意」⁽¹⁰⁰⁾の前提条件となっていることを示す代表例として、カーストはルソー (Jean-Jacques Rousseau) の『社会契約論 (The Social Contract)』の次の一文を引用する。

「社会契約は市民の間に、全て同じ条件で約束し合い、全て同じ権利を享受する、という平等を確立する。……主権者はある臣民に他の臣民以上の負担を課す権利をもたない。なぜなら、その場合には事柄は個別的となり、主権者の権限はもはやそこまで及ばないからである。」⁽¹⁰¹⁾ (訳文における省略はカーストによる。)

ここで指摘されるように、社会契約を成立させるためには当事者の対等性が前提となる（だからこそ、「無知のヴェール」⁽¹⁰²⁾を被せて各々の個性や属性を捨象させて社会契約に参入させるという発想が登場する）。こうした当事者の対等性が、社会契約成立後は「アイディアの領域における身分の平等」、つまり、内容規制の禁止の要請（内容への介入は表現者の人格の対等性を否定するという意味をもつ）、という形で継承される。このことを端的に示すものとして、カーストはミクルジョンの次の言葉を引用する。

「市民は……その観点が虚偽ないし危険であることを理由として、〔発言を〕禁じられてはならない。……こうしたアイディアの領域における身分の平等の根拠は、自己統治のプロセス (the self-governing process) の基盤深くにある。〔人民が〕自分自身を統治するとき、愚かしさ、不公平、そして危険について判断を下さねばならないのは、彼ら彼女ら——他の誰でもなく——である。」⁽¹⁰³⁾ (訳文における省略、〔 〕内はカーストによる。)

ミクルジョンは上記に引用した記述を1948年と1960年の著作の中で展開しており、当該記述がその理論の根幹を成しているものと推察できる。Mosley判決で引用されているのもまさにこの記述である。ただ、Mosley判決では単に「アイディアの領域における身分の平等」があるので「全ての観点が伝達される平等な機会」⁽¹⁰⁴⁾が保障されると説明されるに過ぎないのに対し、上記の引用箇所では「アイディアの領域における身分の平等」が自己統治に基礎付けられることが

(100) Karst, *supra* note 12, at 24.

(101) JEAN-JACQUES ROUSSEAU, THE SOCIAL CONTRACT, Book II, ch. IV *in* READINGS IN POLITICAL PHILOSOPHY 646-47 (Francis W. Coker ed., rev. ed. 1938).

(102) RAWLS, *supra* note 87, at 12.

(103) ALEXANDER MEIKLEJOHN, FREE SPEECH AND ITS RELATION TO SELF-GOVERNMENT 26 (1948).

(104) *Mosley*, 408 U.S. at 96. なお、1948年のFREE SPEECH AND ITS RELATION TO SELF-GOVERNMENTは若干の修正を経て1960年のPOLITICAL FREEDOMの第1部として所収されているが、上記の引用箇所には変更は加えられていない。

明示されている。先に確認した通り、カーストは各人の平等の確保を社会契約の前提条件と捉えているが、一度、契約が成立した後は自己統治を実現するために「アイディアの領域における身分の平等」が要求される、というわけだ。このように考えたとき、自己統治の実現と表現の平等な自由の原理の要請は重なる (①)。

次に、かかる原理と自己実現や個人の尊厳の目的 (③) との関係が問題となるが、ここでもカーストは社会契約を前提とした平等な政治参加の重要性から両者の目指すものが同じであることを示している。カーストによれば、投票における人種差別はランチ・カウンターからの排除と同様に人種的マイノリティの地位を格下げ、自尊心を傷つけるという害悪を惹起する。というのも、投票は市民的地位や共同体の一員であることの決定的な象徴だからだ。ゆえに、表現の平等な自由の原理でも投票の平等でも、個人の能力の発達だけでなく、「十全に参加する市民 (a fully participating citizen)」として扱われる「自尊 (self-respect)」⁽¹⁰⁵⁾ の感覚が要請される、とカーストはいうのだ。

以上から、表現の平等な自由の原理が修正 1 条の内部に本来備わっていたことが論証されたわけだが、カーストによると、当該原理は Mosely 判決によって初めて具体化されることになった。かかる視点から Mosley 判決の検討が行われているが、既に 2 で事案と判旨は紹介したので、ここではカーストの分析に焦点を当てることとしたい。

先述の通り、マーシャル判事は問題となった条例を修正 14 条の平等保護条項違反と結論付けているにもかかわらず、内容差別は平等保護条項だけでなく、修正 1 条でも禁止されると述べており、Mosley 判決の水準では内容差別の禁止の要請と二つの条文の関係に曖昧な点が残っていた (既出 2 (3) 参照)。これについてカーストは以下の通り評している。

「Mosley 判決は平等原理と修正 1 条の関係をはっきりと扱っている。合衆国最高裁は判決理由に平等保護を選択したが、当該判決は主に修正 1 条の価値について述べており、主として修正 1 条に関する判決を先例として引用している。」⁽¹⁰⁶⁾

カーストは修正 1 条の中に平等の理念を見出すことで、「修正 1 条」か「平等保護条項」か、という二者択一を脱しており、上記の引用箇所でも修正 1 条と「平等保護条項」ではなく、「平等原理」と修正 1 条という言い回しがなされている。つまり、あくまで内容差別は修正 1 条の枠内で処理されるのだ。問題はその理由である。上記引用箇所の後半では、Mosley 判決が修正 1 条の価値や先例に依拠しているとの指摘はあるが、より実質的な理由付けが必要であろう。この点、手掛かりとなりそうなのが、カーストがまとめた Mosley 判決の次の要点である。

「第 1 に、修正 1 条の核心は伝達されるメッセージと規制されるメッセージを決定する政

(105) Karst, *supra* note 12, at 26.

(106) *Id.* at 27.

府の権力を拒絶することにある。『政府は全ての観点が伝達される平等な機会を与えなければならないからだ。』第2に、パブリック・フォーラムから話者を選択的に排除する「時・場所・方法」の規制は、当該排除が重要な政府利益を促進するために必要最小限度であることを確実にするために慎重な審査基準に耐え得るものでなければならない。⁽¹⁰⁷⁾ (訳文における『』内はカーストの引用だが、その引用元は明示されていない)

ここでカーストは引用元を示さずに、「政府は全ての観点が伝達される平等な機会を与えなければならないからだ」という Mosley 判決の判示部分を引用しているが、マーシャル判事は内容規制を修正14条の平等保護条項の問題として捉えており(既出3(1)参照)、対してカーストは平等保護の原理ないし要請を修正1条の中に織り込むことにより、その根拠条文を意図的に読み替えている。こうした読み替えが可能となるのは、修正1条と修正14条の平等保護条項の競合問題に関して、政治共同体における「市民的身分の対等性 (equal citizenship)」⁽¹⁰⁸⁾ を前提に修正1条を捉え、修正1条の中に「平等」の要請を織り込むからだ。つまり、カーストの自己統治論は、社会契約を前提とした平等な政治参加であり、社会契約成立後もそれは「アイディアの領域における身分の平等」⁽¹⁰⁹⁾ として継承される。

公民権運動ではパブリック・フォーラムの使用が求められていたのではなく、より根本的には「市民的身分の対等性」を求める主張がされていたのだ、とカーストがいうとき、平等な政治参加を通じて醸成される「自尊」⁽¹¹⁰⁾ の感覚の重要性が意識されている。いうまでもなく、その大著『正義論 (A THEORY OF JUSTICE)』において、ロールズも「自尊」⁽¹¹¹⁾ を重要な鍵概念としており、ここにロールズの影響を見出すことができる。

後の1989年にカーストは BELONGING TO AMERICA⁽¹¹²⁾ と題する本を刊行し、「組織化された社会において、各個人が尊重された、責任ある、そして参加可能なメンバーとして扱われる資格を持つと推定される」⁽¹¹³⁾ 市民的身分の対等性の原理と本格的に取り組むことになるが、本論文が公刊された1975年の時点で、既にそれに連なる発想がある。

しかし、市民的身分の対等性の保障——換言すれば、自己統治からの排除による自尊侵害の防止——によって、修正1条の中に表現の平等な自由の原理を定位させたにもかかわらず、現在の

(107) *Id.* at 28.

(108) *Id.* at 26.

(109) *Id.* at 25.

(110) *Id.* at 26.

(111) RAWLS, *supra* note 87, at 62.

(112) KENNETH L. KARST, BELONGING TO AMERICA (1989).

(113) 安西文雄「Kenneth L.Karst, Belonging to America: Equal Citizenship and the Constitution (1989)」
国家学会雑誌 103 卷 3・4 号 (1990) 228 頁。

内容規制論ではカースト学説の特色である自己統治と結び付いた平等論⁽¹¹⁴⁾は、ほとんど忘れ去られている⁽¹¹⁵⁾。いうなれば、修正1条の中に内容規制禁止の要請がある、というカースト学説の帰結だけが受け入れられ、それを成立させる論拠は置き去りにされた状態なのである。

例えば、1992年のR.A.V. v. City of St. Paul 事件最高裁判決⁽¹¹⁶⁾はヘイト・スピーチ規制条例を観点差別であると判断し、以降のヘイト・スピーチ規制立法を困難にしたことであまりに有名であるが、そこには観点差別も含む内容規制禁止の法理の表層のかつ機械的な適用がなされているように思われる。やはり修正1条における平等保護のあり方は、とりわけヘイト・スピーチ規制との関係では「市民的地位の対等性」に遡って検討する必要があるのではないか。ヘイト・スピーチを「マイノリティを平等な市民として認識することを拒絶する——すなわち、マイノリティの「尊厳」を傷つける——表現行為」⁽¹¹⁷⁾と定義する見方がわが国でもあるように、カーストの学説とヘイト・スピーチ規制の関係を問い直すことによって、カースト学説の表層の継承を克服し、この問題の錯綜性を浮上させることができるかもしれない。というのは、カースト本人は「市民的熟議モデル」の構想を前提に集団名誉毀損の規制によってかえってマイノリティの社会変革が困難になるおそれがあるとして、かかる規制に慎重だからだ⁽¹¹⁸⁾。他方で、カースト学説は市民的地位の対等性を論拠として当該規制を正当化するように応用することもできよう⁽¹¹⁹⁾。かかる可能性を検討するとしても、内容規制論から平等論が忘却された理由をまずは明らかにしておく必要があるだろう。

4. 今後の課題

本稿冒頭で紹介したように、マッキノン⁽¹²⁰⁾は1980年代後半以降の合衆国最高裁の判例動向を踏まえ、表現の自由が「権力なき者の盾」から「権力者の武器」へと変わり果てたと批判的に分析し、修正1条に実質的平等を導入して、内容中立規制を修正すべきだ、という提案をしている。

(114) なお、カーストは平等保護条項の中心に「市民的身分の対等性の原理」を据え、それを平等固有の価値であると解して、独自の憲法学を構築している (Kenneth L. Karst, *Foreword: Equal Citizenship under the Fourteenth Amendment*, 91 HARV. L. REV. 1, 4 (1977); KARST, *supra* note 112, at 3)。

(115) See, e.g., Geoffrey R. Stone, *Content Regulation and the First Amendment*, 25 WIN. & MARY L. REV. 189, 201-07 (1983).

(116) R.A.V., 505 U.S. 377.

(117) 松垣伸次『ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察』(法律文化社, 2017) 224頁。

(118) Kenneth L. Karst, *Boundaries and Reasons: Freedom of Expression and the Subordination of Groups*, 1990 U. ILL. L. REV. 95, 96-98, 125-27 (1990). カーストをヘイト・スピーチ規制の消極論者として整理するものとして、奈須祐治『ヘイト・スピーチ法の比較研究』(信山社, 2019) 132, 144-45頁。

(119) 平等な市民参加からの排除を「尊厳」侵害と捉え、それを論拠にヘイト・スピーチ規制を試みる論者とカースト学説は構造的には類似している (e.g., JEREMY WALDRON, *THE HARM IN HATE SPEECH* (2012); STEVEN J. HEYMAN, *FREE SPEECH AND HUMAN DIGNITY* (2008))。

また軌を一にして、コロンビア・ロー・レビュー誌上でも、Egalitarian First Amendmentの可能性が検討されているように、「修正1条と平等保護条項の交差」、換言すれば、表現の自由と平等の関係が近年のアメリカで改めて主題化されている。

しかし、本稿の検討を通じて明らかになったように、修正1条と平等保護条項をめぐる1970年代の議論の中で、カーストは修正1条の中に平等の要請を織り込んだ。カーストは社会契約論を前提とした市民的身分の対等性を論拠として、修正1条から内容差別の禁止の要請を導出していることから、カーストの学説には、マッキノンやEgalitarian First Amendmentの問題意識に応え得る要素が含まれていた可能性がある。しかし、カーストの学説は70年代以降の内容規制論の発展の中で、忘却された。とりわけ、内容規制論の代表的な論者であるストーンは、内容規制禁止の論拠を平等とすると、観点規制と主題規制に異なる審査基準を適用することを説明できないこと、政府がより制限的な内容中立規制を行う危険性があること等を理由として、平等に依拠することを否定している⁽¹²⁰⁾。ストーンの内容規制論がアメリカだけでなく、日本でも広く受け入れられていることからすると⁽¹²¹⁾、内容規制論から平等論が失われたことに関するストーンの役割は小さくないようにも思われる。

したがって、カーストが内容規制の禁止の要請を修正1条に定位させた70年代初頭から、マッキノンが修正1条に実質的平等を導入して、内容中立原則の修正を主張する現在までの間に、なぜ平等論が失われたのかをストーンを中心として検証する必要がある。その際、本稿で検討することができなかった、ミクルジョンとマーシャル判事をめぐる議論を分析する必要もあろう。かかる検討を踏まえ、マッキノンがいう「実質的平等」の内実やEgalitarian First Amendmentとは何か、に迫ることで「表現の自由」と「平等」の関係を考えていきたい。

附記

1. なお、本稿で主題化した修正1条と修正14条の平等保護条項の問題、つまり、表現の自由と平等について筆者なりの解釈論を展開すべきだが、それはあけて今後の課題にさせていただき、本稿では1970年代のアメリカ学説を丁寧で紹介することに徹底したい。
2. 本研究は令和2年度拓殖大学政治経済研究所個人研究助成の支援を受けたものである。この場を借りて、厚くお礼申し上げる。

(原稿受付：2022年12月2日)

(120) Stone, *supra* note 115, at 201-07. ストーンの内容規制論の変遷を検討するものとして、橋本基弘「表現内容規制・内容中立規制二元論——Geoffrey R. Stone 理論の限界と可能性」高知女子大学紀要人文・社会科学編40巻(1992)79頁以下。

(121) 芦部・前掲注(57)434-35頁、橋本・前掲注(31)215-16頁等参照。

中華人民共和国民法典相続編の試訳

— 中華人民共和国相続法からの改正点・対照資料として

長 友 昭

キーワード：中国，民法典，相続編，遺産管理人，公証遺言

I はじめに

本稿は、中国における相続法〔承継法〕の分野について、1985年の中華人民共和国相続法（以下「相続法」とも称する）から2020年に採択されて2021年1月より施行されている中華人民共和国民法典（以下「民法典」とも称する）の相続編（以下「相続編」とも称する）においてどのような変化があったのかを検討する。

新華社によれば、2020年5月28日15時08分に、13期全国人民代表大会3次会議において、「中華人民共和国民法典」が採択された。これをもって、中国「民法典時代」の正式な到来が宣言されたと報じられている⁽¹⁾。本稿が扱う相続編については、1985年に相続法が制定されており、建国以来の社会主義法的色彩を残しつつも、実務的な取り組みや法改正・司法解釈などが蓄積していた。そのため、今般、民法典としてとりまとめられた法制度の実質的な内容については、詳細な分析が必要になる。本稿を一瞥しても明らかなように、民法典の体系性を高めるために規定の削除（移動）がなされた部分がある一方で、民法典と相続法の間には、細かな用語の整理や形式の統一などが散見される。すなわち、民法典の制定では、制度の大きな変化よりも法典としての体系性が重視されていることが見て取れる。主な改正点としては、遺産管理人制度を追加し（第1145～1149条）、遺言の効力に関する規定が改正された（第1133条以下）。また、公証遺言の効力を優先する規定が削除されたうえで、被相続人の真実の意思が尊重されている（第1142条2項、相続法20条3項参照）など、注目すべき点も多い。いずれも興味深い論点ではあるが、上述のように、相続法には既に一定の学問的蓄積がある⁽²⁾ため、ここで軽々に論じ切れるものではない。

そこで、本稿では、中国民法典⁽³⁾の相続編と1985年の相続法⁽⁴⁾とを対照して訳出し、その改正点を明らかにする。これにより、中国民法典の制定によって相続法の分野にどのような変化があったのかを示すものとして、今後、詳細な議論を展開するための基礎資料としたい。

II 中華人民共和國民法典（相続編）（2020年制定，2021年1月1日施行）および中華人民共和國相続法（1985年4月10日制定，2021年1月1日廃止）等の関連法規の試訳

凡 例

1. 翻訳においては、原文と訳文における条文上の前段・後段等の構造上の対応関係の維持を重視して、「;」は「。」で区切らず、「,」で訳出した。
2. 民法典における相続法からの変更点等を明らかにするため、①新しい規範や文言が増加した部分については民法典にゴシック体で示した。②削除された部分については関連規定に取り消し線で示した。③法改正等にとまなう表現の変更については民法典・関連規定の対応部分に下線で示した。④相続法以外の他の法律、法規、司法解釈等を取り込んだ部分についてはイタリック体および当該条文を提示することで示した。なお、これら①から④の区分については相対的なものであるが、主に杜月秋＝孫政編『民法典条文対照與重点解説』法律出版社、2020年、中国法制出版社編『中華人民共和國民法典 含新旧與關聯對照』中国法制出版社、2020年を参照した。
3. 翻訳中の〔 〕内の語は中国語の原文を示すものである。
4. 関連法規として示した法規の名称には、以下の「 」内のような略称を用いている。
 - ・【相続法解釈】…最高人民法院「中華人民共和國相続法」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（1985年9月11日，法（民）発〔1985〕22号，2021年1月1日廃止）

中華人民共和國民法典（相続編）	中華人民共和國相続法
(2020年5月26日第11回全国人民代表大會常務委員會第12次會議にて採択)	(1985年4月10日，第6期全国人民代表大會第3回會議にて採択，2021年1月1日廃止)
第6編 相続	目次 第1章 総則（1条－8条） 第2章 法定相続（9条－15条） 第3章 遺言相続及び遺贈（16条－22条） 第4章 遺産の処理（23条－34条） 第5章 附則（35条－37条）
第1章 一般規定	第1章 総則

第 1119 条 本編は、相続により生じる民事関係を規律する。

第 1120 条 国は、自然人の相続権を保護する。

第 1121 条 相続は、被相続人が死亡した時に開始する。

②相互に相続関係にある数人が同一の事件において死亡し、死亡の時間を確定することが困難である場合は、他に相続人のいない者が先に死亡したものと推定する。全員に他の相続人がいて、世代〔輩份〕が異なるときは、尊属が先に死亡したものと推定し、世代が同一のときは、同時に死亡したものと推定し、相互に相続が生じないものとする。

第 1122 条 遺産とは、自然人が死亡した時に遺される個人の合法的財産である。

②法律の規定により、又はその性質に基づいて相続することができない遺産は、相続することができない。

第 1123 条 相続開始後は、法定相続に従って進めるものとするが、遺言がある場合は、遺言による相続又は遺贈に従って進めるものとし、遺贈扶養の合意があるときは、合意に従って進めるものとする。

第 1124 条 相続開始後、相続人が相続の放棄をする場合は、遺産を処理する前に、書面形式によって相続放棄の表示をしなければならず、表示をしないときは、相続を承認したものとみなす。

第 1 条 「中華人民共和國憲法」の規定に基づき、公民の私有財産の相続権を保護するために、本法を制定する。

第 1 条 「中華人民共和國憲法」の規定に基づき、公民の私有財産の相続権を保護するために、本法を制定する。

第 2 条 相続は、被相続人が死亡した時に開始する。

【相続法解釈】 2. 相互に相続関係にある何人かの人が同一の事件において死亡し、もし死亡の先後の時間を確定することができない場合は、相続人のいない者が先に死亡したものと推定する。死亡者のそれぞれに全員相続人がいるとき、も七何人かの死亡者の世代〔輩分〕が異なれば、尊属が先に死亡したものと推定し、何人かの死亡者の世代が同一であれば、同時に死亡したものと推定し、この間で相続は生じず、彼らの各自の相続人が個別に相続するものとする。

第 3 条 遺産とは、公民が死亡した時に遺される個人の合法的財産であって、以下のものが含まれる。

- (一) 公民の収入
- (二) 公民の家屋、貯蓄及び生活用品
- (三) 公民の林木、家畜及び家禽
- (四) 公民の文物、図書資料
- (五) 法律により公民の所有が許されている生産手段
- (六) 公民の著作権、特許権のうちの財産的権利
- (七) 公民のその他の合法的財産。

第 5 条 相続開始後は、法定相続に従って進めるものとするが、遺言がある場合は、遺言による相続又は遺贈に従って進めるものとし、遺贈扶養の合意があるときは、合意に従って進めるものとする。

第 25 条 相続開始後、相続人が相続の放棄をする場合は、遺産を処理する前に、相続放棄の表示をしなければならない。表示をしないときは、相続を承認したものとみなす。

②受遺者は、遺贈を知った日から60日以内に、遺贈の承認又は放棄の表示をしなければならず、期間内に表示をしないときは、遺贈を放棄したものとみなす。

第1125条 相続人に以下の列挙する行為の1つがあった場合は、相続権を失う。

- (一) 故意に被相続人を殺害した
- (二) 遺産を奪うために他の相続人を殺害した
- (三) 被相続人を遺棄した、又は被相続人を虐待し情状が重大である
- (四) 遺言を偽造、改ざん、隠匿又は破棄し、情状が重大である
- (五) 詐欺、強迫の手段によって被相続人が遺言をする、変更するもしくは撤回することを強制又は妨害し、情状が重大である。

②相続人に前項第3号から第5号の行為があったが、確かに悔い改める表現があつて、被相続人が許した又は事後に遺言にその者を相続人として記載したときは、当該相続人は相続権を失わない。

③受遺者に本条第1項の規定する行為があつたときは、遺贈を受ける権利を失う。

第2章 法定相続

第1126条 相続権は、男女平等である。

第1127条 遺産は、以下に列挙する順位により相続する。

- (一) 第1順位：配偶者、子、父母
- (二) 第2順位：兄弟姉妹、祖父母、外祖父母。

②相続開始後は、第1順位の相続人が相続するものとし、第2順位の相続人は相続しないが、第1順位の相続人による相続がなければ、第2順位の相続人が相続する。

③本編にいう子には、嫡出子、非嫡出子、養子及び扶養関係にある継子が含まれる。

②受遺者は、遺贈を知った日から4か月以内に、遺贈の承認又は放棄の表示をしなければならない。期間内に表示をしないときは、遺贈を放棄したもの

第7条 相続人に以下の列挙する行為の1つがあった場合は、相続権を失う。

- (一) 故意に被相続人を殺害した場合
- (二) 遺産を奪うために他の相続人を殺害した場合
- (三) 被相続人を遺棄した、又は被相続人を虐待し情状が重大である場合
- (四) 遺言を偽造、改ざん又は破棄し、情状が重大である場合。

第2章 法定相続

第9条 相続権は、男女平等である。

第10条 遺産は、以下に列挙する順位により相続する。

- 第1順位：配偶者、子、父母
- 第2順位：兄弟姉妹、父方の祖父母、母方の祖父母。

②相続開始後は、第1順位の相続人が相続するものとし、第2順位の相続人は相続しない。第1順位の相続人の相続がなければ、第2順位の相続人が相続する。

③本法に言うところの子には、嫡出子、非嫡出子、養子及び扶養関係にある継子が含まれる。

④本編にいう父母には、実父母、養親及び扶養関係にある継父母が含まれる。

⑤本編にいう兄弟姉妹には、父母の双方を同じくする兄弟姉妹、異母又は異父の兄弟姉妹、養子縁組による兄弟姉妹、扶養関係にある継兄弟姉妹が含まれる。

第 1128 条 被相続人の子が被相続人より先に死亡した場合は、被相続人の子の直系卑属の血族が代襲相続する。

②被相続人の兄弟姉妹が被相続人より先に死亡した場合は、被相続人の兄弟姉妹の子が代襲相続する。

③代襲相続人は、原則として被代襲相続人が相続の権利を有する相続分のみ相続することができる。

第 1129 条 配偶者を亡くした妻が亡き夫の父母について、配偶者を亡くした夫が亡き妻の父母について、主たる扶養義務を尽くした場合は、第 1 順位の相続人となる。

第 1130 条 同一順位の相続人が相続する遺産の相続分は、原則として相等しいものとする。

②生活に特殊な困難がある、又は労働能力を欠く相続人については、遺産分配時に、配慮しなければならない。

③被相続人について主たる扶養義務を尽くした、又は被相続人と共同生活をしていた相続人には、遺産分配時に、多く分与することができる。

④扶養能力があり、なおかつ扶養の条件を有する相続人が、扶養義務を尽くさない場合、遺産分配時に、分与しない、又は少なく分与することができる。

⑤相続人が協議して同意したときは、相等しいものとしないこともできる。

第 1131 条 相続人以外で被相続人の扶養に頼って

④本法に言うところの父母には、実父母、養親及び扶養関係にある継父母が含まれる。

⑤本法に言うところの兄弟姉妹には、父母の双方を同じくする兄弟姉妹、異母又は異父の兄弟姉妹、養子縁組による兄弟姉妹、扶養関係にある継兄弟姉妹が含まれる。

第 11 条 被相続人の子が被相続人より先に死亡した場合は、被相続人の子の卑属の直系血族が代襲相続する。代襲相続人は、原則としてその父又は母が相続の権利を有する相続分のみ相続することができる。

第 12 条 配偶者を亡くした妻が亡き夫の父、亡き夫の母について、配偶者を亡くした夫が亡き妻の父、亡き妻の母について、主たる扶養義務を尽くした場合は、第 1 順位の相続人となる。

第 13 条 同一順位の相続人が相続する遺産の相続分は、原則として相等しいものとする。

②生活に特殊な困難があつて、労働能力を欠く相続人については、遺産分配時に、配慮しなければならない。

③被相続人について主たる扶養義務を尽くした、又は被相続人と共同生活をしていた相続人には、遺産分配時に、多く分与することができる。

④扶養能力があり、なおかつ扶養の条件を有する相続人が、扶養義務を尽くさない場合、遺産分配時に、分与しない、又は少なく分与することができる。

⑤相続人が協議して同意したときは、相等しいものとしないこともできる。

第 14 条 相続人以外で被相続人の扶養に頼ってい

いた者、又は相続人以外で被相続人について比較的多くの扶養を行った者には、適当な遺産を分与することができる。

第 1132 条 相続人は、相互に理解して相互に譲歩し、和睦と団結の精神で、相続問題を協議して処理しなければならない。遺産分割の時期、方法及び相続分については、相続人が協議によって確定するものとするが、協議が調わない場合は、人民調停委員会の調停によって調停する、又は人民法院に訴えを提起することができる。

第 3 章 遺言相続及び遺贈

第 1133 条 自然人は、本法の規定に従い遺言をして個人の財産を処分ことができ、なおかつ遺言執行者を指定することができる。

②自然人は、遺言をして法定相続人の中の 1 人又は数人を指定して個人の財産を相続させることができる。

③自然人は、遺言をして個人の財産を国、集団又は法定相続人以外の組織、個人に贈与することができる。

④自然人は、法により遺言信託をすることができる。

第 1134 条 自筆遺言は、遺言者が自書し、署名し、年月日を明記するものとする。

第 1135 条 代書遺言は、2 人以上の証人が立ち合い、その内の 1 人が代書し、なおかつ遺言者、代書者及びその他の証人が署名し、年月日を明記しなければならない。

第 1136 条 プリントアウト遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。遺言者及び証人は、遺言の全頁に署名し、年月日を明記しなければならない。

第 1137 条 録音録画の形式とする遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。遺言者

た、~~労働能力を欠く、又は収入源を有しない者、若しくは相続人以外の者であって、~~相続人以外で被相続人について比較的多くの扶養を行った者には、彼らに適当な遺産を分与することができる。

第 15 条 相続人は、相互に理解して相互に譲歩し、和睦と団結の精神で、相続問題を協議して処理しなければならない。遺産分割の時期、方法及び相続分については、相続人が協議によって確定するものとする。協議が調わない場合は、人民調停委員会の調停によって調停する、又は人民法院に訴えを提起することができる。

第 3 章 遺言相続及び遺贈

第 16 条 公民は、本法の規定に従い遺言をして個人の財産を処分ことができ、なおかつ遺言執行者を指定することができる。

②公民は、遺言をして法定相続人の 1 人又は数人を指定して個人の財産を相続させることができる。

③公民は、遺言をして個人の財産を国、集団又は法定相続人以外の者に贈ることができる。

第 17 条②自筆遺言は、遺言者が自書し、署名し、年月日を明記するものとする。

第 17 条③代書遺言は、2 人以上の証人が立ち合い、その内の 1 人が代書し、年月日を明記し、なおかつ遺言者、代書者及びその他の証人が署名しなければならない。

←新設

第 17 条④録音の形式とする遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。

及び証人は、録音録画中にその氏名又は肖像、及び年月日を記録しなければならない。

第 1138 条 遺言者は、危急の状況において、口授での遺言をすることができる。口授での遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。危急の状況が消滅した後、遺言者が書面又は録音録画の形式で遺言をすることでできる場合、口授でなされた遺言は無効とする。

第 1139 条 公証遺言は、遺言者が公証機構を経てする。

第 1140 条 以下に列挙する者は、遺言の証人となることができない。

- (一) 民事行為無能力者、制限民事行為能力者及び立ち会い能力を有しないその他の者
- (二) 相続人、受遺者
- (三) 相続人、受遺者と利害関係を有する者

第 1141 条 遺言は、労働能力を欠き、かつ生活の収入源を有しない相続人のために必要な遺産分を留保しなければならない。

第 1142 条 遺言者は、自己のした遺言を撤回 [撤回]、変更することができる。

② 遺言をした後、遺言者が遺言の内容に反する民事法律行為を行った場合は、遺言の関連内容についての撤回とみなす。

③ 複数の遺言がなされ、内容が相互に抵触する場合は、最後の遺言によるものとする。

第 1143 条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者がした遺言は、無効とする。

② 遺言は遺言者の真実の意思が表示されなければならない。詐欺、強迫を受けてなされた遺言は、無効とする。

③ 偽造された遺言は、無効とする。

④ 遺言が変造された場合、変造された内容は、無効とする。

第 17 条⑤ 遺言者は、危急の状況において、口授での遺言をすることができる。口授での遺言は、2 人以上の証人が立ち会わなければならない。危急の状況が解消した後、遺言者が書面又は録音の形式を用いて遺言をすることでできる場合、口授でなされた遺言は無効とする。

第 17 条① 公証遺言は、遺言者が公証機関を経てする。

第 18 条 以下に列挙する者は、遺言の証人となることができない。

- (一) 行為無能力者、制限行為能力者
- (二) 相続人、受遺者
- (三) 相続人、受遺者と利害関係を有する者。

第 19 条 遺言は、労働能力を欠き、かつ生活の収入源を有しない相続人について必要な遺産分を留保しなければならない。

第 20 条 遺言者は、自己のした遺言を撤回 [撤回]、変更することができる。

② 複数の遺言がなされ、内容が相互に抵触する場合は、最後の遺言によるものとする。

③ 自筆、代筆、録音、口頭の遺言では、公証遺言を撤回、変更することができない。

第 22 条 行為無能力者又は制限行為能力者がした遺言は、無効とする。

② 遺言は遺言者の真実の意思が表示されなければならない。強迫、詐欺を受けてなされた遺言は、無効とする。

③ 偽造された遺言は、無効とする。

④ 遺言が変造された場合、変造された内容は、無効とする。

第1144条 遺言相続又は遺贈が負担付である場合、相続人又は受遺者は、義務を履行しなければならない。正当な理由なく義務を履行しないときは、利害関係者又は関係する組織の請求を経て、人民法院は、その者〔其〕が負担付の部分の遺産を取得する権利を取り消すことができる。

第4章 遺産の処理

第1145条 相続開始後、遺言執行者は遺産管理人となるものとするが、遺言執行者がいない場合、相続人は遅滞なく遺産管理人を選出しなければならず、相続人が選出しないときは、相続人が共同で遺産管理人を担当するものとするが、相続人がいない、又は相続人がいずれも相続放棄をするときは、被相続人の生前の住所地の民政部门又は村民委員会が遺産管理人を担当するものとする。

第1146条 遺産管理人の確定について争いがある場合、利害関係者は、人民法院に遺産管理人の指定を申請することができる。

第1147条 遺産管理人は、以下に列挙する職責を履行しなければならない。

- (一) 遺産を整理し、なおかつ遺産の目録を作成する
- (二) 相続人に遺産の状況を報告する
- (三) 必要な措置を講じて遺産の毀損、滅失を防止する
- (四) 被相続人の債権債務を処理する
- (五) 遺言又は法律の規定に従って遺産を分割する
- (六) 遺産の管理に関するその他の必要な行為を行う。

第1148条 遺産管理人は、法により職責を履行しなければならない。故意又は重大な過失によって相続人、受遺者、債権者に損害を与えた場合は、民事責任を負わなければならない。

第1149条 遺産管理人は、法律の規定により、又は約定に従って報酬を得ることができる。

第1150条 相続開始後に、被相続人の死亡を知った相続人は、遅滞なくその他の相続人及び遺言執行者に通知しなければならない。相続人の中に被相続人の死亡を知る者がいない、又は被相

第21条 遺言相続又は遺贈が負担付である場合、相続人又は受遺者は、義務を履行しなければならない。正当な理由なく義務を履行しないときは、関係する単位〔単位〕又は個人の請求を経て、人民法院は、彼〔他〕が遺産を取得する権利を取り消すことができる。

第4章 遺産の処理

←新設

←新設

←新設

←新設

←新設

第23条 相続開始後に、被相続人の死亡を知った相続人は、遅滞なくその他の相続人及び遺言執行者に通知しなければならない。相続人の中に被相続人の死亡を知る者がいない、又は被相続

続人の死亡を知ったが通知することができない場合は、被相続人の生前の単位又は住所地の居民委員会、村民委員会が通知の責任を負う。

第 1151 条 遺産を保有している者は、遺産を適切に保管しなければならず、いかなる組織もしくは個人も横領又は争奪をしてはならない。

第 1152 条 相続開始後に、相続人が遺産分割前に死亡したが、相続放棄をしていなかった場合、当該相続人の相続すべき遺産は、その相続人に移転するが、但し、遺言に別段の定めがある場合は除く。

第 1153 条 夫婦の共有財産は、約定がある場合を除き、遺産分割の時に、先に共有財産の半分を分離して配偶者の所有とし、その残りを被相続人の遺産とする。

②遺産が家族の共有財産に属するときは、遺産分割の時に、先に他の者の財産を分離しなければならない。

第 1154 条 以下に列挙する事由の 1 つがある場合、遺産中の関係する部分は法定相続に従って処理しなければならない。

- (一) 遺言相続人が相続を放棄した又は受遺者が遺贈を放棄した
- (二) 遺言相続人が相続権を喪失した又は受遺者が遺贈を受け取る権利を喪失した
- (三) 遺言相続人、受遺者が遺言者より先に死亡した又は終了した
- (四) 遺言の無効部分にかかる遺産
- (五) 遺言で未処分の遺産。

第 1155 条 遺産分割の時には、胎児の相続分を留保しなければならない。胎児が分娩時に死体であった場合、留保された分は、法定相続に従って処理する。

第 1156 条 遺産分割は、生産及び生活の必要性に有利でなければならず、遺産の効用を損なってはならない。

人の死亡を知っても通知することができない場合は、被相続人の生前の単位又は住所地の居民委員会、村民委員会が通知の責任を負う。

第 24 条 遺産を保有している者は、遺産を適切に保管しなければならず、いかなる者も横領又は争奪をしてはならない。

【相続法解釈】 52. 相続開始後に、相続人が相続放棄の意思表示をせずに、遺産分割前に死亡した場合、その者が遺産を相続する権利は彼の合法の相続人に移転する。

第 26 条 夫婦の婚姻期間中に取得した共有財産は、約定のある場合以外では、もし遺産を分割するのであれば、先に当該共有財産の半分を分離して配偶者の所有とし、その残りを被相続人の遺産とする。

②遺産が家族の共有財産に属するときは、遺産分割の時に、先に他の者の財産を分離しなければならない。

第 27 条 以下に列挙する事由の 1 つがある場合、遺産中の関係する部分は法定相続に従って処理しなければならない。

- (一) 遺言相続人が相続を放棄した又は受遺者が遺贈を放棄した場合
- (二) 遺言相続人が相続権を喪失した場合
- (三) 遺言相続人、受遺者が遺言者より先に死亡した場合
- (四) 遺言の無効部分にかかる遺産
- (五) 遺言で未処分の遺産。

第 28 条 遺産分割の時には、胎児の相続分を留保しなければならない。胎児が出生時に死体であった場合、留保された分は、法定相続に従って処理する。

第 29 条 遺産分割は、生産及び生活の必要性に有利でなければならず、遺産の効用を損なってはならない。

②分割に適さない遺産は、換価、適切な補償又は共有等の方法によって処理することができる。

第 1157 条 夫婦の一方が死亡した後他方が再婚した場合であっても、相続した財産を処分する権利を有し、いかなる組織又は個人も干渉してはならない。

第 1158 条 自然人は、相続人以外の組織又は個人と扶養義務付遺贈協定を締結することができる。協定に従い、当該組織又は個人は当該自然人の生前の扶養と死後の葬儀の義務を負い、遺贈を受ける権利を有する。

第 1159 条 遺産分割は、被相続人が法に従って納付すべき税金及び債務を清算しなければならないが、但し、労働能力を欠き、かつ生活の収入源を有しない相続人のために必要である遺産を留保しなければならない。

第 1160 条 相続する者がなく、受遺者もない遺産は、国家所有に帰属し、公益事業に用いるものとし、死者が生前に集団所有制組織の構成員であった場合は、所在していた集団所有制組織の所有に帰属する。

第 1161 条 相続人は、取得した遺産の実際の価値を限度として、被相続人の法に従って納付すべき税金及び債務を清算するものとする。遺産の実際の価値を超える部分については、相続人が任意に弁済する場合はこの限りでない。

②相続人が相続を放棄するときは、被相続人の法に従って納付すべき税金及び債務について、清算する責任を負わなくてもよい。

第 1162 条 遺贈の執行は、遺贈者の法に従って納付すべき税金の納付及び債務の清算を妨げてはならない。

②分割に適さない遺産は、換価、適切な補償又は共有等の方法によって処理することができる。

第 30 条 夫婦の一方が死亡した後他方が再婚した場合であっても、相続した財産を処分する権利を有し、いかなる人も干渉してはならない。

第 31 条 公民は、扶養者と扶養義務付遺贈協定を締結することができる。協定に従い、扶養者は当該公民の生前の扶養と死後の葬儀の義務を負い、遺贈を受ける権利を有する。

②公民は、集団所有制組織と扶養義務付遺贈協定を締結することができる。協定に従い、集団所有制組織は当該公民の生前の扶養と死後の葬儀の義務を負い、遺贈を受ける権利を有する。

【相続法解釈】 61.相続人のうち労働能力を欠き、かつ生活の収入源を有しない者があり、遺産が債務の弁済に不足する場合は、その者のために適当な遺産を留保し、その後には相続法 33 条および民事訴訟法 180 条の規定に従って債務の弁済をしなければならない。

第 32 条 相続する者がなく、受遺者もない遺産は、国家所有に帰属し、死者が生前に集団所有制組織の構成員であった場合は、所在していた集団所有制組織の所有に帰属する。

第 33 条 遺産の相続は、被相続人の法に従って納付すべき税金を納付及び債務を清算しなければならないが、税金の納付及び債務の清算は、その遺産の実際の価値を限度とする。遺産の実際の価値を超える部分については、相続人が任意に弁済する場合はこの限りでない。

②相続人が相続を放棄するときは、被相続人の法に従って納付すべき税金及び債務について、弁済する責任を負わなくてもよい。

第 34 条 遺贈の執行は、遺贈者の法に従って納付すべき税金の納付及び債務の清算を妨げてはならない。

第 1163 条 法定相続があり遺言相続、遺贈もある場合は、法定相続人が被相続人の法に従って納付すべき税金及び債務を清算するものとし、法定相続遺産の実際の価値を超える部分については、遺言相続人及び受遺者が相続分の割合に応じて取得した遺産を以って清算する。

【相続法解釈】 62. 遺産分割が既になされたが未だ債務が清算されていない時に、もし法定相続があり、遺言相続および遺贈もある場合は、まず法定相続人が取得した遺産を用いて債務を精算するものとし、清算に不足するときは、残った債務を遺言相続人及び受遺者が相続分の割合に応じて取得した遺産を用いて弁済するものとし、もし遺言相続及び遺贈のみであるときは、遺言相続人及び受遺者が相続分に応じて取得した遺産を用いて弁済するものとする。

*本研究は JSPS 科研費 19K01252 の助成を受けた研究成果の一部である。

《注》

- (1) 新華社 HP 「中国民法典誕生！」 [http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1247ca1d376e47e9b02a3053dd438e2d.shtml] (2022 年 6 月 22 日最終アクセス)。
- (2) 日本語での書籍としては、鈴木賢『現代中国相続法の原理——伝統の克服と継承』成文堂、1992 年、加藤美穂子『中国家族法「婚姻・養子・相続」問答解説』日本加除出版、2008 年等がある。
- (3) 相続編を含む中国民法典の翻訳については、小田美佐子＝朱曄「中華人民共和国民法典（1-2・完）」立命館法学 390・391 号、412-477 頁・436-507 頁、2020 年、胡光輝『中華人民共和国民法典 2021 年 1 月施行 立法経緯・概要・邦訳』日本加除出版、2021 年 2 月、孫海萍編著、方達法律事務所日本業務チーム著『新しい中国民法』商事法務、2021 年 2 月、渠涛訳、道垣内弘人＝田澤元章＝宇田川幸則監修、大村敦志編集協力『中華人民共和国民法典 I 対照条文編』商事法務、2022 年等がある。
- (4) 相続法の翻訳については、錢偉榮訳「中華人民共和國相続法（仮訳）」高岡法科大学紀要 22 号、2011 年等がある。

(原稿受付 2022 年 10 月 29 日)



退職挨拶

朱 炎

拓殖大学で14年間お世話になって、いよいよ定年退職を迎えるようになる。

拓大に着任するまで、シンクタンクに約20年間身を置き、アジア経済、とくに中国経済を研究してきた。前世紀80年代以降、経済のグローバル化の波に乗って、アジア経済は急速に成長してきている。日本も中国などアジア諸国との経済連携を深めながら、相互依存の関係を作り上げ、経済成長を維持してきた。このような背景のもとで、研究機関、そして大学にもアジア諸国とくに中国経済の研究、情報分析が求められる。私はアジア経済・中国経済の実態について研究を進め、日本の各界に向けて発信してきた。

このような大きな流れのもとで、大学教育にも国際経済への理解を、「問題発見解決能力を身につけること」の一環として重視され、教員の実務経験を教学に活用することも必要となった。

シンクタンクから大学に移って、最初に直面することは研究者から教育者への役割転換であり、慣れるまで数年間かかった。シンクタンクのクライアントは主に企業であり、研究者としてニーズを把握し、研究成果をまとめることに慣れた。しかし、大学では主なクライアントは学生であり、教えることをいかに分かりやすく説明し、同時に学生の学習意欲を引き出すことが重要である。一方、大学でも研究環境が整えるが、企業であるシンクタンクほどの競争と圧力がなかったためか、研究成果のアウトプットは少なくなった。

定年退職を迎え、学者や教師の職務を終えるが、研究と教学の環境が期待と異なる方向に変化する動きがある。アンチグローバル化や、経済合理化よりも政治関係と陣営によってサプライチェーンを再編する言動がある。研究者として、アジア経済と中国経済を研究する際、グローバル化とウィンウィンをもたらす経済合理化の視点を捨てないことを期待する。

また、教学に関しては、日本にとって重要で不可欠な中国経済の実態を学生に教え、中国経済に関連する科目は重要だと思う。しかし、私が退職すると、政経学部には中国経済を専門とする専任教員はいなくなることは残念に思う。

拓大で14年間、私にとって職業人生で最も長い務めである。感謝すると同時に拓大の益々の発展を心からお祈りする。

《略歴と業績》

〔生 年〕

1957年中国上海市生まれ

〔学 歴〕

1978年3月中国復旦大学経済学部入学

1982年2月同大学同学部卒業

1986年4月一橋大学大学院経済学研究科入学

1987年4月同大学院同研究科修士課程入学

1989年3月同大学院同研究科同課程卒業

1989年4月同大学院同研究科博士課程入学

1990年3月同大学院同研究科同課程退学

〔職 歴〕

1982年2月中国上海市財政局勤務（1986年3月まで）

1990年4月富士総合研究所勤務（1996年3月まで）

1996年4月富士通総研経済研究所勤務（2009年3月まで）

2009年4月拓殖大学政経学部教授（現在に至る）

取得学位経済学修士

専攻分野アジア経済

担当科目中国研究

〔著 書〕

単著『華人ネットワークの秘密——アジアの新龍』東洋経済新報社 1995年

単著『変わる香港経済変わらない香港経済』東洋経済新報社 1997年

編著『徹底検証 アジア華人企業グループの実力』ダイヤモンド社 2000年

共著『日本における華僑華人研究』風響社 2003年

単著『台湾企業に学ぶものが中国を制す』東洋経済新報社 2005年

共著『東アジアの発展と中小企業——グローバル化のなかの韓国・台湾——』学術出版会 2006年

共著『進化する香港 潜在競争力「世界一」の秘密を探る』NNA2007年

共著『海外進出する中国経済』日本評論社 2008年

共著『中国の外資政策と日系企業』勁草書房 2009年

- 共著『華人経済師のみた中国の実力』日本経済新聞社 2009 年
編著『国際金融危機後の中国経済』勁草書房 2010 年
編著『中国経済の成長持続性』勁草書房 2011 年
共著『変貌する中国経済と日系企業の役割』勁草書房 2012 年
共著『インド vs. 中国——二大新興国の実力比較——』日本経済新聞出版社 2012 年
共著『東南アジアと中国・華僑』成文堂 2012 年
共著『中国多国籍企業の海外進出 東アジアの製造業を中心に』日本評論社 2013 年
共著『ステート・キャピタリズムとしての中国 市場か政府か』勁草書房 2013 年
共著『日本と東南アジア さらなる友好関係の構築に向けて』鳳書房 2014 年
翻訳『共生経済学 世界経済を持続的発展させる新秩序』（上・下）東洋経済新報社 2015 年
共著『一带一路からユーラシア新世紀の道』日本評論社 2018 年
共著『アジア共同体の構築——実践と課題』日本僑報社 2021 年



退職にあたって

立花 亨

2004年4月の着任以来、19年に亘って政経学部で教鞭をとる機会に恵まれました。国際学部（当時は国際開発学部）での非常勤講師の経験を含めれば、都合20年以上、この大学でお世話になったこととなります。

大学卒業後に財団法人中東経済研究所に入所し、同研究所が財団法人日本エネルギー経済研究所の一部門（中東研究センター）となった後も、官庁や企業の担当者、一般人を対象に中東に関する解説や説明をする機会がありました。ただ、そのときの相手は基本的に社会経験と中東の知識をもった大人で、聴き手のほとんどが青年初学者という授業は、新鮮な経験でした。

民間の研究所時代は対価が期待できる研究を優先せざるをえず、結果として研究は中東の現状を扱うものが多くなりました。基礎的な研究になかなか手をつけることができないことが、当時の悩みでした。そのため着任を機に自らに課したのは、①人間行動としてのイスラームの相対化、②強権的中東と分権的日本との比較、の二つでした。幸い、在職中に①には『一神教と人間』、②には『中東体制の生態学』という形を与えることができました。

①に関してはクラーンの数量的分析に踏み込んだため、分類や集計を念頭に、聖典のデータ化という作業が必要でした。この面では当時の院生に多くを負っており、院生やゼミの学生には恵まれたと思っています。②に関しては、研究費という大学の支援に助けられました。外部資金を頼りに進めた研究も少なくありませんが、中東関係で獲得した資金だと日本国内での出張調査にはあえて国内に出張する理由の説明等、制約が多く存在しました。大学の研究費にはそうした制約がなく、九州や中国・四国・近畿の各地方で先史時代の遺跡を訪ね、権力の形態をシュメルやエジプトと比較することができました。

在勤中にいただいたこうした支援に感謝するとともに、今後のさらなるご発展をお祈りする次第です。

《略歴と業績》

〔略歴〕

- 1981年3月 慶應義塾大学法学部卒業
- 1981年4月 財団法人中東経済研究所研究員
- 1988年8月 財団法人中東経済研究所副主任研究員
- 1992年9月 財団法人中東経済研究所カイロ事務所長
- 1995年4月 財団法人中東経済研究所主任研究員
- 2004年4月 拓殖大学政経学部助教授
- 2005年4月 拓殖大学政経学部教授
- 2011年4月 拓殖大学政経学部経済学科長
- 2013年4月 拓殖大学政経学部学部長

〔主要著作等〕

(単著)

- 1996年9月 『イスラム主義の真実』（勁草書房）
- 2014年9月 『一神教と人間～ユダヤ教からキリスト教を経てイスラームへ』（アカシクライブラリー）
- 2022年3月 『中東体制の生態学～集権的中東と分権的日本』（日本経済新聞出版）

(共著)

- 1990年11月 『分析・湾岸危機』（日本経済新聞社）
- 1992年4月 『十年後の衝撃』（PHP 出版社）
- 2002年3月 『憎まれるアメリカの正義』（講談社）

(論文)

- 1984年9月 「イスラエルの占領地政策」『中東情勢と石油の未来』（東洋経済新報社）
- 1985年9月 'US Aid to the Middle East', *JIME REVIEW* (No. 6).
- 1988年2月 「為替変動と中東産油国」『現代中東研究』（1988.2）
- 1990年2月 「戦争と地域、覇権、経済」『現代中東研究』（1990.2）
- 1992年2月 'Japanese Diplomacy at the Time of the Gulf Crisis and War', *JIME REVIEW* (No. 15).
- 1995年11月 'Structural Adjustments in Egypt, Morocco, Tunisia and Turkey', *JIME REVIEW* (No. 30).
- 1997年8月 「原理主義の起源～レヴィ著『危険な純粹さ』を手がかりに」『現代中東研究』（1997.8）

- 1998年2月 'Two Principles on a Collision Course: Turkey, Kemalism and the Welfare Party', *JIME REVIEW* (No. 38).
- 1998年11月 'Democracy and Fundamentalism', *JIME REVIEW* (No. 41).
- 1999年2月 'The Genealogy of Democracy and Its Implications in the Democratisation Process', *JIME REVIEW* (No. 42).
- 1999年4月 「新局面を迎えたイラク問題の今後」『現代中東研究』(Vol. 3, No. 1)
- 2000年4月 「イラン総選挙～改革派の勝利とその意味」『現代中東研究』(Vol. 4, No. 1)
- 2002年1月 「アフガン戦争が残したもの」『現代中東研究』(Vol. 5, No. 3)
- 2004年1月 「『戦後』イラクの混乱」『海外事情』(Vol. 52, No. 1)
- 2004年2月 「混乱するイラク情勢」(平成15年度中東経済研究所国際シンポジウム提出論文)
- 2004年9月 「イラク情勢～ナジャフ戦闘とその意味」『海外事情』(Vol. 52, No. 9)
- 2005年3月 「移行国民議会選挙後のイラク」(中東経済研究所情勢分析報告会提出論文)
- 2006年3月 「治安回復への遠き道程～開戦から3年のイラク」『中東動向分析』(Vol. 4, No. 11)
- 2007年3月 「治安の現状と行方」『イラク復興支援のための経済産業基盤等に関する調査』(第1章)
- 2007年7月 「拡大するイスラム金融とその限界」『中東動向分析』(Vol. 6, No. 4)
- 2008年12月 「イスラム金融とその可能性」『法学研究』(81巻12号)
- 2011年3月 「サウジアラビアにおける農業政策の転換」*Macro Review* (Vol. 23, No. 2)
- 2012年7月 「イスラム教徒は『特殊』なのか～テロ、民主化と中東イスラム社会」(拓殖大学政治経済研究所公開講座 [2012.7.21] 提出論文)
- 2014年3月 「クルアーンの解剖～一神教と人間」『政治・経済・法律研究』(第16巻第2号)
- 2017年5月 「熊本地震に見る災害時の石油供給～東日本大震災の教訓は活かされたのか」『ペトロテック』(Vol. 40, No. 5)

〔解説・口頭発表等〕

- 2005年1月 「イスラームと民主主義」『季刊・アラブ』(2004年冬)
- 2005年3月 「中東イスラム世界における民主化～その制約」『中東動向報告2005』
- 2005年8月 「拡散するアルカイダの影響力」『エコノミスト』(2005.8.5)
- 2006年3月 「力による民主化の試み～なぜイラクでは足踏みを余儀なくされているのか」『平成17年度石油製品品質面受給対策調査』
- 2007年2月 「画一的な民主化が招いた内戦状態」『エコノミスト臨時増刊』
- 2007年10月 「『テロとの戦い』が世界を危険に晒している」『エコノミスト』(2007.10.7)
- 2008年2月 「中東情勢～宗派間の対立を激化させる米国の武器、資金供与」『エコノミスト臨時増刊：図説日本経済2008』

- 2009年2月 「主戦場はイラクからアフガニスタンへ」『エコノミスト臨時増刊：図説日本経済2009』
- 2009年3月 「イスラム金融と対中東経済関係の強化」『新たなアジア・中東経済関係構築に向けた基礎調査』
「オバマ外交の不安～中東政策には『チェンジ』なし」『エコノミスト』（2009.3.10）
- 2010年2月 「オバマ vs タリバン～米国の新戦略はアフガンを安定化できるか」『エコノミスト臨時増刊：図説日本経済2010』
- 2010年3月 「イラン核開発問題～IAEA、露も批判 追加制裁へ埋まる外堀」『エコノミスト』（2010.3.10）
- 2011年2月 「青年層の失望と怒りがアラブの強権支配を揺るがした」『エコノミスト』（2011.2.22）
- 2013年2月 「イスラム金融を通じたアジア・中東産油国における経済関係の変化」（第28回マクロエンジニアリング学会年次研究大会 [2013.2.9] 報告）
- 2014年6月 「中東民主化への障害～一神教神観の視点から」（日本防衛学会春季研究大会 [2014.6.14] 報告）
「精神面から近代を準備した一神教」（国際開発事業研究会報告）
- 2015年2月 「緊急時における石油供給の円滑化～災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業とその課題」（日本マクロエンジニアリング学会第30回年次研究大会 [2015.2.28] 報告）
- 2016年11月 「イスラーム～人間の行動として」（一迫記念 READ 血液アカデミー財源発掘会議講演会報告）
- 2017年10月 「イスラーム世界を考える～『集権』の中東と『分権』の日本」（拓殖大学公開講座 [2017.10.28] 報告）

〔外部機関での活動〕

- 1997年8月 JICA 専門家派遣前集合研修講師
- 1997年12月 アジア経済研究所平成9年度事業評価委員
- 1998年2月 JICA 専門家派遣前集合研修講師
- 1998年4月 JICA 専門家派遣前集合研修講師
- 1999年9月 JICA 専門家派遣前集合研修講師
- 1999年11月 JICA 専門家派遣前集合研修講師
- 2002年5月 青年海外協力隊任国事情講師
- 2002年11月 公安調査庁平成14年度研修講師
- 2003年4月 エネルギー総合推進委員会中東動向調査委員会委員
- 2003年11月 参議院第一特別調査室客員研究員
- 2004年4月 エネルギー総合推進委員会中東動向調査委員会委員

財団法人中東経済研究所研究主幹

2004年10月 エネルギー・環境・文化国際協力協会理事

2004年11月 中東・北アフリカ・ビジネス推進委員会委員

2005年4月 財団法人日本エネルギー経済研究所中東研究センター総括研究理事

国際石油交流センター技術協力委員会委員

2006年1月 財団法人日本エネルギー経済研究所中東研究センター研究理事

2010年4月 財団法人日本エネルギー経済研究所客員研究員

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所、人文科学研究所、国際開発研究所、日本語教育研究所および地方政治行政研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
- (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
- (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の専任教員、兼任研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師（非常勤）の投稿について、年度1回を限度に認めることができる。

(著作権)

第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所

(1)論文	研究の課題、方法、結果、含意（考察）、技術、表現について明確であり、独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	本条第5項に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

①論文、②研究速報、③展望・解説、④設計・製図、⑤抄録（発表作品の概要を含む）、⑥その他（公開講座記録等）

- 2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限定する。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所紀要

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1)	原稿は、 6 月末日締切 - 10 月発行
(2)	原稿は、 10 月末日締切 - 3 月発行

2. 使用言語

言語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行43字×34行でプリント）2部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

①	論文	40,000 字（1 行 43 字×34 行で 27 頁）以内	} A4 縦版・横書
②	上記以外のもの	20,000 字（1 行 43 字×34 行で 14 頁）以内	

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし、脚注が相応しいと判断する場合、それも可とする。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を決められた日までに研究所に提出する。

8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

9. 原稿の審査・変更・再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

(2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

(4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通知する。

10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用OSとソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

12. 改廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、所長が決定する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	判例研究：	裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
②	解説論文：	他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
③	講演：	研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
④	シンポジウム：	研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。
⑤	書評：	専門領域の学術図書についての書評。
⑥	随想：	自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
⑦	通信：	個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。
⑧	報告：	学界展望など。研究所からの通知を含む。
⑨	資料：	上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

以上

執筆者紹介（目次掲載順）

奥田 進一（おくだ・しんいち）政 経 学 部 教 授	民法，環境法
杉浦 立明（すぎうら・たつあき）政 経 学 部 教 授	経済政策，労働市場
大倉 正雄（おおくら・まさお）政 経 学 部 名 誉 教 授	経済学，経済思想史
中島 醸（なかじま・じょう）政 経 学 部 准 教 授	アメリカ経済史，アメリカ移民政策
平山 勉（ひらやま・つとむ）政 経 学 部 准 教 授	経済史，経営史
菅谷 麻衣（すがや・まい）政 経 学 部 助 教	憲法，アメリカ憲法
長 友昭（ちよう・ともあき）政 経 学 部 教 授	民法，中国法

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和30年（1955年）の第9号を「創立55周年記念」とするに際して，本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第25巻第2号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 329) ISSN 0288-6650

2023年（令和5年）3月18日 印刷

2023年（令和5年）3月25日 発行

編 集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

編集委員 白石浩介 小竹聡 杉浦立明 丹野忠晋 近藤和貴

発 行 者 拓殖大学政治経済研究所長 白石 浩介

発 行 所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

印 刷 所 (株)外為印刷
